

令和 2 年 9 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月7日】

代表質疑

1 中島雅代（スクラム） 39～54ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 決算の評価について
 - (1) 総括について
 - (2) 実質単年度収支について
 - (3) 市民税について
 - (4) 地方交付税について
 - (5) 義務的経費について
 - (6) 投資的経費について
 - (7) 全体として予算のとおり執行できたのか
 - (8) 長期財政見通しについて
- 2 主要施策の成果について
 - (1) 評価基準について
 - (2) 結果から見えてくるものは何か
 - (3) 事業の成果は上がっているのか。また、改善すべき点はないのか
- 3 持続可能な財政状況であるのか

代表質疑

2 岡本公秀（新和会） 54～66ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和元年度は「機転の年」という位置づけであったが、決算の総括について問う
- 2 亀山駅周辺整備事業の現状、スケジュール、及び市民の知の拠点となる新図書館整備の進捗状況について
- 3 乗合タクシーの現在の利用状況及び利用促進に向けた取り組みについて
- 4 財政指標のうち、公債費負担比率及び市債残高に関する認識について
- 5 基金の現状及び市民生活に一層寄与するための組み替えについて
- 6 資金収支のうち、業務活動収支について
- 7 第4款 衛生費、第2項 清掃費、第3目 し尿処理費、大規模整備事業について
 - (1) 事業の内容について
- 8 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、三重大学亀山地域医療学講座支援事業について

(1) 亀山市立医療センターアクションプラン達成との関連について

議案第68号 専決処分した事件の承認について

- 1 専決処分した内容について
- 2 消防指令センターの自動出動サーバの機能及び故障時の対応について

議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 家庭的保育事業等とは、どの施設が該当するのか
- 2 保育所との連携について
- 3 利用乳幼児に対する食事の提供方法について
- 4 小規模保育事業A型及び事業所内保育事業において、保育室が4階以上に設けられている場合、避難用設備に変更があるのか
- 5 居宅訪問型保育事業について、家庭状況を鑑み、乳幼児に対する保育を加えることについて
- 6 利用乳幼児に食事を提供するにあたり、家庭的保育事業所内で調理する必要はなくなったのか
- 7 家庭的保育事業者が連携施設を確保しなくても子どもの入所先がなくなるおそれはないのか
- 8 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置を柔軟なものとする特例とはどのようなものか
- 9 今回の条例改正により、家庭的保育事業者等にはどのような影響があるのか

代表質疑

3 服部孝規（日本共産党） 66～81ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 過去10年間の「決算カード」の「財政指標」のうち、「実質収支」、「積立金取崩額」、「実質単年度収支」から見た令和元年度決算について
- 2 過去10年間の「地方債現在高」の推移から見た令和元年度決算について

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 地方公営企業法の全部適用から4年が経過した令和元年度決算の評価について
- 2 令和元年度の入院収益と外来収益について
- 3 平成28年度以降、当年度純損失が減少傾向にあることについて

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 歳入 第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金の減額補正について

代表質疑

4 森 美和子 (公明党) 81～93ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 歳入について
- 3 歳出について
- 4 不用額について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業及び、予防接種費用助成事業の増額補正について
 - (1) インフルエンザ予防接種費用の無償化について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正について
 - (1) 学校の臨時休業に伴う給食休止時の食材費等の損失補助について

代表質疑

5 鈴木達夫 (大樹) 93～104ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の「総括」について
- 2 消費税率等の改正に伴う影響について
 - (1) 幼児教育・保育の無償化の決算への影響について
 - (2) 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、プレミアム付商品券事業について
 - (3) 法人市民税改正に伴う影響について
- 3 令和元年度決算も市債残高が減少し、公債費負担比率が好転しているが、今後もこの財政運営を重視するのか
- 4 令和元年度基金の運用状況について
 - (1) 基金運用による地方債証券売払収入について
 - (2) 決算から見た「基金活用指針」の変更について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月8日】

代表質疑

1 森 英之（結） 107～119ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 歳入における自主財源と依存財源について
- 2 行財政改革大綱における財政改革について
 - (1) 経常収支比率について
 - (2) 総人件費について
- 3 基金運用状況について

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的について
- 2 防疫手当支給対象者について
- 3 防疫手当額の基準について

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 亀山市住生活基本計画との整合について
- 2 亀田（尾崎）住宅の入居状況について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、子育て世代包括支援事業の増額補正について
 - (1) 乳児全戸訪問について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正について
 - (1) 修学旅行キャンセル料の全額補助及び学校給食休止時の食材費等の損失補助について

代表質疑

2 櫻井清蔵（勇政） 120～131ページ

議案第55号から議案第62号までの令和元年度各会計決算の認定について

- 1 令和元年度の一般会計について、実質収支は6億5,375万円の黒字であるが、単年度収支では、3億6,447万円の赤字である。市長の現況報告において、もう少し丁寧な説明をすべきと思うが市長の見解を尋ねる
- 2 市税収入の減収及び不納欠損処分について
- 3 自動車取得税交付金、財産収入、繰越金及び市債について
- 4 繰越額及び不用額について
- 5 財政力指数について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業及び予防接種費用助成事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業において減額されている予算について確認したい

3 今岡翔平（スクラム） 132～140ページ

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、一般管理費の増額補正について
 - (1) 採用した会計年度任用職員はどのような業務にあたるのか
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業及び、予防接種費用助成事業の増額補正について
 - (1) 医療関係者から意見聴取を行っているか
 - (2) 国内で確認されている新型コロナウイルス感染症の重症化の傾向との相関性について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、協力負担金の増額補正について
 - (1) 亀山市で協力金を申請しているが受け取れていない企業は何社ほどあるのか
- 4 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正について
 - (1) 損失補助割合はどの程度なのか
 - (2) 事業者には負担はかかっているのか

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 防疫手当が発生する場合について
- 2 算出根拠について

4 中崎孝彦（新和会） 140～148ページ

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患している者又はその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに防疫手当を支給するとあるが、疑いのある者とは誰が判断するのか
- 2 市長が定める期間とは、具体的にどのように設定するのか
- 3 防疫手当の額は4,000円の範囲内とあるが、従事した業務内容によって差が生じるのか
- 4 令和2年2月1日から適用することについて

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、出屋排水路整備事業について
 - (1) 執行率が37.5%で令和2年度に繰り越しているが、主な要因は何か
 - (2) 不用額に関する説明書において、増額変更を見込んでいたが不用となったとあるが、どういうことか
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、プレミアム付商品券事業について
 - (1) 執行率が42.2%、不用額が約3,300万円となっているが、内容について尋ねる
 - (2) 申し込みが見込みより少なかった要因をどのように分析しているのか
- 3 第9款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費、庁舎管理費について
 - (1) 執行率が60.1%となった不用額の理由について
 - (2) 工事請負費の繰り越しについて

5 福沢美由紀（日本共産党） 148～157ページ

議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 条例改正の背景と内容について
- 2 該当施設の現状について
- 3 利用する保護者や子どもへの影響について

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 栄町北住宅について
- 2 今回の改正で住み替えが必要な世帯の住宅がまかなえるのか
- 3 市営住宅の基準について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費及び、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正について
 - (1) 学校給食休止時の食材費等の損失補助について

6 草川卓也（結） 157～166ページ

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、住宅取得支援事業の増額補正について
 - (1) 事業概要と補正予算の経緯について
 - (2) 申請・交付状況について
 - (3) 交付決定済み対象者の内訳について

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び報告第9号 決算

に関する附属書類の提出について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業について
 - (1) 事業概要と解決すべき政策課題について
 - (2) 事業成果と課題について
 - (3) 課題に対する改善策について

7 前田 稔 (スクラム) 166～173ページ

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の内容について
- 2 決算の評価について
- 3 税収について
- 4 地方特例交付金について
- 5 財政力指数について

議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 当年度純利益2億5,136万308円について
- 2 キャッシュフロー計算書について
 - (1) 資金増加額について
 - (2) 資金期末残高について

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 当年度純損失8,591万6,560円について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月9日】

1 今岡翔平（スクラム） 180～190ページ

学校給食について

- 1 市民活動団体によって提出された署名について市長、教育長はどのような所感であるか
- 2 同じ市内の中学校で給食の内容が違うことについて
- 3 学校給食と亀山市への移住の相関性について

新型コロナウイルス感染症対策に関連する企業支援について

- 1 亀山エール飯チャレンジ事業の実績について
- 2 ある事業者が2店舗以上の飲食店を経営していても1店舗分しか亀山エール飯チャレンジ事業に参加できないことについて
- 3 募集の際に設定する条件について、どのような議論がなされたのか
- 4 国や県が定める給付金、補助金に関する条件について

土地や空き家の整理について

- 1 土地や空き家の寄附受納について
- 2 寄附を受け付ける場合、受け付けない場合の条件の違いについて
- 3 道路用地の取得等において交渉が難航することはあるのか
- 4 積極的に土地や空き家を取得し、開発を進めていく考えはあるのか

2 服部孝規（日本共産党） 190～202ページ

市立医療センターの地域医療統括官と特別顧問の人事について

- 1 市長は前地域医療統括官の4年間をどのように評価したのかについて
- 2 市長はなぜ、地域医療統括官を交代させたのかについて
- 3 市長はなぜ、赤字経営の病院に新たに特別顧問を置いたのかについて

JR亀山駅前再開発に伴う亀山新橋の架け替え工事について

- 1 亀山新橋の架け替え工事の日程等について
- 2 小学校、中学校の通学路の変更について
- 3 交通量の増加が予想される御幸橋の歩行者及び自転車、通行車両の安全対策について

3 森 美和子（公明党） 203～214ページ

「新しい生活様式」に向けた対策について

- 1 公共施設など多くの人が集まる場所における感染拡大防止対策について
- 2 オンラインツールを活用した地域活動等への支援について
(1) 見守りや支え合いなどへの支援について

(2) 亀山QOL支援事業について
在宅医療の更なる推進について

- 1 訪問看護師の人材育成について
- おくやみ窓口の設置について
- 1 方向性について

切れ目のない自立支援について

- 1 今の支援のあり方が「分断」にならないのか
- 2 被支援者の自立が財政に及ぼす影響について
- 3 居場所づくりについて

4 前田耕一（大樹） 214～225ページ

西野公園施設等の整備について

- 1 野球場の観客席の設置について
- 2 運動広場周辺の側溝の整備について
- 3 公園内樹木の管理について

受動喫煙防止対策について

- 1 健康増進法の一部を改正する法律について
- 2 公共施設の受動喫煙防止対策について
- 3 路上喫煙・歩きタバコの削減に向けての対応について
- 4 公共施設への喫煙ブース・灰皿の設置の考えについて

5 草川卓也（結） 225～238ページ

急激に変化する時代の学校教育について

- 1 学校教育のあり方について
 - (1) 育むべき児童生徒の資質・能力について
 - (2) 教育行政の方針について
- 2 教育行政において優先度の高い施策について
 - (1) 児童生徒の資質・能力育成について
 - (2) 学習活動を支える環境づくりについて

新型コロナウイルス感染症対策支援について

- 1 住宅リフォーム補助金交付事業の提案について

コロナ禍を乗り越える持続可能な市政運営について

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について
- 2 持続可能な市政運営において優先すべき施策について

行政評価の現状と課題について

- 1 行政評価の目的と現状について
- 2 主要施策の成果報告書について
 - (1) 第2次総合計画前期基本計画も3年が経過したが、今回の主要施策の成果報告をどのよう
に評価しているのか
 - (2) 評価の基準について
 - (3) 施策の評価が前年度から下がることについて
- 3 主要事業評価シートについて
 - (1) 第2次総合計画前期基本計画第2次実施計画初年度の評価結果について
 - (2) 評価の基準について
 - (3) 事業の目的と成果指標の設定について
 - (4) 具体的事業の評価について
 - ア 婚活支援事業について
 - イ 出屋排水路整備事業について
- 4 施策及び事業の適正な評価について

人事評価と人事異動について

- 1 人事評価について
 - (1) 評価制度の現状と意義について
 - (2) 公平な評価について
 - (3) 評価の活用について
- 2 人事異動について
 - (1) 異動の基準・考え方について
 - (2) 自己申告制度の意義について
 - (3) 適材適所の配置について
- 3 組織・体制について
 - (1) 現行の部・課・グループ制の評価について
 - (2) 職員のマネジメント能力の育成について
 - (3) 組織の見直しについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月10日】

1 中島雅代（スクラム） 254～267ページ

亀山市における「新しい生活様式」について

- 1 ウイズコロナ、アフターコロナにおける市の考え方について
- 2 市役所等行政施設における業務について
 - (1) 業務の効率化について
 - (2) 相談業務について
- 3 防災について
 - (1) 避難所運営について
 - (2) 非常用物資の配備について
- 4 地域活動について
 - (1) 協働という考え方について
 - (2) まちづくり協議会の活用について
 - (3) 市民活動支援について

2 福沢美由紀（日本共産党） 267～279ページ

中学校給食をすべての学校で早期に実施することについて

- 1 亀山中学校・中部中学校においてみんなで食べる給食の早期実施を求める署名が8千筆を超えたことについてどう受けとめているか
- 2 給食が、生徒全員に提供される場合と、一部の生徒に選択制で提供され、お弁当などを持参する生徒もいる場合との違いや、公平性について
- 3 給食費の減免について
- 4 市長の過去のマニフェストと現在の考えについて

コロナ禍で再認識された『少人数学級』の実施について

- 1 国・県・市の学級編成基準について
- 2 亀山市の小中学校の現状について
- 3 コロナ禍で実施した分散登校による「少人数教育」の検証について
- 4 市長は全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の3者連名で『少人数編成を可能とする教員の確保』を求める緊急提言を出されたことについてどのように受けとめているか
- 5 少人数学級実施に向けて

早期に方向性を示すべき市の計画及び事業について

- 1 流域関連亀山市公共下水道事業の課題について
 - (1) 豪雨災害に下水道事業は貢献できるのか
 - (2) 費用対効果と地域住民の理解の中で、新たな整備手法を決断する時期ではないのか
- 2 亀山市業務継続計画（BCP）について
 - (1) 災害時の電力確保について
 - (2) 自治体の役割として「分散型エネルギーシステム」の構築が必要ではないのか
- 3 亀山市子ども・子育て支援事業計画について
 - (1) 認定こども園整備事業について、主要事業の変更が未だ示されないのはなぜか

子ども・子育て支援事業計画について

- 1 幼稚園・保育園の再編について
- 2 認定こども園の設置について

新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- 1 小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について
- 2 幼稚園・保育園・認定こども園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について
- 3 特別教室への空調設備設置について
- 4 行政手続のオンライン化について

災害発生時の対応について

- 1 指定避難所の環境整備について
- 2 防災無線に代わる情報伝達について

二元代表制について

- 1 行政と議会のあり方について
 - (1) 議会に対する審議資料の不備や開示拒否、また事前発注や市長定例記者会見の新聞報道等について、議会の議決権をどのように考えているのか、市長の見解を尋ねる

インフルエンザ予防接種について

- 1 新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージ（第4弾）について
 - (1) インフルエンザ予防接種費用の無償化について
 - ア 6歳未満及び高齢者・障がい者を対象とした無償化については、以前より一歩前進したと評価するが、市民全体の安全・安心を確保するためには更にもう一歩踏み込んだ対策を講じるべきと思うが、市長の見解を尋ねる

亀山プレミアム商品券について

- 1 現況について

市の施設及び車両について

- 1 施設の管理運営について
 - (1) 林業総合センターについて
 - (2) 関文化交流センターについて
- 2 車両の管理運営について
 - (1) 関認定こども園アスレの送迎バスについて

亀山駅周辺整備事業について

- 1 現況と今後について

6 豊田恵理	315～326ページ
--------	------------

企業誘致の考え方について

- 1 企業誘致の現状について
- 2 企業誘致後の取り組みについて
- 3 今後の方向性について

総合計画におけるデジタル改革の必要性について

- 1 現状について
- 2 課題について
- 3 今後の方向性について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月23日】

1 櫻井清蔵（勇政） 330～334ページ

議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、関文化交流センター費の増額補正について及び、第2表 繰越明許費補正 追加 第2款 総務費、第1項 総務管理費、関文化交流センター費について

2 豊田恵理 334～338ページ

議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、関文化交流センター費の増額補正について及び、第2表 繰越明許費補正 追加 第2款 総務費、第1項 総務管理費、関文化交流センター費について

令和 2 年 8 月 2 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和2年8月27日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 6 議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 7 議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 9 議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 10 議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第56号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第57号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第58号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第60号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第61号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 17 議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 18 議案第63号 財産の取得について
- 第 19 議案第64号 財産の取得について
- 第 20 議案第65号 市道路線の認定について
- 第 21 議案第66号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第67号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第68号 専決処分した事件の承認について
- 第 24 報告第9号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 25 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 第 26 報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 27 報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 28 報告第13号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 29 報告第14号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

- 第 30 報告第 15 号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
 第 31 報告第 16 号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	古 田 秀 樹 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	服 部 政 徳 君
総合政策部次長	青 木 正 彦 君	生活文化部参事兼 関 支 所 長	辻 村 俊 孝 君
健康福祉部次長	伊 藤 早 苗 君	産業建設部次長	亀 渕 輝 男 君
生活文化部次長	谷 口 広 幸 君	産業建設部参事	久 野 友 彦 君
産業建設部参事	田 所 学 君	健康福祉部参事	豊 田 達 也 君
会計管理者	米 津 ひろみ 君	消 防 長	平 松 敏 幸 君
消 防 部 長	豊 田 邦 敏 君	消 防 署 長	原 博 幸 君
地域医療統括官	上 田 寿 男 君	地 域 医 療 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	亀 山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜 井 伸 仁 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監査委員事務局長	木 崎 保 光 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長	井 分 信 次	書	記	水 越 いづみ
書	記 村 主 健太郎	書	記	西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時03分 開会)

○議長（小坂直親君）

それでは、ただいまから令和2年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、

4番 今 岡 翔 平 議員

13番 伊 藤 彦太郎 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの30日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月25日までの30日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書4件が、教育委員会から、令和元年度教育に関する事務の点検・評価報告書が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から、令和元年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和2年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、本年7月、九州地方をはじめ広範な地域において甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の災害によりお亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました

皆様方に衷心よりお見舞い申し上げます。あわせまして、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念いたしております。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の解除から3か月が経過いたしました。先月から都市部のみならず全国的に感染が再拡大し、私たちはコロナ禍での特別な夏を経験することとなりました。本県におきましても新規感染者数の増加やクラスター事例の発生等により、今月3日には緊急警戒宣言が発出され、感染防止対策の徹底が図られているところであります。

こうした中、本市は、感染拡大防止対策に対する市民の皆様の深いご理解とご協力により、幸いにも先月まで感染者の発生はありませんでしたが、県内で感染者が急増する中であって、今月に入り4名の感染者が確認されました。これにより事態は新たな局面を迎えましたので、新型コロナウイルス感染症対策本部を通じた感染拡大防止対策の強化はもとより、市民の不安解消につなげるため、感染者発生後、速やかにコールセンターを設置するとともに、感染者の発生が心ない偏見や差別等につながることを絶対にないよう、正しい情報に基づいた責任ある行動を広く呼びかけるなど、一層緊張感を持ちながら感染拡大防止に鋭意努めているところであります。

一方、この感染症の総合対策といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用しながら、引き続き市民生活や地域経済への支援、感染拡大の防止等の効果的な取組を迅速かつ的確に展開してまいります。

そこで、このほど会計年度任用職員の緊急雇用、高齢者等に対するインフルエンザ予防接種費用の無償化、高圧蒸気滅菌器等衛生資材の確保など、本市独自の対策を盛り込んだ総額約1億4,000万円の緊急政策パッケージ（第4弾）を取りまとめたところであります。あわせて、これらの財源確保も含め、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現時点においてやむを得ず中止または変更せざるを得ない各種イベントや関連事務を整理いたしましたので、本議会にこれら関係経費の予算補正を提案いたしております。

このほか、緊急政策パッケージ（第1弾）の取組として実施いたしました国の特別定額給付金の支給につきましては、今月19日をもちまして給付申請の受付を終了したところであります。市民をはじめ関係機関のご協力により、約99%の給付率となったところであり、正確かつ速やかに市民の皆様はこの給付金をお届けすることができたと考えております。

今後も新型コロナウイルス感染症は、日々事態が変化し長期化することが見込まれます。現在、世界中でこの未知のウイルスに対し、多くの専門家や研究機関、各国政府や企業などがワクチン、治療薬の開発に挑まれており、いまだその途上にあります。ゆえにこの上はオール亀山の英知と支え合いで乗り越えていかなければなりません。改めて気を引き締め、総力を挙げてこの難局に取り組んでまいります。

一方、国においては、先月、新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて、経済財政運営と改革の基本方針2020が閣議決定されました。この骨太方針2020においては、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くウイズコロナの経済戦略や、激甚化・頻発化する災害への対応をはじめ、我が国の持つ独自の強みなどを生かした新たな日常の実現に向け、その原動力となるデジタル化への集中投資や環境整備、東京一極集中から多核連携型の国づくりによる地方創生、人・イノベーションへの投資の強化などを積極的に推進することが示されております。こうした国の政策動向は、本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、今後も関連情報の把握等

を行いながら注視してまいります。

さて、第2次総合計画前期基本計画の3年目となる令和元年度一般会計の決算につきましては、新たに策定した第2次実施計画の着実な推進と行財政改革による財政健全性の確保の両立を図りつつ、とりわけ昨年10月から実施された消費税増税や幼児教育・保育の無償化など国の制度改正に対し、予算執行において適切な対応に努めたところであります。その結果、歳入総額が216億9,671万2,000円、歳出総額が209億4,789万6,000円となり、実質収支は6億5,375万1,000円の黒字となっております。

一方、歳入において、市税収入が前年度比約5億6,000万円の減となり、一般財源が減少したことから、経常収支比率は前年度に比べ1.6ポイント後退した88.1%となりましたが、公債費負担比率は、公債費の減により前年度に比べ1.8ポイント好転した12.2%となり、実質赤字比率などの健全化判断比率につきましても、国が定める基準を大幅に下回る良好な比率となっております。このほか、借入れの抑制により市債残高は、11年連続で減少となる約156億6,000万円となり将来負担の軽減を図るなど、財政の健全化を確保することができたと考えております。

しかしながら、長期財政見通しでは、今後の市税や地方交付税の減収と、扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでおりますので、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、居住誘導区域における定住促進を図る住宅取得支援事業につきましては、先月までに当初の想定を上回る補助金の交付申請がございました。今後も居住誘導区域内への転入等の需要が見込まれますことから、定住促進へとつなげていくため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業について、市街地再開発組合において先月13日から建物の解体除却工事が進められているとともに、公共施設・施設建築物の工事着手に向けた準備が行われております。

また、関連する市が行う道路整備につきましても、地権者と補償等の契約を行うなど、第一種市街地再開発事業と併せて着実に取組を進めているところであります。

また、西野公園改修事業につきましては、先月から南側トイレの改築に着手いたしましたので、来年度開催予定の三重とこわか国体の円滑な大会運営ができる環境を整備するとともに、公園利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、去る6月に亀山市借上型市営住宅選定委員会において、栄町地内の新築物件1棟8戸の借り上げの採用が決定されたことから、当該物件を借り上げ、老朽化している和田住宅の住み替え用としての市営住宅とするため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

次いで、上下水道の充実のうち、公共下水道事業につきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、川崎町、川合町、阿野田町、天神三丁目等で管渠布設工事等を発注し整備を進めているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社会見学の実施が困難な状況であることを考慮

し、今年度は「水のゆくえ」を授業で学ぶ市内の小学4年生を対象として、下水道の仕組みが分かる下敷きを配付いたしました。今後もこのような取組を通じ、下水道事業のPRに努めてまいります。

次に、公共交通網の充実のうち、乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、先月1日から当日予約制の導入や運行時間の延長、運行区域の見直しを行いました。今後、県の高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業補助金を活用し、スマートフォンからの予約やAIによる配車などについて実証実験を行い、さらなる利便性の向上に向けて取り組んでまいります。

また、JR加太駅舎改修事業につきましては、鉄道事業者や地域の方々の意見も踏まえながら、鉄道利用者の利便性向上をはじめ、歴史観光資源としての活用や地域の活性化につなげるため、基本設計を進めております。

次いで、安全・安心なまちづくりの推進のうち、危機管理体制の強化につきましては、台風シーズンを迎え、自然災害と新型コロナウイルスの感染拡大が同時に発生する複合災害への対応が想定される中、庁内連携を図るべく、去る6月には風水害が発生した場合の避難所運営対策要領の策定を行い、今月には避難所運営マニュアルの改訂を行ったところであり、台風シーズンに備え万全を期してまいります。

また、今月24日には近年の水害の激甚化・頻発化に備え、国・県・市町が協働して鈴鹿川流域の地域の治水対策の協議・情報共有を図るべく、鈴鹿川流域治水協議会が設立されました。当協議会での連携の下、本市といたしましても鈴鹿川流域における防災・減災対策の強化につなげてまいります。

なお、来る10月25日に亀山西小学校で開催を予定しておりました亀山市総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。

また、災害に強いまちづくりの推進といたしまして、出屋排水路整備事業につきましては、平成30年度から着手した排水路整備工事が本年6月末に完成し、約24ヘクタールの農地並びに下庄駅の冠水解消につなげることができました。

一方、消防力の充実強化につきましては、鈴鹿市と進めてまいりましたはしご車の共同整備・共同運用について、先般、鈴鹿市において車両購入に関する仮契約が締結されましたので、本議会に財産の取得を提案いたしております。

また、高機能消防指令センターにおきまして、情報系サーバー等の重要な機器が故障し市民サービスの低下を招くおそれがあったことから、早急に修繕に着手すべく関係経費の予算補正を専決処分いたしましたので、本議会にその事件の承認について提案いたしております。

次に、低炭素・循環型社会の構築のうち、ごみの減量化、リサイクルの推進につきましては、本年10月からこれまで一般ごみとして取り扱っておりました雑紙とその他色瓶の分別収集の試行実施を開始し、再生利用の拡大を図ってまいります。あわせて、スプレー缶等排出時の穴開けによる事故防止のため、穴開けを不要とする取扱いに変更してまいります。その円滑な実施に向け、ケーブルテレビ行政情報番組での放送や案内チラシの配布等により市民周知に努めてまいります。

一方、し尿処理施設大規模整備事業につきましては、受入れ貯留設備や全窒素全リン計の測定機器など、主要な設備・機器を更新する大規模整備工事に今月着手したところであり、日常のし尿処理に支障を及ぼさないよう計画的に工事を進めてまいります。

次いで、自然との共生のうち、森林経営管理事業につきましては、昨年度実施いたしました森林所有者への意向調査を基に、山林の境界の明確化等の業務を進めております。こうした中、国からの森林環境譲与税の増額に伴い、本年度の事業内容の見直しを行い、林分調査や集積化計画の策定を前倒しで行うなどさらなる事業推進を図るため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、昨年度、知事と市長の1対1対談において要望いたしました県が実施する山林の航空レーザ一測量エリアに、本年度、本市が採択されましたので、今後はそうした測量結果も活用しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、国指定天然記念物であるネコギギの保護増殖事業につきましては、初めての試みとして、去る6月に事業の協定を締結している鈴鹿高等学校と3年間飼育した成魚6匹を鈴鹿川水系に放流いたしました。自然界での繁殖も可能な成魚を放流することは、ネコギギ個体群の保全への期待ができる取組であります。今後もこのような取組を継続することにより、多様な生態系の確保につなげてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず地域福祉力の向上のうち、生活困窮者自立支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方からの住居確保給付金についての相談、申請件数が大幅に増加しております。今後もこうした需要に適切に対応していくため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今冬に予想される季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療の混乱や重複感染による重篤化を防ぐため、65歳以上の高齢者等のインフルエンザ対策を強化し、インフルエンザ予防接種費用の全額助成による無償化を図ります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、医療センターにつきましては、去る6月1日にPCR検査用の検体を採取するための亀山地域外来検査センターを亀山医師会と連携して設置しております。今後、新型コロナウイルス感染症だけではなくインフルエンザなどの感染症が蔓延してきた場合におきましても、地域医療体制を継続して提供できるよう、亀山医師会等と協議を行い連携体制の構築を図ってまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、認知症高齢者等対策の推進につきましては、認知症サポーターステップアップ講座と実践研修の昨年度受講者等を中心に、認知症支援チームの組織化を図るとともに、認知症の方やそのご家族が地域で安心して暮らしていけるよう、その活動を支援してまいります。

また、来月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症への理解と家族支援について考える機会として、亀山医師会と亀山市社会福祉協議会との共催により、介護者のための認知症講座を開催してまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進のうち、障がい者の自立支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県内の障がい者就労施設等でその受注業務が大幅に減少している状況を鑑み、物品等の調達について、より一層推進するよう庁内周知を図り、障がい者の就労の場の確保や社会参加につながるよう努めているところでございます。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、かめやま文化年事業につきましては、イベント等の自粛が続く中、かめやま文化年の機運を高めるため、ケーブルテレビ行政情報番組での紹介や啓発グッズの配布等を通じて啓発活動を実施いたしております。今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を注視するとともに、新しい生活様式等にも十分配慮し、各種事業を進めてまいります。

次に、スポーツの推進のうち、国民体育大会開催事業につきましては、本年11月末に開催を予定しておりましたウエートリフティング競技リハーサル大会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となったところであります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズの新分譲地において、2社が本年度中の操業に向けて順調に事業を進められております。引き続き本市の地理的優位性や高速道路が結節する利便な交通アクセス、さらには自然災害に強くBCP対策にも適した産業団地であるなどの強みを生かし、積極的に誘致活動を進めてまいります。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用の喪失が発生することが危惧されますことから、緊急雇用対策として5名の会計年度任用職員を任用するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、新型コロナウイルス感染症対策としての地域経済への支援につきましては、経済情勢に応じて段階的に様々な取組を実施いたしております。まず亀山エール飯チャレンジ事業につきましては、先月15日に受付を締め切りましたところ、99件の飲食店の参加があり、コロナ禍で影響を受けた飲食店の経営支援と消費者の購買意欲の向上に努めたところであります。

また、経営向上サポート補助事業につきましては、今月10日現在で8件の交付決定を、また亀山版／持続化給付金「けいぞく」につきましては、今月10日現在で16件の交付決定をそれぞれ行いました。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが低下した中小企業、個人事業者に対し支援を行ってまいります。

さらに、亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」につきましては、来月1日の使用開始に向け、全市民に対し購入引換券の発送を終えたところであり、市民の生活支援と売上げが減少した市内事業者を支援するため、消費喚起を促すとともに、市内経済の循環が図られるよう制度のPRを積極的に行っているところであります。

一方、三重県の緊急事態措置による休業要請に協力した亀山市内に主たる事業所を有する中小企業や小規模事業者に対し、県と協調して交付しております新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の申請件数が当初の予想を上回ったことに伴い、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、創業等支援事業につきましては、先月17日まで空き店舗等活用支援補助金の募集を行ったところ、1件の応募があり補助金の交付を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により延期しておりました創業セミナーの開催について、10月開催に向けて準備を進めており、亀山商工会議所と連携を図りながらPRに努め、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

次いで、まちづくり観光の推進のうち、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、鈴鹿川等源流域における豊かな自然の中で、亀山7座の魅力を体験していただくため、このたび7座をトレイルで結ぶルートマップを作成いたしました。また、国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除後、随時トレッキングイベントを開催しておりますが、今月23日には、三重県警察本部より講師をお招きし、安全なトレッキングの啓発のため、登山講習会を開催したところでございます。

次に、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進につきましては、先月、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会が開催され、会長である三重県知事から、会員市町からの意見を得ながら駅位置の候補案をまとめていく作業に取りかかっている旨の提案がなされました。これは、概略ルートや駅位置が示されていない名古屋以西において力強い取組であり、本県におけるリニア整備が新たなフェーズへと歩みを進める契機になると考えております。本市といたしましては、四半世紀にわたるリニア亀山市民会議との連携を礎に、今後一層誘致に向けた取組の強化を図ってまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、亀山市臨時特別定額給付金「はぐくみ」給付事業につきましては、国が実施しました特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以後に出生した児童の親となる方を対象に、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、今月3日から申請を受け付け、児童1人につき10万円の給付を行っているところでございます。

また、子育て世帯包括支援事業における乳児全戸訪問につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、訪問時に使用する非接触式赤外線温度計や感染防護衣等の消耗品の購入を行ってまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金の支給を行っているところでございます。6月末には、公務員を除く対象受給者3,807人にこの給付金をお届けいたしました。今月末からは、公務員の方につきましても随時支給を行ってまいります。

また、独り親世帯への臨時特別給付金の支給につきましては、本年6月分の児童扶養手当受給者に対しまして、今月20日に基本給付の振込を行ったところであります。

なお、新たな基本給付の対象となる方や追加給付の対象となる方への支給につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況等の申請を行っていただく必要があることから、その申請内容を確認の上、可能な限り速やかに支給をしてまいります。

一方、特定教育・保育施設等の運営並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に係る国の基準が改正されたことから、家庭的保育事業の連携施設の確保に関する基準等を見直すため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

また、仕事と子育てが両立できる環境づくりにつきましては、市内の保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブなどにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、国の交付金を活用して感染防止に要する物品の購入等を行ってまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり活動の活性化につきましては、自主的かつ主体的な取組を支援するための地域活性化支援事業補助金の申請が7地区の地域まちづくり協議会からあり、亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会の意見も踏まえて、全7地区の地域まちづくり協議会に対し補助金の交付を行いました。今後の活発な事業展開により、特色ある地域づくりを期待しているところであります。

次に、共生社会の推進につきましては、来る11月7日から11月23日を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間と位置づけ、仕事と生活の調和を目的として、働き方の見直しに向けた企業等の自主的な取組を支援し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、男女が性別に関わらず個性や能力を発揮でき、全ての人々が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる市内企業等を表彰するなど、様々な取組を行います。また、推進週間中は、様々な機会を通じ、誰もが働きやすい仕組みづくりについて、重点的に啓発や情報発信を実施することで、市民の理解が深まるよう努めてまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、組織マネジメントの強化につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市職員が感染者等に対応する場合に備え、防疫手当の特例措置を設けるため、本議会に係る条例の一部改正を提案いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用につきましては、本年度、総合保健福祉システムの契約期間が終了いたしますので、今月、新たに契約を締結し、来年2月からのシステム稼働に向け準備を進めているところであります。

また、マイナンバーカードの交付体制の充実を図るため、来月23日から本庁舎1階西口付近にマイナンバーカード専用窓口を新設し、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

一方、去る5月、本市を含む県内4市町で総務省へ共同提案しておりました固定資産税の課税業務の標準化及びAI・RPA適用による業務効率化が、令和2年度自治体行政スマートプロジェクト事業に採択されましたので、現在、AI・RPA導入による業務プロセス標準化のモデル構築に向け、業務フローの把握等を行っております。こうした新たな取組により、ICT活用によるさらなる行政システム改革につなげてまいります。

ところで、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、庁内検討組織である亀山市中期戦略会議を設置し、現在、前期基本計画の検証等を進めているところでございます。

さて、本年は、5年ごとに実施される国勢調査の実施年でありますので、現在、調査の基準日である10月1日に向け、令和2年国勢調査亀山市実施本部を設置し、諸準備を進めているところでございます。実施本部には、調査困難世帯や外国人世帯への対応など、調査を円滑に実施するため、市の関係部局で構成する協力会議も設置しており、正確な調査実施に向け全庁的に取り組んでまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月11日から8月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何と

ぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和2年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず教育に関する国の情勢であります。先月下旬からの新型コロナウイルス感染拡大の第2波と思われる状況において、10代、20代の若年者の感染が相次ぎ、児童・生徒及び教職員の感染も各地で確認されております。そのような中、政府は教育再生実行会議を先月20日に開催し、ポストコロナの学びをテーマに検討を行いました。学校における3密解消の対策としては、上限が40人となっている小・中学校の学級定数を、より小規模とすることをテーマの一つとして取り上げ、今後検討していくこととなっております。

また、文部科学省は持続的に児童・生徒等の教育を受ける権利を保障し、リスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続するために、学校運営に関する各種指針及び学習指導に関する資料等を発出するとともに、「学びの保障」総合対策パッケージにおいて、必要な人的体制、物的体制の強化対策を講ずることとしております。

「学びの保障」総合対策パッケージにおける人的体制の強化につきましては、地域の感染状況に応じて、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの追加配置を行い、子供たち一人一人の学習定着度に応じたきめ細やかな指導や健康管理、校内の清掃・消毒作業等、増加する学級担任等教職員の業務をサポートするものでございます。

一方、物的体制の強化に関しましては、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費等、学校運営上必要な物資の購入について予算上の支援を行うものとしております。

次に、県の情勢であります。令和3年度三重県立高等学校入学者選抜における対応において、県教育委員会は県内各中学校3年生における学習内容に関する調査を行い、その結果を基に前期選抜の出題範囲を定め公表されております。また、例年夏季休業中を中心に行われている高校生活入門講座については、本年度は実施時期を2学期以降の週末に複数回実施したり、ホームページを充実したりするなど、各高等学校が工夫をしつつ進路の選択に関する情報提供を行っております。

続いて、学校行事の支援として、県は新型コロナウイルス感染拡大により、県外への教育旅行が難しくなっていることから、来月から令和3年2月までの間に県内の各学校が実施する修学旅行や社会見学等において、目的地を三重県内にした場合は、自然や歴史文化を体験する活動に必要な経費及び宿泊料に対して県が一部補助を行うこととしています。

それでは、本市における新型コロナウイルス感染症に係る現況と今後の見通しについて、ご説明申し上げます。

まず学校教育関係についてでございますが、市内小・中学校及び幼稚園、認定こども園では、1学期に続き、夏季休業中及び2学期の行事にも影響が出ております。

例年7月下旬に開催されている鈴亀地区中学校総合体育大会は中止となりましたが、3年生を中

心とした独自大会として交歓記念大会が先月25日から今月5日まで開催され、11種目で熱戦が繰り広げられました。

また、本市の姉妹都市である岡山県高梁市との交流事業は、三重県及び岡山県双方の感染状況が悪化している影響から中止となったところでございます。

次に、各小・中学校の修学旅行の影響でございますが、市内の中学校は時期を1学期から2学期に、行き先を沖縄から広島方面に変更しておりましたが、9月に修学旅行が行われる亀山中学校及び関中学校につきましては、県内を中心とした目的地に再度変更いたしました。また、小学校においては実施時期の変更はございませんが、関西方面から県内に行き先を変更し、来る10月に実施する予定であります。今後、本市及び目的地の感染状況によっては修学旅行の実施について慎重な判断が求められ、延期等の対応によりキャンセル料が発生した場合、それが保護者の負担とならないよう、予算補正を今議会で計上させていただきました。

次いで、運動会や文化祭等の行事でございますが、学校規模やそれぞれの地域の実情により、日程や実施方法の変更が生じております。しかし、これら学校行事は学校生活に変化や潤いを与え、子供たちのよりよい人間関係を構築することにおいても大変重要な位置づけとの認識から、新しい生活様式にのっとり、各園や学校、保護者、学校運営協議会、地域関係者の創意工夫により、実り多きものとして各行事が実施できるよう調整を行っているところでございます。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症対策でございますが、継続して手洗いやせきエチケットなどの基本的対策はもとより、3密を避けることを徹底するとともに、飛沫防止用卓上シールドを継続して活用してまいります。また、衛生資材の確保に努めており、各学校に消毒に必要なアルコールや非接触型体温計を配付し、感染予防に努めているところでございます。

そのような中、地域の方々による学校や子供に対するサポートも行われております。例えば関小学校におきましては、地域のボランティアの方々が校内各所の消毒作業を行ったり、手作りマスクを製作して全児童に無償で配付したりするなど、心温まる交流が生まれております。また、老人クラブ連合会からの雑巾の寄贈、亀山ポイントカード会からのマスク寄贈を受けております。

なお、健康診断につきましては、例年6月末までに実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策から、医師会、歯科医師会、薬剤師会と調整の上、必要な衛生資材を整え、日程を変更し実施いたしておるところでございます。

また、コロナ禍における教育活動において、子供たちが安心して学校で過ごすことができているか、鈴鹿大学より児童・生徒及び教職員にアンケートを行いたいという依頼があり、6月上旬に調査が行われました。調査の1次集計結果において、「自分の健康状態についての心配」及び「感染の心配」の項目において、本市の児童・生徒は心配の度合いが他市と比較して統計的に有意に低いことが分かりました。その要因としては、日常の取組やその情報発信、また卓上シールド等の対策が、児童・生徒の心理に一定の影響を与えていると分析されているところでございます。

そのような状況下ではありますが、本市といたしましては、先月27日、「亀山市における学校の臨時休業の判断について」を、また今月5日には、「学校等における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について」を発信させていただきました。幼稚園児、児童・生徒または教職員の感染が判明した場合の対応等についてのガイドラインになり得るものでございます。

学校以外における新型コロナウイルス感染症に係る対応でございますが、図書館につきましては、

来館者が安心して図書館を利用していただくため、先月下旬に図書除菌機を設置いたしました。また、学習室の換気扇修繕工事を実施し、今月1日からは学習室の利用を再開したところであります。今後も感染対策を実施しながら、市民の読書活動の推進につながる取組を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から中止・延期いたしておりました中央公民館講座につきましては、講師のフェースシールドの着用、受講者の検温、ソーシャルディスタンスの確保等の感染対策を実施した上で、来月から講座を開催する予定でございます。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、会場を提供していただいております各地区の地域まちづくり協議会等との連携の下、感染状況を勘案し学びの場の提供に努めてまいります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応以外の取組について、ご説明申し上げます。

教科用図書の採択におきましては、本市は鈴鹿市とともに三重県北勢第3地区の区割りにおいて採択に係る作業を行ってまいりましたが、今月11日開催の教育委員会第6回臨時会にて、令和3年度より使用する中学校の教科用図書を決定したところでございます。

次に、学力向上の取組として英語の外部試験GTEC COREを、中学校3年生は来る10月、中学校2年生は来年2月に実施いたします。これは、英語における「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能の力を客観的に把握して今後の学習に生かすこと、生徒の英語力や課題について調査研究し、各校の指導内容や指導方法の改善を図ることを目的として実施するものでございます。

次いで、教職員の働き方改革につきましては、本年度に入り、学校の臨時休業の影響もありますが、1学期の時間外勤務の実績については昨年度と比較して減少しております。また、夏季休業中の学校閉校日を本年度はさらに拡大し、夏季休業が縮小された中でも教職員が休暇を取得しやすいよう取組を進めております。

次に、人権教育の推進でございますが、従来の亀山市人権教育推進協議会は学校の教職員が中心となって運営を行ってまいりました。しかし、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に沿って、人権教育が全市的な取組となるよう、関係部署及び市民団体の連携をさらに進めていくこととしました。来年10月には本市及び鈴鹿市を会場として、第55回三重県人権・同和教育研究大会が行われる予定であります。同研究大会に向けた取組についても具体的な検討に入っていく予定であります。

次いで、GIGAスクール構想に係る事業の進捗状況でございますが、校内の通信ネットワークを整備するため、配線及び無線アクセスポイント、充電保管庫等を設置する工事につきましては、授業等教育活動への影響を抑えるため、週末を中心に設置作業を行う予定としております。また、1人1台の端末の整備につきましては、端末機種をiPadとして仮契約を締結いたしましたので、今議会に財産の取得を提案いたしております。

続きまして、学校施設の整備関係について、ご説明申し上げます。

井田川小学校校舎増築・給食室改修事業でございますが、6月の市議会定例会におきまして建築工事について契約締結の議決をいただき、工事に着手いたしております。校舎増築につきましては、先月中に既設建物の解体工事が完了し、今月には地盤改良に着手し、現在、基礎工事を行っている状況でございます。また、給食室改修につきましても、現在、基礎工事を行っております。

なお、今月24日から2学期が始まっておりますので、引き続き児童の安全確保及び給食室改修に係る衛生管理を徹底しつつ工事を進めてまいります。

一方、各学校施設についてでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業を実施したことから夏季休業期間が短くなりましたが、この期間に放送設備機器の更新工事や給湯器修繕などを行ったところでございます。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

今月8日及び12日の2日にわたって鈴鹿峠自然の家におきまして、天文台「童夢」10周年記念事業として夏の天体観測会を坂下星見の会と協働して実施いたしました。両日とも坂下星見の会会員の方から星のお話を聞いた後、1日目はプロジェクションマッピングを投影、2日目はペルセウス座流星群の流星を観察し、多くの親子の方が参加され、鈴鹿山系の雄大な自然の中で天体観測を楽しまれました。

次に、「かめやま人キャンパス」につきましては、2年目となる今年度は、「くらし」「歴史」「環境」「起業」をテーマとした4つの講座や合同での講座を開催するとともに、現在市内で活躍されている人の元に赴くフィールドワークを中心に、各テーマをより実践的に掘り下げる講座を実施することとしており、来月からの講座開講を予定しております。

次いで、新図書館の整備につきましては、先月から亀山駅周辺整備事業において解体工事が着手されました。同事業との緊密な連携の下、郷土資料コーナーの展示設計、保留床購入に向けた取組などを着実に進めてまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第50号から日程第31、報告第16号までの27件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず議案第50号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和2年2月1日に施行された新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令により、指定感染症として指定された新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症対策が行われていますが、いまだ予断を許さない状況にあります。こうした中、市の職員については、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者の搬送等の業務に従事しており、今後も同様の業務に従事することが予想されます。このような状況に鑑み、職員が

新型コロナウイルス感染症に罹患している者、またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときは、特例として、本条例に規定する上限額を超えて防疫手当を支給することを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、職員が市長が定める期間に新型コロナウイルス感染症に罹患している者、またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに支給する防疫手当の額は、4,000円の範囲内において市長が定めるとする特例を設けることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年2月1日から適用することといたします。

次に、議案第51号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準が見直されました。

市における当該連携に関する基準は、子ども・子育て支援法の規定により、府令基準に従い条例で定めることとされていることから、改正後の府令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準について、改正された府令基準に従い、市の利用調整等により卒園後も引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要といたします。

次に、2つ目といたしまして、本条例で引用している子ども・子育て支援法第43条第3項が同条第2項に繰り上げられたことに伴い、関係する条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第52号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所等との連携に関する基準等が見直されました。

市における当該連携に関する基準等は、児童福祉法の規定により、省令基準に従い、または省令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、保育所等との連携について、改正された省令基準に従い、家庭的保育事業所等の代替保育の提供に係る連携施設の確保を不要とすることができる要件及び卒園後に受入れを行う連携施設の確保を不要とすることができる要件を整備いたします。

次に、2つ目といたしまして、利用乳幼児に対する食事の提供を、搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができるとする特例について、改正された省令基準に伴い、当該搬入施設に保育所等から調理業務を受託している事業者のうち市が適当と認める者

を加えることといたします。

次に、3つ目といたしまして、小規模保育事業A型及び事業所内保育事業の設備の基準のうち、保育室等が4階以上の階に設けられている建物の避難用設備について、改正された省令基準を参酌し、建築基準法施行令の改正に伴う規定の整理を行います。

次に、4つ目といたしまして、居宅訪問型保育事業について、改正された省令基準に伴い、居宅訪問型保育事業者が提供する保育に、保護者の疾病等の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応として、その必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育を加えることといたします。

次に、5つ目といたしまして、保育所型事業所内保育事業における連携施設に関する特例について、改正された省令基準に従い、特例保育所型事業所内保育事業者については、卒園後の受入れに係る連携施設を確保しないことができるとする特例を加えることといたします。

次に、6つ目といたしまして、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法によらなければならないとする規定について、改正された省令基準に従い、本条例の施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、本条例の施行日から10年間は、これを適用しないことができるとする経過措置を設けることといたします。

次に、7つ目といたしまして、家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができるとする経過措置について、改正された省令基準に従い、その対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くとともに、その期間を5年間から10年間に延長いたします。

次に、8つ目といたしまして、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、改正された省令基準に従い、保育士の配置の要件を一定程度柔軟なものとする特例を設けることといたします。

なお、施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第53号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、昭和38年度建設の亀田住宅については、耐用年数を既に経過しており、亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とする判定を行っていることから、既に入居者が退去した2戸の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

また、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、平成31年3月策定の亀山市住生活基本計画において、市営住宅の供給目標を令和元年度から令和10年度までの10年間で80戸と定め、民間が所有する賃貸住宅等を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。改正内容は、昭和38年度建設の亀田住宅の戸数を「6」から「4」に改めることといたします。また、新たに設置する借り上げによる市営住宅の名称、位置等を定めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,940万円を追加し、補正後の予算総額を280億956万5,000円といたしております。

今回の補正予算は、新たに取りまとめました新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第4弾）の追加計上と、感染症の影響で中止となったイベント等の予算の減額、その他各事業における事業費の補正を計上いたしております。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージの3本柱であります「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」、そして新たな柱として位置づけました「感染拡大の防止とウイズコロナ対策」に沿って、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず「子どもと生活の支援」でございますが、民生費につきましては、生活困窮者自立支援事業における住居確保給付金を増額し、教育費につきましては、感染症の影響で中止となった場合の修学旅行のキャンセル料等に対する補助金を計上いたしました。

次に、「地域経済の支援」でございますが、総務費につきましては、緊急雇用対策として任用する会計年度任用職員に係る経費を計上し、商工費につきましては、三重県と亀山市が費用負担を折半で行う休業要請への協力金の市負担金を増額いたしております。

次に、「感染拡大の防止とウイズコロナ対策」でございますが、衛生費につきましては、65歳以上の高齢者等のインフルエンザ予防接種費用について全額助成する経費を計上し、教育費につきましては、健康診断等に使用する医療器具を滅菌する機器の購入費を計上いたしております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第4弾）に係る補正額の合計は、約1億4,000万円を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベント等に係る減額補正でございますが、亀山市納涼大会、関宿納涼花火大会及び亀山薪能など各費目にわたって計上いたしており、減額する補正額の合計は約6,200万円となっております。

次に、それ以外の補正予算でございますが、総務費につきましては、法改正に伴う住民記録システム修正に係る経費を計上し、農林水産業費につきましては、森林経営管理事業において事業推進を図るため業務委託料を計上し、土木費につきましては、申請件数の増加のため住宅取得支援事業に係る補助金の増額を計上いたしております。また、諸支出金につきましては、森林経営管理事業の増額分と同額を森林環境整備基金積立金から減額し、合計額は約1,400万円となっております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、生活困窮者自立支援費負担金や地方創生臨時交付金などを増額し、個人番号カード交付事務費補助金を減額いたしております。

県支出金につきましては、児童福祉費における感染症緊急支援等交付金及び幼稚園費における緊急環境整備事業費補助金などを増額し、三重とこわか国体競技別リハーサル大会運営費補助金を減額いたしております。

財産収入につきましては、不動産売払収入を増額し、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金や市民まちづくり基金繰入金を減額いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を減額し、諸収入につきましては、学校臨時休業等対策費補助金を増額いたしております。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額216億9,671万2,136円に対し、歳出総額は209億4,789万5,905円であり、歳入歳出差引額は7億4,881万6,231円となっております。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源である9,506万4,759円を差し引いた実質収支額は6億5,375万1,472円となり、黒字となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち3億3,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第56号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額45億5,036万5,451円に対し、歳出総額は45億2,670万5,980円であり、歳入歳出差引額は2,365万9,471円の黒字となっております。

次に、議案第57号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額10億3,531万1,795円に対し、歳出総額は10億3,282万191円であり、歳入歳出差引額は249万1,604円の黒字となっております。

次に、議案第58号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億9,422万3,706円に対し、歳出総額は4億7,821万8,781円であり、歳入歳出差引額は1,600万4,925円の黒字となっております。

以上が令和元年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第59号令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億4,720万6,082円であり、同支出は11億6,396万6,452円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2億5,136万308円であり、その他未処分利益剰余金変動額2億6,682万3,309円と合わせて当年度未処分利益剰余金は5億1,818万3,617円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金及び建設改良積立金への積立て、並びに資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入の決算額は4,543万7,700円であり、同支出は5億9,080万7,224円でございます。

収支差引きで不足する額5億4,536万9,524円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第60号令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は8,562万929円であり、同支出は5,626万1,893円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2,924万8,235円であり、前年度繰越利益剰余金808万7,345円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は3,733万5,580円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち2,000万円につきましては、減債積立金及び建設改良

積立金に積み立て、残余を繰り越すものいたします。

また、資本的収入の決算額は7,075万900円であり、同支出は9,745万4,560円でございます。収支差引きで不足する額2,670万3,660円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第61号令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は9億9,559万5,466円であり、同支出は9億4,120万2,751円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2,292万4,963円であり、その他未処分利益剰余金変動額3,516万6,933円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は5,809万1,896円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金への積立て及び資本金に組み入れるものいたします。

また、資本的収入の決算額は10億2,148万5,553円であり、同支出は12億8,528万264円でございます。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額3,037万4,000円を除く収支差引きで不足する額2億9,416万8,711円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第62号令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は16億2,315万8,540円であり、同支出は17億1,187万1,751円でございます。

消費税を差し引いた当年度純損失は8,591万6,560円であり、前年度繰越欠損金11億9,796万6,414円と合わせて、当年度未処理欠損金は12億8,388万2,974円となっております。

また、資本的収入の決算額は1億2,087万4,917円であり、同支出は2億3,263万9,728円でございます。

収支差引きで不足する額1億1,176万4,811円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号財産の取得についてでございますが、平成16年に取得したはしごつき消防ポンプ自動車を鈴鹿市と共同で更新することにより、消防力の維持を図るため、35メートル級はしごつき消防自動車の取得につきまして、令和2年7月1日付で仮契約が調いましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は一般競争入札で、取得価格は2億5,223万円で、うち亀山市財産取得分は9,567万3,451円でございます。契約の相手方は、鈴鹿市北玉垣町北代81番地の2、株式会社モリタ東海鈴鹿営業所、所長 小倉浩之でございます。

次に、議案第64号財産の取得についてでございますが、小学校及び中学校に児童・生徒1人1

台の端末等を整備することにより情報活用能力の一層の育成を図るため、タブレット型パソコン等の取得につきまして、令和2年7月27日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は2億4,310万円、契約の相手方は津市あかつ台四丁目6番地1、イー・ダブリュ・エス株式会社、代表取締役 中村里美でございます。

続きまして、議案第65号から議案第67号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である徳原38号線、能褒野49号線及び能褒野50号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第68号専決処分した事件の承認についてでございますが、市消防本部の高機能消防指令センターに設置している情報系サーバー等が故障し緊急修繕が必要となったことから、消防庁舎管理費における修繕料について、令和2年度亀山市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により令和2年8月13日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,436万6,000円を追加し、補正後の予算総額を279億2,016万5,000円といたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第9号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類を併せて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第10号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を表し、1.8%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第11号から報告第15号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

令和元年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を表しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

続きまして、報告第16号専決処分の報告についてでございますが、亀山市羽若町地内において

発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和2年7月16日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和2年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめた緊急政策パッケージ（第4弾）に関する補正のほか、感染症の影響により中止したイベントや各種研修会等の予算の減額、またそれ以外の事業において事業費の補正を行うものでございます。

それでは最初に、緊急政策パッケージ（第4弾）に関して、「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」と、新たな柱として位置づけました「感染拡大の防止とウイズコロナ対策」の3本柱ごとに予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら主なものについて順次説明を申し上げます。

まず第1の柱「子どもと生活の支援」でございますが、21ページをお開きください。

下段の第3款民生費、住居確保給付金支給事業1,370万円につきましては、緊急政策パッケージ（第1弾）で計上いたしました事業であり、生活困窮者自立支援事業において制度拡充した給付金に対し、申請件数が想定を上回ったことから増額いたしました。

次に、37ページでございます。

中段、第10款教育費、第2項小学校費の一般管理費、補助金353万円のうち155万5,000円、次の39ページでございますが、上段の第3項中学校費の一般管理費、補助金622万4,000円のうち620万3,000円につきましては、小・中学校が予定している修学旅行において、感染症の影響により中止または延期した場合に発生するキャンセル料等について、保護者等に全額補助するものでございます。

次に、第2の柱「地域経済の支援」でございますが、戻っていただきまして15ページをご覧ください。

下段の第2款総務費、人事管理費の一般管理費463万7,000円につきましては、緊急雇用対策として会計年度任用職員5名を任用する経費を計上いたしました。

次に、31ページでございます。

下段の第7款商工費、商工業振興事業の一般事業、協力負担金2,200万円につきましては、緊急政策パッケージ（第2弾）で計上いたしました三重県と亀山市が費用負担を折半で行う休業要請への協力金における市の分担金でございまして、申請件数が想定を上回ったことから増額をさせていただきました。

次に、37ページでございます。

中段、第10款教育費、第2項小学校費の一般管理費、補助金353万円のうち197万5,000円、次の39ページ、上段の第3項中学校費の一般管理費、補助金622万4,000円のうち2万1,000円につきましては、学校の臨時休業等の給食休止への対応として食材等の納入業者に対し、既に発注されていた食材費等に係る損失に対して補助をするものでございます。

次に、第3の柱「感染拡大の防止とウイズコロナ対策」でございますが、戻っていただきまして23ページでございます。

下段の第3款民生費、地域子育て支援センター費250万円から、25ページ下段の児童センター費の一般管理費50万円までの合計であります第2項児童福祉費の補正額の計欄2,500万円につきましては、公立、私立の保育園、認定こども園、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点事業等におけるマスクや消毒液等の衛生用品の購入費用として1施設当たり50万円の事業費を計上いたしました。

少し先に進んでいただきまして、39ページでございます。

下段、第10款教育費、幼稚園費の一般管理費200万円につきましては、幼稚園におけるマスクや消毒液等の衛生用品の購入費を計上いたしました。

申し訳ございませんが、再度戻っていただきまして27ページでございます。

上段の第4款衛生費、子育て世代包括支援事業50万円につきましては、乳児全戸訪問において使用する非接触式赤外線温度計や感染防護衣等の衛生用品の購入費を計上いたしました。

次の予防衛生事業3,393万円のうち予防接種委託料3,360万円、その次の予防接種費用助成事業2,341万2,000円につきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に伴う医療の混乱と重複感染による重篤化を防ぐため、高齢者等のインフルエンザ対策を強化し、予防接種費用を全額助成し無償化とするために計上をいたしました。

また、予防衛生事業のうち備品購入費33万円、それから37ページでございますが、37ページ中段の第10款教育費、第2項小学校費の一般管理費428万円のうち備品購入費165万円、それから1枚めくっていただきまして39ページでございますが、上段の第3項中学校費の一般管理費705万7,000円のうち備品購入費99万円につきましては、健康診断等で使用する器具を滅菌するオートクレーブ、高圧蒸気滅菌器でございますが、これを購入する経費を計上させていただきました。

次に、感染症の影響により中止等となったイベントや研修会等の事業費についての減額でございますが、合計で6,193万9,000円を減額いたしております。

その主なものをご説明させていただきます。

17ページでございます。

第2款総務費、下段の地域まちづくり協議会支援事業488万1,000円の減額につきましては、地域活性化支援事業補助金について、当初、まちづくり協議会の全22地区を想定しておりましたが、補助金申請が7地区となったことから減額をさせていただきました。

次に、33ページでございます。

上段の第7款商工費、観光振興事業の団体支援事業2,065万円の減額のうち納涼事業補助金885万円は納涼大会、次の観光協会補助金760万円は関宿祇園夏まつりと関宿納涼花火大会、

次の街道まつり実行委員会補助金420万円は街道まつりへの補助金であり、開催中止に伴い減額させていただきました。

次に、35ページでございます。

中段の第9款消防費、消防団管理運営費の活動費627万円の減額につきましては、三重県消防操法大会等の中止により、41ページでございますが、第10款教育費、下段の亀山薪能開催費780万円の減額につきましてもそれぞれ中止により減額をさせていただきました。

次に、43ページでございます。

中段の国民体育大会開催事業643万8,000円の減額につきましては、亀山市実行委員会への負担金のうち中止が決定いたしました軟式野球競技リハーサル大会に係る経費を減額させていただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な補正予算についてご説明を申し上げます。

再度戻っていただきまして19ページをご覧ください。

下段の第2款総務費、戸籍住民基本台帳管理費341万円につきましては、デジタル手続法により住民基本台帳法等関連法が改正されたことに伴い、戸籍の付票に住民票コード等を記載するため、住民記録システムの修正に係る経費を計上させていただきました。

次に、31ページでございます。

上段の第6款農林水産業費、森林経営管理事業1,230万円につきましては、事業推進のため、坂下地区における境界明確化、森林調査等を実施するため業務委託料を増額いたしました。なお、当該事業は森林環境譲与税に係る事業でございますが、45ページでございますが、下段の第12款諸支出金、森林環境整備基金積立金を同額減額し、事業費の組替えを行うものでございます。

戻っていただきまして33ページをお願いいたします。

下段の第8款土木費、住宅取得支援事業400万円につきましては、居住誘導区域内の新築・中古住宅を取得して居住誘導区域外から転入・転居する件数が多く、補助申請件数が想定を上回ったことに伴い増額をさせていただきました。

続きまして、歳入全般についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして9ページをお願いいたします。

上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、生活困窮者自立支援費負担金1,036万5,000円につきましては、住居確保給付金支援事業の財源として増額計上いたしました。

中段の第2項国庫補助金、地方創生臨時交付金3億5,336万2,000円につきましては、国の2次補正で増額された交付金の本市への配分金額を計上するものでございまして、これまでの緊急政策パッケージで掲げたプレミアム付商品券事業や亀山版／特別定額給付金「はぐくみ」などの事業に財源充当いたしましたところでございます。

次の個人番号カード交付事務費補助金276万7,000円の減額、それからその次のマイナポイント事業費補助金412万2,000円につきましては、国の補助メニューの変更による組替えと事業費の増額による増額をさせていただきました。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金983万4,000円につきましては、法改正による住民記録システムの改修等の財源として計上いたしました。

さらに、その次の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金863万9,000円から、

中学校費の学校保健特別対策事業費補助金271万4,000円までの4項目の補助金につきましては、5月の第1回臨時会での一般会計補正予算（第1号）に計上いたしました小・中学校及び保育所等における衛生用品の購入費等において国の補助事業として採択されましたので、財源として計上させていただいたところでございます。

その下段の第16款県支出金、第2項県補助金、児童福祉費の感染症緊急支援等交付金2,550万円につきましては、保育所等に係る衛生用品の購入に対する財源として、それから2つ飛びまして幼稚園費の緊急環境整備事業費補助金400万円につきましては、衛生用品の購入に係る財源として、うち200万円は補正予算の第1号分、残りの200万円については新たに今回の補正予算で計上した分でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

中段の第17款財産収入、土地売払収入1,055万3,000円、次の建物売払収入900万円につきましては、関町鷲山地内の普通財産であります旧サカエ建設に係る土地と建物の売払いが決定いたしましたので、計上いたしましたところでございます。

次の下段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金3億1,631万3,000円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしました。

1枚めくっていただきまして13ページをご覧ください。

上段の第20款繰越金、前年度繰越金3,932万3,000円の減額につきましては、令和元年度決算における翌年度への繰越金額が見込みより少なかったことから、既に補正予算において追加計上いたしました前年度繰越金を減額いたすものでございます。

続きまして、議案第68号専決処分した事件の承認におきまして、令和2年8月13日に専決処分をいたしました一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正におきましては、高機能消防指令センターにおいて情報系サーバー等重要な機器の故障が発生したことから、市民サービスの低下を招かないよう緊急修繕を行うため経費を計上いたしました。

それでは、補正予算書の第5号のほうの9ページをご覧いただきたいと思います。

第9款消防費、庁舎管理費1,436万6,000円につきましては、高機能消防指令センターの機器等に係る修繕料を計上させていただきました。

次に、歳入でございますが、戻っていただきまして7ページでございます。

第19款繰入金、財政調整基金繰入金1,436万6,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上させていただきました。

以上で一般会計補正予算、第6号及び第5号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和元年度各会計決算についての補足説明を求めます。

まず、会計管理者に令和元年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

米津会計管理者。

○会計管理者（米津ひろみ君登壇）

それでは、議案第55号から議案第58号までの令和元年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、歳入の主なものと、歳出は主要事業などの主なものについて、決算状況のご説明をさせていただきます。

お手元のオレンジ色の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の30、31ページをご覧ください。

まず一般会計歳入の主なものでございますが、第1款市税は、調定額107億5,431万6,912円に対しまして、収入済額は103億4,083万1,297円で、主に法人市民税の減収により、前年度に比べ5億5,668万5,743円の減額となり、前年度比0.95となっております。

不納欠損額は3,116万8,182円、収入未済額は3億8,231万7,433円で、調定額に対します収納率は96.1%でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は95.3%、固定資産税は96.7%、軽自動車税は88.5%、都市計画税は96.7%となっております。

次に、34、35ページをご覧ください。

第11款地方交付税の収入済額は16億2,712万6,000円でございます。

次に、42、43ページ中ほどをご覧ください。

第15款国庫支出金の収入済額は30億3,393万2,718円で、主なものは障がい者自立支援給付費負担金や児童手当負担金などでございます。

次に、48、49ページ中ほどの第16款県支出金の収入済額は11億5,511万9,910円で、主なものは障がい者自立支援給付費負担金などでございます。

次に、58、59ページ下段の第19款繰入金の収入済額は7億8,167万6,324円で、主なものは財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、60、61ページ中ほどの第20款繰越金の収入済額は7億2,209万7,342円で、前年度繰越金でございます。

次に、66、67ページ下段の第22款市債の収入済額は15億1,330万円でございます。

主なものといたしましては、臨時財政対策債をはじめ、69ページの亀山駅周辺整備事業債や都市計画事業債などによるものでございます。

同ページ下段の歳入合計は、予算現額224億5,049万1,126円に対しまして調定額は225億4,057万3,818円で、収入済額は216億9,671万2,136円でございます。

また、不納欠損額は3,407万3,769円、収入未済額は8億978万7,913円でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきまして、ご説明させていただきます。

前年度と比較して、特に増加割合の大きいものは土木費、商工費、また減少割合の大きいものは労働費、教育費となっております。

まず第2款総務費でございますが、97ページ中ほどをご覧ください。

耐震対策事業のうち木造住宅補強事業につきましては、3,064万3,720円で、住宅の除去工事への補助金が主なものでございます。

また、同ページ下段の住民情報系システム事業の1億836万2,768円と、その下の内部情報系システム事業の8,018万3,455円は、主にシステムの保守委託料や機器使用料に要した経費でございます。

次に、第3款民生費でございますが、117ページ下段をご覧ください。

障がい者支援事業のうち自立支援事業につきましては、7億5,789万4,815円、次の119ページ中ほどの福祉医療費助成事業につきましては1億7,991万6,104円で、障がい福祉サービスや医療費の助成など、いずれも障がい者支援のための経費でございます。

また、129ページ中ほどの民生費の福祉医療費助成事業は2億1,494万9,535円で、主に独り親家庭や子供の医療費に係る助成金でございます。

133ページ中ほどの児童手当給付事業は8億8,017万円で、出生祝い金と児童手当の経費でございます。

続きまして、第4款衛生費でございますが、145ページ上段をご覧ください。

がん検診推進事業につきましては9,017万1,600円で、各種がん検診の委託料が主なものでございます。

また、147ページの中ほど、予防衛生事業は1億4,383万5,158円で、予防接種の委託料が主なものでございます。

衛生費のうち第2項清掃費につきましては、157ページの溶融処理施設の施設管理費としまして7億5,876万6,626円、その下の大規模整備事業としまして、溶融炉設備等の工事など1億560万円が主なものでございます。

次に、第6款農林水産業費でございますが、163ページ下段をご覧ください。

有害鳥獣対策事業は2,258万8,975円で、獣害被害防止対策の補助金等に要した経費が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございますが、175ページ上段をご覧ください。

地域生活交通再編事業は1億1,181万5,121円で、広域廃止代替路線やコミュニティ系路線のバス運行委託に要した経費が主なものでございます。

次に、第8款土木費でございますが、187ページ下段をご覧ください。

野村布気線整備事業につきましては、繰越明許費を含め1億7,872万9,680円で、工事請負費に要した経費が主なものでございます。

また、193ページ下段の亀山駅周辺整備事業につきましては、繰越明許費を含め14億6,164万3,945円で、亀山駅前広場整備事業負担金や亀山駅前線整備事業負担金が主なものとなっております。

次に、第9款消防費でございますが、205ページ下段をご覧ください。

緊急防災事業の車両整備費4,477万円は、消防ポンプ自動車1台の購入費でございます。

続きまして、第10款教育費でございますが、211ページ下段をご覧ください。

個の学び支援事業といたしまして、小学校費で5,554万7,631円、217ページの中学校費で1,333万372円、223ページの幼稚園費で1,212万7,959円で、これらは支援を要する児童や生徒が、快適に園や学校生活を送ることができるよう配置した介助員や学習生活相談員等の人件費が主なものでございます。

213ページの中ほどをご覧ください。

小学校費の情報教育推進事業につきましては2,567万2,897円、また219ページの中学校費の情報教育推進事業につきましては1,293万2,247円で、それぞれパソコン教室の関連機器等の賃借料が主なものでございます。

243ページ中ほどをご覧ください。

西野公園運動施設改修事業につきましては1億7,565万9,000円で、西野公園野球場の整備改修工事が主なものでございます。

次に、第11款公債費でございますが、254、255ページ上段をご覧ください。

元金償還金は17億9,334万7,886円、利子償還金は6,492万3,511円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、同ページ中ほどをご覧ください。

財政調整基金ほか10基金への積立金で1億652万4,812円でございます。

256、257ページ下段をご覧ください。

歳出合計は予算現額224億5,049万1,126円に対しまして、支出済額は209億4,789万5,905円で、翌年度への繰越明許費は6億5,865万6,390円、事故繰越は59万4,000円、不用額は8億4,334万4,831円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、260、261ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の収入済額は8億8,316万6,256円、不納欠損額は2,800万859円、収入未済額は2億4,128万7,518円で、調定額に対します収納率は76.6%でございます。

262、263ページ中ほどの第3款県支出金の収入済額は、保険給付費等交付金として32億9,354万2,225円、同ページ下段の第4款繰入金は、一般会計繰入金として3億3,380万3,180円でございます。

266、267ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額45億9,067万1,000円に対しまして、調定額は48億1,965万3,828円、収入済額は45億5,036万5,451円、不納欠損額は2,800万859円、収入未済額は2億4,128万7,518円でございます。

一方、歳出でございますが、270、271ページ中ほどをご覧ください。

第2款保険給付費の支出済額は32億1,373万4,282円で、274、275ページ中ほどの第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は11億5,508万3,968円でございます。

278、279ページ下段の歳出合計は、予算現額45億9,067万1,000円に対しまして、支出済額は45億2,670万5,980円、不用額は6,396万5,020円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

282、283ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は4億4,154万6,594円、不納欠損額は110万4,138円、収入未済額は327万183円で、調定額に対します収納率は98.9%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は5億4,026万4,075円でございます。

284、285ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額10億3,568万3,000円に対しまして、調定額は10億3,968万6,116円、収入済額は10億3,531万1,795円、不納欠損額は110万4,138円、収入未済額は327万183円でございます。

一方、歳出でございますが、286、287ページ中ほどをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は9億6,829万19円でございます。

歳出の合計は、288、289ページ下段にございますとおり、予算現額10億3,568万3,000円に対しまして、支出済額は10億3,282万191円、不用額は286万2,809円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

292、293ページをご覧ください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は、農業集落排水施設の使用料などで、収入済額は1億1,216万2,380円、不納欠損額は6万6,290円、収入未済額は161万1,760円で、調定額に対します収納率は98.5%でございます。

第3款県支出金の収入済額は800万円でございます。

第5款繰入金は、一般会計及び農業集落排水事業債償還基金からの繰入金で、収入済額は3億5,204万8,000円でございます。

歳入合計は、下段にございますとおり予算現額4億9,149万3,000円に対しまして、調定額は4億9,595万6,756円、収入済額は4億9,422万3,706円、不納欠損額は6万6,290円、収入未済額は166万6,760円でございます。

一方、歳出でございますが、295ページ下段をご覧ください。

第1款事業費の処理施設維持管理費につきましては1億9,880万8,257円で汚泥引抜き手数料や施設管理等委託料が主なものでございます。

次に、296、297ページ中ほどの第2款公債費では、元金償還金は1億6,439万9,353円、利子償還金は5,003万3,527円でございます。

歳出合計は下段にございますとおり、予算現額4億9,149万3,000円に対しまして、支出済額は4億7,821万8,781円、不用額は1,327万4,219円でございます。

また、300ページから303ページにかけては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。一般会計実質収支額6億5,375万1,472円のうち地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金への繰入額は3億3,000万円でございます。

なお、306ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料につま

しては、ご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、令和元年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算について、ご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

次に、上下水道部長に令和元年度亀山市水道事業会計決算について、令和元年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び令和元年度亀山市公共下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

それでは、議案第59号令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和元年度亀山市水道事業会計決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は営業収益と営業外収益、特別利益を合わせた水道事業収益14億4,720万6,082円で、昨年度と比較して1,647万1,607円増加しております。

支出は、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた水道事業費用11億6,396万6,452円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで26ページから28ページに記載しております。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は工事負担金と負担金を合わせた資本的収入4,543万7,700円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出5億9,080万7,224円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億4,536万9,524円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,104万2,285円、当年度分損益勘定留保資金2億4,750万3,930円、減債積立金1億4,032万5,406円、建設改良積立金1億2,649万7,903円で補填しております。

建設改良工事の概況を15ページから20ページに記載しております。

これから説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの令和元年度亀山市水道事業損益計算書をご覧ください。

営業収支につきましては、1の営業収益11億8,639万9,665円で、2の営業費用10億5,392万5,208円となっており、差引き1億3,247万4,457円の営業利益となっております。

営業外収支につきましては、3の営業外収益1億5,466万8,945円で、4の営業外費用3,706万3,998円となっており、差引き1億1,760万4,947円の営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2億5,007万9,404円が経常利益となり、5の特別利益156万5,594円と6の特別損失28万4,690円を差し引き、当年度純利益は2億5,136万308円となっております。

次に、8ページ上段の令和元年度亀山市水道事業剰余金計算書をご覧ください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益2億5,136万308円を加え、当年度末残高は52億6,991万9,841円となっております。

下段の令和元年度亀山市水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

未処分利益剰余金5億1,818万3,617円のうち資本金に2億6,682万3,309円を組み入れ、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億5,136万308円を積み立てるものがございます。

次に、9ページ、10ページの令和元年度亀山市水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて97億5,158万9,809円、2の流動資産は現金・預金、未収金などを合わせて8億8,715万1,550円となっております。以上、資産合計は106億3,874万1,359円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて12億889万3,197円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて4億2,101万337円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて37億3,891万7,984円で、負債合計は53億6,882万1,518円となっております。

資本の部、6の資本金は47億4,297万3,173円、7の剰余金は利益剰余金5億2,694万6,668円で、資本合計は52億6,991万9,841円となっております。

以上、負債資本合計は106億3,874万1,359円となっており、資産合計と一致しております。

次に、25ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり資金が2,889万3,734円増加し、期末残高は6億9,427万2,801円でございます。

以上が議案第59号令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第60号令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和元年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は営業収益と営業外収益を合わせた工業用水道事業収益8,562万929円となっております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた工業用水道事業費用5,626万1,893円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで19ページから20ページに掲載しております。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は工事負担金で資本的収入7,075万900円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出9,745万4,560円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,670万3,660円は、過年度分損益勘定留保資金2,027万4,229円及び当年度分損益勘定留保資金642万9,431円で補填しております。

建設改良工事の概況を15ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの令和元年度亀山市工業用水道事業損益計算書をご覧ください。

営業収支につきましては、1の営業収益7,242万7,261円で、2の営業費用4,567万9,086円となっております、差引き2,674万8,175円の営業利益となっております。

営業外収支につきましては、3の営業外収益663万2,476円で、4の営業外費用413万2,416円となっております、差引き250万600円の営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2,924万8,235円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8ページ上段の令和元年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書をご覧ください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益2,924万8,235円を加え、当年度末残高は2億6,373万4,008円となっております。

下段の令和元年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

未処分利益剰余金3,733万5,580円のうち減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,000万円を積み立て、残余を繰り越すものでございます。

次に、9ページ、10ページの令和元年度亀山市工業用水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産4億6,938万1,550円、2の流動資産は現金・預金、未収金、前払費用を合わせて2億8,560万2,196円となっております。

以上、資産合計は7億5,498万3,746円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と他会計借入金を合わせて2億4,296万4,996円、4の流動負債は企業債、他会計借入金などを合わせて3,141万2,466円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて2億1,687万2,276円で、負債合計は4億9,124万9,738円となっております。

資本の部、6の資本金は1,639万8,428円、7の剰余金は利益剰余金2億4,733万5,580円で、資本合計は2億6,373万4,008円となっております。

以上、負債資本合計は7億5,498万3,746円となっており、資産合計と一致しております。

次に、18ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が2,210万5,105円増加し、期末残高は2億7,922万1,014円でございます。

以上が議案第60号令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第61号令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に

つきまして、補足説明を申し上げます。

令和元年度亀山市公共下水道事業会計決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は営業収益と営業外収益、特別利益を合わせた下水道事業収益9億9,559万5,466円となっております。昨年度と比較して3,705万5,536円増加しております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた下水道事業費用9億4,120万2,751円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで16ページから19ページに記載しております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は企業債、他会計負担金、他会計補助金、国庫補助金、負担金及び分担金、固定資産売却収入を合わせた資本的収入10億2,148万5,553円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出12億8,528万264円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,416万8,711円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,146万7,752円、減債積立金3,516万6,933円、過年度分損益勘定留保資金2億2,753万4,026円で補填しております。

建設改良工事の概況を33ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

6ページの令和元年度亀山市公共下水道事業損益計算書をご覧ください。

営業収支につきましては、1の営業収益4億3,059万2,897円で、2の営業費用7億8,484万9,527円となっており、差引き3億5,425万6,630円の営業損失となっております。

営業外収支につきましては、3の営業外収益5億703万6,662円で、4の営業外費用1億2,993万3,466円となっており、差引き3億7,710万3,196円の営業外利益となっております。

営業損失と営業外利益の合計2,284万6,566円が経常利益となり、5の特別利益7万8,397円を加えますと、当年度純利益は2,292万4,963円となっております。

次に、8ページ、9ページの令和元年度亀山市公共下水道事業剰余金計算書をご覧ください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益2,292万4,963円を加え、当年度末残高は5億317万339円となっております。

次に、10ページの令和元年度亀山市公共下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

未処分利益剰余金5,809万1,896円のうち資本金に3,516万6,933円を組み入れ、減債積立金に2,292万4,963円を積み立てるものでございます。

次に、12ページから14ページの令和元年度亀山市公共下水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資その他資産を合わせて169億9,262万2,176円、2の流動資産は現金預金、未収金を合わせて8億9,160万1,388円

となっております。以上、資産合計は178億8,422万3,564円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて80億6,012万1,924円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて6億3,878万8,723円、5の繰延収益は、長期前受金86億8,214万2,578円で、負債合計は173億8,105万3,225円となっております。

資本の部、6の資本金は4億3,628万573円、7の剰余金は資本剰余金と、14ページの利益剰余金を合わせて6,688万9,766円で、資本合計は5億317万339円となっております。

以上、負債資本合計は178億8,422万3,564円となっており、資産合計と一致しております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が3,111万5,231円減少し、期末残高は7億8,351万9,621円でございます。

以上が議案第61号令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に令和元年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

それでは、議案第62号令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和元年度亀山市病院事業会計決算書の1、2ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出につきましては、収入合計は医業収益と医業外収益、訪問看護ステーション事業収益、特別利益を合わせた病院事業収益で16億2,315万8,540円でございます。

これに対し、支出合計は医業費用と医業外費用、訪問看護ステーション事業費用、特別損失を合わせた病院事業費用で、17億1,187万1,751円でございます。差引きしますと8,871万3,211円の不足となっております。この不足額は平成30年度と比較して2,376万9,879円減少しております。

次に、3、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、出資金、企業債、寄附金、基金繰入金、長期貸付金返還金を合わせた収入合計は1億2,087万4,917円、これに対し建設改良費、企業債償還金、投資を合わせた支出合計は2億3,263万9,728円でございます。差引き1億1,176万4,811円の不足は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5ページの令和元年度亀山市病院事業損益計算書をご覧ください。

ここからは法定書式によりまして、消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は13億9,299万7,575円で、これに対し2の医業費用が16億927万2,649円であり、差引きしました医業収支は2億1,627万5,074円の医業損失となっております。

3の医業外収益は2億865万10円で、これに対し4の医業外費用が6,840万471円であり、差引きしました医業外収支は1億4,024万9,539円の利益となっております。

5の訪問看護ステーション事業収益は1,576万1,700円で、これに対し6の訪問看護ステーション事業費用が2,119万2,837円であり、差引きしました訪問看護ステーション事業収支は543万1,137円の損失となっております。

これらの医業損失と医業外利益、訪問看護ステーション事業損失を差引きいたしました8,145万6,672円が経常損失となり、そこに特別利益41万4,330円、特別損失487万4,218円を算入いたしますと、令和元年度の純損失は8,591万6,560円となります。

次に、7、8ページの令和元年度亀山市病院事業剰余金計算書をご覧ください。

表の資本金欄、自己資本金は政府債償還金元金の3分の2を補填いただく他会計出資金4,540万5,885円を加えまして、36億7,285万9,262円となっております。

剰余金欄、利益剰余金につきましては、当年度純損失8,591万6,560円の計上により、利益剰余金の当年度末残高がマイナス12億8,388万2,974円となり、資本合計は24億675万4,458円となっております。

下段の令和元年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、9、10ページの令和元年度亀山市病院事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部につきましては、1. 固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資を合わせて23億3,799万4,342円となっております。

2. 流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品で、合計5億7,881万1,430円となっております。

資産合計は29億1,680万5,772円となっております。

負債の部につきましては、3. 固定負債は企業債とリース債務及び引当金で、合計2億5,054万2,715円、4. 流動負債は企業債とリース債務及び未払金、引当金等で、合計2億4,735万5,782円となっております。

5. 繰延収益につきましては、1,215万2,817円を計上しております。

以上、負債合計は5億1,005万1,314円となっております。

10ページ下段の資本の部につきましては、6. 資本金は自己資本金36億7,285万9,262円となっております。

7. 剰余金は、資本剰余金1,777万8,170円と欠損金12億8,388万2,974円で、資本の合計は24億675万4,458円となっております。負債資本の合計は29億1,680万5,772円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第62号令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

なお、11ページ以降の附属書類も併せてご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

地域医療部長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日28日から9月6日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

明日28日から9月6日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月7日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時57分 散会)

令和 2 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和2年9月7日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第60号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第61号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第63号 財産の取得について

議案第64号 財産の取得について

議案第65号 市道路線の認定について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 市道路線の認定について

議案第68号 専決処分した事件の承認について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

報告第10号 健全化判断比率の報告について

報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	総合政策部次長	青木正彦君
生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君	健康福祉部次長	伊藤早苗君
産業建設部次長	亀淵輝男君	生活文化部次長	谷口広幸君
産業建設部参事	久野友彦君	産業建設部参事	田所学君
健康福祉部参事	豊田達也君	会計管理者	米津ひろみ君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎	書記	西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、平松消防長及び服部危機管理監は、大雨による災害の警戒に当たるため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔をお願いをいたしたいと思います。

それでは通告に従い、順次発言を許可します。

2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

おはようございます。

スクラムの中島雅代でございます。

まずは、台風10号により被害を受けられた地域の皆様にお見舞い申し上げるとともに、少しでも早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、代表質疑をさせていただきます。

議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第9号決算に関する附属書類の提出についてでございます。

まずは、決算のほうからお伺いいたします。

令和元年度は5月に改元が行われ、平成から令和になり、新しい時代の始まりの年となりました。予算編成方針では、令和元年度を機転の年と名づけられ、予算の審議の中で、市長は状況の変化に応じた素早く適切な判断と行動が大切だとおっしゃって見えまして。パラダイム転換という言葉も使ってみえましたが、パラダイム転換とは従来の世界観、考え方の枠組みが根本的に動揺あるいは崩壊して新しいものに転換するという意味だそうで、まさに今、新しい考え方に転換していく時期に来ていると言えると思います。

予算編成では第2次実施計画の推進、それから行財政改革により財政健全性の確保、その両立を掲げられ、増税、幼児教育、保育の無償化などの制度の改正もございました。そこで、市長に令和元年度の決算についての評価をお伺いします。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

昨日からの台風10号によりまして被災をされました皆様に本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、中島議員の決算の評価についてということであります。

令和元年度は、お話にありました、平成から年号が改められる節目の年でありますことから、社会経済、市民生活の変化を見極め、臨機応変に適応しながら、前期基本計画第2次実施計画を着実に推進させ、さらなる段階へ挑戦する年にしたいとの考え方で、行政経営の重点方針におきまして、機転の年と位置づけたところでございました。

そのような中で、予算の執行に当たりましては、計画的かつ効率的な執行に努め、亀山駅周辺整備事業や小学校、幼稚園の空調機整備事業などのハード事業を、また幼児教育、保育の無償化への対応や消費税率改正に伴い、消費を下支えするためのプレミアム付商品券事業などのソフト事業を実施したところでございます。その結果、令和元年度一般会計の決算につきましては、第2次総合計画前期基本計画の3年目として、事業の着実な推進を図りつつ、計画的かつ効率的な予算執行に努めてまいりましたところ、歳入総額216億9,671万円、歳出総額が209億4,790万円となり、実質収支は6億5,375万円の黒字となったところであります。

一方、実質単年度収支につきましては、財政調整基金を前年度比約1億9,000万円減の約6億8,000万円を取り崩したことから、赤字額が前年度の約5億3,000万円から約10億4,000万円となりました。

次に、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率につきましては、市税収入等の一般財源の減収等により、前年度から1.6ポイント後退をいたしました。公債費負担比率につきましては、前年度に引き続き改善傾向となっております。また、実質赤字比率などの健全化判断比率につきましても、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して大幅に下回る比率となっております。このほか、財政調整基金残高は、前年度比で約2億円減の約28億円を確保し、市債残高も11年連続で減少となる約156億6,000万円となったところであります。

これらのことから、令和元年度決算につきましては、各種指標が良好の結果となったことから、財政の健全化を一定確保することができたと考えております。しかしながら、長期財政見直しにおきまして、今後の市税や地方交付税の減収、新型コロナの状況の見直し、さらには扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでおりますことから、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することによりまして、今後も引き続いて持続可能な行財政運営の確立に努める必要があらうと、そのように考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

それではまず、機転の年ということでもございましたけれども、先ほど臨機応変な対応と計画的、

それから着実な執行と相對することをおっしゃったと思うんですけども、機転というのは、その場に応じた心の働かせ方、臨機応変と言いますけれども、今回、機転の年、何がどう機転だったのかというところをまずお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し触れていただきましたが、昨年というか、この予算編成のときの行政経営の方針の中での議会のやり取りにつきましても、やっぱり改元という時代の変化を背景に、本当に多くの社会制度とか価値観の転換が多分起こっていくであろう、それは多くの方も感じておられるように、議員もおっしゃられたように、私自身も昭和から平成への改元の折の、まさに構造転換、数年かけて変わっていくという、あるいは10年ぐらいかけて静かに変わっていく、そういうことを経験しました中で、この改元というのは社会環境の大きな変化が一つ重要な局面だという認識をいたしました。

その中で、本市の抱えております市民生活とか地域の社会経済情勢の変化にしっかり適応していくためには、その変化に臨機応変に適応しながら、第2次実施計画に掲げております事業をしっかり具現化していく、そのような思いで、機転の年というスローガンを位置づけたところであります。

具体的にはいろんな取組もありまして、消費税の導入によります、先ほどの例えば幼保の無償化の転換等々もございましたし、全般的には先ほど申し上げた社会全体の大きな変化に本市が適応していこうと、こういう思いで掲げたところあります。スタートしたところあります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

社会変化には臨機応変な対応、全体的な計画には着実な執行をということだったかなと理解いたしました。

それでは次に、決算の評価として安心できる数字というのは、今回市債残高が減って、公債負担率が好転しているというくらいなのかなという印象を私は受けました。

この中身についてなんですけど、まず実質単年度収支についてでございます。

赤字が昨年の約5億3,000万円から約10億4,000万円に増大したということなんですけれども、この赤字が大幅に増えているという要因についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

今回の決算におけます実質単年度収支は、単年度収支3億6,447万8,000円の赤字に対し、財政調整基金への積立金2億8,740,000円を加え、財政調整基金の取崩し額6億7,829万6,000円を差し引いた結果、10億3,990万円の赤字となりました。

前年度の実質単年度収支約5億3,000万円の赤字から約5億1,000万円赤字が増加しておりますが、この要因については歳入におきまして、前年度に比べて、地方特例交付金約1億3,000万円、地方交付税約1,000万円が増額となりましたが、市税が法人市民税や固定資産税な

どの減により約5億6,000万円の減、自動車取得税交付金約3,000万円が減となったことなどから、一般財源が約4億7,000万円減収になったことによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

去年の決算の状況も、前々年度の約3億2,000万円から約5億3,000万円に赤字が増えています。今年はさらに倍近くの赤字ですけれども、この赤字についてはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。家計で言えば、入ってくるお給料と出ていく生活費の関係やと認識しているんですけれども、収入は減って、生活費は出ていく、そして毎年赤字が続いて、しかも増えているというのは、家計的にはすごく不安になるんですけれども、これの市の認識についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の決算におきまして、市税等の減収により実質単年度収支が赤字となっておりますが、財政調整基金残高は前年度比で約1億6,500万円の減少にとどまり、実質赤字比率などの健全化判断比率についても、国が定める基準に対して大幅に下回る良好な比率となっておりますことから、おおむね財政の健全化を確保することができたものと考えており、財政への影響はないものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

国の基準内であるから良好である、なので影響はないということなんですけれども、ちょっと言葉に詰まってしまいます。赤字が増えているのが問題がないというのは、それは問題やと思うんですけれども、この実質単年度収支の赤字というのは解消すべきだと私は思うんですけれども、この解消についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

実質単年度収支の赤字につきまして、これを解消するということになりますと、市税の確保というものが第一でございます。市税の今後でございますが、その市税の確保に努めますとともに、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践し、令和2年度及び3年度で策定いたします第2次総合計画後期基本計画において実施する事業についても、精査を図りながら健全な財政運営を努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

全体的に計画的な着実な執行をすると、先ほど市長もおっしゃってございましたけれども、その結果、赤字が増えているんですけれども、その辺り市長のほうはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

か。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員は、実質単年度収支についてお触れいただいておりますが、単年度収支、それからいわゆる実質収支、単年度収支、実質単年度収支、この3つはそれぞれの概念の入った指標であります。どれか一つが重要ということではありませんでして、当然決算を一つ考える物差しとしての指標の一つであります。実質単年度収支につきましては、平成22年度以降も平成25年のプラス1,000万円を除きまして、数億から10億、これは本年度と前年度の単年度収支の比較でございますので、先ほど触れました、いわゆる税収が増える、減る、ここのところとも大きくリンクをしております。25年のように、リーマンショックの後ずうっと落ちました。ある一定の事業が動いていきますけれども、しかし落ちた中で、実質単年度収支が前年に比べて単年度収支として増えるということが起こったわけでありまして、25年につきましては、シャープ第1工場の1,000億の投資が入りましたので、実質単年度収支がプラス1,000万ということなんですが、全体としては、おっしゃるように赤字が続いてきておるのが実質単年度収支であろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、当然、実質収支、実質単年度という指標、それから財務4表や、先ほどの経営健全化の判断、このトータルでもって、単年度の収支は大変重要でありますけれども、やはり少し長いスパンでこれを運用していくということにつきましては、改善をしていく。そのためには先ほどの税収のアップとか、行革の確実な推進とか、こういうことが必要であろうというふうに思っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

自立した自治体であるためには、単年度できっちりやりくりをする、やりくりできるように近づけていくという努力は必要だと思っております。なので、お願いします。

その原因として市民税の減収ということですがけれども、個人市民税は1.8%増えているということなんですけれども、法人市民税は前年と比べて30%の減ということですがけれども、この30%の減少というのはかなり大きなことだと思うんですけれども、この大幅減についての要因のほうをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度の市税の決算の概要でございますが、市税の調定額107億5,432万円に対し、収入済額は103億4,083万円で、収納率96.13%となり、前年度収入済額より5.1%、5億5,669万円の減収となったところでございます。

法人市民税につきましては、収入済額7億524万円で、前年度収入済額より29.9%、3億92万円減収したところでございます。この法人市民税の減収の要因でございますが、一部企業におけます業績の低下に伴う減収などが法人市民税の減収につながったところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今、一部企業の経営状態があまりよくなかったということやと思うんですけれども、これは一部の企業さんの経営状態によって30%も大きく左右されるという状態はあまり好ましくないと思うんですけれども、今もですけれども、コロナの影響もあって今後もさらに厳しい状況が続くと思いますけれども、現状はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますように、コロナ禍で厳しい状況でございます。

本市の税構造上、大きく影響を及ぼします法人市民税につきましては、景気の影響を大きく受けることから、予想し難いところでございますが、今後におきましては、法人市民税の税率が昨年10月1日以降に開始した事業年度から9.7%から6.0%へと引下げとなったことから、今後もまた減収になるものと見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

法人市民税は景気の影響に大きく左右されるということですが、本当に30%の減というのは、なかなかすごいことだなあと感じます。これは中途半端な支援策ではなかなか難しいことだと思うんです。市内全体の経済の活性化、これは真剣に取り組んでいかなければならないと思います。

こういった状況で、自主財源のほうは不足してきますので、依存財源に頼らざるを得ないのですけれども、地方交付税について、交付状況について詳しくお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地方交付税につきましては、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定の水準を維持し得るよう、財源を保障する見地から一定の基準に基づき国から交付されており、普通交付税と特別交付税に区別されております。

普通交付税につきましては、前年度と比較いたしますと約1,000万円の増となっており、内訳といたしましては、基準財政需要額においては公債費等の減により約2億1,000万円の減になったものの、基準財政収入額では固定資産税における償却資産や法人市民税の法人税割の減などにより約2億2,000万円の減となったことにより、その差額約1,000万円が普通交付税として増収になったものであります。

特別交付税につきましては、普通交付税で措置されない個別緊急の財政需要に対する財源不足額に見合う額として算定され、交付されるものでございまして、令和元年度におきましては3億8,872万3,000円が交付されたところでございます。

なお、前年度との比較においては、普通交付税が1,347万円の増、特別交付税は682万9,000円の減となり、地方交付税全体では664万1,000円の増となっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

これは0.4%の微増ということなんですけれども、これは今後も増えていくというお考えでしょうか。それから、この自主財源と依存財源の割合についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず普通交付税につきましては、本市は1市1町の合併団体でありますので、合併後15年間は合併算定替えの適用を受けることとなり、一本算定と言われる合併後団体での算定ではなく、旧市町の基準財政需要額の合計額から旧市町の基準財政収入額の合計を差引きした額が交付基準額となっていたところでございます。

令和元年度におきましては、本市の合併算定替えによる基準財政需要額は100億3,749万1,000円となり、基準財政収入額は85億7,561万4,000円となりますが、合併算定替えの段階から縮減の5年目でありますので、基準財政需要額から2億2,347万4,000円を控除した額12億3,840万3,000円が交付されたところでございます。

なお、16年目以降の令和2年度は、一本算定の交付基準額に移行いたすところで、令和2年度の当初予算額は、普通交付税で約10億4,900万円といたしております。

自主財源と依存財源でございます。

歳入におけます自主財源につきましては、今回の決算では128億5,957万円、59.3%と前年度より減少したところで、自主財源である市税収入は今後も減少傾向にあると見込んでおりますが、当市は自主財源のうち市税収入の占める割合が従来から高い傾向にあり、平成30年度の自主財源の比率は県下2位となっております。

依存財源につきましては88億3,714万円で、40.7%と前年度より増加したところでございます。市税の減収分については、普通交付税における基準財政需要額にその75%が算入されることになっており、依存財源である地方交付税で減収分の一部を補填される形となります。このことから、自主財源の割合についても、今後市税収入の減収に伴い低下していくものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ほかと比べてはよいということなんですけれども、だんだん自主財源の比率は下がっていくということなんですけれども、このままで市としての自立性、それから安定性には問題がないのかどうかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市税収入の減収に伴いまして、自主財源が減少し、依存財源が増加しておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、財政調整基金の残高は前年度比で1億6,500万円の減収にとどまっており、実質赤字比率などの健全化判断比率についても国が定める基準に対して大幅に下回る良好な水準となっておりますことから、おおむね財政の健全化を確保することができたものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

税収が少なくなっても、財調を取り崩してもまだ大丈夫だということかなと思いました。ちょっと心配ですけども。ただ自立した、安定した自治体経営には、やっぱり自主財源の比率が高いことにはこしたことはないと思っておりますので、自主財源の比率を高めるように、地域経済の活性化ですとか、企業誘致も引き続きお願いしたいと思えます。

続きまして、財政の健全性、弾力性を分析するために義務的経費、投資的経費についてお伺いをしてまいります。

まずは、義務的経費についてですけども、こちらも前年に比べて増えているようですけども、詳細をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

義務的経費でございますが、歳出のうち人件費、扶助費、公債費を示しております、極めて硬直性が高い経費でございます。

令和元年度におきましては、約94億1,460万1,000円となり、前年度比で約1億4,120万6,000円、1.5%の減となっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

義務的経費については減なんです。減ったという理解でよかったですでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

前年度と比較いたしまして、約1億4,120万6,000円、1.5%の減となっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

それでは、今後の見通しについてお伺いします。

今後も、これは減っていくような見通しなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今後の見通しということでございますが、今後におきましては、社会保障費であります扶助費の増加が見込まれ、公債費についても事業展開による市債の借入状況によっては増加傾向になるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今後は増えていくという見通しということなんですけれども、次にこの投資的経費についてですけれども、こちらも今の現状、それから今後の見通しを簡単にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

投資的経費でございますが、投資的経費は歳出のうち普通建設事業費、災害復旧事業費などの公共事業、施設建設などのハード整備に係る経費でございます。

令和元年度におきましては、約28億1,272万1,000円となり、前年度比で約6億2,765万4,000円、24.5%の増となっております。

普通建設事業費のうち補助事業費は約13億7,201万9,000円となり、亀山駅周辺整備事業、小学校・幼稚園空調機整備事業の増などにより、約10億6,599万円の増となっております。普通建設事業費のうち単独事業費は、約14億4,070万2,000円となり、川崎小学校改築事業、野村布気線整備事業の減などにより、約4億3,833万6,000円の減となっております。災害復旧事業費につきましてはゼロ円でありまして、約7,421万1,000円の減となっております。今後につきましては、亀山駅周辺整備事業や新図書館整備事業などによります投資的経費等の歳出の増加を見込んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

全体としては増えているものの、補助事業を活用して市の持ち出しを抑える工夫をしているということだと理解いたしました。

今後も、新庁舎の建設ですとかリニアの関係もございまして。大きな事業も控えておりますので、慎重な判断と、それから市民への十分な説明のほうをお願いしたいと思います。

それから、公債費のほう、こちらは順調に減らしてはっておりますけれども、このままですと財政調整基金、ちょっと底が見えそうで、減る分より市債のほうが増えていかないか心配なんですけれども、毎年赤字、それから今後の収入も厳しい、貯金も取り崩してとなりますと、私たちのこの生活が安定して送れなくなってまいります。それで、お金の使い道についてまた具体的に聞いてい

きたいと思います。

まずは、全体として予算どおり、予定どおりに執行できたのかどうかをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

予算の執行につきましては、予算現額224億5,049万1,000円に対しまして、歳出決算額209億4,789万6,000円で執行率93.3%、前年度の88.1%と比較し5.2ポイント増となり、適切な予算執行が図られたものと認識しております。

主な事業につきましては、野村布気線整備事業、西野運動公園施設改修事業や幼稚園・小学校の空調機整備事業などについて、予定どおり執行が図られたところでございます。

一方で、事業進捗等により年度内完成ができないことから、次年度へ15件の予算繰越しをいたしております。その主なものといたしまして、出屋排水路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業や亀山駅周辺整備事業などにつきましては、現在順調に事業進捗を図っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

前年度に比べて執行率のほうは上がったようではございますけれども、先ほどおっしゃったように、亀山駅周辺整備事業、事業進捗等の理由によりということなんですけれども、この事業進捗等の理由って、何か理由になってないような気がするんですけれども、これはそもそもスケジュールには問題がなかったのかどうかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

事業のスケジュールについて問題はなかったのかというところでございますけれども、市街地再開発事業は、現在、解体除却工事を進めるとともに、公共施設工事や施設建築物新築工事の着手に向けた準備を進めているところでございます。また、組合の事業計画では、事業期間を令和4年3月までとされていますことから、令和4年3月の完成を目指し、事業を進めているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事スケジュールにおいて遅れが生じており、また建設業の働き方改革に伴う工事期間の確保等が必要となっていることから、事業期間の変更の検討が組合において行われている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今年度はコロナの影響ですとかで事業に遅れが出るというのはちょっと分かるんですよ。これは前年度の決算ですので、そこは理由にならないのかなとちょっと思います。

主要施策の評価シート、こちら亀山駅周辺整備事業、まずまず進んでいるというB評価なんですね。評価のコメント欄には、活力ある市街地の形成はまずまず進んでいるとしていますけれども、

この評価の理由と、活力ある市街地の形成とはそもそも何なのかというところをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

昭和から平成にかけて、亀山駅は市の玄関口として多くの市民に利用されるとともに、駅利用者や駅で働く人々を対象に多くの商業施設が立地しておりました。しかし、駅で働く人の減少や商業主の高齢化等により商業が衰退し、市の玄関口としてのにぎわいが消失している状況であります。

そのような中、本市では、平成24年3月に策定した第1次総合計画後期基本計画におきまして、亀山駅におけるにぎわいと交通の拠点性を高めるための駅周辺の再生を図る旨の考えをお示ししたとともに、平成29年10月に策定いたしました亀山市立地適正化計画におきまして、企業立地のポテンシャルを都市の活力につなげるため、鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能及び居住誘導等を効率的、効果的に進めることで、都市力の向上を図る考えを示しております。これらの方針を基に、その中心となる亀山駅周辺整備を市街地再開発組合とともに進めている状況であります。

現在、組合施行で進めております市街地再開発事業では、亀山駅周辺のにぎわいを再生するため、住宅、商業、公益施設が一体となった複合施設の整備により、にぎわいの核となる場の創出を図られるとともに、鉄道駅でありかつ市内の公共交通の拠点であります亀山駅周辺に公共施設として年間を通して多くの市民の利用がある図書館を移転することで、市内全域の市民の皆様が便利に利用できる施設となり、より活力のある市街地形成に寄与するものと考えております。

なお、評価につきましては、活力ある市街地の形成に向け、市街地再開発事業の工事が実施される状況へと鋭意進めていますことから、まずまず進んでいると評価しているところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

かつてにぎわっていた駅前を取り戻すということなのかなと思ったんですけども、市民の方にお伺いしても、駅前が新しくなるということは知っていても、できる前から何らか諦めモードなんですよね。そもそも駅に行かない。図書館にも行かない。期待している声を私はあまり聞かないんですね。特に駅前から離れた地域の方は、メリットがあることを感じられていないんです。自分たちの生活がよくなっていくということを感じられてないんですね。何でそんなところにお金をかけるのかと言われます。

今現在、そもそも駅ですとか図書館に行く機会が少なくて、あまり愛着がないのかもしれないですけども、それは長い時間をかけて習慣化して、そう感じてきてしまったからではないかなと私は思っております。

実際に、今図書館に行ったら面白いイベントですとか、本の紹介の仕方も工夫していらっしゃるんで、できる限りのことはしていらっしゃるかなと思うんですけども、ただ市民の目がそこまで至っていないということも事実なんではないかと思えます。図書館に親しむ習慣がない市民に向けて、新しい図書館をもっとしつこいぐらいにアピールしなくてはいけないんじゃないでしょうか。

その辺り、市長が先頭に立ってされるべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるとおりだと思いますし、亀山市は、例えば図書に関わる幼少期からの様々なプログラムや支援体制、あるいは地域の皆さんのサポート、そういうことでありますとか、あるいは健康と読書との関係に着目をして、今健都さぷりのプロジェクトで動かしております。そういう意味で、新図書館が中心市街地の新たな玄関口に新しい拠点として、そして中心市街地と周辺のエリアの市民の方にもう一つご理解いただいていないということでしょうし、従来の図書館にもあんまりご縁がなかったというデータも出ておりますが、そういうものをやっぱり解消していく本当に大きなきっかけにすべしというふうに考えております。その中で全市的な都市の機能や5万市民の皆さんの中心部と周辺のネットワーク、こういう新たな仕組みも導入をしながら、全体としての暮らしの質を高めていくと、そういう思いで今進めておるんですが、おっしゃるように、市として市長をはじめ、市としてもっとそのメリット、情報提供をしっかりとやれというこのご指摘はしっかりと受け止めさせていただいて、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

私も子供がおりますので、読書について、学校のほうで力を入れてもらっているというのは伝わりますけれども、やっぱりそれが新しい図書館に来てもらう、今でもですけど図書館に来てもらうということにあんまりつながってないのかなというふうに感じています。やっぱり何か熱意があまり感じられないんですね。市長にとって、今この図書館、駅前整備にどれくらいの優先順位なのかというところをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長にとってということですが、当然亀山市の総合計画の中におきましても、戦略プロジェクトの重点政策として位置づけて、今日まで、これは時間がかかっておりますが、段階的に進めてきたものでございます。したがって、当然、都市再生に向けた取組は、本市の最上位のプロジェクトの一つというふうに認識はいたしておりますので、この議会の皆様、あるいは行政、全庁挙げてしっかりと取り組んでおるところでございますし、今後におきましても、着実にこの事業の完成に向けた努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

最上位ということでしたけれども、立体模型も今、市役所のロビーのほうに置いてありますけれども、私これ一回気づかずに通り過ぎたんですね。隅っこに置いてあるだけで、やるんだったらもっとアピールしてもいいと思います、最上位でしたら。

それから、にぎわいの中心になる図書館ですけれども、今の図書館整備事業の進捗についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館整備事業の進捗状況でございますが、令和4年度の開館に向けまして、ハード面では亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、にぎわい創出の核となります郷土資料コーナーの展示設計、保留床購入に向けた取組を進めているところでございます。ソフト面では、平成30年5月に策定しました図書館整備基本計画に掲げます取組を具現化するため、市民読書活動計画の策定を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

計画のほうは進んできているようではございますけれども、事業の総額をお伺いしたいのと、それから今後金額について変更はないのかどうかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず総事業費ということでございますけれども、現在、第2次総合計画前期基本計画の第2次実施計画で示しております事業費となりますが、令和元年度から令和3年度までの事業費は26億690万円でございます。あと、変更はないのかということでございますが、現時点では変更がないものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

駅前の整備事業のように、スケジュールどおりに進まない事業が今後うまくいくかといったら、これはやっぱり私たち不安になります。特に市民が注目する大きな事業でございます。ここで感じた不安というのは、全体に波及してまいりますので、これを市民に伝わるようにしっかり説明をしていくほかにないと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは、次に長期財政見通しについてでございます。

今回の決算と見通しについての整合性のほうはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

平成31年2月に改訂いたしました亀山市長期財政見通しにつきましては、あくまでも予算ベースでの見込みを立てたものでございまして、決算額と比較いたしますと、前年度からの繰越事業費や不用額などを加除した額といったところで、歳入歳出におきまして、基本的に差が生じることをご理解賜りたいと存じます。

そのような中で、長期財政見通しと令和元年度決算を比較いたしますと、歳入では一般財源とな

る市税収入、地方交付税等が約2億2,000万円の減となったものの、臨時財政対策債を除いた市債発行が約5億9,000万円の増などにより、歳入総額から財政調整基金繰入金と前年度繰越金を除いた額といたしましては、長期財政見通し190億5,000万円と比べ、約11億4,300万円増の約201億9,300万円となっております。

一方、歳出では、扶助費等の増により義務的経費が約4億1,000万円増、投資的経費が約1億1,000万円の増となったことにより、長期財政見通し201億5,000万円と比べ、約8億円増の209億4,800万円となっております。

なお、財政調整基金の残高につきましては、長期財政見通しで11億円の取崩しを見込んでおりましたが、決算では6億7,829万6,000円の取崩しにとどめたことなどから、3億3,528万円上振れいたしました28億928万円となっております。

今後の見通しでございますが、長期財政見通しでは令和7年度末の財政調整基金残高が約8億円となる試算となっておりますことから、将来の亀山市を見据えた上で第3次亀山市行財政改革の取組項目を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努める必要があると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

収入も減って、財政調整基金のほうも大きくは減らなかったということですが、減っていくのは間違いないようなんですけれども、この結果を踏まえて、今後やっぱり向上させていかなくてはならないと思うんですけれども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、第3次亀山市行財政改革大綱の取組を着実に実践することによりまして、今後も持続可能な行政運営を確実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

計画を進めていくということで理解をさせていただきました。

それでは、次に主要施策の成果についてでございますけれども、あまり時間がございませんので、まずこの評価で事業の成果が上がってきているのかどうか、本当に目指す姿に近づいているのかどうか、改善すべき点ですとか、そもそも事業が多過ぎるとか、そういうことはないのかどうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず行政評価の中で、事業の成果が上がっているのかということでございますが、事務事業評価

につきまして、令和元年度決算に当たり、主要事業97事業、標準事業122事業で、合計219事業の評価を行っておりまして、この中でAが十分な成果が出た、Bがまずまず成果を得た、Cがあまり成果が出ていないということでございまして、全体の219事業のうち218事業が成果判定がB以上ということになっておりますので、一定問題はあるかと思いますが、おおむね計画的な事業進捗は図られているものと認識をしているところでございます。

あと、これについて、評価のやり方でありまして、評価そのもののやり方、数が多いのではないかなというご指摘でもございますが、この施策評価につきましては、平成20年度に第1次の総合計画を策定して以来、様々な改正を行って現在に至っておりますので、問題がないというふうな認識はございませんので、今後も引き続き問題点を洗い出しながら正確な施策評価に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

それでは、これまで全体のバランスから収入、支出、それから個別の事業を聞いてまいりましたけれども、やはり今後、収入の減少が見込まれますので、個々の事業をしっかりと評価して、より選択と集中を進めていくべきだと思います。そして、本当に市民の望む、市民に寄り添った形でお金をかけていくべきだと思います。

最後に、持続可能な財政状況であるのかどうかということをお伺いいたします。

今までたくさん問題点を上げてまいりましたけれども、今後、今のままといたしますか、今後財政状況、持続可能であるかどうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

持続可能な財政運営かということでございます。

財政調整基金の取崩しの観点からご説明申し上げます。

財政調整基金の取崩し額は6億7,829万6,000円で、前年度と比較し減少しており、財政調整基金残高は前年度比で約1億6,500万円の減少にとどまり、長期財政見通しより上振れした28億928万円となったところでございます。しかしながら、長期財政見通しでは、令和7年度の財政調整基金残高は約8億円と見込んでおりますことから、第3次亀山市行財政改革の取組を着実に実践することにより、今後も持続可能な財政運営の確立に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

厳しい状態ではありますが多くの事業をして、絶妙なバランスで財政運営されておりますけれども、やはり最初に申し上げたとおり、赤字の改善にはきちんと努めていただきたいと思います。そして、真に市民のことを考えた、市民の声を聞いた施策を進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。新和会の岡本です。

それでは、ただいまから通告に従い、議案質疑を行わせていただきます。

まず最初に、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

令和元年度は、機転の年という位置づけを市長はおっしゃっていました。以前は知新の年とか、いろいろとキャッチフレーズをつけられるわけですが、この機転の年が終わり、決算に当たって、この1年間の総括を行っていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和元年度機転の年の決算の総括についてということでお尋ねいただきました。

先ほど、中島議員にもお答えをさせていただいたんですが、改めて申し上げたいと思います。

平成から元号が変わった令和元年度は、いわゆる年号が改められる節目の年でありますことから、社会経済、市民生活の変化を見極め、臨機応変に適応しながら前期基本計画第2次実施計画を着実に推進させ、さらなる段階へ挑戦する年にしたいとの考えで、行政経営の重点方針におきまして機転の年と位置づけたところでございます。

そのような中で予算の執行におきましては、計画的かつ効率的な執行に努め、亀山駅周辺整備事業や小学校・幼稚園の空調機整備事業などのハード事業を、また幼児教育・保育の無償化への対応や消費税率改正に伴い、消費を下支えするためのプレミアム付商品券事業などのソフト事業を展開したところであります。その結果、令和元年度一般会計の決算につきましては、第2次総合計画前期基本計画3年目として事業の着実な推進を図りつつ、計画的かつ効率的な予算執行に努めてまいりましたところ、歳入総額216億9,671万円、歳出総額209億4,790万円となり、実質収支は6億5,375万円の黒字となったところであります。一方、実質単年度収支につきましては、財政調整基金を前年度比約1億9,000万円減の約6億8,000万円を取り崩したことから、赤字額が前年度の約5億3,000万円から約10億4,000万円となったところであります。

次に、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率につきましては、市税収入等の一般財源の減収等により、前年度から1.6ポイント後退をいたしました。公債費負担比率につきましては、前年度に引き続き改善傾向となっております。また、実質赤字比率などの健全化判断比率につきましても、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して、大幅に下回る比率となっております。このほか、財政調整基金残高は前年度比で約2億円減の約28億円を確保し、市債残高も11年連続で減少となる約156億6,000万円となったところであります。

これらのことから、令和元年度決算につきましては、各種指標が良好な結果となったことから、財政の健全化を確保することができたというふうに考えております。しかしながら、長期財政見直しにおきまして、今後の市税や地方交付税の減収、新型コロナの影響等、扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでおりますことから、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することによりまして、今後も持続可能な行財政運営の確立に努める必要があろうかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

1年間、亀山市の経営を終わっているいろんなことがあると思いますが、なかなか税収というのはやはり経済の状況に依存することが多くて、この経済というのは、また国際関係に大きく響くし、今回のようなコロナというようなことにも大きく左右されて、来年が本当に心配といえば私心配なんですけれども、一応、この年はたまたまそういう大きな災いがなくて、何とかいってよかったなと思っています。

次に、2つ目。亀山駅周辺整備事業。この現状と今後のスケジュール及び将来の亀山市の市民の知の拠点というべき新しい図書館の整備計画の現在の進捗についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業のうち、亀山駅周辺2ブロック地区、第1種市街地再開発事業は、本年3月19日に三重県知事より権利変換計画の認可を受けまして、その後、権利変換計画及び補償契約に基づき、都市再開発法第91条及び97条におけます補償金等の支払いが行われたことから、平成30年度繰越予算について、令和元年度内に市街地再開発補助金及び公共施設管理者負担金の予算を執行したところであります。また、優良建築物等整備事業への補助金についても、建築物の工事が本年2月に完成したことから、年度内に補助金の予算執行を図ったところであります。

そのような中、現在の亀山駅周辺整備事業の状況ですが、市街地再開発事業については、7月より解体除却工事が着工され、施設建築物敷地内の建物の解体が順次進められているところです。また、駅前広場や道路改修を行う公共施設工事や施設建築物新築工事については、工事着工に向け準備が進められているところであります。また、市道御幸1・6・7号線の道路改良工事につきましては、用地買収及び補償の対象となる権利者との協議を進め、一部の権利者と補償等について契約を行ったところであります。さらに、駐輪場及びバスバースの整備事業につきましては、駅前広場西側に4月1日より仮設の駐輪場を供用し、多くの利用をいただいているところであります。3

ブロック内の駐輪場及び1ブロック内でのバスパーズ設置に向け権利者との協議を進めているところであります。

続いて、今後のスケジュールでございますが、市街地再開発事業につきましては、解体除却工事を進め、10月頃より公共施設工事や施設建築物新築工事への着工を予定しております。順次、工事を進めていくこととなっております。なお、この工事に当たり、通行止め等交通障害が発生することとなることから、安全対策を徹底し工事を進めるとともに、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、市道御幸1・6・7号線の道路整備については、本年度の補償等の契約を行ったことから、今後、権利者による補償物件の解体、除却が進められることとなります。なお、市道整備については、早期の完成に向け予算の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館整備事業の進捗状況でございますけれども、まず令和元年度の実績といたしまして、有識者や市民などによって構成されます図書館整備推進委員会を5回開催して、平成30年5月に策定しました図書館整備基本計画に掲げます取組を具体的に展開するため、令和2年3月に図書館管理運営の基本的な方針及び図書館蔵書計画を策定いたしました。また、市民ワークショップを2回開催して図書館での活動、あと本との出会いをテーマとした講演会を行ったところでございます。本年度におきましては、ハード面では、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下でにぎわい創出の核となります郷土資料コーナーの展示設計、保留床の購入などを着実に進めてまいりたいと考えております。ソフト面では、亀山市立図書館整備基本計画に掲げる取組を具現化し、新図書館におけるサービスや管理運営を具体的に展開するために、亀山市民読書活動計画の策定を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案して、十分な感染対策を実施した上で、図書館フォーラムや市民ワークショップを開催して新図書館開館に向けた市民の意識醸成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろ最近、日本でもいろんな図書館が先進的なのできておるわけですね。この前もちょっと見ていたら、大阪の中之島に建築家の安藤忠雄先生の子供向けの図書館ができて、一回見に行きたいと思っているけど、ちょっとコロナの加減で、なかなか大阪までよう行っておらんわけですけども、やっぱりああいう斬新なアイデアの図書館がどんどんできていますので、そういったのをどんどん取り入れる部分は取り入れていただきたいと思えます。

それから、先ほども話が出ましたが、亀山駅周辺再開発の模型というのはささやかで、置場があんな隅っこのほうでは分かんない、本当のことを言って。もっと駅前をやっておるんだということをもっと大きな畳1畳ぐらいの模型を作って、もっと入ったところに置いて、亀山市民というのは市役所へはあちこちから、駅前へ行かんでも市役所へは来るという人はようけおるのやで、やっぱ

りあんなささやかなものでは、せっかく作っても、かいたないわ、ほんまのこと言うて。あれはもうちょっと置場だけでも、あんな隅っこのほうの、新聞読もうかなと行ったら、あっ、こんなところに模型があるというような感じですので、考えたほうがいいんじゃないですかね。

じゃあ、次に行きます。

それから、乗合タクシーですけれども、乗合タクシーも最初はいろいろと紆余曲折もあったわけですが、だんだんとやり方を改善されてきて上向いておると思うんですが、現在の利用状況と利用促進に向かってのいろんな取組を考えておると思うんですが、そのことに関してお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの、まず令和元年度の利用実績でありますけれども、登録者につきましては令和2年3月末時点で3,017人でございまして、1年前の平成31年3月末時点の1,803人から1,214人の増、率にして67%増加をしております。

次に、利用者数でございますが、半年間の運行期間でありました平成30年度の延べ利用者数352人に対しまして、令和元年度は延べ利用者数は2,120人と大幅に増加をいたしております。また、1日の平均利用者数は7.3人となりまして、平成30年度の2.9人と比べまして4.4人の増、率にして151%の増となっております。なお、月別の延べ利用者数でありますけれども、令和2年3月には、運行開始後初めて200人を超えましたものの、本年4月以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います外出自粛の影響によりまして減少傾向にあったところでございますが、本年7月1日から当日予約を可能としたこと、また運行時間を午後5時半まで2時間延長したということなど、制度の拡充によりまして、7月は317人、1日当たり12.7人と運行開始後最も多くの利用をいただいたところでございます。

また、もう一点、利用促進に向けた取組ということでございますけれども、制度の定着と併せましてさらなる利便性の向上を図るために、三重県の補助金を活用いたしまして、AI配車システムによる自動配車や、またスマートフォンからの予約などの実証実験でありますけれども、これを令和3年の1月中旬から2月にかけて実施をする予定でございまして、その効果を検証してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういう公共交通はいろいろな新しい技術がどんどん出てきますので、そういう取り入れることができる技術をどんどん取り入れて、できるだけ使いやすいようにやっていただいたら、僕はまだまだ乗る人が増えると思っておるんですわ。だから考えてやっていただけるとありがたいと。

次に、亀山市は財政指標というのはいろんな指標は結構いいんですけれども、この財政指標のうち、公債費負担比率と市債残高ですね、先ほど市債はどんどん残高は減っておると、そんな話ですけど、このことに関しての現状認識と、この評価というものを伺います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

公債費負担比率につきましては、公債費に充当した一般財源の一般財源総額に占めます割合を示すものであり、一般的に財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。令和元年度の公債費負担比率につきましては、前年度の14.0%から1.8ポイント好転した12.2%となり、引き続き警戒ラインを下回っているところから、財政の健全化を確保することができたものと考えております。なお、公債費負担比率が継続して好転傾向にある要因といたしましては、歳出の公債費において公債費に充当された一般財源が約3億4,100万円の減となったことによるものでございます。

次に、市債残高につきましては、11年連続で減少となる約156億6,000万円となったところでございます。このことにつきましても、公債費は平成24年度の約27億4,200万円をピークに減少し、令和元年度では約18億5,800万円となったところであり、起債の借入れについては交付税措置などを考慮し、財政の健全性を示す指数に注視しつつ、将来の大規模事業に備えてきた結果であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

公債費負担というのは、要は借金の返済にどれだけお金を持っていかれるかという話であって、これは少ないほうがいいに決まっておるわけですね。市債残高もどんどん減っておるんでありがたいことではございますが、これは大きく言うと、現在の日本国の金利が安いということですよ、これもやっぱり大きく関与しますね。幾らお金を借りるのはやめておこうと思っても借りざるを得ん場合があるし、金利の動向というのはすごい響くんですよ。そういうふうな、今は非常に金利が安いけれども、これから先ずうっと安いかというと分からん面も出てきますので、こういう金利動向とか、そういったことに関して、どういう認識を持っておられるか、ちょっとお伺いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

公債費につきまして市債を借入れする場合には、金利というものは非常に重要な要件となってこようかと思っておりますが、市債を借入れする場合には、将来負担等々に考慮しながら、借入れにつきましては十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

市債を借り入れるときは、その借りる相手によって金利なんか当然違いますので、当然その辺のことは十分承知と思いますが、今後も健全な運営を行っていただきたいと思います。

次に、5番目の基金の現状と、その基金、今現在89億ぐらいあるんですかね、それとその基金も細かく皆名前がついておって分かれておるわけですが、私は、それをもうちょっとまとめるものはまとめて、もっと市民生活に一層寄与するような使いやすいうふうなふうに組み替えたかどうかと

思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度の全会計の基金残高につきましては、約83億2,565万円でございますが、平成30年度末の基金残高約84億2,517万2,000円に対しまして、9,952万2,000円減少しております。令和元年度中の増減でございますが、財政調整基金の積立てのほか、リニア中央新幹線亀山駅整備基金、庁舎建設基金など約6億2,665万3,000円の積立てを行いました。一方で、財政調整基金、市民まちづくり基金など約7億2,617万5,000円の取崩しを行った結果としまして、令和元年度末の基金残高は前年度と比較し、約9,952万2,000円減少した約83億2,565万円となったところでございます。

細かい基金が多いことから、目的に近いものに取りまとめて使いやすい基金とされないかという議員のご意見でございます。平成25年2月に亀山市基金活用指針を作成し、基金の積立て、運用、必要性などを整理し現在に至っており、基金の設置につきましては、亀山市基金条例に定める設置目的に基づき、各基金の運営を行っております。基金の再編や統合等につきましては、基金の在り方、有効活用に向けた取組といたしまして、令和2年度と令和3年度で策定いたします第2次総合計画後期基本計画の中で整理し、基金の有効活用に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私も、今回のコロナの感染症でこういうことになって思ったんですけども、こういうふうな驚くようなことが実際起きてきて、いろんなことにいろんな方面に手当てせなあかん。皆それにお金が必要と。そうなってくると、私は市民安心基金とか、そういった名前をつけて、ある程度まとめてすっと出せるような基金があっても、こんなことになると思わなかったから、そういうときは思わなかったんですけども、今回のことで、そういうのは必要じゃないかなと思うようになった次第です。

○議長（小坂直親君）

岡本議員、もう少し個人的な意見と一般質問にならんように。

○12番（岡本公秀君登壇）

はい。

次に、6番目の資金収支のうち、業務活動収支は本年度は黒字でしたが、来年度の見通しというものはどう考えておられるかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

業務活動収支につきましては、財務書類4表における資金収支計算書のうち、經常活動に伴い継続的に発生する資金収支である業務活動収支の部と、資本形成活動に伴い、臨時・特別に発生する

資金収入である投資活動収支の部と、負債の管理に係る資金収支である財務活動収支の部の3つの区分に分けて表示したもののうちの一つであり、行政サービスを経常的に行う際の支出と経常的に収入されるものをまとめたものでございます。

支出の主なものといたしましては、人件費、物件費などであり、約177億9,335万6,000円でございます。収入は主に市税などでありまして、約182億2,874万8,000円となり、収支額は約4億3,539万2,000円の黒字となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この業務活動収支は、これで収まってよかったなと思っております。

次に、7番、第4款衛生費のうち、第2項清掃費、第3目し尿処理費のうちの衛生公苑大規模整備事業について、この内容についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

谷口生活文化部次長。

○生活文化部次長（谷口広幸君登壇）

衛生公苑し尿処理施設大規模整備事業につきましては、平成23年度に策定しました亀山市衛生公苑長寿命化計画に基づき、老朽化した主要な設備、機器の整備を令和元年度から令和11年度まで実施しまして、施設を令和13年度まで稼働させることを目的としております。

令和元年度の事業内容でございますが、事業費が1,100万円で、消耗や経年劣化により能力が低下しました機器の分解整備を実施したところでございます。主なものとしましては、施設に搬入されましたし尿や浄化槽汚泥からごみを取り除くドラムスクリーンや脱水を行うスクリーンプレスといった機器、水槽内に空気を送り、し尿等に含まれる微生物を活性化させるガス攪拌ブローア、微生物によって浄化されました水を脱臭・殺菌しますオゾン発生装置などの整備を進めたところでございます。なお、当該施設は平成27年度から2か年にわたり、基幹的設備改良工事を実施しておりますが、施設の延命化のみならず、電気使用量削減などの二酸化炭素排出量の削減に寄与する設備、機器を主に整備したものでございます。今後も、計画的に設備、機器の整備を進めまして施設の延命化を図るとともに、安全・安心で効率的なし尿処理が継続できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

衛生公苑は、下水道がどんどん整備されてはおるんですが、やっぱりなくなる施設ではないということですから、やはり長寿命化をするためにもきちっと整備をやっていただけると、それは結構なことだと思います。

次に、8番、第4款衛生費の第1項保健衛生費、三重大学亀山地域医療学講座支援事業のことに伺います。

現在の亀山市の医療センターアクションプラン、これの達成と本予算との関連についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

亀山地域医療学講座は、平成23年6月から本市における最適な地域医療体制の確立に寄与することを目的として実施されておりますが、この医療センターにおきましては、この講座を通じて常勤の内科医1名及び整形外科医1名の確保が図られております。さらには、これらの診療科におきましては、この2名の医師以外に非常勤医師の確保にも結びついており、外来診療体制の充実、手術の応援、宿日直医の確保などにも寄与しておるところでございます。これらの医師の確保により、医療の提供体制の整備が図られているとともに、医療センターの収益の確保にもつながっておりますので、亀山地域医療学講座は、医療センターアクションプランの達成に向けて大きな効果があるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今から何年も前になりますけれども、お医者さんがたくさん辞められて、どこの病院に行ってもお医者さんがおられないというようなことが起きて非常に困ったことがありましたが、最近は医療センターもたくさんの若い先生方が来ておられて、私も診察してもらいに行っておるんですが、ありがたいことだと思っております。

議案第55号は、これにて終了いたします。

次に、議案第68号専決処分した事件の承認についてでございます。

まず、今回の消防費の1,436万円という専決は、そこそこ金額が大きいと思うんですが、内容の説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

故障しました自動出動サーバは、消防指令センターの中核機器であり、この機器が復旧しなければ市民サービスの著しい低下を招くおそれがあると判断しましたことから専決処分とし、緊急に修繕に取りかかっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回故障しました消防指令の自動出動サーバというものの機能の説明をお願いすると同時に、このサーバが故障したため、現在は予備で対応していると、そういうわけでございますか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

まず、自動出動サーバ等の機能につきましては、119番受信時に、他の機器と連動して災害地点の決定、出動隊の編成、出動指令、消防活動に必要な情報等、緊急時における一連の処理を自動

で行う機器でございます。また、現在の状況は、主とする自動出動サーバが故障しているため、最終のバックアップである予備サーバにて運用を行っているところでございます。

次に、予備サーバも故障した場合の対応につきましては、119番受信時に位置情報がつかめないことから、ゼンリン地図等を用いて災害現場を特定するほか、出動隊の編成、出動指令業務が全て手動となるため、現場到着までの時間が延長する可能性があります。このようなことから、非常事態を想定した訓練を実施して緊急時に備えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど予備サーバが故障した場合は、手作業で119番通報に対処すると、そういう返答でしたけれども、こういうふうな手作業でゼンリンの地図を何ページめくってやるとか、そういう手間のかかることですけれども、こういうふうな訓練というのは日常的に定期的に行っておるわけですか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

訓練としましては、今現在は、予備サーバで起動を何とかしておりますので、緊急時に備えた訓練ということで最近になって行っているものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

119番通報は、火事であれ救急であれ早く出るんですけども、待っておるほうからはなかなか来んと思われるわけです。だから早急に修繕を終了して、そういった事態に対処するようにやっていただきたいと思います。

この話は、議案第68号は終わります。

次に、議案第52号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを質疑いたします。

まず最初に、今回の条例改正に当たる大きな趣旨というものはどういうことであり、それに加えて家庭的保育事業等とは亀山市内においてはどの施設であるか、ご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回改正いたします亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、平成27年度にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度の運営に関し、必要な基準を定めるものでございます。

制度の開始から5年が経過する中、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、経過措置期間の延長や連携施設に関する緩和などの見直しが行なわれましたことから、本条例の改正を行うものでございます。

また、改正の根拠となる国の基準につきましては、従うべき基準と参酌すべき基準に分かれてお

り、今回の条例改正につきましては、建築基準法の改正に関する規定のほかは、いずれも従うべき基準に関する内容となっております。対象となる施設に関しましてですが、この条例において基準を定める家庭的保育事業等といたしましては、主に零歳から2歳の低年齢の子供の保育を行う4つの事業となっております。

具体的には定員5名以下の家庭的保育事業、定員6名以上19名以下の小規模保育事業、利用者の自宅で一対一での保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所等がその従業員の保育を行うために設置する事業所内保育事業となっており、現在、市内におきましては、小規模保育事業を行う民間施設が2か所設置されているというものでございます。施設名といたしましては、ちびっこかめやま園さん、かめ愛こどもの家さんが小規模保育を実施しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろな保育事業があるんですけど、該当する施設は亀山では2か所と、そういうことですね。以前、これに関する条例が出たときには、ここにお世話になる子供さんたちは皆小さいから、その次に行く保育所と連携をしてくれとかという条件があったと思うんですけども、この保育所との連携は、現在どういう状況ですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育所との連携ということで、家庭的保育事業等と保育所等との連携につきましては、居宅訪問型保育事業を除く3つの事業において必要とされております。必要な連携の内容といたしましては、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業を行う職員の病気等により保育を提供できない場合の代替保育の提供、利用乳幼児の卒園後の受入れの3点となっております。

今回の改正におきましては、市が保育所等の利用調整をするなど卒園後の受入れが確保できている場合には、卒園後の受入れに関する連携施設は不要とすることができることとしております。なお、現在の市内の2施設につきましては、いずれも連携施設を有しており、それぞれ適切に運営いただいているものと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

現在はちゃんと連携園があると、順調にいておるということですね。

それから、次に、この当該施設の利用乳幼児に対する食事の提供方法ですが、現在はどのようにして、それが今回の改正でどのように新しく変更となるのですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

小規模保育事業などの家庭的保育事業等を行う事業者におきましては、基本的に施設において利用乳幼児への食事の調理を行うこととなっておりますが、従来から特例として、連携施設や同一法

人または関連法人が運営する小規模保育事業、もしくは事業所内保育事業を行う事業所等からの搬入が認められております。現在、市内2か所の小規模保育事業の施設におきましては、この規定に基づき、連携施設からの搬入を行っているところでございます。

なお、今回の改正につきましては、保育所等から調理業務を受託している事業者についても市が適当と認める場合は搬入が可能となるものでございます。搬入の幅が増えた、広がったというものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

次に、小規模保育事業A型及び事業所内保育事業において、保育室が4階以上に設けられている場合は、避難用設備に変更云々とかという記述がありますが、こういう該当する施設は亀山にあるのかなのか。また、避難用設備はどういうふうに変更があるのか、ご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、亀山市内で4階以上ということで該当がないところではございますが、保育室が4階以上に設置されている場合の避難用設備に関する基準につきましては、これまで屋内と階段室をつなぐ付室というんですけど、階段室の手前の室なんですけれども、そこには排煙設備、もしくは外に開く窓が必要となっておりました。この基準につきましては、建築基準法施行令の一部改正により、国の基準が見直されたことから、その内容を参酌し、階段室もしくは付室のどちらかに排煙できる機能があればよいものとして、条例改正を行うものでございます。なお、従来から規定されている避難用設備に排煙機能を備えるということについては変更はございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

次に、居宅訪問型保育事業について、これは亀山市には今のところないようですが、家庭状況を鑑み、また新しく対象となる乳幼児がつけ加えられるとかという条文があるんですが、これに関してもちょっとご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、居宅訪問型保育事業につきましては、利用したい乳幼児の自宅において子供の障がいや疾病などにより集団保育が著しく困難である場合や、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の仕事をする場合に行う保育となっております。

今回の改正におきましては、最近の就労環境や子育てに関する環境の変化などから増加傾向にある母子家庭等の保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上の理由により、乳幼児の養育が困難な場合においても利用することが可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

次に、利用乳幼児に食事を提供するに当たって、先ほども食事の話は出たんですが、その家庭的保育事業所内で調理はもうしてはいけないとか、そういうふうなわけではないと思うんですけども、外部から搬入するから調理施設も何もなくてもいいよとか、設備も一切要らないとか、そういうふうな面ではどういうふうな、何か変化があったんですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

定員5名以下で保育を行う家庭的保育事業につきまして、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行時から、施設内調理の特例について5年間の経過措置が設けられております。この規定は、家庭的保育事業を実施する段階で課題となることの多い施設内調理の実施について、5年間の時間的な猶予を持たせるものとなっております。

今回の改正につきましては、新制度の開始後に認可を受けた施設について、経過措置期間を5年から10年に延長するものとなっております。なお、この改正の対象となる、そもそも家庭的保育事業につきましては、現在、市内にはございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほども連携施設のことが出たんですけども、その家庭的保育事業者が連携施設を今は確保しておられるみたいですが、確保しなくても子供さんの行き先がゼロ、1歳、2歳過ぎてからの行き先がなくなるとか、そういうふうなおそれはもうないということですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

家庭的保育事業者等においては、基本的に卒園後の受入先として、保育所、認定こども園及び幼稚園を連携施設として確保しなければなりません。今回の改正により、連携施設を確保しなくてもよい要件を規定しております。その要件としましては、卒園後の保育が確保できるよう市が保育所等の利用調整を行うなどにより、その後の受入れが確保される場合に限られるため、乳幼児の入所先が3歳になってなくなるということはないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

次に、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の職員配置は柔軟なものとするところの特例というものが決められるそうですが、その特例とは具体的にいうとどういった内容ですか、柔軟にするということは。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

小規模保育事業所A型と保育所型事業所内保育事業所につきましては、これまで、いずれも保育に当たる職員が全て保育士の資格を持たなければならない施設となっております。しかしながら、今回の改正により、必要な保育士数の3分の1未満の人数に限り、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有する者を保育士とみなすことができることとしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、今回の条例を改正することによって、家庭的保育事業者等にはどういった影響というのがあるのか、その推測とといいますか、教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の条例改正につきましては、既存の施設への直接的な影響はないと考えております。しかしながら、今後、家庭的保育事業等を実施する場合におきましては、食事の搬入施設の候補が増えたり、一部の事業では、幼稚園教諭を保育士とみなすことができるようになることなどから、より事業実施が行いやすくなると考えられます。そのため、将来的な待機児童の解消にも一定の期待は持てるのではないかと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

これは将来、事業が今よりもやりやすくなるための改正と、そういうふうな面があるんですね。以上で、私の質疑を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。
会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質疑をいたします。
まず、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。
櫻井市長は現況報告で、決算について6億5,000万円ほどの黒字だったこと、公債費負担比率や実質赤字比率など健全化判断比率は国の基準を大幅に下回っていること、市債、いわゆる借金の残高が11年連続で減少していることなどを上げ、財政の健全化を確保したと強調されました。

私は、この評価でいいのかが今回の質疑のポイントと考えております。

確かに2019年度という点だけで見ればこのとおりですが、過去の決算の推移、線で見ることや表に現れていることだけを見るのではなく、隠れている裏も見る。そうすると、この評価が違ったものになるのではないかというふうに考えております。

そこで、今回は決算カードを基に決算の評価を見てみます。

まず、決算カードとは、毎年度国が実施する各自治体の決算状況の調査結果に基づいて、その基本的な内容をそれぞれの自治体ごとにまとめたもので、全国一律の様式で全ての自治体が作成をしており、亀山市も合併時の平成17年（2005年）からホームページに全てアップされております。この決算カードには、自治体の歳入歳出、財政収支、財政指標などの状況が決算額に基づき示されておりますが、その中で、今回は財政収支の項目に注目をして質疑をいたします。

まず、2019年度決算の実質収支額、単年度収支額、実質単年度収支額が幾らだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度決算におけます実質収支につきましては、歳入総額216億9,671万2,000円と、歳出総額209億4,789万6,000円の差引き7億4,881万6,000円から翌年度に繰り越すべき財源9,506万5,000円を差し引いた6億5,375万1,000円となっております。

続きまして、単年度収支でございますが、当該年度の黒字赤字の収支を示す単年度収支でございますが、実質収支6億5,375万1,000円から前年度の実質収支10億1,822万9,000円を控除した3億6,447万8,000円の赤字となり、前年度の3億4,113万4,000円の黒字から赤字に転じております。

続きまして、実質単年度収支でございますが、実質単年度収支は、単年度収支3億6,447万8,000円の赤字に対し、実質的な黒字要素である財政調整基金への積立金287万4,000円を加え、赤字の要素である財政調整基金の取崩し額6億7,829万6,000円を差し引いたものであり、約10億4,000万円の赤字となっております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

財政というのは用語が非常に難しいということで、まずその説明をしておきたいと思っております。

実質収支額ですけれども、これは歳入の決算額から歳出決算額を差し引いて、それから事業を繰り越す場合の繰越財源を差し引いた額と。簡単に言うと、収入から支出を引いて、翌年度に繰り越す分だけを除くという、差し引くということです。これが6億5,000万円の黒字だということなんですけれども、これについてはよほどのことがない限り黒字にしかありませんので、これは大して問題ではないと。

問題、次に単年度収支額なんです。これは、前年度の実質収支額と、その比較ということなんです。

ね。実質収支額の比較なんです。これ民間でいうとどういうことかという、いわゆるもうけが前の年より増えたかどうかというのを見るわけですね。それでいくと、亀山市の場合は2018年、去年が3億4,000万円の黒字だったのが、今回は3億6,000万円の赤字になったと。つまり、業績がダウンしたというのが一般的な見方になるかと思います。

最後に、実質単年度収支額ですが、これはこの単年度収支額に財調とかの積立て、それから借金を返す元利償還金の繰上償還というようなものを、この2つについては支出しなかったものということでプラスに考え、それからさらに積立金を取り崩した、財調を取り崩した額については、これを収入にみなさないというようなことで、これをマイナスとして計算をするという。そういう計算をした結果、出るのが実質単年度収支額であります。

つまり、この実質単年度収支額というのは、先ほど市長は、この指標はそれぞれと言われましたけれども、私はこれが一番大きな指標であるというふうに思うんですね。実質収支額というのは、単に差引きだけですから、あまり大きな意味を持ちませんけれども、この実質単年度収支というのは、真の自治体の実力が分かる数字だというふうに言われております。

これが問題なのは、前年度の約5億円から10億円へと赤字額が増えたというもので、これは中島議員も指摘をされました。これ裏を見てみますと、確かに税収が落ちていますが、簡単に言うと、単年度収支が3億6,000万の赤字があって、それにプラス財調を7億円ほど崩したということで、これは大きな赤字になったというふうに思うんですけれども、そこでお聞きしたいんですわ。

実質単年度収支額が赤字となって、昨年度より大きく増えたということをどう評価してみえるのかということをお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

実質単年度収支の赤字の要因でございますが、歳入において前年度と比較して、地方特例交付金が約1億3,000万円、地方交付税が1,000万円増となりましたが、市税において法人市民税や固定資産税などの減により約5億6,000万円の減、自動車取得税交付金が約3,000万円の減となったことなどから、一般財源が約4億7,000万円の減収となったことにより赤字となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、その市税の収入が減って、その分をいわゆる歳出を減らさずにやれば歳入部分に財調を充てざるを得ないという、こういうことでこれだけの赤字が出ているわけですね。やっぱりこの2019年というのはあくまでも点でしかないということで、私は10年ぐらいの推移を見て、この2019年度、昨年の決算を見るべきだというふうに思いますので、ちょっと1つ目のグラフを出していただけませんか。

これは、今言いました実質収支額、それから積立金の取崩し、それから実質単年度収支、これを過去10年間ずっとグラフにしてみました。

まず、この青い折れ線グラフが実質収支額です。これはもう言いましたように、ほとんど全ての年が黒字です。それから次に、積立金の取崩しですけれども、これは緑の棒グラフで示しています。これは2013年度だけは崩さずにいきましたけれども、あとは軒並み崩しています。それから、最後に実質単年度収支額ですけれども、これは赤い折れ線です。これは見てもらうと分かるように、2013年度だけが黒字で、あとは全て赤字ということでもあります。

結局、この実質単年度収支額がやっぱりほぼ赤字ということですね。この点にちょっと着目してみたいと思うんですけれども、過去10年間のこれを見た場合、1つの線として2014年度までの時期と、2015年度以降の時期を区別する必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、2つ目のグラフを出していただけませんか。

これは過去10年間の財政調整基金の推移というグラフであります。

棒グラフで示したのが、各年度末のいわゆる残高、財調の残高です。2015年以降、減少しているというのが分かります。それまでは大体横ばいです。次に青い折れ線、これが各年度に財調をどれだけ取り崩したかということが示してあります。これは2013年度以降は増えています。増加傾向にあります。特に、今年度13億円、これはグラフの端になりますけど、13億円を取り崩して予算を編成しているという。最後に赤い折れ線ですけれども、これは前年度決算で生じた黒字のうち、2分の1以上を自動的に財調に積むことができるということが記述されておりますので、それによる積立額です。これも年々減少傾向にあるということですね。

そうすると、これを見てもらうと分かるんですけれども、2つの時期をちょっと分けて、14年度までは崩しながらも戻したということが分かると思います。ところが、15年度以降は崩したお金が年度末に戻らないと。そして、どんどん減少しているという、こういうことが見て取れるのではないかなというふうに思います。

そのことを表しているのが財調の残高で、2015年に43億円だったのが、16年に40億円、17年度には35億円、18年度には30億円、19年度には28億円というふうにどんどん減ってきています。

私は、ここに今亀山市の財政の危険信号があるというふうに感じております。こういう決算を見ていただいて、この決算を踏まえて将来に大きな不安があるというふうに思いますが、その辺の認識についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃるように、2015年度から財政調整基金が減少し続けている要因といたしましては、市税収入の減少が上げられます。市民税に関しましては若干の動きはありますものの、一定の推移の収入は確保されておりますが、固定資産税のうち償却資産につきましては、一部大手企業の影響を大きく受けるものでございます。

今後の税収の推移につきましては、景気等経済情勢に左右され、予想が困難ではございますが、当市の税収構造の大きな特徴であります固定資産税の償却資産の動き、法人市民税の税制改正の影響等、動向につきまして十分に注視してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、ちょっとピントがずれている。私は、こういう状態を見ると、これ来年度以降不安があるんじゃないのかと、そういう認識があるのかと聞いているんですよ。再度答弁を。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

財政調整基金の取崩しにつきましては、各年度ごとに財源調整を図っていることから、市税収入や特定財源の確保の状況により変動しているところであり、この10年間におきましては、平成25年度を除きまして5億円を下らない額を取り崩しているところでございます。

これらのことを踏まえつつ、他の財政指標や過去の実績と照らし合わせ、総合的に検証した上で、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回のご指摘の中で、問題点になるのは2つあると思っています。

今ご指摘がありました2014年と2015年において、財政調整基金が減少傾向にあるということでございます。これにつきましては、市税収入の減少もありますが、議員ご指摘のように、積立てを取り崩したやつを戻し切れていないという現状がありまして、これの要因として、これもご指摘がありましたが、実質収支そのものが以前よりもトータルで減少しておるといふ、こういった問題が1つあります。

これにつきましては、例えば入札差金等がいろいろな入札制度の改革の中で減少しておるといふのも一つの要因であろうかなと思っています。そういったところで、財政調整基金が減少傾向になっておるといふことが問題点であろうかと、そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まだ物足りませんが、要は本当に財調が減って行って、次予算が組めるのかというような状況になってきているという点を考えると、やっぱり先々不安であるということにならざるを得ないだろうというふうに思います。

1つ言うと、先ほどの中島さんのあれでも、市税が減少したという問題が出ていました。この問題は10年のスパンで見るとよく分かるんですけど、法人市民税がずうっと下がってきているんですよ。個人市民税はどちらかというと、少しずつですけども増えてきているんですね。

なぜそうなっているかというと、やっぱり国の法人税減税なんですよ。法人税減税をどんどん進めてきたから、10年前は40%ぐらいあったのが、今20%ちょっとまで法人税が減税された。だから、それに準じて結局法人市民税も減ってきているんですよ。だから、これは行政改革を進めればお金が出てくるという話ではないんですよ。国の大元の法人税の減税と、この問題があるとい

うことは指摘しておきます。

これ将来を見た場合、私は、今年度当初予算で13億崩しました。それから、コロナ対策でもう既に財調のお金までつぎ込んでいます。9月補正が出まして、そこで見てみたんですけども、結局提案の段階ですけどね、これはまだ議決されていませんので、12億円ほど取り崩すということになるのではないかと思うんですよ、現時点でね。

そうすると、先ほど言いましたように、28億の残があって、そこから12億はもう崩している。そうすると16億になる。ここにただ1つ残っているのは、この決算で去年の決算で出た2分の1以上を財調に積むというのがありますわね。それが3億3,000万あるので、それはプラスになるということで、それを足しても19億なんです。つまり、現時点で19億しかもう財調がないという状態になってきている。さらに、来年度になると合併算定替えが取れなくなって、一本算定になってくる、交付税の計算が。

そうすると、やっぱりこれ3億、4億減ってくると思うんですよね、地方交付税がね。それにプラス、コロナの影響で税収が減る、それから国や県からの補助金とかいうようなお金も減ってくるだろうと思うんです。そうすると、本当に来年度、大変になるんじゃないかなというのが私の実感なんですわ。こういうふうを考えていくと、6月議会で言ったようにリニア基金を廃止して、それを財調に組み込むようなことを考えたりとかというように事態がもう迫っているんじゃないかというふうに思います。

そこで、お聞きしたいのは、来年度の予算編成ということについてはこの決算を踏まえてどんなふうな考えを持ってみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

来年度の予算編成でございますが、議員おっしゃいましたとおり、コロナ禍の中で市税収入の減少も見込まれる中ではございますが、コロナウイルス感染症の影響や社会、経済、市民生活の変化を見極め、限られた財源を有効に活用し、適切な予算編成を行いながら、財政の健全化に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いつものように答えて答えてないんです、あなたの答弁は。

こういう財政が厳しいということをあまり強調すると、だからもう市民サービスは削られても仕方ないんだ、我慢せなあかんのやというようなことにもなりかねないんですけども、私はそういうことを言いたいんじゃないしに、やっぱり市民の命と暮らしを守ることが市の最優先の課題だから、それをちゃんとやった上で、やるべきは無駄を省く、それから不要不急の事業の中止を含めた見直し、事業の先延ばしというようなことを思い切ってやるということが必要ではないかということだけ指摘しておきたい。これ以上言いますと、一般質問になりますので、議長からストップがかかりますのでやめます。

次に移ります。

市債借金の現在高についてであります。

櫻井市長は現況報告で11年連続減少していると言われましたが、この数字は間違っていないんですけども、これは結果的に、市債を活用してやるべき事業をやっていないからではないかというふうに私は思っております。

3つ目のグラフを出してください。

このグラフ、主要施策の成果報告書から取ったんですけども、この10年間の一般会計の中での市債残高を臨時財政対策債、合併特例債、その他と3に分けた推移であります。

一番下がいわゆる臨時財政対策債で、2010年度には53億円だったのが、2019年度には76億円まで23億円、これが大幅に増えております。

臨時財政対策債とは何かというと、国から地方自治体に交付する地方交付税の、いわゆる元になる財源が足りないということで、不足分を地方自治体が国に借金をするという形の地方債なんですね。本来は、地方交付税は全額お金でもらわなきゃならない。それを国は借金をさせて交付税の補填にしているという、これはけしからんことなんです。

ただ、国はこういう借金をさせていることについて、元利償還金に関しては、つまり借金の返済額、これについては全額、後々の交付税の計算のときに、基準財政需要額に入れますよということで、借金をさせるけれども、返済額は国が見ますよみたいな形にはしているわけですね。だから、この臨時財政対策債というのは、借金の形にはなっていますが、私はやっぱりこれは他のものと区別すべきものだというふうに思っています。

これがどんどん増えているというのが亀山市の今の市債の現在高の状況なんです。これが増えているにもかかわらず、全体として減っているということは、結局、その他の部分ですね。その他の一般の起債が大きく減っているということなんです。そういう問題があります。

そこでまず聞きたいのが、この臨時財政対策債、これについてどういうふうに位置づけて活用してみえるのか見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

臨時財政対策債につきましては、平成13年度から地方交付税の財源不足を国と地方が折半するという形式において、その地方負担分については臨時財政対策債として発行し、普通交付税の振替財源とするものであるため、普通交付税に替わった一財源であると認識しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

形の上は借金ですけども、やっぱり交付税として来ているもんだから、活用していくということになるんだろうというふうに思います。

そこで、やっぱり考えるべきは残りの2つなんですけれども、合併特例債というのは限度額が決まっていますし、少しずつですけども、横ばいぐらいかな、減少していると。問題は、その他なんですよね。ここがなぜこんなにも減ったのかということなんです。その原因についてお聞きした

いと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

その他の起債、これが減少してまいりました。この要因といたしましては、大規模な施設建設需要にかかります償還が終了しましたことが大きな要因となっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

違うでしょう。いわゆる、その他と言われるような借金をしなかったんですよ、あまり、この間ね。そのことが問題なんですよ。その他の市債を借りることがどうなのかという問題なんです。

去年、9月議会で私、災害が発生したときの指定避難所に空調機を設置する問題を取り上げたときに、財源として緊急防災・減災事業債の活用というのを提案いたしました。この借金は有利な借金ですよ、いわゆる。事業費の全額が借金の対象になる。その借金分の元利償還分70%が交付税で算入される。非常に有利な借金。だから、市は事業費の30%だけを負担すればいいということですね。だから、こういう市債を活用して市民のための事業ができたのではないかとことなんですよ。

なぜそれをやらずに、こういうことをやらずに、借金が減りましたよといっても、やっぱりこれは市民から歓迎されないというふうに思います。そこで、何でこんなことになってきたのかということ考えた場合、あまりにも全体として市債を減らすということに重きを置き過ぎたのではないかと。活用することよりもとにかく減らすと。市債の現在高を減らしていくということに重きを置き過ぎたために、こんな形になったのではないかと私は思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

過去10年間におきます市債を財源とした主な事業といたしましては……。

（「そなん聞いてへん」と16番議員の声あり）

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

各起債でございますが、大きく減少をしておりますのでございますが、公債費につきましては、公債費負担比率がございまして、一般的に財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされておりますのでございます。

今後につきましても、15%以下を目標に行政運営を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要は、市債を減らすことをあまりにも重きを置き過ぎたために、その他を活用しなかったのじゃないのかと聞いているんです。

(発言する者あり)

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、その他の市債が減ったということが、市債を減らすことを目的として取り組んだので、こういう結果に至ったのかという、そういうご指摘でございますが、実際にその他の市債については様々な事業に活用しておりますが、まずその他の市債よりも今ご指摘のありました有利な起債を重点的に活用してきた結果ということがまず言えると思います。これは議員からもご指摘がありました合併特例債、これも95%の充当率ですので、まずはこれの残高がある限りはこれを優先的に使ってきたということもありますし、あとハード事業以外の、例えばこの10年を鑑みますと、非常に福祉の扶助費などが非常に伸びておるとい、そういった傾向、ハード事業とソフト事業のバランスを考えたときに、そういうソフト事業も優先して行ってきたという、そういうことも一つの要因であろうかというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いやね、有利な借金でも活用していないですよ。さっきも言いましたように緊急防災・減災事業債、これ有利な借金なんですよ。これ活用していないですよ、これ。だから、有利な借金だけをしてきたということでもないんですよ。やっぱり全体として減らすことが至上命題やったということが私は問題やと思います。

それじゃあ、そういうことをしなきゃならないほど今亀山市は借金残高が危機的な状況かという問題があるわけです。借金が全て悪いというふうには私は思っておりません。問題は返済が困難になるほどの借金にならなければ活用するべきだというふうに思います。

例えば、学校などの公共施設を建てる場合に、今あるお金だけで建てると、一度に全部お金を使ってしまうと、そのときの市民だけが負担をするという問題になってしまいます。ところが、住宅ローンのように、長期にわたって返済する借金ですね、こういうことで建てれば、将来にわたって公共施設を利用する市民にも借金返済という形で負担してもらえらるわけですね。だから、これはある意味、公平な負担になるという意味で、借金というのは私は大いに活用すべきだと。

問題は、それをし過ぎて財政破綻を来すとかということになってはならないと、こういうことでブレーキをかけたらいいたろうというふうに思います。

そこで、じゃあ亀山市の借金が今どのような現状にあるのかということを見るのに、その指標が将来負担比率なんです。これ、北海道の夕張市が財政破綻しましたね。このときに、国が地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのをつくったわけです。この法律に基づいて、早期健全化や再生のための指標というのが具体化をされて、そのうちの一つが将来負担比率なんです。

この将来負担比率、じゃあ亀山市はどれぐらいかという、マイナス35.8%なんです。それじゃあ、国の基準はどれだけかという、350%なんです。マイナスとプラス350では物すごい開きがある。この点は、監査委員の審査意見書でも、将来負担比率はないため健全だと言っている。つまり、今、借金をとにかく減らさないと大変だというような事態にはなっていないというふうに

思うんですけども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに議員ご指摘のとおり、今亀山市は将来負担比率はマイナスでございまして、確かに借金を抑えるというような状況にはございません。ただ、今の財政調整基金の減少を考えますと、やはり今後、市債を発行するという事業というのは増えてくると思いますし、かつ今年と来年で後期基本計画の策定を行っておりますので、そういった中でしっかりと事業選定を行いながら、財源については極力有利な起債を活用しながら、事業を進めてまいりたいとこのように考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に先ほど言いましたように、将来財源の手当てが大変になってくる時期が来ると思います。目の前に迫っていると言ったほうがいいかも分かりません。そんな中で、やっぱりこれは将来負担比率という数字をちゃんと見ながら、やっぱり起債についてはやっていくということが私は必要だろうというふうに思いますので、そういう意味ではぜひ今回の質疑を生かしていただいて、来年度の予算編成をしていただきたいということを申し添えて、次に移りたいと思います。

次は、病院事業の会計であります。

病院事業会計は、平成28年度から地方公営企業法の一部適用から全部適用に変わりました。この全部適用に当たっては議会で様々な議論がありました。私は、全部適用せずとも、一部適用のままでいいのではないかと、全部適用するだけの効果が得られるのかということを実感いたしました。

まず最初に、統括官に地方公営企業法の全部適用から統括官の任期4年の最終年度だった令和元年度の決算の評価というものをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

令和元年度決算におきましては、純損失が8,591万6,560円、キャッシュフローにおける資金残高が3億3,455万3,488円でございます。一方で、地方公営企業法の全部適用前の平成27年度決算では、純損失が2億4,326万5,669円、キャッシュフローにおける資金残高が8,864万3,291円ございました。

これらを比較いたしますと、地方公営企業法の全部適用から4年間で、純損失が1億5,734万9,109円減少し、逆に資金残高につきましては、2億4,590万7,057円増加しております。

まず、純損失の減少につきましては、この4年間に病床の見直し、何度も言ってきましたように、地域包括ケア病床を導入してきたこと、また病床の稼働率が向上してきたこと、訪問看護ステーションの開設により収益の増加を図ってきた一方で、医業費用削減の取組も行い、収支のバランスを取りながら、経営の健全化を進めてきた結果であるというふうに考えております。

また、資金残高につきましては、平成28年度に、大阪府公債償還による3億円の収入がありましたが、純損失の年々の減少と比例して、これまで減少し続けてきた資金残高の減少幅も縮まってきており、平成30年度決算においては単年度収支において資金が増加に転じているような状況に改善してきております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で入院患者及び外来患者とも減少し、非常に厳しい状況ではございますが、今後も健全な病院経営を目指して持続的な病院経営ができるように進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いい面を言われましたけれども、私は直前のいわゆる27年度の決算、これと4年間と比較してみたいんですけども、主な財政指標として、入院収益はどうだったか。1億6,000万円の増加、逆に外来収益は8,000万円ほどの減少になっています。それから、当年度未処理欠損金、いわゆる累積赤字、これは5億7,000万増加して、12億8,000万円に増えているということですね。累積赤字は着実に増えているんですね。

それから、流動資産の現金を言われましたけれども、全体として2億5,000万の増加になっていますけれども、ただし、これは平成28年度に3億円の有価証券を売却したということが大きくあったので、こういう数字になったので、これをもし除くと減っているわけですよ。

だから、全体を見るとやはりまだまだ経営改善が十分できているというふうには言えないんじゃないかと、そういう意味では全部適用した効果が現れていないんじゃないかというふうに私は思います。

元年度の決算に移りますけれども、1つは、入院患者数は前年よりも増加して、2万3,700人になったんですけども、外来患者数は前年度より減少して3万6,132人になっています。そこで、元年度の入院収益と外来収益がどれぐらいだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

令和元年度の入院患者数及び外来患者数でございますが、前年度と比較いたしますと、入院患者は2万3,635人から2万3,700人に65人増加し、外来患者数は逆に3万6,158人から3万6,132人に26人減少いたしております。その一方で、入院収益は約7億4,925万円から7,162万円増加し、外来収益は約4億6,238万円から約3,025万円増加しております。

これら入院収益と外来収益が増収となった要因でございますが、まず入院収益につきましては、地域包括ケア病床の入院料におきまして、看護師等の医療スタッフ等の充実により、より基準の高い診療報酬を算定できるようになったこと。また、医師の業務負担軽減のために医師事務作業補助員を配置したことにより、新たな診療報酬の加算を算定できるようになったことなど、入院の受入れ体制や医師に対する職場環境の整備などを行った結果、入院収益の増収につながったものでございます。

次に、外来収益でございますが、前年度よりも患者数が若干減少いたしました。整形外科での

骨粗鬆症の診療において、新たな検査や注射等を積極的に導入するなどして、診療単価が上昇したこと、また訪問診療の件数が増加したことなどが増収につながった要因となっております。

入院収益及び外来収益ともに増収になった一方で、診療材料費等の医業費用の支出も昨年と比べて増加しておりますので、今後につきましては、収入と支出のバランスを図りながら、さらなる経営努力を行い、健全な病院運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと意外なんですよ。外来の患者数が減りながら、外来収益が増えたというね。そこらあたりはどうも整形外科の役割が大きかったのかなというふうに思いますけれども、いわゆる整形外科で手術をするとかいうような、そういうことによる収益が大きかったのかなと思うんですけども、同時に支出の面でもやっぱり整形外科の仕事というのは材料費がかかりますので、その分も決算を見ると大幅に増えているんですね。だから、整形外科という分野で増えたということが今回大きな要因だったんだなというふうに思います。

それから、全体としてはやっぱり病院の包括ケア病床、これが大きなウエートを占めているのかなど。例えば、入院患者数のところでは、何科、何科と診療科目が出ていますけれども、例えばその科別にケア病床の患者というのは出ないんですね。いわゆる眼科に何人とかって統計数値が出ていますけれども、包括ケア病床の患者数というのはトータルでしか出ない。例えば、科別では出ない、そういうことでよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

この地域包括ケア病床の患者数は一本として集計しておりますので、それぞれの診療科では集計してございません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

では、先ほど統括官の答弁の中にありましたけれども、あえてもう一度聞きたいと思うんですけども、先ほども言いましたように、全体としてそんな大きな経営改善がされたわけではないんですね。ところが、当年度純損失だけを見ると、前年度の1億1,000万円から8,600万円へ減少しています。累積赤字は増えておって、いろんな指標も決して全部が黒字なわけではないんですけど、純損失が減ったという結果が出ています。これについては、この4年間を見ても減る傾向がずうっとあるんですね。減っているという傾向がある。この辺の要因についてはどんなふうにご考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

平成28年度に地方公営企業法を全部適用し、また29年度に亀山市立医療センターアクション

プランを策定し、経営改善や病院機能の充実等を目指して、様々な取組を行ってまいりました。

まず、平成29年度におきましては、地域包括ケア病床を設置し、病床利用率の向上にもつながったことから入院収益が増加いたしました。一方で専門知識を有する医療コンサルタントに医業費用削減業務を委託しまして、経費削減に取り組んだところでございます。これらの取組により、平成29年度決算においては、前年度と比較して純損失の減少となったところでございます。

次に、平成30年度におきましては、地域包括ケア病床を増床いたしました。前年度同様に高い病床利用率を維持することができ、入院収益の増収につながったことから、平成30年度決算につきましても、前年度と比較して純損失の減少となったところでございます。

そして、令和元年度につきましては、病床の見直し等は行っておりませんが、入院料につきましては、より基準の高い診療報酬を算定できるよう入院の受入れ体制を整え、また医師事務作業補助者を配置して医師の職場環境整備などを行ったことにより、新たな診療報酬の加算を算定できるようになったことから入院単価が増加しまして、結果として入院収益が増収となったものでございます。

一方で、外来収益につきましても、整形外科での骨粗鬆症の診療におきまして、新たな検査や注射等を積極的に導入したことなどにより増収となったことから、令和元年度につきましても前年度と比較して純損失の減少となったところでございます。平成28年度以降の純損失の減少につきましても、これまで経営改善に関する取組の成果が現れてきた結果であると考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その年度によっていろいろ特徴があるようで、残り8分になりましたので、最後に移りたいと思います。

議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）のうちの、前年度繰越金についてです。

今回の補正で、前年度繰越金がようやく4,000万円減額補正されています。前年度繰越金というのは、決算で生じた黒字分のうち、財政調整基金に自動的に積み立てられる約半分以上の部分を翌年度の補正予算の財源などとして活用されるというこれは決算で前年度繰越金は確定しますから、通常は減額はないというものであります。

そこで、今回なぜ減額補正になったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度決算における実質収支額6億5,375万1,000円のうち、地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に3億3,000万円を繰り入れた残額となる3億2,375万1,000円が前年度繰越金として令和元年度の一般財源として活用できる額でございます。

本市におきましては、これまで……。

（「答えだけでいいわ。聞いたことだけ答えてくれれば」と16番議員の声あり）

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

はい。

出納閉鎖期間後も歳入決算額が未確定であったため、今回の補正予算におきまして、3,932万3,000円の減額補正をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう次長以外で答えてください。

なぜ減額になったのか。本来あり得ないということを言っているわけですよ。そこをもう一度、端的に答えてください。もう時間がありませんので。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の減額補正予算につきましては、市税等の収納率を過剰に見込んでおりまして、それが前年度繰越金の見込みの錯誤が起きたことが要因となっております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

よく分かりました。

この繰越金については、5月の臨時会で約3億5,000万円見込んでいるという答弁がありました。それからさらに6月8日の定例会では3億7,000万円見込んでいるという、1か月で2,000万円増えているんですね。これはどういう理由か聞きたかったんですけども、もう時間がないので飛ばしますけれども。

問題なのは、6月議会が6月8日なんですよ。6月8日というのはどういうときかという、出納閉鎖が終わっているということなんですよ。市の会計年度というのは4月1日から翌年の3月31日までだと。そこから4月1日以降5月31日までは出納整理期間というのがあるんですよ。これは、確定はしているけれどもきちっと整理ができていないお金については、この期間中に整理をして、そして確定をさせるという。だから、5月31日の時点で出納閉鎖をするわけですよ。その期間を閉じるわけですよ。そのことをもって、全てのお金の出し入れがもうできなくなるわけですよ。そうしたら、ここの時点で5月31日の時点で出納閉鎖をすれば、もう決算額は確定するはずなんですよ。それが6月8日の答弁で、何で3億7,000万円と見込んでいるという答弁をするのかと。

今、言われたように、結果的には3億2,000万なんですよ。ところが、この6月8日の時点で3億7,000万円と答弁するから、結局減額せんらんことになったわけですよ。だから、何で出納閉鎖以降に議会で答弁しておきながら、こんな減額するようなことを起こしてしまったのかという、ここの理由を説明いただきたい。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、ご指摘のように出納整理期間は5月31日で、この段階を終えて全てを閉じます。それで、その全ての数字が上がってきて、それを最終確定できるのが6月20日前後でございまして、6月8日に開会をした段階では、5月末で締めたのは締めましたが、確定の数字は6月20日ということとずれ込んでおりまして、6月定例会に間に合わなかったというのが要因でございます。

また、2,000万円増えた見込みにつきましては、後期高齢者医療事業特別会計の決算確定に伴いまして、一般会計において特別会計からの繰入金が増加したことによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いやね、私はその1円の数字までこの6月議会で示せと言っているわけじゃないですよ。この答弁が3億7,000万という大ざっぱな数字なんです。これぐらいの数字はつかめるでしょうということを行っているんです。

だから決算の1円までの確定は言われるように6月20日までかかるか分からんけれど、この答弁で使う3億7,000万なのか3億5,000万なのか、これぐらいの数字は私は十分把握できると思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かにこの何千万という数字が出てくるということ自体、不信を持たれるのは当然かと思いますが、今回市税の滞納繰越額につきまして収入見込みが誤っておりまして、そこに数千万の差異が出ましたもので、これについては大変申し訳なかったというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

収入見込みが誤っておったことは悪かったと言われましたけれども、私が言いたいのは出納閉鎖でつかめなかったのかということなんです。これは実務的に無理だと言われるなら仕方ないですよ。例えば、残が3億7,000万というのを、数字をこれと言っているわけですから、答弁で。その裏づけとして出納閉鎖後のものをチェックすれば、いわゆる何千万という単位なら出せるんじゃないかと思うんですよ。そのことをやらなかっただけじゃないんですか。できなかつたんじゃないか、やらなかつたんじゃないのか。答弁をするために、そこまではしなかつたということではないんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、確かに決算をする段階で数字も確認をしておりましたが、滞納繰越分につきましては、ヒューマンエラーというかきちっと確認ができておらなかったということが要因でございまして、これについては大変申し訳なかったというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回は確かに、こんな異例な前年度繰越金を早くから使い切ってしまうという事態はないので、通年ですと起こり得ないんですよね。つまり、少しずつ崩していくんで、いわゆる言われた6月20日の時点で繰越しがなくなるようなことは過去起こっていない、ほとんどね。

ところが、今回本当にもう前年度繰越金を先に使ってやってきたためにこういうことが生じたわけですけども、その辺はきちっと議会に出す以上、私はこの4,000万も前年度繰越金を減額するというみつももないことは避けるべきだということだけ申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

10番の森でございます。公明党を代表して質疑をさせていただきます。ご答弁のほうよろしくお願いたします。

それでは、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

まず、決算の評価についてお伺いをしたいと思います。

平成から令和に、この令和元年度というのは、平成から令和に変わったということ、また消費税が10%に引き上げられたことや幼児教育の無償化が始まった年ということで、大きな変化があった年だという中での決算でありました。

午前中からいろいろと市長からの評価もお聞きしましたので、私はちょっとこの中でも実質収支が6億5,375万1,000円の黒字であること、また財政の健全化判断比率もいずれも健全であるということでありました。一方で、先ほども少し議論がありましたが、単年度収支が赤であること、また実質単年度収支も10億4,000万の赤であるということでありました。改めて、この単年度収支、実質単年度収支が今後の財政に及ぼすどんな影響があるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員ご指摘の単年度収支3億6,447万円の赤字に対して、財政調整基金積立金287万4,0

00円を加え、財政調整基金の取崩し額6億7,829万6,000円を差し引いた結果、実質単年度収支は10億3,990万円の赤字となったものでございます。

前年度単年度収支約5億3,000万円の赤字から約5億1,000万円の赤字が増加しておりますが、この要因につきましては、歳入において前年度に比べ地方特例交付金約1億3,000万円、地方交付税約1,000万円増となりましたが、市税が法人市民税や固定資産税などの減により、約5億6,000万円の減、自動車取得税交付金約3,000万円減になったことなどから、一般財源が約4億7,000万円減収になったことによるものでございます。

今回の決算において、市税等の減収により単年度収支及び実質単年度収支の両方が赤字となっておりますが、財政調整基金残高は前年度比約1億6,500万円の減少に留まり、実質赤字比率など健全化判断比率についても国が定める基準に対して大幅に下回る良好な比率となっておりますことから、おおむね財政の健全化を確保することができたものと考え、財政への影響はないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

朝からその議論をずうっとされていて、財政への影響は単年度収支も実質単年度収支も赤であったとしても、影響はないんだというようなご答弁でありましたが、財調の減少も小幅であったというようなことも、さっき答弁の中であったんですけど、今後リニアであったり、庁舎であったりと様々な大きな事業を抱えている中で、単年度ではそうであったと思いますが、今後財政に及ぼす影響というのがそんなにないという答弁はないんじゃないかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

確かに単年度収支、実質単年度収支は赤字となっておりますが、それぞれやはり市税の減収というものが大きな要因を占めておるところでございます。

今後につきましても、市税の確保に努めますとともに、行財政改革を進めまして、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

財政に及ぼす影響があるということを確認させていただきました。

次に、歳入についてお伺いをしたいと思います。

歳入の決算額については前年度より1億6,000万円ほど伸びておりますが、自主財源に関しては年々減っております。この主な要因についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度決算におけます歳入につきましては、決算額は216億9,671万2,000円となり、前年度と比較し1億6,180万3,000円増となっております。歳入のうち、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など地方公共団体が自らの権限で調達できる自主財源につきましては、前年度と比較し約5億7,000万円の減となる約128億5,957万3,000円となり、その比率は前年度より3ポイント低下し、59.3%となったところでございます。

この低下の要因につきましては、市税が法人市民税の減により前年度と比較し約5億5,668万6,000円、5.1%の減、使用料及び手数料が、幼児教育・保育の無償化により前年度と比較して6,965万5,000円、17.1%の減となったところでございます。

一方で、行財政改革大綱に掲げる資金運用による財源確保に取り組んだ結果といたしまして、財産収入が地方債証券売払収入の増によりまして、前年度比7,415万8,000円の増となったところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

自主財源は59.3%ということで年々減っておりますが、今後の見通しとして、工業団地での企業誘致、そういうこともまた今後としては影響があるのか。それから今コロナで大変な思いをしておりますが、こういうことが大きな影響を与えてくるのか、不安要素になってくるのか。それが今後の見通しとしては何か先行き不透明なのかなということを感じております。

この自主財源に関して財源確保をやっていく必要があるんじゃないかということで、行財政改革大綱なんかでも位置づけられておりますが、新たな財源確保はこの令和元年度についてあったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたとおり、新たな財源確保ということで、第2次行財政改革大綱後期基本計画に新たに掲げました具体的な取組項目であります資金運用による財源確保に掲げた取組によりまして、市が保有する基金の運用を図ったことにより1億49万円の収入を得たところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

新たな財源確保として1億49万円の資金が基金運用で財源確保できたというふうにご答弁いただきましたが、1億、2億じゃあどうしようもない部分もありますので、また新たな財源の確保については、行財政改革大綱にのっとってしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、地方交付税についてお伺いをしたいと思います。

令和元年度は合併算定替え最終年ということで、交付税も決算額で16億2,712万6,000円ということでありました。以前示された合併算定替えのイメージ図を頂いたんですけど、最終年は当初の増加分の僅か0.1%、交付税にオンされるという形で聞いておりますが、前年度より減

ってくるというイメージが、令和元年度も前年度より増えておりますが、その要因についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

合併算定替え制度、地方交付税の合併算定替え制度につきましては、市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間合併市町村の普通交付税が合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例でございます。

令和元年度の臨時財政対策債を除きます普通交付税の交付額につきましては、12億3,840万3,000円となり、前年度と比較し1,347万円の増となりました。合併算定替えによる交付税の増額分が減少されたにもかかわらず、交付税が増となった要因といたしましては、基準財政収入額が固定資産税の減などにより2億3,000万円の減になったところによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

固定資産税なんかの減がそれにオンされたという答弁ですか。もう一度。それでよろしいですか。もう一度お願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度までにおきましては、その合併算定替えの考え方で交付税を計算されておったところでございます。

これにつきましては、旧亀山市と旧関町が合併しなかったと仮定した場合の算定額と新亀山市の算定額の差額につきましては、平成26年度では旧亀山市と旧関町が合併しなかったと仮定した場合の算定額が新亀山市の算定額より約6億3,000万円上回っていたものが、令和元年度では約2億5,000万円の上回りとなっております。

その要因といたしましては、平成の合併により、市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定していなかった基準財政需要額を平成26年度から平成30年度の5年間をかけて交付税の算定に反映しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

合併算定替えが最終年ですよね。それで最終年、僅か0.1%が増加分になるということで、言ったらどんどん減ってくるのに、前年度より増えた要因は何ですかと聞いているんですけど。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずもって、合併算定替えの中で、令和2年度からは一本算定に変わるということで、普通交付税は減額になるということを以前からご答弁申し上げておりました。

その以前の計算では5年間で6億3,000万円減額になるということでしたが、今、次長がご答弁申し上げましたように、少し計算の仕方が変わってまいりまして、合併によって面積が拡大したことを利点として基準財政需要額にそれを入れるということ、算入される計算になりましたので、実際には2億5,000万円しか減らないということで、5年間の見込みがここで3億8,000万ほど変わってきたということがまず減少した要因ということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

よく分かりました。

次に、市債についてお伺いをしたいと思います。

市債残高は11年連続で減少しているということで、先ほども少し議論がありましたけど、市債発行額の約15億の内訳を見ますと、臨時財政対策債が4億9,320万、約3分の1を占めているということでありました。先ほども少しありましたように、臨時財政対策債というのは、本来交付税措置されるものが、国のお金がないから有利な起債として亀山市が発行することができる。これが、その一本算定前の割合は大体25%で、一本算定後は45%だというふうに昨年でしたか、質疑の中で明らかになっております。

たしか、当初予算では4億290万ということで、24.4%で見込みをされておりましたが、決算では4億9,320万円ということで、28.5%となっております。これは、交付税が増えていることに起因するのか、この差額というのはどういうことなのかお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

臨時財政対策債の率が令和元年度当初予算では24.4%でございましたが、決算におきましては28.5%となっております。

臨時財政対策債の発行額につきましては4億9,320万円となり、予算と比較いたしまして9,030万円の増額となったところでございます。

その要因といたしましては、臨時財政対策債の発行可能額は財源不足額に財政力指数に応じた補正計数等に乗じることにより算出されますことから、固定資産税、償却資産などの減によりまして、財源不足額が想定を上回ったことによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

分かりました。

この臨時財政対策債というのは、後年度の基準財政需要額に全額算入されるということで聞いております。100%算入されるということでいいのか確認と、もう26年からほぼ全額使っているということで、今後も全額使っていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

臨時財政対策債の借入れについてでございますが、平成26年度以降につきましては、28年度に続きほぼ全額を借り入れている状況でございます。それぞれの年度において市税収入などの財政状況により借入額を決定しているところであります。交付税算入につきましては、議員おっしゃいましたとおり、算入率100%ということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今後も臨時財政対策債は使っていくということで確認をさせていただきました。

次に、歳出についてお伺いをしたいと思います。

民生費の伸びがずっと指摘をされておまして、民生費はこの決算では68億、総額の32%を占めております。その内訳では、医療や介護への繰出金や負担金も大きいことの要因の一つだと思っております。

一番大きな事業はやっぱり自立支援事業だと思います。この項別で見ますと、児童福祉費、生活保護費などは増加しているものの、この一番大きい社会福祉費は0.3%減っておりますが、これからもどんどん増えていくというふうにも言われておりますが、今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず社会福祉費の減少の理由でございますが、障がい者自立支援事業が4,361万1,000円の増となった一方で、国民健康保険事業繰出金が2,543万8,000円の減、後期高齢者医療事業繰出金が2,424万5,000円の減、安全の里施設建設補助金が3,200万円の減などによりまして、前年度と比較し1,049万3,000円、0.3%の減となったところでございます。

今後の民生費の見通しにつきましては、長期財政見通しにおいて、障がい者サービスの拡充等に伴います扶助費の増加を見込んでおりますことから、一定の増加傾向にあるものだと認識しております。

扶助費全体といたしましては、令和元年度は過去最高の歳出額である37億5,251万円となり、長期財政見通しでもお示しさせていただきましたとおり、今後も増加傾向にあるため、亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努める必要があると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

自立支援事業は大きな執行増だったんですけれども、繰出金なんか減額されたということで理解させていただきました。

4番目の不用額についてお伺いしたいと思います。

令和元年度、不用額8億4,300万円でありました。

この不用額も年々増えているような形になっておりますが、大きな要因はどんなことなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

予算編成の過程におきまして、そのときに見込める額を厳格に審査し、計上いたしているところではございますが、事業実施の段階でやむを得ず事業進捗が見込めなくなったものや入札差金などにより予算現額と決算額に差が生じてまいります。

この差額に関しましては、補正予算で減額する等に対応し、決算において不用額を多大に発生させないように努めているところでございます。しかしながら、歳出予算におきましては、予算不足により支払いができなくなるようなことがないよう、一定程度で予算の確保をしていることなどから、不用額の発生は生じるものであると考えております。

令和元年度一般会計決算の不用額は、歳出予算224億5,049万1,000円から、支出済み額209億4,789万6,000円、繰越明許費6億5,865万6,000円及び事故繰越59万4,000円を差し引いた8億4,334万5,000円で、前年度と比べまして392万7,000円の増となっております。

令和元年度の不用額が前年度に比べ増加した要因といたしましては、生活保護世帯が見込みより減少したことによります生活保護費に係る扶助費の不用額が約6,500万円、プレミアム付商品券の申込みが見込みよりも減少したことによります業務委託料に係ります物件費の不用額約3,300万円などによるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

前年度から比較しますと300万ほどの増加になってはいますが、ずっとくってみると、やっぱり確実に不用額が増えておるといえると思いますので、12月なんかで大体12月、3月で補正で落としますけど、なかなかそこで落とせないお金というのが出てきているのかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますように、不用となった執行残、入札差金等々につきましては、補正予算を通じまして減額をするということになってはおりますが、予算不足などによりまして、支払いができなくなるようなことがないよう一定程度予算を確保しなければならない事業もございますことから、このような不用額が生じるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

聞き取りの中で、私、毎年毎年繰越金というのが出ていて、繰越金は減額補正ができないので、不用額としてオンされていくんだというふうに聞いておりますが、そこら辺に一定の要因があるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますとおり、繰越金につきましては補正予算で減額することはできないということになっております。

確かに不用額の増額の要因の一つにもなっておりますが、この不用額につきましては、令和元年度、平成30年度と8億円を超えた額となっておりますことから、今後につきましても、執行状況等々をよく精査いたしまして、補正予算におきまして減額できるものは減額していくということで財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

じゃあ、次に移ります。

議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、1点目の第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業及び予防接種費用助成事業の増額補正についてお伺いをしたいと思います。

この補正予算には、コロナ禍における緊急政策パッケージ第4弾の予算が計上されております。この増額補正については、コロナの終息が見通せない中で、秋以降のインフルエンザの同時流行に伴う医療の混乱と重複感染による重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種の無償化に伴う費用5,701万2,000円が計上されております。

そこでまず、対象者についてお伺いをしたいと思います。

市長の現況報告や緊急政策パッケージの資料には、高齢者等とあります。対象者と人数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

インフルエンザの予防接種の無償化の予算につきましては、議員先ほど言っていただきましたけど、予防衛生事業と予防接種費用助成事業の2種類がございます。

まず1つ目の予防衛生事業につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種で65歳以上の高齢者を対象とし、従来事業では1,000円の自己負担となっていたものを無償化するものでございます。この高齢者の対象人数は、8月1日現在1万3,307人でございます。

次に、2つ目の予防接種費用助成事業につきましては、法定外の任意予防接種で1歳から就学前の児童、身体障害者手帳等の取得者、基礎疾患があり医師がインフルエンザにかかると重症化するとの意見書がある人を対象としております。従来事業では、1歳から就学前児童につきましては、

基本的に2回の接種でございますので、1回目の接種は1,200円、2回目の接種は800円で合計2,000円を助成しております。障害者手帳等の取得者と医師の意見書がある人は1,200円の助成をしております。その対象者に対して、今回の接種費用の全額を助成するものでございます。このような法定外の任意予防接種に対する費用助成を行っているのは、県下では亀山市を含め4市となっており、全額の助成は、県下で初めてでございます。

接種対象人数といたしましては、1歳から就学前児童は2,701人、手帳取得者は約900人、医師の意見書は令和元年度実績で179人でございます。この事業では、65歳以上の高齢者を全て含めて全体でおよそ1万7,000人が対象となるところでございます。従来は対象者の約56%前後の方が予防接種を受けていただいております。今回接種率の向上を目的として、自己負担を無償化するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

1万7,000人が対象で、今回は無償で全て今言われた対象者は無料で受けていただくということでお聞きをしました。

もう一点、これなぜ「等」でくったのか。高齢者等で何でくったのか。この未就学の子供たちに無料で受けられるということはもっとPRする必要があるんじゃないか。他市からも私の下に問合せも来ております。この「等」でくった理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、市長にこの緊急政策パッケージ第4弾の記者会見をしていただくときに、市長のお口から1歳以上就学前の児童ということで記者の皆さんにはお伝えをしていただきました。

ただ、何せ緊急政策パッケージのあの1枚の用紙にほかの事業と一緒に並べるということで、できるだけ簡潔に分かりやすくということで「等」でくらせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

やっぱりきちっと全て、場所がないというおっしゃり方でしたけど、高齢者の方に対しては優しい事業でありますし、それから子育て世代の人たちにも本当に大きなPRに。

議会ではそういうことが一切知らされていなくて、「等」でくられていますので、なかなか分かりにくいというところもありますので、PRは議員もPRの媒体ですので、しっかりとPRできますので、その点はしっかりと打ち出す必要があったんじゃないかと思います。

次に、委託先である医師会との協議についてお伺いをしたいと思います。

私は、この補正内容を見て個人的には評価しました。すごいことだなと思いました。ただ、こういったワクチンの接種というのは、専門家の知見をしっかりと取り入れた中で考えていかれることなんだろうと思いますが、この無償化を提案された中では、今回の委託先である医師会とはどんな協議をされたのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

予防接種につきましては、従前から亀山医師会と契約を結び、費用助成をしながら接種の推進を図ってきたところでございます。

今回の事業につきましては、対象者をまず変更せず、自己負担額を変更し全額費用を助成し、無償化するという内容であったことから、医師会との協議は行っておりません。

先ほど言いましたように、緊急政策パッケージ第4弾について市長が記者会見を行い、その内容を医師会に連絡し、無償化に変更することについて医師会の理事会において医師会への周知をお願いしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

こういった大きな変更というか、無料で受けるということは、助成をされている方、さっき56.何%とおっしゃいましたけど、それをもうちょっと上げていきたいという思いでやられたんだと思うんですけど、地域のお医者さんからもいろいろなご意見を私も今回のこの件に関していただきました。

結局、64歳以下の助成対象になっていない方が受けていない、接種率が低いということもすごく懸念をされていて、そういう人たちがしっかりと打てるような対策も併せて取っていく必要があるんじゃないか。確かに65歳以上の高齢者、リスクが高い人たち、また子供ということも大きな要因ではありますけど、社会的な影響を考えると、そういう年代層の人たちにしっかりと勧奨していくことが必要やないかというふうにご指摘をいただきました。

それで、丸々今回5,700万ほどの補正予算になっておりますけど、丸々無料で行うということが財政的な影響にとっては大きく影響してくるのではないかというふうにご心配もなさっておられましたけど、例えば、小・中学校まで助成の対象を、助成のですよ、無料じゃなくて助成の対象を引き上げるとか、本当にコロナの影響が亀山市にとってどんなふうに影響が及ぶのかというのがまだまだ分かりません。

だから、そういう助成の対象を広げるとか、それから市民全体に助成する議論が本当は要るんじゃないかと、その場合はやっぱりこの専門的な知見、医師会をはじめとした先生たちの意見をしっかりと聞く必要があったんじゃないか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

市では、従来から先ほど来言っておりますように、65歳以上の高齢者、1歳から就学前の児童、手帳等の取得者、基礎疾患があり医師がインフルエンザにかかると重症化すると判断した人を助成の対象としてまいりました。

今回の補正予算につきましては、この冬に予想される季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療の混乱や重篤化を防ぐために、従来から行ってきたインフルエンザ

対策を強化するものでございます。

また、この冬に供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は、昨年度からおよそ7%増、成人量で6,356万回分と言われております。国においては、高齢者など重症化リスクの高い人に対して優先的な接種を呼びかけております。本市におきましては、このワクチンが確保できる範囲内でこういうふうな制度設計をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうすると、国においても7%ほどアップしたワクチンの確保に動かれているというふうに言われていましたけど、今回の無料化によってそれは十分供給できると考えておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

インフルエンザワクチンの納入というものは、基本的には昨年度実績に応じたものしか買えません、ワクチンは。

ですので、例えば今回こういう形で補正予算を組んで市が対象者に対してたくさん打とうと思っても、実は市でワクチンを買うことはできません。というのは、昨年度の実績がないからです。

ということもありますので、実は医療センターと連携をさせていただいて、統括官のご協力もいただきながら、医療センターにおいてできるだけ多くのワクチンを確保しようということで、現在取組を進めております。

また、本市等から要望で、三重県市長会及び東海市長会から政府に対してインフルエンザワクチンの確保について緊急要望が出されたところでもございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

お医者さんの中にはやっぱり市内の社会的な大きい影響を及ぼすであろう年代層、その人たちがもっと打つというか、予防をしてもらえるような勧奨、そこをおっしゃっている方、それからワクチンの確保が本当に大丈夫なんだろうかって、こんな無料化でばあっと増えてしまう、そういったことによって、本当に打てない人が出てこないんだろうかって、本当にそういったご意見をお持ちのお医者さんもいらっしゃいます。

やっぱりそういうことがこうやって議員のほうに入ってくるということは、この事業、緊急政策パッケージのこの第4弾を組み立てるに当たって、手順に私は問題があったんじゃないかと思うんですけど、その点は市長、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回は緊急政策パッケージの一つとして、秋冬対策を早急に立ち上げるということで、従来の高

リスク者である高齢者と法定外で対応しておりました子供たち、また重症化の可能性のある方、これを本当に対応したいというのが狙いでございました。

当然、この季節性のインフルエンザの流行、それから新型コロナの流行、この同時流行が想定されていますので、国並びに私どもも様々な知見や情報を収集してまいりました。当然、本市のこの対策会議の過程におきましては、ドクターはじめ鈴鹿保健所や関係者も入った会議が幾つか動いてまいっておりますので、様々な段階で様々な情報というのは収集する立場にございましたし、そういう意味で今回は緊急対策としてここに絞って行くと、それも早くこの9月議会で準備する必要があるということでございました。

したがいまして、今議員少し触れていただきました専門家との協議、どのような形がベストであったかというのもあるかと思いますが、いずれにいたしましても、私どもは医師会はじめ各専門家の先生方、あるいは県をはじめ関係機関ともしっかりと連携する中で、その施策効果を最大限発揮できますように、ワクチンの取得あるいはその適用も含めた環境を整えていくということについては、今後もそれぞれの関係者との協議をしっかりと連携してやっていきたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最初に私言いましたように、この補正内容を見て、個人的には本当に評価したんです。いいことだなと思ったんです。でも、やっぱりそうであるならばこそ、しっかりと混乱が起らないように、この専門家の知見をしっかりと取り入れた中で事業は進めてほしかったなというふうに思いますので、今後の課題としてそこら辺は認識をしていただきたいと思います。と思っています。

次に移ります。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費及び第3項中学校費、第1目学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正についてお伺いをしたいと思います。

これは、学校の臨時休業に伴う給食休止時の食材費の損失補助について199万6,000円の増額補正がされております。

これは、多分3月に臨時休業になったときに、給食食材費はどうなるんだろうと私も思いました。

この第4弾で計上した理由、もっと早く計上する必要がなかったのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、今回の臨時休業に係る給食食材等に係る補助金の交付につきましては、昨年度の3月当初にキャンセルとなった食材などの費用に対しての補助を行うものでございます。

この費用の算出に当たりましては、4月に学校臨時休業対策費補助金交付要綱に基づき、この事業者には3月分の学校給食食材の仕入れ、それからほかへの活用、これらに関する書類の有無などの確認を行い、5月に県学校給食会を通じて、この国の補助事業の実施主体であります全国学校給食

会連合会に補助の申請を行ったものでございます。

このほど、全国の学校給食会連合会より交付の決定を受けましたので、補正予算として計上させていただいたという、こういった状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

教育委員会の手順はよく分かりました。1つの3月の給食がなくなることによって、それだけ時間をかけて書類の整理なり提出なり要望書なりというのを出さないかんということもよく分かりました。

ただ、業者というのは本当にそのお金がそのときにない、それからこれ年度をまたいでいますよね。供給するはずだった、それからお金が入るはずだった、そういう業者に対する緊急性はなかったのか、業者からの要請とか相談はなかったのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この学校臨時休業対策費補助金につきましては、3月10日に国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として国のほうから示されたものでございます。

私どもといたしましては、この補助金の交付申請を念頭に置いて事業者の方との対応を図ってきたところでございます。当然、私どもとしても一刻も早くという思いは持っておりますけれども、国の制度に基づく補助制度ということでもございましたので、大変遅くなったというのが実情でございます。

○10番（森 美和子君登壇）

終わります。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時53分 休憩）

（午後 3時02分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、大樹の代表質疑ということとさせていただきます。

通常、従来、決算審査、あるいは決算議会といいますと、財政を含んだ市の資源といいますか、その中でどれだけのサービスを市民に提供できたか、あるいは決算で示された各種指数が健全であ

るか、あるいはその指数等が経年変化の中でどんな動きをし、あるいはどんな方向に向かっていくのとか、それをもってどんな施策事業、あるいは進んでいくのかと、そんな視点で決算を評価させてきたつもりなんですけれども、どうも今年はちょっと一変しているんです、私自身。過去の決算、当然必要なんですけれども、それよりも今のこの新型コロナの感染症の中で、むしろ今の、あるいは今後の市政運営、あるいは財政運営、市民生活がどんなふうな変化を帯びて、どのような対応、準備が必要なのかと、そんなことを考えることがいっぱい、決算を見る姿勢が大きく変わってきたなあというような思いでここに立っております。その中でも、一定のけじめとして今年度の決算の総括の質疑をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、決算の総括についてということで、私はこの論調は2年ぐらい前もやったことがあるんです。私の前に4人、5人の方が代表質疑をされて、総括をされ、市長あるいは担当部長等、答弁がありました。やはり私は決算の総括というのは、従来の予算編成時に示されたこの元年度の行政経営の重点方針、今年でいうなら機転の年、これに本当になり得たのかどうかということ、それからもう一つは、予算編成方針にしっかりとした予算、あるいは執行ができたのかという視点、それから最後に、やはりその予算の執行をもって市民の生活にどれだけ貢献できたか、反映をできたか、これは決算の3点セットでしっかりと総括をしていただきたいということで、そんな考えの下、聞きたいと思います。

今の3つ、今までの答弁を聞きますと、予算編成時に示された行政経営の重点方針、機転の年ですね、これに対しては元号が変わる、新しい社会情勢の変化に臨機応変に対応できる年にしたいということは聞いたんですけれども、それでは臨機応変に対応できたかという答弁はいただけていない。あるいは、予算編成に合致した決算かということの視点からいえば、例えば執行率が90%超えたからどう、そういう問題じゃなくて、例えば予算編成方針の基本的事項の中にあるんですね。1つ、2つ紹介しますが、徹底した施策事業の重点化が進められたのか、あるいは事業ありきの観点から脱却して事業の効率が図られたのか、あるいはここにも書いてあるんですよ、補助金についてのその妥当性、必要性を検証し、適正化が図られたか等々、この2番目の問題、それから最後に市民生活にどう貢献できたか、この3つの視点から改めて市長に総括をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3つの視点でこの令和元年度決算を総括をということでございました。

まず、機転の年ということで、午前中からもお二人の議員さんにお答えをさせていただきましたが、少し触れられたようなこの予算編成方針でお示しをさせていただいたのは、当然元号が変わることだけではなくて、人口減少社会の克服に向けた地域間競争が進められる中で、地域経済、市民生活への影響を踏まえて、この第2次総合計画の第2次実施計画を着実に、あるいは積極的に推進をするということ、そして第2次行財政改革大綱に掲げた20の項目、これをしっかりと実践をするということでございました。その中で、課題もたくさん当然あったかというふうに考えておりますが、主要事業も97事業、標準事業が122、合わせて219の事業が動いておりますので、全てが、今、機転の年、機転の利いた政策展開につながったかということについては十分課題があ

ろうかというふうに思っておりますので、それは次に生かしていかななくてはならんというふうに思っておるところであります。

しかし、持続可能な行財政運営の確立を図っていくために、この事業の選択と集中をより一層強化していくということは大事であろうかと思ひますし、今日も様々な角度から本市の財政についてのご指摘がありました。事業と財政の本当にこの両立ができるような、そういう再構築を図っていく必要があるんだというふうに感じておるところであります。

それから、予算執行によります市民生活への反映ということではありますが、計画的かつ効率的に執行されまして、例えば、令和元年10月以降開始となりました幼児教育・保育の無償化への対応でありますとか、消費税率改正に伴う消費を下支えするためのプレミアム付商品券事業、あるいはコンビニで各種証明書が発行できるようになる証明書等コンビニ交付の事業でありますとか、CSWをさらに強化していくということで、拡充をして対応したことであります。これも様々な市民の皆さんのニーズや期待はあろうかと思っておりますが、やるべき事業を一定の取組が進められたというふうに思っております。

あわせて、幼稚園、小学校の普通教室への空調機の整備が急務でございました。プラス、これは長年の都市計画道路野村布気線の開通という、少し息の長い事業でありましたが、これが開通したということでもあります。亀山駅の問題、再生、あるいはGIGAスクール等々への新しい流れ、こういうことにつきましても、年度内完了を見込めなかった事業もございますけれども、しかし、次年度へ繰越しをさせていただいたものもありますが、市民生活への一定の向上につながるような事業が展開できたというふうに考えておるものであります。

いずれにいたしましても、今日の議論もありますが、財政的な様々な事情や、これは本当に単年度だけではなくて中長期の健全化、あるいは将来、後年度への様々な負担が生じるようなことがないような政策判断と行財政の運営、これが重要であろうかと思ひますが、課題はあろうかと思ひますけれども、令和元年度、一定の事業の展開と健全性の両立につながったものというふうに感じておるところであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

3つの視点からに対しては端的なお答えはいただかなかった、たくさん事業があると、だから一つ一つの事業に対しては成果報告書あたりで確認できるぐらいのスタンスに聞こえました。これ、ぜひ、今の私のこの3つのスタンスあたりはもう決算の総括では標準装備で答えをいただければありがたい。

それからもう一つ、毎年、展開の年、瞬発の年とか、いろいろキャッチフレーズを言われているんですけども、本当にその重点的な考えが庁内で共通認識されているのか、そこら辺りもしっかりと確認をしていただきたいと思ひます。

それでは、2番目のほう、消費税率等の改正に伴う影響についてという項に入ります。

まず、幼児教育・保育の無償化の決算への影響についてということで、これももう監査委員の意見書の中にも結びの中で、令和元年度の特徴的な事業だということでもあります。10月から8%から10%への増税というこの幼児教育の前に、通告はしてありますので、ちょっと確認だけさせて

ください。

通常、こういう消費税率が上がる場合、例えば住宅の購入とかあるいは改築とか車、市でいうと軽自動車ですね、これ辺りの購入がいわゆる駆け込み需要みたいな形で経済効果があるというようなこと、10月よりのアップですので、即座に財政に反映するとは思えませんが、この辺が何か影響あったかどうか、通告はしてありますので、お答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

消費税率の改正に伴う住宅及び軽自動車におけます税収への影響でございますが、まず、令和元年度の新増築の家屋棟数が305棟で、対前年度比5.5%、16棟の増加でございました。また、軽自動車の四輪乗用の登録台数が1万3,261台で、対前年度比1.6%、210台の増加となっております。これら2つとも増加にはなっておりますが、新増築家屋棟数が毎年300棟前後で推移しておりますこと、そして軽自動車の四輪乗用の登録台数が、例えば平成30年では290台の増加であったことから、家屋、軽自動車ともに消費税率増税に伴う駆け込み需要によります税収への大きな影響はなかったものと認識しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

駆け込み需要はあまりなかったということですね。

それでは、消費税アップに対応すべく政府の目玉政策でありました幼保の無償化、これは消費税を上げたと、その財源を地方に配分する地方消費税にオンをして、だけれども、元年度の場合は10月からということで、もうその額が僅かのために、いわゆる子ども・子育て支援臨時交付金という形で国が支給したということだと思っておりますが、私は決算書、去年の平成30年の保育所利用負担金2億6,700万が元年度の決算ではもう1億円以上減の1億6,200万になっているんです。幼稚園の場合はその差が800万程度の減になっていました。こういう見方だけではいけないとは思いますが、果たしてこの市の収入減を全額国で賄えたのか、国で賄えたかといってもこれ全部我々の税金なんですけれども、取りあえず賄えたかどうか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

昨年10月に施行されました幼児教育・保育の無償化につきましては、初年度であります令和元年度に要する経費は地方特例交付金として、子ども・子育て支援臨時交付金1億2,081万9,000円が交付されたところでございます。子ども・子育て支援臨時交付金は、予算額3,472万8,000円に対し、1億2,081万9,000円交付されたところでございます。予算額と交付額の8,609万1,000円の差額の要因といたしましては、予算額につきましては幼児教育・保育の無償化に係る一般財源の負担分を計上したものでございますが、交付額につきましては所得階層ごとの子どもの数、幼稚園などの施設数や国が定める標準的経費により算出されたことから、実際に生じた負担額が国が定める標準的経費との違いにより8,609万1,000円の差額が発生

したところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

国で全額賄えたかという質問なんですね。市が初め三千何百用意したけれども、結局前倒しして1億二千数十万の中で賄えたということでよろしいんですね。この8,000万云々が出てくること自体、ちょっと分かりにくい。賄えたんですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

賄えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

それでは、元年は短いから前倒しで国からしっかり全て充当できた。それでは今年からどうかというのは決算にはなじまないかもしれませんが、重要な視点ですので、確認だけしたいんです。

市のそういう大きな施策とか事業、政策事業はおおむね当初はかなりの割合で国の負担を明記しながら、例えば、まち・ひと・しごと創生事業なんかもう年々採択基準とか範囲を変えて、結局のところ、その負担がぱって振り返ったら、各地方自治体が負担したり、あるいは各自治体もその事業取りやめたりすることが多いんです。先ほども言いましたように、本年度より国の計画ではこの無償化に伴う経費については、消費税増収分は地方消費税を中に入れてそれを基準財政収入額と算定し、不足分を基準財政需要額と算定して、あとは普通交付税でオンして地方によこすという形になっているんですけども、こういう形で、丸い形で交付税が算入されてくるという意味で、この無償化に伴う経費が幾ら算入されたかという確認が財政的に取れるのかと。ましてや先ほどもありましたように、財政状態が特段悪くない亀山市には、本当に無償化、10分の10、交付が確約されるのかという心配がありますので、その辺の確認を取りたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和2年度以降の幼児教育・保育の無償化における費用につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、普通交付税において基準財政需要額に算入されることとなっており、地方消費税の増収分を基準財政収入額に算入することになっていることから、基本的には新たな地方負担は生じないものとされておりますが、交付税の算定等に当たりましては今後も注視していく必要があると認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

10分の10算定されると思うが、注視すると。注視して算入されなかったらどうするか。本当にやはり地方の時代と言われて幾久しく、やっぱり物申す自治体になっていただきたいと思います。本当に国の事業、財政措置というのは当初に示されたものが何かなし崩し的に同化されてしまうような、非常に恐ろしいことがありますので、本当に注視をしていただき、物申す地方自治体になっていただきたいと思います。

次に、これも監査委員の意見書の中で、結びで特徴的な事業ということで、プレミアム付商品券事業があります。これは消費税10%への引上げに伴い、影響を受けやすい低所得者と子育て世帯を対象に行った事業と。今、新たな試みでプレミアム商品券をやっている中で、ちょっとこの総括があやふやになってしまいそうなので確認をします。

まず、この事業の概要と結果について報告をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、令和元年度に実施をいたしましたプレミアム付商品券事業の概要でありますけれども、消費税、地方消費税の10%の引上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的といたしまして、プレミアム付商品券事業を実施いたします市区町村に対して、その実施に必要な経費、事業費及び事務費でありますけれども、これを国が全額補助をする制度というものでございました。

亀山市におきましても国の趣旨に基づきまして、対象となる方々の負担軽減につなげるということとともに、地域の消費を喚起、下支えをするという観点から事業を実施いたしましたものでございます。

事業の結果ということでありますけれども、この事業を進めていくに当たりまして、少しでも多くの方にプレミアム商品券を購入していただけるように広報、ケーブルテレビ、ホームページ等で、市の情報媒体ですね、これを活用して周知を重ねたということと、あと、5回に分けて購入できるようにするという事など、購入促進を図ったところでございますけれども、結果的に購入いただいた商品券は当初見込んだ約29%で終わったというところでございます。

また、今回の事業でありますけれども、平成27年度に第1回をやっておりますけれども、その当時実施をした事業とは異なっております。購入対象者につきましては、先ほども申し上げましたけれども、低所得者、子育て世帯に限定をされておるというところでございまして、対象となります子育て世帯にはその商品券購入引換券を漏れなく郵送させていただいたところでありますけれども、その一方で、低所得者の方につきましては、商品券購入を希望される場合、事前に商品券購入引換券を申請していただく必要がございまして、その申請率はやはり県平均と同程度、36%という低い申請率にとどまりました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

概要と結果をいただきました。私は今、決算の総括、国の事業とはいえ、担当部局がこの事業を市民サービスの面でどう評価したか総括をいただきたい。これ通告してあります。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事業につきましては、国が示した制度ではあったものでございますけれども、まず2つの側面から申し上げたいと思いますけれども、1つ目、消費税の引上げが与える影響緩和の側面から見ると、子育て世帯にとりましては使用しやすい商品券であったというふうに考えておりますけれども、低所得者にとりましては、やはり手続きが煩雑であったということに加えて、商品券の購入、使用に当たって低所得者と知られてしまうというような思いからの抵抗感も少しあったのではないかと推察をしておるところでございます。全体としては低調に終わったと考えておるところでございます。

一方で、地域における消費喚起、下支えの側面から見ると、商品券購入後の使用率につきましては、購入いただいた99.4%を使用されておまして、最終換金総額が約5,500万円ということでございましたので、一定の消費効果があったと考えておるところでございます。しかしながら、この商品券の購入引換券の申請率の低さ、先ほど申し上げましたけれども、それと使われた商品券の大半が大手スーパー、ドラッグストア、家電量販店で使っていただいたということから、地域全体の経済効果といたしましてはやはり限定的であったのではないかと分析をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

購入の商品券が対象の絞り込みもあって当初予算の29%、3割くらいだと。そういう意味では対象者にも広く理解はされていただけなかったのかなという思い、それから換金総額5,500万であっても、プレミアム分も含めて経費が一千七百万かかったという経費の問題、あるいは最後に、地域全体の経済効果は限定的であった、こういう総括であったという確認をさせていただきました。

次に、法人市民税改正に伴う影響についてという項も設けましたが、これ、確認だけをします。当然10月から、9.7%から6%という改正された、本当の半年、半期中にあって、あるいは企業の会計年度の開始時期等でたちまちこれが法人市民税には私は影響はないなあとは思いますが、やはり元年度の法人市民税が3億数千円減という中では、何らかの影響はあったのか、因果関係はあるのか確認だけさせていただきたい。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

税制改正により、昨年10月1日以降に開始した事業年度分から法人市民税の税率が9.7%から6%へ引下げになったことから、今後減収が見込まれるところではございますが、この改正が影響を及ぼしますのは令和2年度分以降でございます。令和元年度分につきましては、影響はないところでございます。なお、令和2年度分に及ぼす影響につきましては、本年11月頃以降の予定、確定申告分に係る納税額が約4割減と見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

元年の決算には影響もなかったということなんですけれども、実は今年度の決算の中で、この9.7から6.0に移管するに、一つの緩衝の措置として特例交付金として1億円ぐらい入っているんです。元年度にこの税制改正に伴う措置として、緩衝する措置として、何らかの明示があったのか、1年目だけなのか、この辺の確認だけしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

申し訳ございません。ちょっと今資料のほうを持ち合わせてございませんで、申し訳ございません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

2年目からはあまりないような気がするんですけど、確認は後でしてください。

それでは、3として私の一番メインの、令和元年度決算も市債残高が減少し、公債費負担比率が好転をしているが、今後もこの財政運営を重視するのかということでも用意したんですけども、図らずもというか、いみじくもというか、残念ながら服部議員がほぼやっしまいましたので、私なりの言葉で確認をさせてください。

まず、こんな質問を用意したんです。

市債は大きく3つに分かれると思う。臨時財政対策債と合併特例債とその他だと。それぞれの残高を教えてくださいということも言ったんですけども、服部議員が丁寧にグラフで、それもカラーで作ってくれたもんですから、それで指摘できないんですけども、全体的に臨時財政対策債が76億2,000万、これ全体の48.7%、これは僕の出典ですから48.7%、それから合併特例債が34億7,000万、これ22.2%、その他の市債が45億7,000万ということで、次の確認は、合併特例債というのは新市まちづくり計画あるいは合併特例債の中で充当率95%で、7割が後年の基準財政需要額に算定をされて、交付金としてということで極めて有利な市債というのは分かるけれども、臨時財政対策債も国の普通交付税の足りない分を発行し、後で交付金で頂くような有利なものじゃないのかという質問を用意したんです。で、答弁の中ではこれも普通交付税の代替になる市債の一つだということの答弁をいただきましたので、ここの項は質問がなくなっちゃったんですけども、こうして見ますと、借金をなくす、借金をなくすって、いわゆる市債発行が丸々借金である見方、認識はやはり変えるべきだと思う。その市が発行している市債の中には、相当量の割合で、後で普通交付税として入ってくるものがあるんだということの中で、市長に服部議員も、私の意見を言ったらあれなんですけれども、やはり市債を発行して賄う事業は、そのほとんどが将来にわたって市民が受益を得り得ると考えるんです。その意味で世代間の負担の在り方、これもしっかり考えながらも、やっぱりトップとして肝に銘じていただきたいのは、ここで言ったように市債残高を減少し、公債費の負担比率を下げることをやはり財政運営のこれを注視する

考えから、やはり今手当てをしていかなければならないこと、そして後世にもう先送りしないということの考え方のほうが重要ではないかとの決算を見て私は感じましたが、その辺の考え方についてお示しを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問でも実はお答えをしようと思っておったんですが、当てていただけませんでしたので、おっしゃるようにこの市債残高を落とす、下げるためだけにというような視点でおっしゃっておられましたが、今回の減少の要因につきましては、施設建設に関わる大規模事業の償還が終了してきたということも大きな一因であります。当然、将来への後年度負担、財政硬直化を避けるために、あるいは税収がなかなか不透明な中でこれを制御してきたという視点もありますけれども、例えば平成10年の借入れの環境センター61億、これの償還がこの26年に終了いたしました。あいあいの11年借入れ、これが27年に14億6,000万が償還終了してきたと。一方で、斎場、これは21年スタートですが17億5,000万、これは平成30年終了、北東分署は27年借入れで令和6年まで5億3,000万、あるいは川崎小学校は令和10年までこの14億1,000万が償還していかなければならんと。こういう大規模事業、やっぱり10年から15年先の公債費にも関わってくるところでありますので、これをしっかりコントロールしていこうという考え方で進めてまいりました。

市政全般の状況につきましては、市債を財源としたハード事業のほかに、福祉や教育などに係るソフト事業への対応とのバランスを図った事業展開を本市は行っておるところでありまして、特に福祉に関わる扶助費の決算額は、平成17年度合併時約15億円から令和元年度はご案内の約38億円と、2.5倍に急増しておる状況にございまして、これは適切に対応してまいったところでありまして、財政の健全化を図り、持続可能な財政構造を確立する上で、市債の発行を抑制し、公債費や市債残高を減少させていくことは、後年度へのいろんな施策展開、あるいは世代間のバランスをおっしゃられましたが、こういう視点からも重要であろうというふうに思っております。そういう中で、市債残高11年連続で減額となったものでありますが、この10年間の市債発行額の平均は約17億でございまして、福祉や教育などのソフト事業とのバランスを図りながら事業展開を行ってきたところであり、将来のこれは大規模事業への備えにもなってきたところでもあります。

今後につきましては、今、議員ご指摘の視点、あるいは服部議員のご指摘も含めまして、亀山駅周辺整備事業、新図書館の整備、あるいは認定こども園、そのほか様々な必要な事業が控えておりますが、令和2年度及び令和3年度で策定をいたします第2次総合計画後期基本計画におきまして、実施する事業についての精査を図りながら検討を行ってまいりたいと考えております。今やるべき事業、あるいは将来に何を優先するのか、それは先ほど申し上げたような視点でこれは大胆に判断をすべきことでもあろうかと思っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

服部議員も提案の避難所の空調機、体育館の空調機の問題、あるいは普通教室は入れたんですけ

れども、残りの小・中学校の特別教室とかこういうものに対しても、例えばそういうことを、令和元年にお金使ったんですけど、早過ぎるという人はいないと思うんです。やっとできたかということはいいながらも、借金が早過ぎるぞという市民はいないと思うんです。この問題については、一般質問の中で早急に対応しなければならない、亀山市の方向性を見いださなければいけない、亀山の施策事業についてという質問もします。その中では豪雨対策とか電気とか下水道、あるいは保育園、今言われました整備等にも質問をするように思います。確かに、今からリニアの問題とかリニアの整備、あるいは庁舎の問題で本当に財政的な底力を保っていかなければいかんという時代のこと、十分分かりますが、一方で今おっしゃいました大なたをふるう覚悟も必要ではないかということを決算を見させていただいて気がつきましたので、言わせていただきます。

それでは、次に、令和元年度基金の運用状況についてという項も用意しました。元年度決算、特徴的というか、びっくりしたことに、地方債証券の売払い収入が、先ほどもありましたけれども1億49万上がっている。これ、びっくりしたんですね。それで行財政改革大綱の見直しの中で新たな財源の確保ということで基金運用が位置づけられているということは理解をしていたんですけど、買いの範囲とか期間について一定の自由度を増して、これ1億円までの利益を出したと思うんですけど、まず基金のうち、幾らぐらいこの債券運用をしているのか、あるいはしてもいいのか、あるいはもう一つは元本割れというリスクは少ないのか、ないのか、この辺だけ確認をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

基金の令和元年度末現在高は約83億円でございまして、そのうち地方債証券のような債券運用につきましては、支払資金に支障が及ばない範囲におきまして33億円を上限として運用をさせていただいております。

また、元本割れをしないのかということでございますが、この債券運用につきましては、その満期を迎えます10年なら10年、20年なら20年、その期間がございまして、その期間を満了まで保有した場合には元本割れということはないということでございます。

それと、申し訳ございません。先ほどお答えできませんでした法人市民税の税率引下げによる影響でございますが、令和2年度の当初予算で法人事業税交付金といたしまして1億100万円予算計上しておりますが、この中に令和元年度の分も含まれて計上させていただいております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

33億円ということですね。それで決められた10年、20年の中を満期をすれば元本割れはないと、途中で売ることもあるということだと思います。

それで、現在基金総額が約83億円あるんです。それでこのところ、これちょっと逆説的な質問なんですけれども、あまり動いていない減債基金3億3,000万ぐらい、関宿にぎわいづくり基金3億7,000万、動いていないのが。それから当然動かしようがないとか、すぐさま動

かさない亀山駅整備基金17億5,000万。名前を変えないかんのやないですか。亀山駅の整備はJR東海がやりますんで、この基金の名前も変えないかん。それから庁舎が12億。それで、すぐさま動かそうとしないのなら、これもうちょっと上げられないんですか、33億を。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

債券運用の上限額につきましては、現在のところ33億円としておるところでございます、市が保有いたします基金の令和元年度末残高約83億円のうち、預貯金運用が約50億、債券運用が約33億としており、支払資金に支障が及ばない範囲ということになりますと、今6対4の割合で運用しておるわけでございますが、この運用が現在のところ上限やという考え方でございまして、この上限額の引上げにつきましては、現在のところは予定していないところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

最後の項に入るとは思うんですけども、基金活用指針の現状把握みたいな枠の中では、今のこの基金が所期の設置目的や基金の必要性が希薄となり活用の方向性が不明瞭となっているものがあるとしっかり書いてある。どこの基金なんですかということなんですね。それから、一般財源の不足が懸念されていると、そういう意味において、今の行政サービスの水準を維持し、不足の財源を生み出すために基金の有効活用を図る方策を検討する必要があると、これ、ずうっと毎年同じようなこと書き込みがあるんですけども、実際に必要性が希薄となって、方向性が不明瞭となっている基金があったら、変更すればいいじゃないですか、これ。30年度の決算というか、あれにも資料にも書いてある。そういう意味で、1つだけ。

例えば、30年度、これは関宿にぎわいづくり基金3億7,000万。これ、当初の積立てのところからほとんど利子運用だけしか動いていないですね。この年に、元年に都市マスタープランがよいよ開始され、これも予算のときも言ったんですけどもね、関宿の周辺まちづくり、このプランニングとか、そういうソフト事業ですね、あるいはこれから上道の整備とか、計画に入っているんです。そういう意味で、この基金の指針をソフト事業だけでなく、ハード事業にも活用する基金活用指針の改訂をやらないと、本当に自由闊達なアイデアが生まれてこないんです。だからそういう意味も含めて、ここに書いてあるように不明瞭となっている部分、方向性が不明瞭、これも含めて、あるいは活用指針、ソフトだけではなくてハードにも運用できるというように私は決算を見て考えましたけれども、この辺の考え方についてを答弁願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員ご指摘の関宿にぎわいづくり基金をはじめといたしまして、ハード事業に活用できないかということでございますが、まず関宿にぎわいづくり基金につきましては、その運用益を財源に旧市町の地域振興や地域住民の一体感の醸成等のためのソフト事業を実施するために平成20年度に合併特例債により造成した基金でございます。合併特例債により造成いたしました基金の取扱いにつ

きましては、平成18年12月25日付の総務省からの通知におきまして、1つ目といたしまして、基金の取崩しは当該取崩しを実施する年度の前年度末までに償還が終わった額の範囲内とすること、2つ目といたしまして、取り崩した基金の使途は基金設置条例に定められており、かつ市町村建設計画に位置づけられた事業の財源とする場合に限られること、3つ目といたしまして、基金を取り崩す場合は基金設置条例の定めるところにより取り崩すこと、この3点を留意事項として基金の取崩し及び取り崩した資金の活用を認めることとされております。ハード事業への充当につきましては、平成18年度の取扱い通知の留意事項に合致していればソフト事業に限定されず、ハード事業へも充当が可能と解釈できるところでございます。

なお、ソフト事業でなくハード事業においてより活用できるような基金活用指針の改訂等を行ってはどうかというご質問につきましては、関宿にぎわいづくり基金につきましては、全額償還が終了しておりますことから、ハード事業への充当は可能であると認識しておりますところでございますが、各種基金は亀山市基金条例に定める設置目的に基づき運用を行っておりますことから、基金の再編や統合につきましては、令和2年度と3年度で策定いたします第2次総合計画後期基本計画の中で整理し、基金の有効活用に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

様々な意見、あるいは提案に対して、全てに第2次総合計画の後期基本計画の中で考える、それも含めまして、令和元年度の決算、主要事業につきましても、予算決算委員会の中で数々質疑をさせていただきたいと思っております。終わります。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。

（午後 3時54分 散会）

令和 2 年 9 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和2年9月8日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第60号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第61号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第63号 財産の取得について

議案第64号 財産の取得について

議案第65号 市道路線の認定について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 市道路線の認定について

議案第68号 専決処分した事件の承認について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

報告第10号 健全化判断比率の報告について

報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

第 2 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

- 第 3 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
 第 4 請願第 3 号 防災対策の充実を求める請願書
 第 5 請願第 4 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
 第 6 請願第 5 号 亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	古 田 秀 樹 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	服 部 政 徳 君
総合政策部次長	青 木 正 彦 君	生活文化部参事兼 関 支 所 長	辻 村 俊 孝 君
健康福祉部次長	伊 藤 早 苗 君	産業建設部次長	亀 淵 輝 男 君
生活文化部次長	谷 口 広 幸 君	産業建設部参事	久 野 友 彦 君
産業建設部参事	田 所 学 君	健康福祉部参事	豊 田 達 也 君
会計管理者	米 津 ひろみ 君	消 防 長	平 松 敏 幸 君
消 防 部 長	豊 田 邦 敏 君	消 防 署 長	原 博 幸 君
地域医療統括官	上 田 寿 男 君	地 域 医 療 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	亀 山 隆 君

教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎	書記	西口幸伸
書記	大川真梨子		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより、日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

おはようございます。

会派結の森 英之でございます。

それでは、代表質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

昨日から代表質疑が始まっているところで、議論もされているところでありますが、私のほうから確認させていただきたいというふうに思っております。

まず、歳入における自主財源と依存財源についてでございます。

この自主財源、それから依存財源の金額、それからここ数年の経過、この令和元年度の特徴的な点等ありましたらお聞かせいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

自主財源と依存財源でございますが、歳入のうち市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体が自らの権限で調達できる財源を自主財源と申します。

また、地方交付税や地方譲与税、国・県支出金などのように国や県の意思決定に基づき収入される財源が依存財源でございます。

まず、自主財源でございますが、当市は自主財源のうち市税収入の占める割合が高い傾向にござ

いまして、自主財源の比率は、平成30年度時点ではございますが、県下2位であると認識しております。

なお、リーマンショック直後であります平成21年度以降におきましては、自主財源の中心であります市税の落ち込みなどに伴いまして、歳入決算額に占める自主財源の割合が年々減少しているところでございます。

また、令和元年度につきましては、亀山駅周辺整備事業の進捗等から、社会資本整備総合交付金などの増収により依存財源が占める割合が高くなったことから、歳入決算額約216億9,671万2,000円のうち自主財源については、前年度と比較して約5億7,000万円の減となる約128億5,957万2,000円となり、その比率は前年度より3ポイント低下した59.3%となったところでございます。

自主財源の低下の要因といたしましては、市税が約5億6,000万円減となったことが比率低下の大きな要因となっております。

また、依存財源につきましては、前年度に比べ約7億円の増となる約88億3,714万円となり、その比率は前年度より3.0ポイント増の40.7%となったところでございます。

依存財源につきましては、亀山駅周辺整備事業の進捗等から社会資本整備総合交付金などの増収によりまして国庫支出金が約8億8,785万5,000円増となったことが大きな要因となっております。

今後におきましても、自主財源の額が行政活動の自主性、安定性を確保し得る尺度になり得ることから、市税収入の確保はもとより行財政改革を進めることで、引き続き自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

自主財源で見ますと、その前年比とマイナス5.7億というところの中で、こちらの主な市税の減収の要因をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度の市税の減収の大きな要因といたしましては、法人市民税が約30%減少しておること、そして固定資産税におきます償却資産が大きく減少していることが市税の減収の大きな要因でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今お聞かせいただきましたけれども、自主財源、市税、その多くは固定資産税、あるいは法人市民税ということで、この市内の事業者のほうから納めていただいているというようなものになっているという認識でございます。その中で、法人市民税が約30%、それから固定資産税においては、これも3億円超ですか、減少しているということでございます。

こちらは法人市民税、固定資産税等になりますと、この事業の状況によって増減があるというのは当然認識しているところなんです、この要因といいますか、全体的に押し下げてしまっているのか、それとも特定の法人等があったのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず、法人市民税でございますが、こちらにつきましては亀山市におきます大手の企業さんといえますか、一部企業さんの業績の低下によりまして大きく減収となったところでございます。

また、固定資産税におきます償却資産につきましても、これも大手企業さんといえましょうか、一部企業さんでございますが、こちらの企業さんの設備投資のほうがあまりなかったということが減収の大きな要因となっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山市の特徴としましては、この人口規模に対して非常に大きな規模の事業者の方に活動していただいているといった特徴もあるかと思えます。その結果、自主財源も大きく確保できているということの中で、しかし、1点この事業が下振れしますと大きな影響を来すということの表れなのかなというふうに思えます。その自主財源の確保という点では、非常に景気等に左右される難しい面があります。すなわち、今年度においてはコロナ禍でありまして、さらに来年度等は非常に厳しい状況に追い込まれるのではないかなというふうに推察されるところであります。今後も、この自主財源の確保というものが大きな課題になってくるのかなと。これは昨日の質疑の中でも議論されていたところであります。

続いて、大きな2つ目の行財政改革大綱における財政改革についてでございます。

この行財政改革大綱においては、4つ項目が設けられております。経常収支比率、それから財政調整基金の残高、市税の収納率、それから総人件費ということでございます。

その中で1つ、経常収支比率について聞かせていただきたいと思えます。

こちら財政の指標を示す一つということをお聞かせしておりますが、令和元年度の経常収支比率についてはどのようなことになったのかお聞かせいただけます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

経常収支比率でございますが、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当されました一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源及び臨時財政対策債等の合計に占める割合でございます。経常一般財源がどの程度充当されたかを見る財政の弾力性を示す指標でございます。その比率が高いほど、臨時的経費、政策的経費へ財源を投入する余裕に乏しく、財政構造の硬直化を示しているものでございます。

令和元年度におきます経常収支比率につきましては、経常的経費といたしまして公債費の減など

によりまして、前年度比約2億6,573万円の減となった一方で、経常的に収入されました一般財源につきましては、市税が減収となったことなどにより、前年度比で約5億5,324万1,000円の減となったことが要因となり、昨年度から1.6ポイント後退いたしました88.1%となったところでございます。

なお、経常収支比率につきましては85%を目標としておりますので、行財政改革に掲げました取組を着実に進め、職員の創意工夫と意識改革によりまして、コスト意識を高める中で効率的な執行を徹底することで経常的経費の削減を図ることが重要であると認識しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この経常収支比率は、この経常経費が一般財源に占める率ということですが、その中でやはり先ほど答弁ございました人件費・扶助費ということが多くを占めるということでございます。

その人件費についても一つ問わせていただきたいんですが、この行財政改革大綱の財政改革のうちの4つ目と示されております総人件費でございます。この総人件費は、この令和元年度どのようになったのかお聞かせいただきます。お願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

人件費でございますが、行財政改革におきまして、平成27年度から令和元年度までの5か年の計画で実施しました第2次亀山市行財政改革大綱では、平成27年度から平成29年度までの3か年を前期実施計画、30年度から令和元年度の2か年を後期実施計画として取り組んだところでございます。

行財政改革大綱では、総人件費の削減につきまして、計画期間5か年で5%の削減を掲げ、令和元年度の目標値を40億3,000万円としたところですが、前期基本計画の3か年を終了した平成29年度末時点での総人件費が44億9,000万円となり、平成30年度末時点では45億1,000万円となっております。

そのような中で、令和元年度の一般会計におきます総人件費につきましては、45億8,000万円となったところでございまして、前年度と比べますと約7,000万円の増額となり、目標値と比べますと5億5,000万円の差が生じたところでございます。

目標の達成に至らなかった要因といたしましては、各年度におきます人事院勧告に伴う給与の引上げや、社会保険の短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大による増額などが考えられるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その答弁いただきました目標の金額に対してというところは、議論をする必要がないのかなというふうに私としては思っています。そこを圧縮するという事は考えていなくて、やはり一般財源等をきっちり確保した上で、しっかり人件費もその分確保していくという考え方が大事なかなという

ふうに思っています。したがって、この総人件費を圧縮するというような短絡的な考えにはならないように、そこだけは言うておきたいなというふうに思っています。

それからもう一つ、総人件費につきましては、例えば今年度でいきますと会計年度任用職員制度が始まってございます。当然、その分、人件費は上がっているということかと思いますが、その辺りの状況を確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

総人件費の財源につきましては、議員おっしゃいましたとおりおおむね一般財源となっておりますことから、市税収入の確保や経費の節減など行財政改革の取組を推進する必要があると考えておるところでございます。

また、令和2年度から始まりました会計年度任用職員制度につきましては、会計年度任用職員の財源でございますが、新たに支給されることとなりました会計年度任用職員の期末手当の支給に要する経費といたしまして、令和2年度から普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。その分が交付税措置されるということになっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その人件費の期末手当等のアップした分に関しては、地方交付税の財政需要額から充当されるということであります。

しかし、これは全額ではないというふうに認識しておりますので、今後もしっかり財源の確保ということは取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、基金運用状況についてお聞かせいただきます。

この基金運用状況についてなんですが、財政から見た基金の活用の目的、あるいは意義というものは何なのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

基金でございますが、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための財産でございます。財政調整基金や庁舎建設基金、また市民まちづくり基金などで、合計で17の基金が設置してございます。

基金の目的などにつきましては、亀山市基金条例や亀山市基金活用指針に定めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この基金の運用状況を見ると、この多くが年度末に補正予算を組んで一般財源から積立てを行っているということでございます。この一般財源から年度末に補正予算を組む、その考え方というの

はどういうことでそのようになっているのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

各基金におきまして年度末で補正予算を計上させていただいておる部分につきましては、毎年度、基金を運用したその運用益等をそれぞれの基金に積み立てておるといふようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その基金、すなわち目的別貯金のようなものだと思いますが、こちらを活用するに当たっては債券等の運用益も活用するという事の中で、年度末にその確定をしたものを補正として上げているということかと思えます。

1つ例を挙げさせていただきますと、市民まちづくり基金というものがございますね。こちらについては、例えば取崩し額が3,287万6,000円というふうになってございます。この取り崩した3,287万6,000円というものは、こちらについてはどのようなことで活用されたのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市民まちづくり基金につきましては、市民参画、協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てることを目的としているものでございます。

令和元年度につきましては3,287万6,000円を取り崩して、市民活動応援事業に対しまして、こちらは727万8,000円の事業費でございますが、こちらと地域まちづくり協議会支援事業といたしまして、2,604万4,000円でございますが、こちらの事業費に充当したところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのように、まちづくり協議会等の活動にも活用いただいているということでございます。

もう一つ、基金の大きなものに庁舎の積立基金というものがございます。

こちらは私、3月の定例会の中でも次長とやり取りさせてもらった中に、積立てを年度末にする理由は何かということの中で、ちょっと消化不良で終わってしまったところがあるんですが、こちらは先ほど運用基金、運用益を含めて5,000万の積立てをしているということでございます。これは今後もそのような形をされていくのか、年度当初に積み立てるといふようなことはないのか、そちらをもう一度確認だけさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

庁舎建設基金につきましては、市庁舎の整備に伴います財源確保のため、現在15億円を目標に財政状況を見ながら、毎年度3月補正におきまして5,000万円を計画的に積立て実施しているところをごさいます、令和元年度末で12億円といたしたところをごさいます。この庁舎基金につきましては、基金活用指針におきまして、可能な範囲での積立てを行うとしているところをごさいます。

今後の積立てにつきましては、長期財政見通しにおきまして、令和3年度から毎年2億ずつ積立てを行い、令和6年度末には残高が20億円となるよう試算をしているところをごさいます。

なお、現在策定中の新庁舎整備基本計画で新庁舎の機能や規模、また令和3年度には建設予定地の決定を行う中で全体事業費を算定いたしますことから、積立ての目標額を変更する必要があると考えておるところをごさいます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

積立ての変更等が必要だと、それは認識はしております。

その具体的な事業化がされるといいますか、そういう段階で当初予算にされると、そういう理解でよろしいですね、確認だけします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますように、当初予算で計上していきたいと考えておるところをごさいます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

理解しました。

そのような形になるという、その基金も十分活用いただくということをお願いしたいと思います。

市長にちょっとここでお答えいただきたいんですが、先ほど来、市税の収入等が厳しくなっているということをごさいます。今後を踏まえて財源確保、これは依存財源も含めてですけれども、どのような形で市長として確保していく考えがあるのかを確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

政策を持続的に推進していくためには、やはりその財源をいかに確保するか、このことが極めて重要でございますし、単年度ではなくて、やっぱり少し中長期も併せて考える必要があろうかというふうに思っております。

その意味では、先ほどご答弁させていただきました平成20年度のリーマンショック以降、21年度から大きく流れが変わるわけですが、その中でなかなか乱高下を本市はいたしてまいりましたので、財源の確保、様々苦慮してまいったところであります。20年度の市税がピーク14

6億というのが毎年10億ずつ減って、平成24年度の市税が103億と40億ごそっと減る中で、そこらを工夫しながら今日に至っておるところであります。

したがいまして、この財源の確保におきまして、今日ご指摘をいただいております自主財源、それから依存財源を合わせて最もベストな財源の調達を今後もしっかり創意工夫をしながら、そして全庁を挙げた情報収集と働きかけの中で、これを最適に運用していくということ、確保していくということが極めて基本であろうかと思っておりますので、引き続きまして行財政改革等々も一方で進め、なおかつ適正なバランスのある将来を見据えた財政運営をやっていくということが大事でありますので、引き続きましてそのような視点での財源調達、運用を行っていく必要があるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

財源確保ということはもとより、今、市長からありました行財政改革を進めるということ、これは本当に必要なことだと思います。限りある財源の中で、しっかり行財政改革も進めていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続いて、議案第50号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございます。

こちら、条例改正の目的について確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

条例改正の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年2月1日に施行された政令によりまして指定感染症に指定をされまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき様々な対策がこれまで行われてきたところでございますが、いまだ県内を含め全国的にも感染の終息は見えず、まだまだ予断を許さない状況下でございます。

このような中で、本市におきましても消防職員は新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者の搬送等の業務に従事しており、今後もこの業務は継続することが予想されます。このような状況において、現在、防疫手当につきましては、市職員給与条例において上限額を500円と定めておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の状況を考慮し、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者、またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときは、特例として上限額を4,000円に変更する改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、答弁にもございましたとおり消防職員ということだったんですが、この防疫手当の支給対象者、考えられる対象者については消防職員のほかにどういったことを想定されるのか確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回提案をさせていただいております職員給与条例の、まず前提となるのは消防職員ということでご提案をしておりますが、今後の感染拡大状況によりましては、消防職員以外の職員も新型コロナウイルス感染症に罹患している者に対して業務を行うこともあり得ると考えますので、そのような場合には支給対象を拡大して考えてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

防疫手当の額なんですけれども、これが最大4,000円ということでした。これはもう金額の幅があるのか、あるのであればどのように基準が設けられているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、条例におきまして500円という限度額を4,000円に拡大させていただきますのは、これは国の人事院規則が4,000円に改正をされたことによるものでございまして、まず4,000円の基準というのはそういった人事院規則に基づいて行われるものと考えております。

また、限度額でございますので、4,000円の内訳といたしましては、今考えておりますのは、消防職員の場合、患者さんを搬送する際にPCR検査をお受けになるということを前提に考えておりまして、その中で陽性になった場合は4,000円、それ以外については3,000円という支給を考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

国の人事院規則にのっとってということ、それから4,000円というところは、その患者等がPCR検査等で陽性になったということの場合支給を考えているということでありました。

2月1日まで遡ってということかと思いました。現在において、これが一部給与条例が改正された場合、何人の方が支給される見込みが現在あるのか、分かっていたら確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、PCR検査を伴います救急搬送につきまして、延べ人数でございますが、消防職員で延べ11人の職員が対象となっております、この条例が可決いただきましたならば、早急にこの11人に対して支給を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

現在、亀山市は4名の方が感染しているという状況の中で、亀山市の消防職員が関わった人数としては延べ11人であるということでありました。

これから秋冬を迎える中で、拡大ということも起き得るということですので、この条例にのっとなってしっかり対応いただきたいと思います。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

議案第53号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございます。

まず、亀山市住生活基本計画というものがございます。当然かと思いますが、こちらとの整合についてということで確認させていただきたいと思います。こちらと整合が取れているということによろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成31年3月に改正をいたしております亀山市住生活基本計画におきまして、2028年度、令和10年度までの10年間で民間賃貸住宅を活用した市営住宅の供給目標戸数を80戸と定めております。このうち50戸は用途廃止の対象となっております市営住宅入居者のための住み替え用の住宅として確保しております。

今回、条例で提案させていただいております新たに追加をいたします栄町北住宅8戸につきましては、今後用途廃止を予定しております昭和39年から41年度に建設をしております和田住宅の住み替え用として活用するもので、亀山市住生活基本計画と十分整合が図れておるところでございます。

また、もう一点、昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅でございますが、こちらは亀山市公営住宅長寿命化計画におきまして取壊し判定がなされておりますので、残り2棟6戸のうち空き家となった1棟2戸を今回の条例改正により用途廃止を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この亀山市住生活基本計画にのっとなって、用途廃止対象となっている市営住宅の住み替え用として50戸を確保するというものであります。

この亀田住宅の入居状況なんですけれども、現在これは2棟廃止が可能になったということなんですけど、まだ一部お住まいになっている方がおられるということによろしかったでしょうか。その入居状況についてももう一度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀田（尾崎）住宅の入居状況ということでありまして、今回、用途廃止後に残る亀田（尾崎）住宅、1棟4戸が残りますけれども、そのうち2戸につきましては現在も入居中というところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

特に、この老朽化した市営住宅、住み替えを促しているということかと思えます。安全性を考えたとしても、これは住み替えをやっぱり促していくべきだと思っていますので、ただし、住んでおられる方に関しましては生活を営んでおられるということもあります。その点を踏まえて丁寧に説明いただいて、住み替えをしっかりと促していただきたいと思えます。その中で、市営住宅をその後の用途に使えるような状況をつくっていくということが必要かと思えますので、そちらも併せてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思えます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

その中の第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、子育て世代包括支援事業の増額補正についてであります。

こちらは、現在行っております乳児全戸訪問についてというところの補助ということかと認識しております。本事業の内容、目的を確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図ることを目的としております。

このコロナ禍での事業推進について、国からは新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で家庭での不安が強まっていることから、感染拡大防止に留意しつつ、積極的に情報提供や相談対応等に取り組むことが重要と示されているところでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために国から50万円を上限として全額交付されることとなり、家庭訪問時に使用するための非接触式赤外線温度計や感染防護衣、使い捨てグローブなどの衛生資材の購入費用を計上させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

50万円を上限として国から助成があったということ、それから非接触式の体温測定器等の購入に充てるということでありました。こちら子育て孤立を防ぐためということもございました。コロナ禍にありましては、特に感染のおそれもあって外へ出るというのをなかなか拒むといいますが、そういうような気持ちになってしまうようなこともあろうかと思えます。その中で、やはり孤立を防ぐ、そういった虐待等に結びつかないようにしていくという、そういう意味でもこの事業は非常に大事かと思っています。

私は、特にこの事業につきましては、ここへ単独に行くということではなくて、それを含めて全戸訪問することによって、近隣の状況もやはり足を運ぶことでつかめると思うんですよね。そういうことで、こういう事業は非常に大事かと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費及び第3項中学校費、第1目学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正についてということであります。その中の修学旅行キャンセル料の全額補助及び学校給食休止時の食材費等の損失補助についてであります。

まず、昨日、森 美和子議員からも質問ございましたが、先に学校給食休止時の食材費等の損失についてということで、少し重なる部分があるかもしれませんが、先に質問させていただきます。

こちらは3月一斉休業に伴う学校給食休止時の食材費等の損失ということかというふうに思いますが、4月以降でも休業がございました。そちらに対しての損失というのは補助には当たらないのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この補助金でございますが、3月の臨時休業のときに、事業者が既に発注した給食食材について、キャンセルにより発生した費用についての補助を行うものでございます。4月以降につきましては、もう既に給食は当初から停止しているということが分かっておりますので、キャンセルというものには当たらないということで、あくまでもこの3月だけのキャンセル料ということが対象となっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのキャンセルということであるので、この3月の食材発注分だけに対する損失の補助ということを確認させていただきました。

しかしながら、学校給食に携わる業者の方、市内、これは特に小学校の給食に関してはそれぞれの学校で発注等をされているということですので、いろんな方が携わっておられると思います。その中で、やはり当然ですけれども、売上げ等が落ちて大変な思いをされている事業者の方もおられると思います。その売上げ等が大きく落ちた場合の手だてということになりますと、やはり国の例えば持続化給付金ということになってくるのかなと思うんですが、やはりそういう手だてしかない中で、きちっとその辺の手だての仕方ですね。その辺をフォローしたのかどうか、その辺をちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この補助金の交付に当たりましては、実際にキャンセルとしての補助対象となります食材等の調査をさせていただいておったわけでございますが、この食材について、まずほかで活用が図れた場合、それについては除外させていただくということになっております。

また、それらにつきましては、ある意味では直接的な被害ではないと、損害はなかったということとでございましたけれども、ここにつきましてはほかで転用、例えば保存が利くものにつきましては、その後、学校給食再開後に活用させていただくとか、そういった形での対応も図ってきたところでございますので、長期的な問題とはちょっと別といたしまして、直接的に事業者の方に損害はなかったものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

直接的な被害はなかったというのは私もちょっと甚だ疑問ですけれども、可能な限り対応できるところは相談して対応したということかと認識しておりますけれども、これからもしっかり給食業者の方とも連携を取ってフォローしていただきたいというふうに思います。

それから、修学旅行キャンセル料の全額補助についてでございます。

こちらについては、昨日から亀山中学校も修学旅行に行っておるということを知っておりますし、この辺、キャンセル料の全額補助の考え方をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、今回のこの補助制度でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に関する理由により修学旅行が延期または中止となった場合のキャンセル料というものでございます。これを保護者に負担を求めるのではなく、少しでも修学旅行に参加しやすい環境を整えるという考え方での補助制度でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、やはり保護者としましては万が一のことがあった場合に、そのようなことで保護者の負担がないということであれば、安心して修学旅行生を持つ保護者の方は対応ができるということとありますので、ここは安心・安全を与えるためにも当然であつたらうというふうに思いますが、このような形で早めに補正を組んだのはよかったかなというふうに思っております。

中学校によっては出発時期が違いますので、これからまだ先、出発するようなところもありますので、しっかりこの状況を踏まえて対応いただきたいというふうに思っています。

以上、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、勇政を代表させてもうて代表質疑をさせていただきます。

何はともあれ、さきの10号台風、被災された方、早いところ復旧を願っております。大きな台風で大変なことやったと思うんですけれども、亀山市には幸い被災がなくてよかったと思っています。

それでは、質疑に入らせてもらいたいですけれども、基本的に9月定例会は決算議会ということで、民間企業でいいますと総会に当たります。総会時には、執行役員とか社長等が出ていろいろ答弁されるんですけれども、各議員がそれぞれ代表質疑をされて、いろいろ答弁を聞きましたけれども、その中で、まず冒頭の現況報告の中で、市長も就任12年目を迎えます最終年度の決算議会だと思うんですけれども、やっぱりこの決算議会に対して市長のいろんな思いを、認定するに当たって述べていただきたいと。

現況報告においても、市債残高が11年連続で減少しましたと。156億6,000万になりましたと。将来の負担の軽減を図るために、財政の健全な運営を図ってきたというようなことでありますけれども、それ以外のことは何も述べられていない中でちょっと質問させていただきます。

確かに市債残高、議案第55号から62号までの全会計について通告させていただいておりますもんで、各科目によってちょっとご答弁をいただきたいと思います。

その中で、まず多くの方が聞かれましたので重複を避けていきたいと思っておりますけれども、まず市長のこの決算に係る提案時の説明をもう少し丁寧にすべきじゃないかと、認定するに当たってね。やっぱり提案理由について、各科目の文言が何か皆さん方、私自身もさっぱり分かりませんもんで、やっぱり令和元年度を振り返って、どのような形でこの決算を終えられたのか。この2月に任期の終了を迎えて、この決算議会に当たるんですけれども、やっぱりいろんな思いがあると思うんです。そのことをやっぱり述べていただきたいと思っておりますけれども、その思いがありませんでしたもんで、誠に私として残念に思っております。

各科目で行きます。

まず、市債残高の件についてですけれども、令和元年度は156億6,000万の残高が残っております。ちなみに、平成22年は199億300万の市債があったんですけれども、差し引きますと42億4,300万の減少ということです。

それで、令和元年度と平成30年度を比較しますと、平成30年度は17億9,100万の発行で、償還が21億3,700万と。令和元年度は発行額が15億1,300万、償還が17億9,300万と、償還金額が3億4,000万減少しております。これは借金の抑制は図られておるんですけれども、その前年度減額した原因をどのように見積もってこの減額があったのかということで聞きたいんですけれども、やっぱりあなたに借金を返してもらうために市民は市長になってもらったわけじゃないと思うし、やっぱり主要事業の中を見ていくと、各科目によってちょっと出させていただきました、執行率を。

全体執行率を見ていきますと、議会費からずうっと13項目ありまして、総務、民生、衛生、労

働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、それから公債費、諸支出金、準備費という12項目があるんですけれども、執行率からいきますと、確かに全体からいくと93.307という答弁がございました。

中で、各科目で見ますと、執行率が議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、消防費等々は95%から98%の執行率があると。

ところが、農林水産業費87.8%、商工費87.0%、土木費85.9%、教育費89.7%と、このように執行率が他の科目よりも非常に少ないと。

というのは、この農林、商工、土木、教育というのは、民生費は頑張ってくれて95.6%の執行率を上げていただいているんですけれども、なぜこの今申し上げた農林、商工、土木、教育費の執行率が平均の93.307%より下回っているというようなことで、市長はこの執行率が下がった認識をどのように持ってみえるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

事務的な部分だけちょっとお答えをさせていただきたいと、申し訳ございません。

全体の執行率93.3につきまして、ご指摘のように農林、商工、土木の執行率が悪いというのはそのとおりでございます、これにつきましては、まず例えば繰り越した事業の中で、駅前整備事業でありましたり、出屋の排水路でありましたり、橋梁の長寿命化、こうした事業の繰越しがございましたもので、こういったところが執行率の低下につながっているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

担当部長が答えてくれるのはありがたいんですけれども、ちょっと嫌みになりますけれども、昨日も鈴木議員の代表質疑のときに、服部議員の質問にお答えしたかったんですけども、指名がなかったもんですからお答えしませんでしたという答弁があるんですわ。私、市長と日常あまりお話をさせていただく機会がありませんし、執行状況を知りませんもんで、やっぱり決算認定のときは、やっぱり代表責任者である市長がやっぱり議会の答弁に答えていただきたいと。

確かに、繰越しが多かったと。確かにそうですな、農林費の繰越明許費が6,762万2,000円、これを全額執行しておりましたら96.4%ですわ。それから、土木費も4億3,435万4,390円を執行しておれば97%という率になるんですわ。教育費も1億4,477万を執行しておれば95.5%になる。そうすると、全体の不用額が8億4,334万4,831円になる。

ということは、その不用額が出ることによって、もっと市民の皆さん方の、例えば俗に言う安心・安全のまちづくり、若者の定住等々、予算で満額の二百二十何億を組んで、不用額が8億4,300万と、そういうようなことが出てくることは、やっぱり認定業務の中での予算編成時にかなり無理があったんじゃないかと思うんですけれども、その要因は8億4,000万、それは確かに仕事うんちくとか入札がどうか言いますけれども、8億4,000万の不用額が出たということ

はどういうような要因であるということは市長の認識はどうですか、そうすると。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

釈迦に説法でありますけれども、予算編成時点で想定をする様々な事業の予算額、これは特に扶助費等々につきましても、お支払いできやんということがあってはいけませんから、少し余裕を見た予算編成をしていくことはあり得るといふふうに思っております。

また、事業費それぞれにつきましても、様々な調整、あるいは事業の進捗の過程の中で、なかなか執行が十分できないというケースも多々ございます。できる限りの最善の努力をいたしておりますが、執行過程におきます様々な要因等々によりまして、そういうことはあり得ることであろうと。

あと、入札等々で差金が生じてまいります。これも議員からも、かつて様々なご指摘をいただいておりましたが、入札制度の改革、改善、そういうこともひっくるめましてなされた結果、入札差金等々につきましても、多分10年前と比べると随分それ自体が少なくなってきておると。当然、競争性やそういうものは担保しながらではありますけれども、そういうことも要因の一つではなからうかというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

入札差金というのは、入札差金を当てにして各事業をやるわけじゃないんですよ。私も入札制度特別委員会の委員長もさせてもうて、当初の入札の状況がちょっと不備ではないかと。やっぱり地元企業、それから県内企業等々の育成を図るために最低価格制度を設けて、やっぱり予算に見合った、当然予算編成の折には当然下見積りというんですか、そういうのを取って予算編成を組んでおるわけです、各原課は。入札差金が出なかったで、不用額がようけうんちくというのは問題だと思います。

ちなみに、予算書の厚い中で1つだけ例を出すと、指摘をされた方も見えますけれども、例えば商工費、商工業振興費、プレミアム付商品券事業、予算額5,748万4,000円に対して、支払い済み額2,430万1,226円、執行率42.2%。不用額3,318万2,774円ということです。それで、横の主な理由は、プレミアム商品券の申込みが見込みより少なかったためと、こういうような記述があるんですよ。この予算書の不用額のところをべらべらめくらせてもうたら、そういうような項目が多々出てくるんですよ。ただ単に、今、市長がお答えになった問題ではないと私は思う。

にもかかわらず、8億4,000万あれば、幼稚園の建て替えや保育園も何ぼでも、道路のちょっと狭隘道路とかいろんな事業に、農林にでも1次産業を守るための事業とか、そんなことに十分活用したらいいと。

ちなみに、先般でもいろんな、俗に言う市民の皆さん方がこの道を何とかしてくれんかというときに、市の職員が答えるには、もう予算がないからというふうなことで市民が怒って帰られるというような事案があるんですよ。だから、やっぱりその8億4,000万の不用額が出たということをもう少し真摯に捉えた中で、やっぱり現況報告、決算認定のためのお断りがあってもしかるべき

だと私は思う。

そうでしょう。予算現額に対して支払金額を比較しますと、繰越明許費を含めたら15億あるんですよ、事業が。

数字を言いましょうか。

15億259万5,221円という金額があるんですよ。15億円といたら、わしも一生でこんな金はよう稼ぎませんけれども、やっぱり予算というのは、当初予算を組んだ中でやっぱり、常に私は言うておるんですけども、市長として各課の執行率、執行状況に対して注視をしてみえたんですかね、今まで。そこをやっぱりきちっと注視しておれば、もっと現状職員の体制、オール亀山とあなたはよう言いますけれども、そういうような体制を、市長として各原課に予算執行はせめて100%に近い、100%にはならんか分かんですけども、100%になるように指示は出されたんですかな。出していないから、こういうようなばらつきが出てくると。

だから、93.307%で、これでうまいこといったわと。財政健全化を推し進めてこの令和元年度を過ぎましたというようなことにはならんと私は思う。私の認識がおかしいですか、市長さんよ。やっぱりなぜ農林で、また土木で85.9%というのは15%ですよ。15%で、それはおかしいですよ、これは。不用額が土木で見ましたら1億1,900万ですよ、不用額が。1億ですよ。それをどういうふうに思われますかね、市長さん。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

執行率の件のご指摘をいただいております。特に、今の土木の執行率ということではありますが、市長は全体の執行状況をちゃんと把握しておるのかというのも前段でご指摘いただきましたけれども、全庁的には当然歳出の各予算化した項目の執行状況につきましては、当然各部局の部長をはじめ日常的にはその進捗を管理いただいておりますが、全体として、例えば四半期とか、局面によってはその状況について把握をさせていただいて、当然報告をいただいております。

さらに、これは歳入の税の入り方、あるいはそれもやっぱり運営に関わりますので、歳入歳出の進捗状況につきましては当然執行率と絡みますけれども、把握を定期的にさせていただいております。

今ご指摘の、さらに少し触れられました様々な市民のご要望が、その年度の当初の予算の、例えば維持管理とか、あるいはその事業化されていない中で新たに事業を起こす必要があるようなことにつきましては、当然その財源とか全体のバランスもありますので、調整をする期間があるので、市民の皆さんにお断りをする場面というのは当然あるかと思っております。したがって、この決算を踏まえまして必要な事業が欠けてはいないのか、あるいは何か問題があるのではないかというのは、決算を踏まえて翌年度以降の事業なり、予算の編成に生かしていくということが極めて重要だというふうに思っておりますので、執行率につきましては全体93.3%は、ある意味、一定のやむを得ないものはあったかというふうに思っておりますが、少し議員が今指摘をされておられる要素につきましては、今後の予算編成、あるいは執行に生かしていくということの中で政策判断をすべきことであろうというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

結局、当初に組まれた予算の執行率は、やっぱり企業でもそうですよ。上四半期、下四半期とか、それが各月別に一つの集計が出てくるんですよ、事業内容をどれだけ消化しておるか。そうすると、基本的に減額補正をするのは大体12月議会が主な議会になってくるんですけども、減額は。土木とか商工とか、そういうような事業はやっぱりそれなりのきちっと精査した中で事業をやっていくんですよ、私はこの科目は土木費にしても、それから商工費にしても、農林水産業費でも、やっぱり93%の平均を、あと0.6ポイントか0.7ポイント以上はやっぱり上げた中で予算は執行するように、やっぱり市長として各部局に報告をさせないかんと思っています。その報告がないもので、こういうような決算書が出てくるんですよ。

確かに、地元の地権者と協議ができなかったで繰越したというような事業もあるんですけども、そんなだったら当初から組まなかったらいいんですよ。交渉が完了した後に予算化するというのが基本だと私は思っています。

事業というのは、まず事業内容を精査して、その事業には幾ら金が必要で、このお金を金融機関で借りたらただで返して、どれだけの返済能力があるかと。返済能力の上限を超えた借入れをすることはならんと私は考えていますけれども、こればかり言っておってもあきませんもので、執行率の向上を図るということを極力努めていただきたい。そんな指摘をされやんようにしてもらいたいと思います。

もう一点、服部さんもいろいろ質問されて、市債関係とか基金の関係とかを言われたんですけども、市長はどういうふうに思われてみえるか分からんけれども、財政力指数のことを監査意見書の中に記述してもうてあります。令和元年度は財政力指数、3か年平均で0.911、それから単年度では0.902となっております。市長就任時のときに、平成21年か22年、22年としましょう。22年のときは3か年平均が1.279、単年度が1.05となっております。これは9年たって0.1下がっておるんですよ。確かにシャープ関連でざくざくと自主財源が増えて、財調もどんどん積み上げて、48億か四十五、六億になったんですけども、市長にお伺いしたい。この財政力指数の0.1の落ち込み、これをどのように今の時点で認識されているのか、そこをお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどのご答弁の中でもさせていただいたんですが、亀山市におきましては、市税収入の減少などによってリーマンショック直後、平成21年度以降、税収の落ち込みが始まりました。平成23年度以降につきましては単年度の財政力指数が1.0未満となりましたことは記憶に新しいかというふうに思いますし、普通交付税の交付団体に変わったというのがまさにリーマンショックの後の転換でありました。

平成20年度が146億の市税がございました。これが毎年約10億ずつぐらい落ちた記憶をいたしておりますが、平成24年度の税収は103億まで、僅か4年で40億の市税が減収するという急激な変化の中にあつたことはご記憶に新しいことだというふうに思います。

当時は1.3を超える財政力指数も単年度で持っておったところでありまして、ご指摘のように令和元年度の単年度の財政力指数は0.902ということでございます。

いずれにいたしましても、この財政力指数は、これもご案内のように基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値でありますことから、基準財政収入額の増加を図るということで財政力指数は高められるものではあります、それを上げるというのが目的では、当然高いにこしたことはないんですけども、しかし、市税収入が平成20年度のピーク時から年々減少した中で財政力指数が下がり続けている状況というのは、これは基本的な認識をいたしておるところであります。

この状況を打開するために、積極的な企業誘致活動等によりまして税収の確保を図るということ、このことは極めて重要というふうに認識をしながら取り組んでまいってきておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この財政力指数が下がったのは税収が減ったのが原因だと。

税収が減れば、減った分に見合う、財政力に見合う事業展開をしていかなあきませんやんか、そうでしょう。あなたは就任当時、リーマンショックで世界的な不況が始まりましたと。だから、私は庁舎建設を凍結しますということで、大規模事業を1つ凍結したと。

だけど、その25億の金を、確かに北東分署の建築とか衛生センターのあれとか合併特例債も使われてやっていたんですけども、やっぱり市民生活を守るためには、税収に見合う市民の特定の、私はもう特定と言います。特定の駅前開発に湯水のごとく金を投入することによって、やっぱり市民全体の生活、税収に見合う、市民は税金を納める義務があるんです。納めておる割には見返りが無いと。やっぱり特化した事業にお金をつぎ込み過ぎるために、このような税収に見合う財政力指数も、下がったらやっぱり下がったなりに市民生活は安定したと。安心して亀山市に住めるという環境づくりにもっとお金を投入せないかんのに、このような特化事業に投じたもので、こういうような税収が下がっただけでこうなったんやという言い訳になってくると思うんですけども、私はそうではないと思う。

ちょっと服部さんも言われましたけれども、やっぱり合併特例債もかなり令和元年度も投入されたと思う。総額でどれぐらい合併特例債を投入されたか、ちょっとよう調べませんでしたもんで、おたくは持ってみえるやろで教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

合併特例債につきましては、基金造成分を除きまして総額94億ということでございまして、今、残り分につきましては駅前整備事業と新図書館の整備事業に充てるということになっておりまして、約10億程度、それに予定させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

令和元年度に投入した額をちょっと聞かせてもうていいですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、すぐご答弁させていただきます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

じゃあもう一つ、監査意見書等を見せてもらおうと、市債の償還関係でちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど申し上げたように、30年度は償還が21億だったと。令和元年度は17億だと。3億4,400万の償還を少なくしておると。

そして、この一般会計でも29年度は償還ゼロなんです。それから公共下水道は24年度の借入れ分のやつは償還しておりません。やっぱり借りた金は年度年度に返していくと。その予算の算段をしていかないかんと思う、私は。

確かに、市債の償還が22年は20億4,600万、それからずっと最高が25年に25億500万償還しています。それで、ずっと減ってきて、30年度は21億3,700万、令和元年度は17億9,300万と。これで3億4,400万の差額があると。

何で、こんな償還結果になったのか。

やっぱり、俗に言う繰上償還というのがあるんですよ。恐らく金利が、今から20年も30年も前に借りた市債は金利が6%以上のものがあると。確かに、さきの質問者の答弁にもありましたけれども、大規模事業で償還が済んだやつもあるけれども、やっぱり金利が安いものでも、私は初めて言うんですけども、年次償還していかないかん。それによって、起債も抑制せんでもいいと、やっぱり借りるべきものは借り入れると。

今の亀山市の情勢を見ておると、まず俗に言う貯金ですわな。財政調整基金が四十四、五億あったのが今28億になったと。これは貯金を取り崩して借金をせんと事業をやってきたんですよ。それで合併特例債を使って、これは有利な財源ですから、7割返ってきますから。それで、本来すべき借金はしていかなあかんのですわ。返済が不能ということはないんですから。この令和元年度、これが一番顕著に出ているんですよ。例年20億から25億の償還をしておるのに17億しか返済ができなかったと。その要因は何でしたかな。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、ご答弁申し上げられなかった令和元年度発行の合併特例債でございますが、3億8,390万円でございます。申し訳ございませんでした。

それと、議員ご指摘の17億ほどの償還が少な過ぎるのではないかというご指摘でございますが、これにつきましては起債の償還の据置期間がございまして、その事業に対して、例えば2年とか7年とか据置期間がございまして、それに対して据え置いておりますので償還を行っていない期間がございましたので、このような形になっております。

ただ、これも議員ご指摘がございましたが、繰上償還と据置期間につきましては、やはり金利の

状況、例えば高い金利で借りておる場合には繰上償還をして早く返していくということもございましょうし、据え置きの期間につきましても、市の選択によっては据え置かないといった選択も可能でございますので、そういった市の財政状況等をしっかり見極めた上で、そういう選択をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も議員をさせてもうて、あまり財政のことは強くないんですけれども、政府というのは地方自治体に金を貸して、それで国家予算を組んでおるんですよ。だから、なかなか繰上償還せいと言ったら政府は嫌がるんですよ、予定した金が入ってこんもんで。

だけど、やっぱり亀山市において下水道でも24年から1円も返していないと、それではやっぱりあかんと思うんです。やっぱり定期的に、いつでしたかな、減災基金を十四、五億積んだときがあったと思うんですよ。それが28年度がピークになるもんで、償還せんならんもんで、私は財調に入れるべきやというようなことを言って議論したんですけれども、亀山市は大体減災基金は3億四、五千万が妥当な額だと、予算規模からいくと。200億前後だったらというようなことを言わせてもうたことがあると思いますけれども、やっぱり償還は年次償還で、17億じゃなしに、二十二、三億借りて、そしてなおかつ減った減ったと言わんと、やっぱり借りられるものは借りよというような形で財政運営をしていかんとあかんと思います。

もう一遍、市長さん、これからは健全経営をやっていく中で、やっぱり決算を認定してもらう決算認定の議案を出す場合には、もう少し市長の思い、これからはそういうようなことをやっぱりきちっと議会のほうに示してもうて、執行率の低い部分の整理もした中で提案をしていただけたらと思います。

これはこれで、あと17分ですから次へ進めますけれども、議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、第4款予防費の予防衛生事業、補正内容は昨日、森美和子君が質問されて、65歳以上が1万3,307人、1,000円負担ですけれども、1歳から6歳未満までが2,000円で2,701人、それから障がいを持ってみえる方がトータルで1,079名ということで、今回の5,000万強の補正が組んであるということですのでけれども、前回の6月議会も、コロナ関連の新聞記事を持っているんですけれども、市長が8月20日にインフルエンザ予防接種無償化の記者会見をされています。やっぱりこういうような無償化は、議会の審議を経た後で、議会の承認を得た後に言われるべきだと思うんですけれども、まず新聞に報道されて、方針ですという形ですけれども、やっぱりこれは市単事業ですからね。今、俗に言われておる給食材料費のあれは県の制度です。国の制度もある。それと一緒に出すと、審議ができやんと私は思うんですけれども。

これは確かにコロナ対策、緊急政策パッケージ第4弾、1億3,769万3,000円というものをもって、8月20日に記者会見をやってこの方針を出されたんですけれども、もう少し予算というのは、提案して、その後に記者会見をするというようなことは考えられませんか、市長。これをやられると、意見を言うにも、ただ内容を聞くだけになるんですよ。記者会見をやると、議会の審議すらが聞くだけになるんですけれども、そのような感覚はございませんかな、市長さん。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日に至りますまでに、議会、多分補正予算等々、あるいは条例等々も含めまして、議会への提案、いわゆる公の議論に帰する議案の扱いにつきましては、当然この議会と執行部との信頼関係、ルールも含めまして、かなり重要視をして運用してまいりました。したがって、各定例議会等々へ提案させていただき補正予算とか予算案とかにつきましても、議会運営委員会への正式のご説明をもちまして、改めてその後に記者会見等々をさせていただくというのが今日までの亀山市行政としての取扱いでございました。

今、ご指摘をいただいておりますのは、8月20日の緊急政策パッケージ第4弾につきましても、当日の議会運営委員会が午前中でしたので、午後から私どもはこの9月定例議会に向けて補正予算の議案として補正内容のご説明をさせていただく。来る議会に向けて、この議案をこういう内容というか、概略であります、定例会見の場で申し上げたところでありますので、少し議員のご指摘につきましては、当然私どもは9月議会でのご議論、ご審議を経て、当然議決後に執行させていただくことでございますので、そこはするように理解して取扱いをしてまいったところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

意味合いはわかりますよ、早いところええことは言いたいというのは首長のさがなんですよ。そやけど6月の卓上シールドがいい例ですやんか。提案する前にどんどん発注しておって、もう納入もされておったと。その轍を踏んでおるんですよ、ここら辺で。そうでしょう。

だから、また一般質問させてもらいますけれども、やっぱり議会の審議というのをもうちょっと尊重していただければありがたいと私は思っておるんですけどな。そうせんと、意見の言いようもないんですよ。

そうすると、65歳の方が、私も71ですから負担は1,000円なんですよ。以前は500円だったんですけどな、関のときは。そうすると、またこれは一般質問でさせてもらいますもんで、ちょっと踏み込んでいくとまた議長に怒られますから。

そうすると、この結論はどこから来たんですか。確かに重症性のある65歳以上の方の予防を重点に置いて、この1万3,307の方にやっとな。前回の接種率が大体56%だという答弁でしたわな。それなら、皆さんが行った場合は、また補正の第7号をやるんですか。取りあえず56%ぐらいだろうなという目安でやっておるんですけども、やっぱり1万3,307人、それから乳幼児の2,701人、それから障がい者の方の1,079人、全員の方が行かれたら一体幾らになるんですか、幾ら要るんですか。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回の補正予算でお願いしている部分で、高齢者、あるいは障害者手帳をお持ちの方、1歳以上

未就学の方、全員分の予算を今回計上させていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

全員だったら結構ですわ。ちょっと計算をようしませんもんで、どんなあれか。

だけど、ここら辺の全員の方が接種できるように広報等できちっと周知してもらいたいと思います。残りの部分は、また一般質問でさせていただきます。

次にお伺いしたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業において減額されている予算について確認したいんですけども、減額はトータルで幾らございましたんかな、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

9月補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初見込んでおりました事業やイベントが実施できずに予算を減額した主なものについてご説明させていただきます。

イベント関連の減額補正分につきましては、亀山納涼大会が885万円…。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなこと言わなくていい、トータルは。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

はい。

イベント関係で総額4,798万3,000円の減額でございます。

また、イベント関連以外の行政視察や各種研修旅費などの減額総額が1,395万6,000円でございます。イベント関連とそれ以外の減額補正の総額は6,193万9,000円となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

分かりました。

各種イベントが4,798万3,000円で、総額で6,193万9,000円ということですけども、そうすると、これは今回の補正財源にされたんですかな。どうですか、そういうふうに理解してもよろしいかな。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回、減額補正させていただきました一般財源につきましては、今回補正予算で計上しております市単独費で実施予定の新型コロナウイルス感染症に対応するための事業費の財源とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、この6,193万9,000円は、先ほどお尋ねしたインフルエンザ予防接種、それから給食材料費ですか。どのような科目かちょっと教えてもらえますか、分類して。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

詳細、すぐにご答弁させていただきます。ちょっと今、資料のほうを用意させていただきます。少々お待ちください。申し訳ございません。

今回、補正させていただきました事業でございますが、先ほどの予防接種費用助成事業につきまして2,341万2,000円でございますとか、あと住宅取得支援事業などに400万円、あとは……。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

整理してから言うてくれへんか。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

申し訳ございません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、コロナ対策で、私も6月に言わせてもうたけれども、やっぱりすぐに基金をつくったらどうやと、まとめるべきじゃないかと。そうすると、このコロナ対策でインフルエンザとか学校給食とか修学旅行とか、県からの補助があるか分かりませんが、各種事業ができるんですよ。それで、そのような形で使う分には、市長がそういうような指示を出していないのかな。今の担当の次長さんが詳細も分らんと、一生懸命走っておるか知らんけど。やっぱり議会は継続して流れるものであって、6月に提案したら6月が終わったらそれで終わりというもんじゃないんですよ。やっぱり政治というのはそうですよ。やっぱり5年、10年、1年、半年、三月と区切りがあるんですよ、政治には。そこら辺の中で、やっぱり市長としてそこら辺の見極めを原課に指示を出してあるのかな、一体。予算執行について。こんな補正予算のときには財源確保のためにどうするんやと。前回6月の予備費で、繰越金が3億何千万あったやつを全部使ってしまった、もうゼロですよ。そのような中で、今回こうやって緊急政策パッケージを出す中で、財源確保というのはどういうふうに認識してこういうような補正予算を組まれたか一遍聞かせて、どういう指示を出したのか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本年のこの4月以降の新型コロナの影響に関わる本市としての緊急対応については、まさに4月以降、全庁的に何をどのように対応していくのか、あるいはその財源としてどうすべきかということ、全庁を挙げて取組を進めてまいりました。したがって、本当に5月7日だったと思いますが、第1弾から始まりまして、今回の第4弾、国の1次補正、2次補正によります地方創生の臨時

交付金の活用が最終的には4億数千万という形になりましたが、どこまで交付金が配分されるかなかなか定かではない中で、当然その利活用を考えておりましたけれども、私どもは必要なものを、やっぱりそれは財調でありますとか、手当てをしてでもやるべきことはやろうということで進めてまいりました。当初イメージしておりましたよりも、この国の臨時交付金は最終4億7,000万ということでございましたので、それを第3弾までの事業に活用させていただいて、この第4弾につきましてはほとんどそれで活用しておりますので、私どもご指摘のような今回の本年予定しておりました事業ができなかったもの、これを財源に今回のインフルエンザ予防接種の無償化をはじめとする事業の財源として活用させていただくことにいたしましたものでございまして、市長はどんな指示をしてきたかというご質問でございましたが、当然これは全庁を挙げて、この財源の確保も含めまして、しっかり積み上げてきたものというふうにご理解をいただければ結構かと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

先ほどは失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

今回減額いたしました分を財源として何に充てたかということでございますが、インフルエンザ予防接種の無償化に約5,700万円、また修学旅行のキャンセル料金の補正に770万円、また会計年度任用職員の緊急雇用に関し約460万円等を充当したところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その6,100万よりまだ、ざっと計算しても6,800万ですよ、足したら。

これはコロナ対策に使ってもらうのはいいんですけども、もう一つ確認したいんですけど、この予防接種、今回限りですか、そこだけちょっと一言。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

この事業におきましては、コロナ禍の中で緊急対策として今回の補正予算でお願いしておる事業でございます。基本的には本年度に限った事業としております。

ただしですけれども、感染の状況によりますが、来年度も検討が必要な事業であるとは認識しております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

時間は残り少なくなりましたけれども、何はともあれ借りた金は返さないかん、早いところ。事業の進捗率が、執行率が低い事業は、市長から担当部局に指示を出して、執行率をせめて95というのは酷なのかも分かりますけれども、そこら辺も上げるようにやっぱり指示を出して、それで繰越しがないように予算編成に当たっていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。
会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

スクラムの今岡です。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

私のほうは、新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージ（第4弾）の中から主に質疑をさせていただきますと思います。

補正予算の第6号、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、一般管理費の増額補正についてなんですけど、緊急政策パッケージの中で地域経済の支援、会計年度任用職員の緊急雇用ということで463万7,000円が上げられています。新型コロナウイルス感染症の影響による雇用の喪失に対し、緊急雇用対策として会計年度任用職員5人を任用するものと書かれているんですけど、まずこの職員、どのような業務に当たるのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回補正予算に計上いたしました会計年度任用職員につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により市内において雇用の喪失が危惧されましたことから、緊急的な雇用対策として任用を行うものでございます。

そのため、任用に当たりましては、応募された方々のスキルや経験等を十分に考慮した上で、適切と考えられる職種、職場に配置をいたしたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、採用人数を5名ということなんですけれども、この人数の基準ですね、あとはなぜ会計年度任用職員にしたのかということをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず1つ目のご質問で、任用数5名の根拠ということでございますが、全国的に既に新型コロナウイルス感染症の影響による失業者が多数発生をしておると報じられているところでございます。

そのような中で、ハローワーク鈴鹿における有効求人倍率も毎月低下の一途をたどっておるという状況でございますので、まずは応募状況を見せていただきながら5名の会計年度任用職員を予定させていただくというふうにさせていただいたところでございます。

しかしながら、今後ハローワーク鈴鹿管内の求人状況を十分に勘案した上で、もっと必要ということになってまいりましたならば、任用職員の増員についても再度検討してまいりたいと、そのように考えております。

それと、なぜこの職種が会計年度任用職員であったかということでございますが、今回の任用につきましては、緊急雇用対策ということで任用期間を10月1日から来年の3月31日までと設定をさせていただいておりますことから、正規職員の任用はできないということで非正規職員の任用で対応させていただいたと、このようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

2月頃から新型コロナウイルス感染症の影響というのも高まってきて、通常よりは業務がなかなかこれまでどおりには進めづらいつと。余計な業務というのもたくさん増えてきているのかなと、これまでは必要でなかった業務というのが増えて、業務量というのは増えているんじゃないかなと思うんですけども、そもそもこの人数に当たる職員を会計年度任用職員さん5人ぐらいって、そもそも業務量として必要なものだったんじゃないかなとも思えるんですけども、その辺り見解いかがですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の会計年度任用職員につきましては、あくまでも緊急的な雇用対策として任用するものでございます。したがって、人員体制はこの5名というのは、基本的には増員になるというふうに考えております。

しかしながら、今、議員のご指摘もございましたが、新型コロナウイルス感染症によりまして、例えば健康福祉部でありますとか産業建設部のように、業務が増加している部署も確かにございますので、このような状況を十分考慮しながら適切に配置をいたしたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、従来から議会なんかでも指摘はあると思うんですけど、今、全国的にそういう傾向がかなり強くなってきているということなんですけれども、亀山市はやっぱり非正規の職員の割合というのは高過ぎるんじゃないかという指摘もありますし、あるいは定員適正化計画というような計画もしっかり策定された上で業務だったり人員というのはコントロールされているのかなと思ってはいるんですけども、この定員適正化計画を踏まえたものなのか、あとは非正規・正規の職員の割合について従前から議論があるんですけども、その議論に照らし合わせてどういうふうな見解か

お伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、定員適正化計画につきましては、基本的には正規職員に対する職員数を定めたものでございますので、今回の任用には該当しないものというふうに認識をしております。

一方で、この任用が非正規職員の割合を高めることになるというご懸念でございますが、これはそのとおりだというふうに思います。ただ、今回の緊急雇用につきましては、やはり先ほどのご答弁でさせていただきましたが、任期を一定限った採用になるということでございますので、非正規の会計年度任用職員の任用というのは今回に限りましては致し方ないものと、このように認識をしておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

地域経済の支援ということで会計年度任用職員の緊急雇用の部分について聞かせていただきました。

採用状況とか応募状況によっては5人でない、もちろん下振れる場合もありますけれども、できればやっぱりこういう時期やからこそ応募してもらって、市役所で働きたいなあと思ってくれた人ができるだけ多く働いてもらえるというのは理想にはなってくるのかなあという所感です。

では、次の項目に移りまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業及び予防接種費用助成事業の増額補正についてなんですけど、これはパッケージでいうと3番の感染拡大の防止とウイズコロナ対策、インフルエンザ予防接種費用の無償化5,701万2,000円という、市独自の制度に関わってくるところなんですけれども、昨日、森 美和子議員が質問されたこと、あるいは櫻井議員も午前中質疑されたんですけども、やっぱり私も同じところが気になってくるんですね。

まず1項目めなんですけど、医療関係者から意見聴取というのは行った上でこの対策というのは打たれているんでしょうか、まずお伺いします。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

新型コロナウイルスの対策本部会議、もう今20回開催をさせていただいておりますが、それにつきましては全員が市の職員でございます。ただ、専門家が入っていただきました、この対策本部会議にご意見をいただく場として、新型コロナウイルス感染症対策推進会議というのを置かせていただいております。そこには医師会の先生方が2名、それと鈴鹿保健所長もお入りいただいております。

一番最新で開催させていただいたのが7月2日の夜にこの会議を開催させていただいて、その場で医師会の先生方から、この冬の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行というのが非常に医療の混乱が懸念されるというご意見をいただいております。そのことから今回のこのインフル

エンザ予防接種の助成事業の拡大につながったものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今回の新型コロナウイルスというところの問題は、まだワクチンはできていない、どういう治療法が有効なのかも分かっていない、それから後から少し議論にも入っていくんですけども、おおむねこういう人たちが重症化するんだろうというのは統計上見えてくるんですけども、でも誰が重症化するかも分からないということは、やっぱりこちらのサイドで、特に科学的根拠というのを立てた上で政策というのは打っていかなきゃいけないと思うんですけども、今の過程でいうと、つまり何でもかんでも新型コロナに関する対策について考えておる会議体から同じようにこの政策は打たれたというふうに見えるんですけども、これ、少しやっぱり毛色が違うといえますか、医療施策について、しかも予算規模というのはこれだけ予算を割いて行うということなんですけれども、やっぱりもっと違った意見聴取というのは必要だったと思うんですけども、科学的根拠がないからこそ、やっぱりその道に従事をしている、だから通常の会議の決定段階ではなくて、もう少し例えば医療関係者の人の意見を厚く集めるとか、そういう過程が必要だったと思うんですけども、この辺り、私の見解と照らしていかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

昨日も森 美和子議員にご答弁をさせていただいておりますが、今回のこのインフルエンザ予防接種助成事業の拡充は、対象者は従前と変わらず65歳以上の高齢者であったり、1歳から就学前の児童であったり、障害者手帳等をお持ちの方、あるいは重症化するおそれがあるということで、医師の意見書をお持ちいただいておりますということで、その対象者は拡大しておりません。

ただ、今まで頂いておった自己負担額というのを全額無償化するということの今回の拡大でございますので、例えば医師会との協議等は行っていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あと、ウイルスというものは空気もあるんでしょうけど、人間を伝って運ばれるという性質があると思うんですが、この今の無償化の対象になっていない世代というのが、どちらかという移動という観点では活発なんではないかなあと、この間に挟まる世代のほうが活発に移動してウイルスを媒介するのではないかなという考え方についてはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まさに一番ウイルスを拡散してしまうのは議員ご指摘のお若い世代の方が大きいかとは思いますが。

ただしですけども、ちょっと昨日も少しご答弁させていただきましたが、ワクチンの量というのは、昨年度比7%増の生産見込みでございます。ですので、成人量にしては6,356万回分で

すので、日本国民の半分、小さい子供たちは2回打つので、多分これは半分も行き渡らない数になってくるかと思います。

それを、正直申し上げて、各医療機関等が去年の実績に応じて少しでも多くという形で今年は集めにかかると思います。ですので、できる限り市としてもいろんな手を使ってワクチンをたくさん集めての今回の事業化ということにさせていただこうと思い、ワクチンが何とか確保できる範囲内でのこういう形の対象者ということにさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今の答弁を受けると、ワクチンさえ確保できれば本当は全市民対象にしたかったというようにも聞こえるんですが、その辺りはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

もちろん全市民を対象にこういうふうな助成制度ができれば、それはやっぱり一番いいことだとは考えております。

ただしですけれども、先ほど申し上げたように、ワクチンの量が限られていることが一番の大きな理由ですけれども、今回はそのワクチンが何とか確保できる範囲内での事業の設計とさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

本当は、市としてはこういうふうにしたかったけど、こういう事情があってできませんでしたということって、議場で残しておくということって私は大切だと思っているんですね。

なので、もしこういう新型コロナウイルスがこうやって蔓延しておる中で、こういう対策をしたいのには、業界の構造上とか供給上の問題でこういうことがあって、本当はこれだけやりたかったのにできませんでしたというような話って、そうしたら、次はその構造だったり供給の問題を解決するために、どんどん問題を上げていかなあかんと思うんで、そこははっきり本当やったらこうしたかったというのは言ってもらってもいいんじゃないかなとは思いました。

あとは、特にこのコロナがはやり出してからよくあったと思うんですけれども、診療所にあまり急を要さない方というのは来てほしくないなあというようなことをされるお医者さんもいらっしゃると思うんですけど、今回、要するにこのことによって病院に来る人、診療所に来る人というのは増えると思うんですが、そのことについてのリスクとのバランスはどのように考慮されていますか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、市がこういうふうな助成制度の拡充をしなくても、今年につきましてはふだんワクチン接

種をしていない方までワクチンを打つのではないかという見込みが立っております。そのため国というか、製薬会社にしても昨年度比7%増のワクチンの増産に取り組んでいるというふう聞いております。

ですので、医療機関内の、例えばもうそろそろですけれども、10月以降にインフルエンザワクチンの接種ということになりますと、開業されているクリニックの混雑というのは予想されるところでございます。

ただし、そこはやっぱり各クリニックさんに、その感染症対策は万全を取っていただいた上で予防接種に取り組んでいただきたいというふうに市としては考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今の答弁にしても、やっぱり私が思う正しい答弁って、診療所とか病院の方からはこういうふう聞いています、こういうふうに言われているから、市はこういうふうに対応しますという流れが正しいと思うんですけども、今さっきの答弁って、やっぱり市のほうがあくまでこういうふう思うんでこうだろうというような、少し不思議な答弁のように聞こえたのが印象的です。

やっぱり何度も繰り返しますけど、治療法だったり解決法というのが見えない中だからこそ、しっかりこういった、しかもダイレクトにつながってくるのがこういう医療関係者になってくると思うんで、連携というのは取っていただいた上で進めていただきたい施策になるかなあと感じております。

続いて、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、協力負担金の増額補正についてということなんですけど、これは緊急パッケージの中での概要でいくと、三重県の新型コロナウイルス感染症拡大阻止による休業要請に対する協力金の申請件数が想定を上回ったことに伴い増額補正をしましたと書かれているんですけど、この申請件数が想定より上回ったことについて、例えばこの補正というのが早くできないと協力金自体が受け取れずに困るだとか、受け取れていない企業がいるというような問題はあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金でありますけれども、これにつきましては先ほど議員からご紹介いただきましたとおり、休業または夜間営業の自粛要請に対しまして、全面的にご協力をいただいた事業者には県と市町が協調して50万円の協力金を交付するというものでございまして、この協力金の交付の流れでありますけれども、事業者から県に直接申請をしていただきまして、県が審査を行った後に50万円全額を県から順次事業者へ支払いをいたしております。市町は県が全ての審査を終えて支払額が確定した時点で、負担金という形で2分の1の25万円を県に支払うというものでございます。

したがって、亀山市の事業者に対しましてはもう全て完了しておることとございまして、先に県が全額支払いをしておりますので、この補正が9月補正までに必要であったかどうかというのは関係ないものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

つまり県が先に払ってもらって、市が負担する分を立て替えてもろうておるもんで、事業者には負担は行っていませんよというふうな認識でした。

では、休業協力金、亀山市の企業というのは何件申請されているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市の事業所からの申請件数でありますけれども、189件申請があって、そのうち不交付となった事業者が11件あったということで伺っております。したがって、支払いの対象となった事業所数は178件ということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、次の項目に入りたいと思います。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費及び第3項中学校費、第1目学校管理費、一般管理費、補助金の増額補正、これは学校給食休止時の食材費等の損失補助が該当しているところなんですけれども、森 美和子議員も森 英之議員も質問されていたんですけれども、まず損失補助の割合ですね。

内容としては、具体的にその損失の内容、どこの日付の分で、品目はどういったものかということ、あと業者がした損失に対してどれだけ補助が回るのかということが気になるんですけれども、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、このキャンセルとなりました食材についてでございますけれども、小学校におきましてはパン、米飯といった主食分、そして牛乳、これが3月2日から3月18日までの13日分でございます。それから、中学校のデリバリーにおきましては、ほかで転用できなかった食材分ということで、3月2日と3月3日の2日分、これが今回の補助対象となっているところでございます。

そのうちの補助の内容でございますけれども、国の補助事業の実施主体であります全国学校給食会連合会から4分の3、そして市が4分の1の割合で補助対象経費となります食材キャンセル料等の全額が補助されるものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

多分これはこれまで質問されてきた方がみんな気にしていることだと思うんですけれども、つまりその給食の業者ですね、実際に損しているけどなかなか言い出しづらいとか、これぐらいは泣い

ておこうかというようなことというのではないという認識でよかったですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、先ほど申し上げましたように、キャンセルということによって直接的に出てきました金額につきましても、業者の方において負担はいただいていると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは最後、議案第50号亀山市職員給与条例の一部改正についてに入っていきたいと思えます。

これも先ほど森 英之議員がしっかり質疑のほうをされていたので、重複するところを避けながらということなんですけど、私も森議員が質疑をされたところと同じようなところが気になったんですけども、やはりすぐに該当するというのは消防の方だと思うんですけども、消防以外の方というのもこのケースにやっぱり該当してくるんじゃないかなと思うんですけども、それ以外のケースって、具体的なものを想定されているかどうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

それ以外の職種におきましては、通常、業務として新型コロナウイルス感染症に罹患した者と接するということは、原則としてはないものというふうに考えておりますが、例えば保育所などで保育中において発熱等の症状が出た園児に対しまして、他の園児に感染することがないように感染拡大の防止措置を取り、その園児についてPCR検査が必要となったと、そういった場合については今回の特例というものが該当してくるものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あと、この条例で全ての職員、今は正規の方を想定していると思うんですけども、やっぱりあらゆる市役所で働く方というのが該当する可能性があると思うんですけども、その辺りの対応についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、正規職員と非正規職員とでそれぞれ条例と規則、規程等が分かれておりますので、今回の職員給与条例につきましても正規職員が該当するものということで、まずそちらからご答弁させていただきますと、今回の条例改正につきましても、この基準に該当すれば全ての職員が該当になり得るものと。これは先ほども申し上げましたが、PCR検査等が必要な方に接触をする、そういった業務に当たった場合には該当し得るものというふうに考えております。

ただし、医療センターの職員だけはこの給与条例ではなくて、医療センターの管理規程というものがございまして、医療センターの医師等についてはこの管理規程が対象となりますので、この条例には該当しないものというふうに考えております。

それと、非正規職員につきまして、万が一先ほどのようなことが起こり得た場合については、当然非正規職員についても支給をするというような形で進めるべきであろうと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

特にこの新型コロナウイルス感染症の対応なんですけれども、先ほど医療機関にダイレクトということだったんですけれども、市役所についてもすぐ直結してくるというか、第一線に立っていただいて、そういう危険にさらされるという方もやはりまだまだ起こり得ることやと思いますんで、しっかりその上で対応が行き渡るように、市政のほうを考え尽くしていただくことをお願いしまして、質疑のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、7番 中崎孝彦議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

議案質疑をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず最初に、午前中、今も今岡議員の質問にありました議案第50号亀山市職員給与条例の一部改正について質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者、またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに、防疫手当を支給するというふうにあります。疑いのある者というのはどういうふうに判断するのか、誰が判断するのかということをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総務政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

感染の疑いがある者というのは、医師によりPCR検査が必要と判断された方を想定しております。この要件に基づき消防職員が緊急搬送した際、医師により患者のPCR検査の実施が必要と認められたときには、所属長が手当の支給を認定するというものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

それと、ここにも条例の中に文言があるんですが、防疫手当を支給する、市長が定める期間というのは、具体的にどのように設定するのか。どういう期間になるのか。その期間というのがまたよその自治体とかいろんな感染状況がありますもんで変わってくるかと思うんですけど、その辺の考

え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の防疫手当の特例につきましては、市長が定める期間というのがございまして、この特例を新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定された期間ということで、この新型コロナウイルスが指定感染症になりましたのが令和2年2月1日ということでございますので、この期間は1年以内というふうに定められておりますことから、具体的には令和2年2月1日から令和3年1月31日までとしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういう1年間というようなことで期間が定められておるということでございますけれども、次に今までもこの条例についてはいろんな議員の方が質問されておるので重複することがあるかと思っておりますけれども、防疫手当の額ですね、これは4,000円の範囲内ということでありますけれども、従事した業務内容によって差が生じるのか、どういう差があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の防疫手当の特例につきましては、既に国において人事院規則が改正をされておりました、手当の額につきましては、作業に従事した日1日につき3,000円というふうに規定をされております。

また、さらに新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触をして、またこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は4,000円というふうになっておりました、本条例の手当の額については、まずこの額を基準にさせていただいたというものでございます。

ただ、本市の場合につきましては、4,000円と3,000円という2つの設定をさせていただいております、基本的にPCR検査において陽性が出た方については4,000円と、それ以外で陰性だった方に対してそれと同様の業務を行った場合には3,000円と、このような区分けをさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

それと、令和2年2月1日から適用するというふうに条例で定められておりますけれども、これは今も部長も申しておられました新型コロナウイルス感染症が国の指定感染症に指定された日というふうに思うわけでございますけれども、令和2年2月1日から現在まで、新型コロナウイルス感染症に罹患している者、または疑いがある者に対して業務に従事した職員は何名いるのかというこ

とをお聞きします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

午前中にもご答弁させていただいたと思いますが、2月1日以降でこういう緊急搬送で搬送された患者さんは11人お見えになりまして、その11人に対しまして消防職員が対応した人数は34人ということでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

それで、私が思うのは、その2月1日に指定感染症に指定されたというようなことで、そういう防疫手当の支給をするというふうに条例で改正されるわけでございますけれども、これ、条例の一部改正が私は遅いのではないかと。なぜかという、この9月議会に今提案されておるんですけど、3月議会とか6月議会に提案できたんじゃないかということは、この条例がこういうふうな国の方針が決まったときに、できるだけ早くこういう一部改正というのをを行うべきではないかというふうに思うのですが、なぜ9月議会に提案になったのか、その辺の事情をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

条例改正の提出時期についてのお尋ねでございます。少し国の動向もちょっと併せてご説明をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、防疫手当につきましては、国の人事院規則が改正されたのが令和2年3月18日でございます。

ただ、これについては当初国において想定された防疫作業というのは、武漢からの政府チャーター機やダイヤモンド・プリンセス号の内部において、国民の生命・健康を保護するため緊急に行われる措置に限ると。この2つの業務しか防疫手当の対象では最初はなかったわけでございます。

その後、全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大をし、各地方自治体においても病院や宿泊施設等での患者収容の増加が見られました。

そのような中で、感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した状況にわたる病院や宿泊施設等の内部並びにこれらの施設への移動の動線上及び車内においても作業場の要件に該当し得るという拡大をする旨の通知が令和2年4月21日付で発出をされたところでございます。これが国の動きでございます。

本市におきましては、幸いにも8月3日まで感染者が確認されておりませんが、予断を許さない状況の下、消防職員は新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者の搬送等の業務に従事しており、今後も同様の業務が見込まれることが予想されました。このことから、今回この条例案を提出させていただいたところでございます。

なお、条例の提出時期でございますが、県内他市とも情報共有を行う中で、遡及適用も可能な状況、こういったことも鑑み、ほとんどの市におきまして9月定例会の議案を提出している状況にご

ざいます。1市だけが6月に提案をしておると、そういった状況でございました。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

私も最初に何でやろうなあ、何で今に提案になったんやろうなあという思いがあったもので、ちょっとお聞きしました。よく分かりました。

それで、この項の質問を終わりにして、次に、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてということでお伺いしたいというふうに思います。

第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第5目農地費、出屋排水路整備事業についてお聞きをしたいというふうに思います。

これは予算現額に対して執行率が37.5%、1,802万円を令和2年度に繰り越しております。これはなぜ繰越したんやということの要因を聞きたいわけですが、これ、ちょっと聞いておきますと、工事着手前に業者が決定したときに、亀山市とJRと請負業者の3者で覚書というものをつなげておるといふようなことで、この覚書の中には何が書いてあるかというのを見ていませんが、いろいろ工事、例えばJRの近接工事をやるというように大きな問題になってくるというように、列車運行に影響があるというように、そういう覚書もされておるといふふうに思うんですが、そういうことをきちんと覚書でつなげたにもかかわらず1,802万円というものを令和2年度に繰り越しておる。これの主な要因というのを聞きたいとします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

出屋排水路整備事業でありますけれども、まずこの事業でありますけれども、これまで未整備であったことから流下能力がないという中で、大雨時には上流に位置する農地、また近接するJRの下庄駅、この構内が冠水をするというように、営農とかJRの利用者に大きな影響を与えておったところがございます。こうした事情を解消するために平成26年度より詳細設計を開始しまして、また用地買収も進めまして、工事につきましては平成30年度、令和元年度の2か年で工事完了の予定をしておりましたところ、令和2年度に最終的に一部繰越しをいたしまして、本年6月にはもう完成をしておるところでございます。

この令和2年度への繰越しとなった主な要因でございますけれども、今回の工事につきましては、JRの紀勢本線と並行する近接工事であると。先ほどご紹介いただきましたけれども、工事を安全に履行するために、発注後に市、またJR東海、受注者の3者で協議を行いまして、安全確保のためJRの軌道と工事箇所間に列車防護用のフェンスを立てるといふ必要がございました。

本来はJR軌道と排水路の施工箇所間にその列車防護用フェンスを工事をするに当たって、全延長分、これをまず設置した上で排水路の掘削工事とかに入っていくわけでありまして、昨年度にも工事区間につきましてはフェンスを設置する用地の幅が狭いことから、列車防護用フェンス転倒のリスクが高いということから、そのリスクを抑える必要が生じてきたというところがございます。そのために列車防護用フェンスの設置範囲のワンスパンを10メートルといたしまして、短くして工事を進める。10メートルずつ工事が完了したらまたフェンスを壊して、フェンスを立

てて、また同じ工事を繰り返していくと、そのような形で進めることになりましたので、当初計画より時間を要して次年度に繰越しをするということになったものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

繰り越した理由というのがよく分かりました。

それで、工期変更が令和2年6月30日までということで、もう工事は完了しておるということで確認をさせていただきました。

次に、不用額に関する説明書で記述があるんですけど、増額変更を見込んでいたが不要となったためというような書き込みがあるんですけど、これはどういうことかということをおちょっと説明していただきたい。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

出屋排水路整備事業、先ほども少し触れましたけれども、既存の素掘り排水路にコンクリート製の排水構造物を設置していくという工事でございます。その工事につきましては、素掘り排水路の周囲の地盤を掘削して進めていくという中で、測量設計をまず実施しておりますけれども、その時点では分からなかったといいますか、分からない土質の変化とか、例えばJR側からの排水管が掘ってみなければ分からないと、そういう構造物が埋まっているという可能性もございますので、不測の状態が発見されたときに工法を見直す必要が出てくると。増額変更が必要になるということも見込まれたところでございます。そのため令和元年度につきましては、この工法見直しによる増額分として見込んだ額を当該年度の執行見込額といたしまして、残りの残額を令和2年度に繰越しをしたところでございます。

しかしながら、最終的に工法見直しの必要がなかったということから、その増額分として見込んでおいた額が不用額として発生したというものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

はい、分かりました。

それでは、次に第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、プレミアム付商品券事業についてお聞きしたいと思います。

その予算現額に対して、執行率が42.2%、不用額が約3,300万円というふうになっておるわけでございますけれども、これで私も前にも頂いておったんですが、産業建設委員会の資料で、プレミアム付商品券事業の報告についてというのをA4の用紙で1枚頂いております。

それによりますと、私が聞きたいのは、当初の対象見込者数というのが低所得者の非課税分、子育て世帯分合わせて7,700人で国に申請をされておるといようなことでございます。

それで、この申請書の発送件数、これが6,027人、購入引換券の交付者数というのが3,093人なんですね。当初の見込みは7,700人、購入引換券の交付者が3,093人、これは半分以

下ですよね。そういうことになっておるんですけれども、私が聞きたいのは、この事業で非課税者分、それから子育て分、それぞれの執行率というのは分かりますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

プレミアム商品券につきましては、子育て世帯、また低所得者層、共通の券でございますので、最終的にそれぞれどれだけ使われたというところは把握できない仕組みでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

全額国の事業でいろんな国の指導とか県との関係もいろいろあったと思うんですけれども、こういう事業、この事業は消費税、地方消費税を10%に引上げで、そういう子育てとか低所得者の方に、消費に与える影響を緩和するというようなことで、地域における消費を喚起していくというのが大きな目的です。そうしたら、この事業が終わったら、今私がお聞きしたような、この執行率ですね。各世帯、子育てとか低所得者の方とかという世帯の執行率を聞いて、それによって、ああ、これだけの効果があったんだとか、そういう効果というのがどういうふうに判断するんだろなあというふうに思うわけです。それが一番大事じゃないかなあというふうに思うわけですが、今言う、聞き取りのときにもお話がありましたけど、その券ですね、プレミアム商品券、何もみんな一緒ですから、これはご商売されておる方にそれが行っても分からないもので、集計のしようがないわけですが、何かその辺でそういうことは検証は当然必要なものですから、発行をする前にそういう券とか何かそういう方策はなかったのかというふうに思うわけです。それはどういうふうかって、もう事業は終わりましたから、何もしようがないわけですが、そういうことはこれからこういう事業があった場合は、そういうことはきちっと分析できるというか、効果はどうか、あったんだろうかというようなことは十分精査できるようなあれにしないと、今度の亀山市もありますけれども、1万円が1万3,000円というプレミアム商品券がありますけど、そういう効果をはっきり検証できるというような方策といいますか、それもやっぱりきちっと決めておくというか、できるようにしておくというのが大事ではないかというふうに思います。

それで、最後にこの商品券ですけれども、そういう効果、私はそういう効果というのはこの執行率から見ると、あまり効果がなかったのかなあ、どうかなあというようにちょっと懸念もあるわけですが、行政側としてこの事業の評価について簡単に聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、この昨年度のプレミアム付商品券事業でありますけれども、国の補助事業というような形でありますけれども、基本的に国の通知に基づいた形で事業を進めさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

今回の事業の検証ということでありますけれども、平成27年度に実施をいたしました事業とは異なっておりまして、購入対象者が低所得者、子育て世帯に限定されておったと。これは国のとお

りでございます。低所得者については商品券の購入を希望される場合、事前に商品券引換購入券を申請するという必要がございます。この申請率も県平均と同程度、約36%と低い申請率にとどまったというところがございます。

このような結果からも、プレミアム分があったといいますが、商品券を購入する前にこの引換券の交付申請を行う必要があったと、1つの手間があったというところでありまして、今回の対象者といえますか、特に低所得者の方にとっては、その手続が面倒であったというのが要因の一つであったとも考えられるところでありまして。また、商品券の購入、使用に当たって低所得者と知られてしまうという思いからの抵抗感もあったということで、その申請率も低くとどまったというものでございます。そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういう評価というようなことでございます。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、庁舎管理費についてお聞きしたいと思います。

執行率が60.1%となったという、不用額の理由ということで、通告書にはそういう通告がしてありますが、これ、私が今日お聞きしたいのは、令和元年度の12月に工事請負費ということで2,330万を増額補正で、議会でも認めておるわけです。

それで、この決算書を見ますと、そのうち工事費が847万円、これが繰越しになっております。というのは、まず最初にこの工事請負費、12月補正のときに2,330万円、この工事内容ですね、工事請負費の。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

工事の概要につきましては、平成9年4月に竣工しました亀山市消防庁舎の屋上のアスファルト防水について、劣化が進行しまして、2階の一部に雨漏りが発生している状況となったことから、令和2年度当初予算に所要額を要求する予定でありました。

そういったところですが、昨年10月の豪雨におきまして、雨漏りが発生しましたことに伴いまして、2階の天井が一部破損する事態が発生しましたことから、急遽12月補正で屋上防水改修工事を施行することとなったものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今お聞きしましたが、単なる防水工事だけじゃなしに、破損した部分も工事の中に含めたということで2,330万という工事請負費を計上して認められたと、認めたということがよく分かったんですが、この不用額の理由の中で、工事請負費の入札差金というふうにあるわけですけれども、この繰越明許の847万円、これは2,330万の当初の工事請負費があつて、設計組んで落札したと思うんですけど、この落札率、これはどのぐらいだったんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

落札額ということですので、予算額としましては2,330万円、落札額は847万円ということで、60.1%ぐらいになるというふうに思っております。

失礼しました。2,330万円のうち屋上の防水工事の請負費が847万円で落札されております。それから天井の修理費60万円を入れまして907万円が落札額となっております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

これは決算書の見方がよく僕も分からんのですが、工事請負費が2,330万、それから繰越明許で工事費が847万、それで60万というのが別々の工事じゃないわけですよ。一緒の工事で907万。これ2つ合わすと907万になるんですけど。

どういうことかちょっとよう分からんのですけれども、それでその落札率が30%ちょっとだということだと思うのですけれども、これが本当に工事をやって、もう検査も終わって、もう工事も終わっておると思うのですけど、工事は終わっているんですか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

工事につきましては、令和2年3月5日付で工事請負契約を締結しまして、令和2年5月21日に完成しております。

なお、先ほどの落札率ですけれど、38.9%でございます。失礼しました。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

通常、そういう落札率を見ると、消防のほうで設計しておるものですから設計原価が幾らか、そんなことは僕が聞く必要ないであれですけど、38%で落札になったときに、消防側として、発注者側として、38%、あんだけ雨が降って漏水もしたり、天井も壊れておるのに、何でこんな2つ合わせて907万で工事ができるんやろうかというようなことは当然懸念を持ったということで、業者を信用する、せんとか、そういう問題やなしに、工事も終わって検査も終わっておるということで、こんなことを今さら言うわけやないんですけど、その辺の落札率に対して、自分たちが発注した工事の設計書の設計金額、それに対して907万ということは、物すごい落札率が低いわけです。そういう場合には、やっぱりなぜだったんだろう、どうしたんだろうと、今後の工事の発注にも向けて、それはやっぱりちゃんと検討をしていかなきゃいかんというように私は思うんです。それはもう、ちょっと今の話を聞いただけでは、本当に工事に対する懸念というのは誰しも持つわけでございますので、その辺の検証というのをしてみえるのかどうか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

工事につきましては、その工事の完成後、工事検査官が検査をさせていただいておまして、本工事につきましてもきちっと工事が完成されているということを確認しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで、工事が終わって工事の検査もきちんと終わっておるということで、これは適正だったという判断の下で、工事費の支払いを行われておるということですので、そういう懸念も出てくるというようなことで、今後の検討課題と。これは入札制度の問題もあると思いますけれども、そういうことはよく今後とも検討していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時03分 休憩）

（午後 2時12分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑させていただきます。

1つ目の質疑は、議案第51号と52号、似通って背景もほぼ一緒かと思しますので、併せて伺っていきたいと思います。

この亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正、そして亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、この条例改正の背景、なぜこのように改正を重ねなければならない状況なのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回改正いたします亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度の運営等に関する基準として制定したものでございます。

今回の条例改正につきましては、制度開始から5年が経過し、当初定められていた経過措置の延長や制度等細部に関し、適切な制度となるよう基準が見直されましたことから、条例改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

適切な制度となるよう変えられたというのがご答弁だったわけですが、私は、それはどうかとちょっと疑問に感じたんですが、まず、じゃあ内容について、進めて伺っていきたいと思います。

大きくこの条例改正はどういう内容であったわけですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

改正の内容といたしましては、主にゼロ歳から2歳の子供の利用する小規模保育事業などの家庭的保育事業等の連携施設の設定や食事の提供方法、職員配置に関することなどについて、特例期間の延長や緩和を行うような内容となっております。

この改正の根拠となる国の基準に関しましては、従うべき基準と参酌すべき基準があるわけですが、今回の改正は、建築基準法の改正に伴う施設の基準を除き全て従う基準となっておりますので、この今回の改正とさせていただいているところです。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは具体的に、保育士の配置要件、あるいは連携施設について、食事の外搬について、どのような内容なのかを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

まず保育士配置要件のことですが、市内の施設としては小規模保育事業2施設となっておりますけれども、この施設に関しましては、職員配置を全て保育士で配置することが必要な小規模保育事業A型となっております。現在の施設で保育を行う職員は、必要な人員については全て保育士資格を有する者となっておりますが、今回の改正では、その3分の1に満たない職員に対しては幼稚園教諭等資格を有する者を配置してもいいというものになっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まずは保育士の配置についてご答弁いただいたわけですが、先ほどいい制度になるためにとおっしゃいましたが、要するにゼロ、1、2歳の保育、赤ちゃんや乳幼児さんを見る保育の中で保育士にしかできない仕事がある中、3分の1やったら養護教諭や幼稚園教諭に替えてもいいよという内容なんですね。

これは、子供にとっては何も一つもいいことがない改正です。保育士の専門性が問われるゼロ、1、2歳の保育で保育士を外してもいいという改正なんですね。今のところ、現状としては保育士でやっていますよということもご答弁いただいたところです。私は、これは本当によい制度になるための改正ではないと考えます。

連携施設についても再度お伺いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

本市の現状も含めてお答えさせていただきますと、本市におきましては小規模Aちびっこかめやま園におきまして、近隣にある公立保育所和田保育園を連携施設として設定しております。また、かめ愛こどもの家におきましては、同一法人が運営しております幼保連携型認定こども園亀山愛児園を連携施設として設定しております。いずれも連携施設を中心に必要な提供をしていただいているものと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この連携施設の今回の改正内容についてご説明をいただきましたかったんですが、昨日、岡本議員も質疑されていた中では、連携施設を持たなくてもよいという意味の改正であるということが言われていました。そこについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

昨日もご答弁させていただいた点になってくるんですけども、家庭的保育事業等と保育所等との連携につきましては、居宅訪問型保育事業を除く3つの事業において必要とされているわけなんですけれども、必要な連携の内容として、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業を行う職員の病気等により保育を提供できない場合の代替保育の提供、利用乳幼児の卒園後の受入れの3点となっております。

今回の改正におきましては、市が保育所等の利用調整をするなど卒園後の受入れが確保できている場合には、卒園後の受入れに関する連携施設は不要とすることができることとしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

連携施設を持つ目的も3つ言っていたんですが、代替保育というところが少し気になるんですけども、職員さんが病気やけがなどでお休みになって保育をする人員が足りないときに、そこをやっぱり助けてもらうための目的を持って連携施設があるという、そういう意味もあるということなんですけれども、連携施設がなかったら直接保育に影響が出るんじゃないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

代替保育の連携がなくなったらどうなるのかということでございますが、連携施設として、もうここが連携施設ですよというような、そういう確保が困難であろうと市が判断した場合、連携施設に準じた協力を行う、連携協力を行うものがあればいいというような中で、今までは絶対、園、認定こども園とか保育所等、そういう扱いのものでないと連携施設に準じるとは言えなかったところなんですけれども、小規模保育A、Bでありますとか事業所内保育事業等、市がそれを認めるものについては、代替保育の連携協力を行うものとして踏まえていくということになっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

きちんと連携保育があるよりも、ちょっと不安になる制度改正だと思います。

卒園後の次の園をとということで連携施設があることは大きい目的だったわけですが、市が利用調整できる場合はなくてもいいというような改正内容でしたが、ということは、市が利用調整できるかどうかの判断は、何をもって判断するんですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

市が利用調整できるかどうかの判断ということでございますが、そもそもそのゼロ、1、2歳までの小規模保育等々で過ごした方が3歳以上の既存の施設に入れるかどうかというところで、一番大きな問題は、その空き、受皿の話になってこようかと思います。その受皿を確保できるかどうかの状況でもって市のほうは判断できるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大きく変わらないかもしれませんが、この条例をもって認可をするかどうかということは1回のことですよね。認可をするかどうかの判断は1回のそのときのことですけれども、受皿があるかどうか、子供さんがたくさんいらっしゃるかどうか、それは毎年毎年状況が変わることだと思うんですが、それでもやっぱりそこでもう判断を、大体できるだろうなあ、これから数年間ということ判断をされるということですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の改正により、連携施設を確保しなくてもよい場合についてもきちんと要件が限定されておりました、卒園後の保育が確保できるよう市が保育所等の利用調整を行う連携施設、今までしていた以外の受入れ等が確保される場合に限られておりますので、そうしたことから、小規模保育事業者等を利用する乳幼児が、その後入所先がなくなるものはないというものと考えております。市のほうが調整に入っていくということの条件がついておりますので、原則困ることはないというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

一旦認可したからには、連携園がなくても必ず3歳を超えて退園してから次の園を市が利用調整をして必ず探してくれるということで、安心しておっいたらいいということですね。そのことも確認と、今あるちびっこかめやま園とか2施設ですけれども、今連携園を持っているわけですが、この条例改正をもってその状況が変わるということはないですね。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

必ず3歳以上になったらということですが、原則と言わせていただいたのは、受皿としてはあるわけなんですけれども、個々の場合について、その利用調整の中で希望のところに入っていない等々、そういう諸事情についてはちょっと想定していかなければならないところだと思っておりますが、原則やっぱり仕組みの中では保障されていくというものでございます。

現在、連携施設を持っているんだけれども、これがどうなるかということにつきましては、今回の改正により連携施設を解除しなければならないものではございませんので、引き続き連携施設を持った上で運営いただく予定であり、特段の影響はないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

3つ点を上げた中で、給食について新たに変わることをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の条例につきまして、給食の食事の搬入ということで、今までのところに加え、その保育所等が既に調理業務を受託しているような事業所についても、市が適当と認める場合は搬入が可能というような条例の改正ではございますが、現在うちの市内のほうでは、食事の提供につきましては自園での調理は行っておらず、連携園から搬入しているわけですが、これについても現時点で変わると考えているものではございません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

現在お使いの2施設については変わるものではないけれども、家庭的保育であるとかいろんな中で、経過措置が延長したり範囲が拡大したりという条例改正があります。本来、認可施設では自園調理が基本だし、このゼロ、1、2歳については本当に丁寧な食事が大事なんですけども、そんな中でのこの小規模保育などの、やっぱり普通の保育園より基準が緩いということを考えていただいて、それをさらに今回は緩めていく改正だということは認識した上で、運用をしていかなくちゃいけないものだろうと思います。

もう一つ、昨日のちょっと質疑を聞いていて気になったのが、避難用の設備のことについてありました。保育室が4階以上、現在はないと言いますが、3階の保育室が現在、存在します。建築基準法が改正されたということで今回参酌すべき内容になっていますけど、建築基準法が改正されたんなら参酌ではなく従うべきではないのかという疑問と、この改正によって安全性がどう変わるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の改正につきましてほとんどが従うべきものであり、ここが参酌というものにつきましてはそれにうちは従ってというところではございますが、この避難用設備につきまして、これ排煙機能の備え方についてなんですけれども、排煙機能という機能自体には変わりがございません。建築基準法の改正により、階段室とその付室の両方にいろんな併せて扉が要るとか窓が要るとかというようなことになっていたんですけれども、今回排煙施設を両方セットで、その中で排煙機能を備えることができたらいという基準になっておりますので、それを採用しているわけですが、機能的に違いはございませんので、その方法が少し拡大したというような解釈でございますので、安全性について心配しているものではございません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

具体的な縛りはなくして機能はきちんと担保してあるんだということで、安全性は変わらないということをお伺いしました。

今回の改正、これは子供にとっては何一ついいことがない改正ですけれども、これがあることによって、多分保育所をもっと開こうとする事業者にとってはいい改正なんだろうなと思いますが、亀山市の子供のことを思ってしっかりと運用していただくことは必要なのかなと思います。

次の質疑に移ります。

第53号の栄町の北住宅についてです。

この内容について、和田団地の住み替えのための住宅だということを、先ほども質疑で伺いました。これについて、住み替えは昔からずうっと進めようとしてこられて長いことかかっておるわけなんですけれども、この住宅の説明も簡単にさせていただきたいのと、住み替えが進んでこない要因が何だったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成31年3月に改正をいたしております亀山市住生活基本計画におきまして、令和10年度までの10年間で民間賃貸住宅を活用した市営住宅の供給目標、これを80戸と定めまして、このうち50戸は用途廃止の対象となっております市営住宅入居者の住み替え用として確保するというようにしております。

今回、条例改正で新たに追加をいたします栄町北住宅8戸につきましては、今後用途廃止を予定

しております和田住宅に近接をしております。周辺にスーパーマーケット等の利便施設のほか医療機関やバス停留所もあることから、住宅地として住環境も良好な位置にありますので、和田住宅からの住み替え用として活用を予定しておるところでございます。

これまでから住み替えについて進んでこないというような状況でありますけれども、やはり市営住宅に入居されておる方は高齢者の方が多いということでございまして、これまで住み慣れてきた環境を、それを変えるということがやはり心配されておるといことが一番かと認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

本当に高齢者の方はおひとり暮らしの方もあって、この団地全体で引っ越すならいいけどとか、みんながばらばらにされるのが怖いとか、あと違う土地に行くのが怖いとかいう話をよく聞いていましたが、今回のこの栄町北住宅は近い場所で、皆さんが割とまとまって入れるということで喜ばれている方もいるのかとは思いますが。ただ、高齢になって引っ越しをするのが大変という要因もあったんじゃないかなと思います。

今回、この住宅によって住み替えが決定した世帯がどれぐらいなのか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

住み替えの決定ということでありますけれども、当然、条例改正に議決をいただいてからの決定になりますので、現時点では希望という形で答弁をさせていただきます。

現時点で、栄町北住宅8戸のうち希望されておるのは7戸入居を希望されております。また、そのほか既存の市営住宅、隣接で栄町住宅3戸も今回和田住宅からの住み替え用として用意をしております。そちらのほうに4戸希望していただいております。現時点で11戸の方から住み替えを希望されておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回の改正でこの11戸、11か10か分かりませんが、住み替えが必要な世帯の住宅が賄えるのか、見通しはどうか、団地世帯全体の数も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、和田住宅でありますけれども、22世帯が入居をされております。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、この22世帯の方々につきましては住み替え用も準備をさせていただいて、お話も進めさせていただいておるところでございます。残りの世帯の方につきましては、今後借り上げを進めてまいります民間賃貸住宅や、既存の市営住宅で空きが発生したところへの住み替えについては促してまいりたいと考えておるところでございますが、現在、次の借り上げ市営住宅と

いうことでも事業者の方からお問合せもいただいておりますというところでございます。令和3年度で借り上げることを目途に引き続き和田住宅の住み替え用として住宅確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

来年も進めていただくということで。

新しい生活がどうなるのか不安だということなので、今の市営住宅、どんな住まいに行かれるのか、その住宅の基準について今どんな状況のをご用意していただけるのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の栄町北住宅でありますけれども、8戸、1階4戸、2階4戸ということで、部屋の構造については2LDKというようなことになっております。

設備の基準ということでありますけれども、従来、市営住宅、直営で市が建設する場合については、国からの整備基準というのが設けられておりました細かな規定があったところでもありますけれども、その中で浴槽とか風呂釜とかガスコンロとかエアコン、これら生活上の設備については特に明確な規定がないということで、過去におきましては最初からそれらを設置いたしますと家賃設定にも反映されて高くなっていくということでございましたので、市営住宅の建て替えにおいては、入居者の方がそれら生活上の設備については設置をしていただくという形態となっております。現在、借り上げ型の市営住宅の設備につきましては、民間賃貸住宅の借り上げということでありますので、その仕様を反映しております。浴室の設備については最初から完備をされていると、そのような状況に変わってきておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

昔の基準よりも浴室も初めからついているということで、できたらもう今、生活保護でも什器費で出るようになったクーラーについてもどんどん市の基準としてというか、基準じゃなくても当たり前についているような住宅を提供していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

学校給食休止時の食材費の損失補助、たくさんの方が質疑しておりますので、議案の内容については理解いたしました。4月の損失については、キャンセルじゃないから対応できないということでした。その4月の損失について、どういう調査をなされたのかということについて伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずこの補助金の制度といたしましては、臨時休業に伴う給食費の返還に関して、食材のキャンセル料について公的に負担して保護者の負担にならないようにする、まずこれが大前提としてございます。その上で、実際に事業者の方に対してキャンセルをしました食材等についての調査を行ったというものでございますので、4月以降のものにつきましては特に調査をしているものではございません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしましたら、3月の例えばそのキャンセルがあった場合に、キャンセルをしてもう食材が来なかったということに対して保護者にそのお金を請求を、この補助金がなかったらされているわけですか。それで、その食材が来ないばかりかキャンセル料としてまた高く取られるとか、そういうことがあるわけですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今、給食費につきましては、学校のほうの会計のほうで食材費として徴収をしているところでございますので、もしキャンセル料ということが発生してということになれば、そういうことをお願いしなきゃならないということもあり得たかなというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

作っていただいた食材費を保護者が負担するわけですから、使わなかった食材費は別に負担しなくていいんじゃないですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

当然、食べなかった給食でありますので負担をする必要はないという部分は当然理解できるところではございますけれども、先ほど申し上げましたように、それらが保護者負担にならないようにするというのがこの補助金の趣旨でございますので、結果としては保護者にそういったご負担をいただくことなく、給食については実際にご負担いただくことはなかったというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

このコロナのことがいつ終息するか分からない状況ですので、またこれからもこういうことが起こるか分かりません。そんなときに、やはり学校給食をするということは、食育にその地域の方に関わってもらおうということにもなりますけれども、経済を回すということにもなりますよね。これは保護者の負担、保護者の負担ということでは言われていますけど、給食に関わっていただいている

地域の事業者さんのことを、教育委員会が考えなかったら誰が考えるんですかね。そこはやっぱり考える仕組みを、今回の条例を通してきちんとつくっていかないと給食がきちっと続けていけないことになるんじゃないかと思うんですけど、所感がありましたらお願いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

当然、そういった長期の臨時休業などに伴います経済的な影響というものは、当然想定できるものでございます。今回の場合の臨時休業の対策補助金という、これは一つのその一端となる対策ではあるかとは思いますが、それ以外にも食材の活用であったりとか、それから給食再開後というものを踏まえた、特に、保存できるような食材についての活用を含めて、様々な手法や制度というものも事業者さんのご判断の下で活用できるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

給食に買い取ってもらえるということを保険に農業をしておられる方もおると思いますので、本当に給食ということがただの本当、保護者負担というこういう端的なものだけじゃなくて、きちんと考えていただきたいなと思います。そのことを申し添えまして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして議案質疑させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、住宅取得支援事業についてお伺いいたします。

まず、こちらおさらいとなりますけれども、事業概要と背景、こちらをおさらいさせていただくとともに、また補正が必要になった経緯について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

住宅取得支援事業のまず事業概要でありますけれども、人口減少社会であっても、一定のエリアに人口密度を維持することで日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である居住誘導区域内に新たに住宅を取得また転居される方に対しまして、補助金を交付することにより定住を促し、中心市街地の活性化を図る事業でございます。

この事業の補助対象につきましては、居住誘導区域外から居住誘導区域内にある新築または中古の戸建て住宅を購入されて転居される場合が対象となります。

補助金額につきましては、新築住宅の場合は上限を20万円として取得額の1%、中学生以下の子供がいる子育て世帯については、上限を10万円として取得額の0.5%を加算しております。中古住宅の場合は上限を10万円として取得額の1%、中学生以下の子供がいる子育て世帯につきましては、上限を5万円として取得額の0.5%を加算するものでございます。

今回補正に至った経緯でありますけれども、居住誘導区域内の新築・中古住宅を取得して居住誘導区域外から転入・転居される件数が想定以上に多かったということで、需要に対応すべく当初予算200万円から400万円の増額補正を提案させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

申請が想定以上に多かったということですが、ではまず、申請とこの交付の状況についてもお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本年8月末までの申請交付状況につきましては7件、190万円の補助金を交付しております。そして9件、240万円の申請希望者がいる状況でございます。そのため、補正額につきましては申請の希望者9件分の240万円と、今後月1件程度の申請を見込みました8件160万円を合わせた合計17件、400万円の増額を提案させていただいております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これまでの申請状況と、また今後の見込み、積算根拠についてもご説明、確認させていただきました。

それでは内訳について伺っていきたくと思いますが、子育て世帯には助成金を加算するというところでございます。その加算効果というのはどれほど出ているのか、子育て世帯の住宅取得にどれほど影響が出ているのかについて伺いたく思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

令和2年度の交付決定の状況でありますけれども、7件、これまで190万円でございますけれども、そのうち新築で子育て世帯が7件のうち6件、中古住宅の取得が1件となっております。また7件中、県内からの転入が3件、市内の転居が4件でございます、その住宅取得の地域につきましては井田川居住誘導区域が3件、亀山中央居住誘導区域が4件でございます。

参考までに令和元年度、昨年度の数字もご答弁させていただきますと、令和元年度14件、補助金375万円でございます、そのうち新築で子育て世帯が11件、それ以外の新築が2件、中古が1件という状況でございます。また、その14件のうち県内からの転入が7件、市内転居が7件でございます、住宅取得の地域につきましては井田川居住誘導区域が6件、亀山中央居住誘導

区域が8件でございました。

この事業でありますけれども、昨年度から行ってきたというところがございますけれども、昨年度の補助金の交付済みと本年度のこれまでの補助金交付済み及び申請希望者を合わせますと合計30件になっておりますが、そのうち県内転入が15件、市内転居が15件と半々の状況でございます。子育て世帯については30件中の23件と約8割を占めておるというところがございます、この住宅取得支援事業でありますけれども、人口減少社会の中にあつての市外からの居住の誘導、さらに子育て世帯の定住支援にも貢献をしておるということで、一定の人口の維持と中心市街地の空洞化対策に大きく寄与をしていると、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

子育て世帯に非常に人気のある支援制度になっているなという印象です。

また、それ以外の内訳、市内・市外からのということも教えていただきましたけど、これも約半々であるという状況でございました。

市外からの転入に関しては、これはまさに移住促進の効果というのものもある、これ一つ重要なポイントなのかなと思います。市外からの移住希望者に対して本事業、PRというのは今までどういふふうに行ってきたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市外へのPRということでありまして、この事業につきましては市のホームページで掲載をいたしまして、さらに開発事業者とか建築関係者の方へもPRのほうをさせていただいておるところでございます。そのために、現在住宅の購入とか建築の際には、その開発の事業者とか建築関係者の方から建築主さんへの制度の紹介やご説明もいただいておりますというケースも多い状況でございます、今後もPRに努めてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これは、この制度は移住支援、直接の資金的な支援という点では、数少ない支援策の一つだろうと思います。ぜひそういったところも活用していただいて、補正として400万円計上しておりますけれども、現在申請していただいているそれ以外の部分に関しても、市外からの転入者もぜひPR、これからも積極的にお願ひしたいなと思います。

実施の詳細と補正の内容、今後の見込みについてもいろいろ伺ってまいりまして、おおむね順調に推移されているのかなと思いますけれども、ちょっと1点別の角度から伺いたいと思います。

本事業、中心市街地の求心力向上、ひいてはコンパクトシティの実現というところにつながる。また、先ほど申し上げましたが、本市唯一の移住支援に関わる助成金ということで、有効性について十分理解しておるところであります。

一方で、居住誘導区域外の、特に郊外の既存集落地、そういったところ、いわゆる地域型居住地

と言いますけれども、ここの若者の減少であったりだとか過疎化を促すのではないかと、そういった指摘もあるのも事実です。実際のところ、先ほど確認したように約半数は市内からの移動を促しているということでございます。この本事業に伴う郊外の既存集落地など、いわゆるそういったところからの若者の転出、人口減少を促しかねないという、ある意味、言い方によってはマイナスの側面ということに関して、これどのような所見をお持ちか伺いたと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、先ほども申し上げました市内転居と市外の転居半々ということでもございましたけれども、その市内転居の大部分が、居住誘導区域外のマンションにお住まいの方が住宅を取得されるというケースが多いということで認識をしております。そのような中で、亀山市立地適正化計画におきましては、その立地適正化の基本的な考え方といたしまして、若者の定住促進によりまして都市の価値と魅力の向上、都市力の向上をしていくとしておるところでもございまして、そのまたコンセプトといたしましては、コンパクトシティー・プラス・ネットワークとありますけれども、これは中心市街地が今後も中心市街地として機能や役割をしっかりと担っていくと。また、周辺ともネットワークでしっかりとつながることで、人口減少社会において持続的な都市を目指していくというものでございます。そのために、周辺部を含めまして地域の様々な課題について取り組むために、現在、地域まちづくり協議会の支援にも市としては努めておると考えておりますし、ネットワークとしての公共交通におきましては、自主運行バスや乗合タクシー等もしっかり進めておると考えておるところでございます。

このことから中心部、また周辺部という言葉は悪いかも分かりませんが、そのどちらかという視点ではなく、市全体として若者の定住を促進することによりまして都市力が高まって維持していけるような、そんなことからハード・ソフト両面から今後も取り組んでいきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひこの事業の理解をできる限り多くの市民の方から得られるようにも、中心市街地だけではなくその周辺のまちづくり、そういったコンパクトシティー・アンド・ネットワークという話もありましたけれども、市全体の取組として全市的に行っていただきたいなと思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

そのネットワークの部分に入りますが、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について並びに報告第9号の決算に関する附属資料の提出について、こちらの第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、地域生活交通再編事業について、こちらの項目に移りたいと思います。

まずこちらの事業概要のおさらいと、本事業によって解決すべき政策課題とは何か、こちらを伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域生活交通再編事業でありますけれども、亀山市地域公共交通計画に基づきまして日常生活における移動困難者の最小限度の移動手段を確保するために、コミュニティバス等の効率的・効果的な運行を図っているものでございます。

政策課題でありますけれども、まずは全体的な課題といたしまして、コミュニティバスと地域公共交通の継続・維持と財政負担の在り方であろうと。費用対効果も考慮しつつ、利用促進を図る必要があると考えております。このことから、コミュニティバスにつきましては利用促進を行うとともに、一部未再編のバス路線や多様な運賃体系を、各路線の機能に合わせて再整理する課題があると考えております。また、乗合タクシーでありますけれども、さらなる事業の定着に向けまして利便性の向上を図る必要があるということから、AI配車システムによります自動配車やスマートフォンからの予約などの実証実験を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それではまず、コミュニティバス路線を中心に伺っていきたいと思います。

コミュニティバス路線の令和元年度の事業成果と課題について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

コミュニティバスについての事業成果と課題ということではありますが、まず事業成果であります。効率的・効果的な運行を行うため、亀山市地域公共交通計画に基づきバス路線の再編を進め、地域の利用者ニーズを踏まえた運行を図ってまいりました。また、昨年度につきましては、バス路線の沿線地域との意見交換、またイベントでの利用促進PRなど国や県、近隣自治体、またさらにバス事業者と連携をしながら実施をしております。減少傾向にある利用者数の維持・増加に努めてまいりましたが、結果的には利用者数が減少したところでございます。

今後におきましても、引き続き利用促進や利便性の向上を図ることで、より多くの方にバスをご利用いただき、バス路線を維持していく必要があると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、ちょっと提出させていただいた資料をご覧ください。

コミュニティバス路線の実績ということで表にまとめさせていただきました。平成30年と令和元年で比較できるようになっておりますけれども、総利用者数のところを見ていただくとコミュニティバス、この西部ルートを除きまして軒並み減少傾向にあるということが分かります。こちらちょっと合計が書いていないんですけれども、この利用者数の合計を見まして、先ほどもちょっと話が出ておりましたけれども亀山市地域公共交通計画、ここに目標数値というものを掲げられておりますけれども、コミュニティバス路線の利用者の総数というのは目標を達成することができている

のかどうか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市地域公共交通計画に上げておりますバス利用者数の目標数値でありますけれども、各コミュニティバス路線におきましては前年度の利用者総数、1便当たりの平均乗車人員数とともに前年度実績以上の数値としておるところでございます。それで合計の利用者数でありますけれども、平成30年度が9万296人、令和元年度が8万7,443人ということで、2,853人合計では減少しておりますので、目標は達成していないということになると思います。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

大変厳しい数字だなという印象を持ちますけれども、なぜこの計画、目標を達成することができないのかというところ、その原因について見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

バスの利用者数でありますけれども、全国的に減少傾向にあるという中で、特に地方都市におきましては自ら自動車を運転される高齢者の割合が高いということ、さらに少子化によりまして学生の通学利用が減少してきているということも主な要因と考えております。本市も同様であると認識をしております。

これに加えて、令和元年度でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ということがございまして、外出の自粛、さらに学校の臨時休校などがあったということも、この減少の要因になっていると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと令和元年度と平成30年度の比較しか載せなかったのも、ちょっとそれ以前のやつは分からないですけど、確かにコロナの影響というものはあったんだろうと思います。それでもやっぱり、全国的にも確かにそのとおりだと思います。減少傾向にある、これはやはり事実だろうと思います。

ただ、一方でいい面も見ていきたいんですけれども、バスでしか実現できない利便性というか、市民の交通ニーズを満たすことができる、そういった部分もあると思います。そこに関してはどのような見解をお持ちか、これも確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

バスの有効性ということであるかと思いますが、利用者が安心して利用できるという定時

制、安全性、さらには輸送性があるということから、朝夕の通勤・通学、昼間帯の買物や通院といった利用に応じて幅広く活用できることであると考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、もう一度先ほどの資料を見ていただきたいと思います。

バスでしか補えない交通ニーズというものも当然重視していかなければなりません、一方で、ここちょっと決算額全部合計を入れていないんですけれども、コミュニティバスだけで決算額約9,300万円でございます。地域生活交通再編事業のほとんどを占めております。1人当たりの経費というものをちょっと右のほうにつけさせていただいたんですけれども、資料のとおりおおむね1,000円から2,000円の間を推移しております。これらも踏まえまして、この事業の費用対効果ということに関してはどのような見解を持つか、こちらも確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

コミュニティバスにつきましては、バスの運行委託料が年々増加をしております。令和元年度の決算額でさわやか号が約1,700万円、その他の5路線が約7,630万円、合計で約9,330万円となっております。また、利用者数から1人当たりの運行経費を算出しますと、さわやか号で516円、最も高い東部ルートで1,704円、6路線の平均では1,068円となっております。このことから、利用促進と併せましてバス路線の再編による利便性の向上、それに効果的・効率的な運行と運賃体系の見直しなども行いながら、財政負担の軽減に取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほどから利便性の向上というところをおっしゃっていただいておりますけれども、実際その利便性の向上、どこまでその可能性があるのかというところがちょっと気になります。そうやって利用促進、こういったところも当然大切なことで、地域でも取り組んでいただいているところでもありますけれども、行政に期待されている改善策、やっぱりここはもう抜本的に利便性の向上をしていただきたいという声やはり多いというのが事実であります。当然、地域交通というのは乗合タクシーなどほかの公共交通との連携が大前提であるというふうに理解しておりますけれども、まずこのコミュニティバスだけで達成すべき目標を達成できていないので、コミュニティバスの利便性向上、ここもやっぱり真剣に考えていかなければいけないのかなと思っております。

では、その費用対効果について、実際のところなかなか厳しいところもあるかなと見解を持っておりますけれども、利便性の向上の可能性、これに関して実際どこまでやっていけるのか、具体的な取組としてどういったものが、どういった改善が考えられるのかというところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利便性の向上ということでありますけれども、現在のコミュニティバスの中で使っております車両でありますけれども、ＩＣカード対応の車両もあるということで、まずはＩＣカードの導入に向けて実証事業などをするということも考えられるかと思えます。さらに、定期券の導入等も考えられるところがございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ＩＣカードなど定期券、そういったところ、やっぱり附属的な改善というものだと思います。やっぱり抜本的にダイヤの改正、増便、そういったところなかなか難しいというふうに理解はしているところもあるんですけども、ここをやはり潜在的なニーズとしてそういったことを必要としている、そういった事実はあると思えます。そういった抜本的な利便性向上というところは実際のところどのようにお考えなのか、ちょっとここも伺いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

抜本的な課題の解消ということでありますけれども、基本的に亀山市地域公共交通計画に基づきまして現在進めておるところでございます、この計画につきましては令和3年度が最終年度ということになっております。現在の課題の解決に向けましては、来年度に計画を見直していく中で市内の全バス路線の乗降調査とか市民アンケートも実施をしながら、地域公共交通会議においてその課題の改善に向けて議論を重ねていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

調査を行っていくというところで、実際のところそれがどこまで可能なのかなというところが、ちょっとなかなか解消されないなというところがあります。

ちょっとここに関して、市長自身、このバス単体での改善がどこまで可能であると考えているのかというところをちょっと伺いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

なかなか限界はあろうかというふうに思っておりますが、ＩＣカードの導入とか定期券、特に学生であるとか通勤でこういうものが導入できればというふうには思っております。

今利便性の中で、今までのコミュニティ系のバスの再編でかなり丁寧に様々な地域の実情やそのバランスを考えて再編を行ってまいりました。例えば様々な地域のダイヤを増やしてほしい、あるいはバスの停留所をここにも欲しい、ここにも欲しい、こういう話を聞いてまいりますと、結果的にルートが非常に複雑になったり時間がかかって、利便性の向上とは逆の方向へ行ってしまいうケー

スも、やっぱりこれもあるということをご理解いただきたいと思います。

したがって、全体最適をどのように構築するかというのがこのバスの再編の大きなテーマでございますし、あと運賃収入と全体の費用対効果のバランスというの、できる限り地域公共交通には公費を導入して回してきておるところであります。さてそれらの全体のバランスをどのようにするかというのは本当に難しいところあります。したがって、限界はあろうかと思えますけれども、その最善・最適なところにつきましては、地域公共交通会議等々、様々な英知を結集して努力をしていくということで、そこが難しいところであるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

限界があるという中でも、全体最適を追求していくということだと理解しました。

ただその一方で、今後はやっぱりより効率的で有効性の高い、また費用対効果も高いバスの運行の在り方、地域公共交通の交通同士の連携の在り方、こういったことをさらに考えていかなければいけないということは明白だろうと思えます。そこで期待するのは乗合タクシーでございます。A Iの話も先ほど部長からも出ましたけれども、このA Iシステム導入に至る背景とその概要、また、この先どこまで改善することができるのかの展望についても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

A Iシステムの導入でありますけれども、乗合タクシーの制度の定着と併せてさらなる利便性の向上を図るということから、三重県の補助金を活用いたしまして自動配車、またスマートフォンからの予約などを行う実証実験を本年度中に予定をしておるところでございます。

この配車システムでありますけれども、当日予約の際に最も停留所に近いタクシー車両が効率的に配車されるということから、乗車されるまでの待ち時間が短縮されるという効果、利便性が向上できると期待をしておるところでございます。また、併せましてタクシー車両の効率的な運用を図れるということでも乗り合い率の向上にもつながりますし、運行経費の縮減にも効果があると考えておるところでございます。

乗合タクシー制度でありますけれども、利用率も向上してきておるところでございますけれども、今後におきましても高齢者の方、さらに免許返納者が増加していくということから、市内全域をカバーいたします乗合タクシーにつきましては、利用者にとってなくてはならない公共交通手段になっていくものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これが最後になりますけれども、コミュニティバス路線と乗合タクシーのベストミックスをこれから新たに考えていくということが必要ではないかなと、私個人は考えております。

さきに申し上げてまいりましたように、バス路線が低迷している、費用対効果も厳しい、利便性

向上にも、先ほど市長からもありましたとおり限界が見えておると。その一方で、乗合タクシーのほうは利便性向上、事業拡大の可能性、また利用者増の傾向もあると。であれば、今後乗合タクシーとバス路線の連携というものは、AIシステムなど先端技術を駆使しつつ、効果的かつ費用対効果の高い新たな展開、これが必要だと考えられます。

そこで、地域公共交通会議の会長として副市長に最後に伺いたいんですけども、間もなく地域公共交通計画の更新時期でもございますが、地域生活交通再編事業、今後どのように改善していくのか所見を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

地域公共交通体系の目標とか将来像の話ですけども、先ほど部長が申し上げたように29年に策定した交通計画がございます。そこでは市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまちというふうになっております。これも部長が申し上げましたが、本計画は令和3年までの5か年の計画で、来年、その見直しをする必要がございますが、その見直しの中では、当然現計画の検証というものを考えていく必要がございます。議員もおっしゃったように、乗合タクシーの役割というのはますます今後大きくなるというふうに考えると同時に、これも議員おっしゃいましたけれども、バスとタクシーのよりよいマッチング、これも考えていく必要があろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、将来的にも今も変わらないんですが、バス、乗合タクシー、一般タクシーに鉄道も加えたいいわゆる公共交通のネットワークが市民にとってより効率的・効果的に確保されて、それによって市民自らの安心・安全で健やかな生活ができているというふうなものを目指すべきであろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ新たな連携、そしてまた地域との連携をますます活発に進めていていただきたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時24分 休憩）

（午後 3時32分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第59号令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてから質疑をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

まず、当年度純利益2億5,136万308円について、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

当年度純利益でございますけれども、令和元年度亀山市水道事業会計当年度純利益につきましては2億5,136万308円で、例えば平成30年度の2億2,649万7,903円と比べますと、2,486万2,405円増加いたしましたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

前年度よりも2,486万2,405円増加したということですが、期間が3月31日で締めるということになっていますので、普通の税のあれとは違いますけれども、今年度コロナの関係で何か影響があったかなというふうに思ったりもするんですけれども、そういうコロナ関係とあまり関係がないのかあったのかということら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

令和元年度決算につきまして、コロナウイルスの影響はないものと判断しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今後の見通しでございますけれども、令和元年度の給水収益につきましては11億1,491万8,857円で、前年度と比べ85万7,452円の減で、ほぼ同程度となっております。また、水道使用量もここ数年大きな変化もないことから、次年度以降も同程度の給水収益が見込まれるものと考えております。

一方、営業費用に関しましては、管路やポンプ施設等の老朽化に伴い、委託料や修繕費の増加が見込まれますことから、計画的な点検や適切な維持管理により費用の増加の抑制を図るとともに、有収率の向上、収納率の向上に努め、健全な事業運営を進めてまいります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の状態で健全な運用を図っていくということなんですけれども、それではキャッシュフローの計算書についてちょっとお伺いしたいんですけれども、資金の増加額についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

令和元年度の資金増加額につきましては、2,889万3,734円となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは期末残高についてはどうですか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

令和元年度亀山市水道事業の資金期末残高につきましては、資金期首残高6億6,537万9,067円に、資金増加額2,889万3,734円を加えた6億9,427万2,801円となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、今後の見通しについて少しお伺いしたいんですけれども、その辺は工事費とか今回たくさんあったと思うんですけれども、今後どのような見通しであるかということをお伺いさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

資金期末残高の今後の見通しでございますけれども、この資金期末残高の金額につきましては、3月31日現在の金額であるため、工事負担金の未収金や建設改良費の未払金などにより、資金残高には影響が出てまいります。そんなような中で、今後の見通しにつきましては、老朽管路の更新や施設の耐震化に必要な財源を確保するため、平成30年4月に水道料金を改定し、建設改良費につきましては、平成30年3月に策定しました亀山市新水道ビジョン及び令和2年3月に策定しました水道事業経営戦略に基づき、配水管、水源地や浄水場などの施設の老朽化整備、耐震化整備について毎年4億円程度の建設改良を実施する計画でございます。今後数年間は資金残高の減少を見込んでおりますが、起債償還金の減少に伴い、資金残高は回復する見込みでございます。今後も継続して健全な事業運営を継続していくため、資金確保に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今のところ大きな事業とかそんなはないけれども、今後新たな件数が増加してくるということも考えられると思いますけれども、現在もある程度、新規の件数が増えてきておるので増加しているんだと思うんですけれども、今後も宅地とか企業の立地が増えてくる可能性もあると思うんですけれども、その辺も見越しての判断でよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

本年度や当年度純利益につきましては、昨年度と比べ2,486万円程度増加しております。これにつきましては、今議員ご指摘のように給水加入金、給水の加入の申込みが前年度と比べて35件程度増加しております。こういったことに伴って当年度純利益が増加したというような状況でございます。こういうことも含めて将来についても考えていき、資金確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それではキャッシュフローについてなんですけれども、資金期末残高の増減について、まずお問い合わせをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

資金期末残高につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、資金期末残高につきましては6億9,427万2,801円となったところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

昨年度、たしか川崎のほうでポンプが壊れたということがあったと思うんですけれども、ああいう緊急的なことが起こるということもあるので、職員というのは何時であろうとその対応に行かんなんらんと、そういうことがあったかと思うんですけれども、そういう中では職員というのは本当に24時間体制で、病院とかと一緒にかなあと思うような、そんなことがありましたけれども、あれを見ているとなかなか水道の事業者というのは厳しいなあというような思いがありましたんで、そこは本当に大変だったかなあと思います。一晩中やられていたんじゃないかなと、夕方ぐらいに何か情報が入って、それからその夜一日ずっと明け方までされていたということで、そういうことがしょっちゅうあるわけではないんですけれども、いつも健康を留意してやっていかならんだろうし、ちょっと一杯飲みに行こうかということもなかなかできやんのではないかなと思いますけれども、市の水道職員というのものもある程度大変なことだなあというふうに感じさせていただきました。

それから、この退職金についてちょっとお聞きしたいんですけれども、退職金というのは水道の事業の中で退職金の積立てというのはしていると思うんですけれども、異動なんかしますよね、違

う部署に。異動したときはそれを持ち越していくのかどうなのかということをちょっと確認したいんですけど。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

退職給付金でございますけれども、これにつきましては平成26年度の地方公営企業会計制度改正のときに、退職給付引当金の計上を義務づけられております。これによりまして、あくまでも公営企業の在職年数に応じて退職給付金を負担するというようになってございます。例えばですけれども、水道事業に従事した職員の在職期間に応じてその水道事業のほうでその部分を負担するというところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。

それでは次に、議案第62号令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について、お伺いしたいと思います。

当年度の純損失が8,591万6,560円ということになっています。これはかなり、今までの経営状況からいくと、大体1億2億という負債が、損失があったわけなんですけれども、かなりこの当年度の純損失が減ってきたというふうに考えていいと思うんですけれども、この要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

当年度の純損失は8,591万6,560円で、昨年度の1億987万2,890円と比べ2,395万6,330円の減少となっております。この純損失の減少につきましては、医業収益のうち入院収益及び外来収益が前年度よりも大幅に増えたことが主な要因でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それはやっぱり外来収益が増えたということは、コロナに関連したということですか。それが多いのかどうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

令和元年度の決算ですので、直接コロナには関係しておりません。

具体的には、まず入院収益の増収につきましては、入院料におきましてより基準の高い診療報酬を算定できるように入院の受入れ体制を整え、また医師事務作業補助者を配置して医師の職場環境整備などを図ったことによりまして、新たな診療報酬の加算を算定できるようになったものでござ

います。その結果、入院単価が増加したことによるものでございます。

外来収益につきましては、昨日もご答弁申し上げましたけれども、整形外科での骨粗鬆症の診療において、新たな検査や注射等を積極的に導入したことが増収の要因につながったというようなことで分析をいたしております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後その機器などの購入とか、今までもあったと思うんですけども、そういうのはなかったのかどうか、令和元年度にですね。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

病院経営上、起債とか起業債の借入れはございますが、基金はございません。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

基金じゃなくて器械ですね。器具。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

公営企業会計でございますが、当年度の経営活動による収入及び支出を表す収益的収支と、設備投資等に関する取引に基づく資本的収支の2本立ての予算になっております。純損失につきましては収益的収支の差引きにより生ずるものでございまして、一方で設備投資に関する支出につきましては資本的支出に計上されるために、直接的には収益的収支の差引きである純損失には直接的には影響はございません。

それで今お尋ねの機器でございますけれども、令和元年度におきましては資本的支出の建設改良費として処理しておりまして、令和元年度の建設改良費の決算額は1億5,919万900円でございます。その主なものとしまして、まず工事が給湯配管更新工事、あと器械備品が眼科手術用顕微鏡システム、FPT画像制御システム等でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、議案第55号の令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、まず地方特例交付金1億8,349万5,000円についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地方特例交付金でございますが、例年は4月・9月の年2回交付となっておりますが、令和元年

度におきましては、例年の交付だけではなく3月に交付があり、計3回の交付となっております。

4月と9月の交付につきましては、個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金といたしまして、合計6,267万6,000円が交付され、前年度と比較しまして1,042万1,000円の増となっております。

令和元年度の地方特例交付金につきましては、決算額は1億8,349万5,000円であり、前年度と比較いたしまして1億3,124万円の増となっております。

増額の要因といたしましては、昨年10月から施行されました幼児教育・保育の無償化における財源といたしまして、令和元年度限り交付されます子ども・子育て支援臨時交付金が1億2,081万9,000円、3月に交付されたことによるものでございます。

なお、令和2年度以降の幼児教育・保育の無償化における地方負担額につきましては、普通交付税において基準財政需要額に算入されることとなっておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今回の令和元年度の一般会計の決算なんですけれども、午前中も櫻井議員が質疑をされていましたが、やっぱりその財政力指数というのが落ちてきていると。今、0.9ということなんですけれども、これからコロナの関係とかいろんな関係でも経済状況が悪化してくる中で、非常に厳しい状況にはなってくると思うんですけれども、今まで1を超える、櫻井市長が就任してから、シャープの誘致とか企業誘致があって、そういう形の中で潤沢というか、財政力指数が1を超える時期があったわけなんですけれども、ここにきてこういう1を割ってくる状況になってきて、かなり今後厳しい財政状況になってくるんじゃないかというふうに思うんですけれども、市長がこの現状についてどのように、そして今年度決算、来年度にもあれですけれども、どのように評価をされているのか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

財政力指数の状況、それから令和元年度の決算、これについてどのように感じておるかということ、午前中ですか、櫻井議員にもお答えをさせていただいたんですが、私が就任させていただく前の年、いわゆる平成20年度の市税収入が146億ございました。この年の財政力指数が1.447と、こういう数字でございました。午前中1.3と申し上げたんですが、1.447でございました。それから21年、22年、23年、24年と、毎年市税が10億ずつ減っていく状況でございました。いわゆるリーマンショックの直後からの大きな潮目が変わる状況でありましたので、平成24年の市税収入が103億であったと記憶をいたしております。この3年、4年で40億の市税が減少すると、こういう急激な変化にいかに対応するかというのが当時の大きな課題でございました。

その平成23年がご案内のいわゆる普通交付税の不交付団体から交付団体へ変わる年で、いわゆる財政力指数が1を切った年であります。この年、1を切って0.970ということで、その後9年間、1を切った状態で0.9台で動いてきたということでもあります。

いずれにいたしましても、そういう税収が減ってくる大きな流れの中で、当時の平成21年段階では、非常に今回も議論いただいておりますが、四十数億あった財調が、平成24年度には、いわゆる25年の予算編成時点でゼロになると、そのままいくと。ということで、様々な大規模な事業を見直したり、行革をスタートしたところでもあります。したがって、そういう努力もいろいろ状況状況で重ねながら今日を迎えておりますので、現在0.9という数字につきましては、税収全体が当時としては100億を切ってしまうというのが平成25年度の中期の読みでございましたので、何とか今の100から110億前後を何とかしのぎながらきっておくというのも現実であろうかというふうに思っております。

したがって、令和元年度の決算につきましても、今までも申し上げてきておるところでございますが、総合計画の前期基本計画に掲げました事業、それと219の事業を動かしておりますが、219の事業と財政の健全化、そのバランスといいますか、一定の両立が図られてきたものというふうに感じておるところであります。

課題は幾つかあるかと思っておりますが、令和元年度につきましてはそのように認識をいたしておりますし、今後につきましても、財政力指数というのは基準財政収入額と基準財政需要額で、これを割って得た数値でありますことから、基準財政収入額の増加を図るということでこの指数は高められるものでございますので、税収確保を図るための積極的な企業誘致活動に取り組むなど、引き続きまして適切な政策判断と、第3次の行財政改革大綱に掲げる取組を着実に進めていく必要が今後もあるかというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

シャープが誘致されて、それでその固定資産税というのが莫大な金額が入ってきて、そういう条件があったから今の亀山市があるわけで、またそれが同じようなシャープ級の企業が立地されれば、また亀山市もそういう潤沢なことにはなるんだろうとは思いますが、今答弁されましたけれども、本当にこれは切り詰めていかないと非常に厳しい財政状況になって、次なるいろんな大きな事業ありますけれども、それがリニアとか庁舎とかいろいろありますけど、なかなか厳しい状況になってくると思っていますので、その辺しっかりと財政運営していただきたいなあというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第50号から議案第68号までの19件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第9号から報告第16号までの8件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

総務委員会

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第63号 財産の取得について

教育民生委員会

議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第64号 財産の取得について

産業建設委員会

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第65号 市道路線の認定について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第60号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第61号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第68号 専決処分した事件の承認について

○議長（小坂直親君）

次に、日程第2、請願第1号から日程第6、請願第5号までの5件を一括議題とします。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号防災対策の充実を求める請願書、請願第4号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第5号亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
要 旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
要 旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 5
---------	-----

受 理 年 月 日	令和2年9月4日
件 名	亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市野村1丁目1-7-2 亀山の学校給食を考える会（じゃがまる会） 代表 曾我部まゆみ
要 旨	亀山中学校及び中部中学校において、『みんなで食べる給食』を早期に実施するよう請願する。
紹 介 議 員 氏 名	中崎孝彦、伊藤彦太郎、服部孝規、森 美和子、前田 稔
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（小坂直親君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さまでございました。

（午後 4時05分 散会）

令和 2 年 9 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和2年9月9日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局	長	井分信次	書	記	水越いづみ
書	記	村主健太郎	書	記	西口幸伸
書	記	大川真梨子			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

3つ、今回はテーマで取り上げました。学校給食について、新型コロナウイルス感染症対策に関連する企業支援について、それから土地や空き家の整理についてということなのですが、まず最初、学校給食についてということなのですが、9月4日に亀山の学校給食を考える会、通称じゃがまる会によって、亀山中、中部中学校にもみんなで食べる給食をということで、署名が9,525通提出されたということがあったんですけども、この署名が提出されたことについて、市長、教育長がそれぞれどのような所感であるか、どのように受け止めているか、まずお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

先日、9月4日の日に7名の方が来庁されて、署名を受け取らせていただきました。

コロナ禍の下、また猛暑の中、3か月に及ぶ運動を展開されたというねぎらいの言葉を言わせていただきました。

その後、署名の中身も拝見させていただき、お一人で市外、県外を含む家族、親戚の方のお名前も列記されていると、こういうのが署名というものなんだなあと私、初めて受け取りましたので、そういう感想を持ちました。

同時に、市民の一定の人数のご意見を頂戴したと思っております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、市長も指名させていただいたんで、よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

先週末に教育長のほうから、今、答弁ありましたが、活動団体じゃがまる会の署名を受け取った旨の報告を受けました。また、同日、同団体の役員、代表の方と面談をさせていただき、同団体より市に対しまして要望書を頂いたところでございます。

ご案内のように、市行政並びに教育行政に対しましては、常日頃より市民はじめ各種団体などの様々な立場の方々から多様なご要望をいただいております。

お尋ねの教育委員会に対して提出された署名につきましては、学校給食に関する明確なお考えをお持ちの皆さんが中心となられて、その活動を取り組まれたものと思っております、そのご尽力に敬意を表したいと感じておるところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

びっくりするのが、署名というのは、何か意見だったり意思というのがあって集めるものだと思うんですけども、そういう意見を受けて、今後政策だったり方向性というのはどういうふうに思われましたかというふうに聞いたんですけど、集まってきた署名を受け取って、頑張ったねとか、一定の意見が集まっているんだねという、何というんでしょうかね、状況説明のような答弁が返ってきてしまって、いささか驚いているんですけども、つまり、今の亀山市の学校給食の進み具合というものに関して、不満があるからこういう署名が出てくるということなんですけれども、それについて、署名を受けて、今後どうしていくのかという答えにはならないんですかね。もう一度お伺いします。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

小学校のような給食を亀山中学校、中部中学校でも早期実現してほしいという強い思いを持っている方々が中心となって市民運動として展開されようとしたのだと受け止めております。

その受け取った際に、報道機関の方も見えましたので、コメントを求められましたが、私ども署名を受け取る、受け取らないに関わらず、秋から次の総合計画作成の時期が今年と来年ということですので、秋からこの給食の問題について、教育委員会で協議を重ねまして、遅くとも年度末にはもう一步踏み込んだ展開を教育委員会として出そうという考えを当初から持っておりましたので、そのことをお伝えしました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

その方向性がどうなりそうかというのは、まだ今の段階では教えてもらえない、明言してもらえ

ないような形ですかね。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育委員さん4名の方を加えた合議制ということですので、協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、2つ目のところに入っていきたいと思うんですけど、昨日、決算の話も出ていたんですけども、そろそろ旧市町、旧亀山市と旧関町が合併して15年近くたつ、一本算定といってそれぞれ2市町分で交付税が計算されていたのが、一本算定になってくるぐらい年月がたってきているということなんですけれども、やっぱり旧市町によって対応に差が出ているということなんですけれども、私もいろんな議員が質問をしていて、合併して同じ市になっているのに、特に子供たちの間でやっぱり差が出ているということに関して、ちょっとおかしいなというふうには思ったんですけども、市長、この合併してから給食の内容が違う、子供たちによって条件が違うということに対してやっぱり私はおかしいと思ったんですが、その辺り見解をお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成17年度の合併時におきまして、ちょっと正確な数字は記憶しておりませんが、百の単位で調整事項、調整項目がA段階とB段階に分かれて両市町の協議が進められたものであります。

その時点、あるいはその時点で結論が出ていないものにつきましても、合併後その調整を図るということであったかというふうに理解をいたしております。

その中には、これは様々な議論もあろうかと思いますが、中国と香港のああいう例がありますが、一市二制度がいかげなものか、あるいはそういう議論というのは当然、当時からあろうかというふうに認識をいたしております。

そこで、平成17年新市誕生以前からの旧市町での実施状況も踏まえまして、また亀山市の場合は合併時点では中学校給食はございませんでしたが、平成21年度の秋から中部中の選択制の給食スタート、亀中は23年度のスタートだと思っておりますが、そういう実施状況を踏まえて今日に至っております。その時々議論の積み上げの中で形成をされてきた結果というふうに捉えておりますので、とはいえ、現状としては、これも2つの方式によって給食実施を行ってまいりました中で、課題はありますが、一定のバランスは保たれているというふうには認識をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

すみません、食べているものが違うのに、何がバランスが取れているのかというのが分からないんですけども、もう一度お願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

食べているものが違うのにとというのは、その関中におけるセンター方式による給食、それと2中においては、持参される弁当かいわゆるデリバリー給食かということのその見解をとということですか。

先ほど申しあげましたように、現状はそのような状況というふうに承知をいたしておるところでございます。当然、それら給食の状況をどのように充実、発展をさせていくのか、これは当然、教育委員会でも様々な議論を今、重ねておるところでございますので、その違いというのは、先ほどそういう経過の中で、現状として段階的にこのような状況にあるということで、そういう意味でバランスが取れておるといふふうに申し上げたところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

デリバリー、私も活動をしている中で、今いろいろ意見とかも聞かせてもらったんですけども、やっぱり今の特に亀中、中部中の保護者さんというのは、今というか、もう中学生が大きくなって成人してというような保護者さんにも話を聞くと、いつか小学校のような給食が実施されると思っておるけれども、段階的にデリバリーになっておると。でも、結局それが実現されやんまま、子供が大人になってしまった。あるいは、もう子供が中学生になってしまって、そろそろ卒業やわというようなで、署名集めてくれた中には、現役の中学生で多分自分らは無理やと思うけど、後輩がそういう学校給食になってくれたらええなということで、集めに回ってくれた子たちというのがいるんですけど、やっぱりスピードが遅いと思うんですよね。やっぱり市長に聞かせていただくと、議論が後ろに戻るといいますか、そもそも給食がなかったのをデリバリーと弁当の選択制にしたという話を持ち出すんですけど、今の時点でやっぱり条件が違う。しかも学校給食法で、給食というのは教育と定められていると。教材と考えたときに、それぞれ提供されている教材に差があるということ亀山市は平気でやっているわけなんですよね。それっていかなもんかなというふうに感じるんですけども。

私はこの学校給食に関して、多分今までの議員って割と保護者だとか子供たちにとっての教育という観点で進めたい、やりたいという意見が強い人が傾向としては多かったかなあと思うんですけども、私はいつも、繰り返して言っていますが、自治体間競争に関して、やっぱり学校給食というもつながらる要素があるのかなというふうに感じております。だから、あまり教育委員会、委員会というよりも、これはもう首長の一言ですぐできるものだというふうには思っているんですけど、3番目の学校給食と亀山市への移住の相関性というところに入っていきたいと思います。

やっぱり意見を聞かせていただく中で、例えば、関中学校区に給食があるから、どうしても関中学校区に住みたかったけれども、いい土地の条件がなくて、泣く泣く亀山中校区、中部中校区に住むことになってしまったというような話を聞いたり、中学校給食がないということが分かっていたら亀山なんか住まへんだのにとというような意見を言われている方も実際聞いたわけなんですけれども、移住・定住というものを考えた上で、仕事、教育環境というのはすごく優先順位が高いものな

んだらうなど。というか、これはもう周知の議論だと思わなければならない、中学校給食が今の状況のまま亀中校区、中部中校区が小学校のような給食がないという状況で、亀山市が移住先から外れてしまうということがあれば、非常にもったいないことだと思わなければならない、その辺りは市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

移住の決断をいただく条件にはそれぞれのご本人、あるいはご家族の考え方、様々あるかと思わします。また、最終的には、今、少し事例として出された中学給食のある、なしというもの、それも中にはあるかと思わしますが、全体としては、様々な総合的な判断の中でご判断をいただいております。

昨日も移住促進の事業の現在の状況、あるいは居住誘導区域へのいわゆる市外からの移住者、いわゆる皆さん多分、今おっしゃられるようなことも当然検討の中の一つとしてはある方もあったかと思わしますし、それ以外の要素を重視されて選んでいただいた方も当然のことではあるとおわりますがというふうに認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

給食がないことによって、亀山市が選ばれないということも致し方ないというような答弁に聞こえてしまいました。

では、この給食でもう一つやり取りをさせていただいて、ちょっと問題なのかなというふうに思わったのが、移住を促進していく上で、やっぱりこれが目玉やから亀山市に住んでくださいと、これ、亀山市、売りでっせというのをつくっていく必要があると思わなんですけど、さっきも仕事と教育環境という2点というのはすごく優先順位が高いという話をさせてもらったんですけど、移住を促進していく上で、例えば教育的なものとして、これを売りにしたい、これを目玉にしようということをお新しく考えようとなったときに、担当する部署がないんですよ。

今回、移住ということに関して、産業建設部と、あと学校が関連するというところで教育委員会にも話を聞かせてもらったんですけど、あくまで移住したいという人を窓口で受けるのが産業建設部で、教育委員会は学校に通う、今ある学校について管轄をします。じゃあ、亀山市は教育的にこういう政策を打って、移住を促進していこうと考えたときに、どちらからも意見は出せないんですよ。教育的な施策というのを武器に亀山市が移住を促進していくためには、どうしたらいいんですか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、教育的という意味では、亀山市が評価はいろいろあるかと思わしますが、独自に積み上げてきた教育の風土や施策やそういうものについては、やっぱり亀山モデルと言われるものがたくさんあるというふうに承知をいたしております。

あわせて、給食も充実をさせていこうという思いで、当日も私も代表の役員の皆さんとも話しさせていただきましたが、決して後ろ向きになっておるのではなくて、例えば、その折にも話が出ましたが、亀山市の小学校給食、これは内外にやっぱり自校方式を取って独自の給食スタイルというのは非常に高い評価をされて、その方式をずうっと堅持をしていこうという方針の中に進めてきておるところであります。

給食だけにつきましても幾つかあろうかと思いますが、特色は。ただ、中学校給食は、今ご指摘のように現状でありますので、この全体をどのように充実していくのか、当然、教育委員会の中で現在、様々な検討を加えておりますので、しっかりその中で一つの方向を見いだしていくということが大事であろうと思っております。

おっしゃるように、教育的な強みをいかに出していくのか、亀山市としては教育的なこともそうですし、居住する環境とか、あるいはいわゆる子育て支援全般につきましても、一定の課題はありますけれども、トータルとしては子育て支援をしっかり前に進めていく定住促進のためのプログラムがまだまだ充実をしていかなくはなりませんけれども、現在としては、一つの本市としての大変大きな大事な政策分野の一つというふうに認識をして取り組ませていただいております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

分かりました。分かりましたというか、そうですね、今あるものではなくて、新しくこういうことをやっていこう、あるいは移住者から聞いた意見、移住候補者から聞いた意見というのを基に新しい取組をやっていく、あるいは移住を促進していくときには、こういうことがあったらいいんじゃないかなあというのを連携していく体制がないんじゃないかなあということ指摘させていただいたんですけれども、ちょっとなかなかかみ合わなかったみたいなので、今後もこういったところを意見、引き続きさせていただきたいなというふうに感じております。

では、続きまして、新型コロナウイルス感染症対策に関連する企業支援についてというところに入っていきます。

亀山エール飯チャレンジ事業というのが行われていたんですけれども、これ、飲食店の皆さんにも非常に好評だと。すごく申請がしやすかったり、スピード感があったり、手軽やったというので、金額的にもかなり助かったというようなところがあって、恐らく想定していたよりも申請件数というものは多かったんじゃないかなと思うんですが、まず、実績についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

緊急政策パッケージ第1弾であります亀山エール飯チャレンジ事業でありますけれども、5月8日に募集を開始いたしまして、7月15日まで申請を受け付けたところでございます。

申請件数でありますけれども、当初70件を見込んでおりましたが、亀山飲食業組合の「#亀山エール飯」や亀山商工会議所のおうちメシ、さらに亀山商工会議所青年部の亀山テイクアウトとも連携をさせていただきながら情報発信を行ってきた結果、最終的に当初見込みを上回ります99件

の申請をいただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

最初72件でしたか、70件ですか、想定されていて99件。チラシを見た方からも、こんなに亀山市って飲食店があったんかというような驚きやったり喜びやったりというような、好評やったと思うんですけど、ただこのエール飯チャレンジの参加条件というところで、例えば、ある事業者が2店舗以上飲食店を経営していても、1店舗分しか亀山エール飯チャレンジに参加できなかったというようなことがあったと伺っておるんですが、1事業者1店舗分しか申請できなかったということに間違いはないですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山エール飯チャレンジ事業につきましては、複数店舗を有する事業者であっても事業者単位での申請としておりまして、一律25万円の支給をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね、事業者単位ということで、2店舗持っていたとしても1事業者分ということですが、ちなみにこれ、うち2店舗、3店舗、複数あるんやけど、複数参加できるやらかというような問合せはありましたか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

複数店舗経営されている方、事業者からの問合せということでありまして、問合せにつきましてはなかったところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

亀山市も、そんなに数は多くはないんですけども、このケースに当てはまる事業者というのがいまして、中にはかなりお若い方が少し背伸びをしてといいますか、ちょっと頑張って2店舗以上出されているというのも聞いたことあるんですけども、亀山エール飯チャレンジ事業って、飲食店救済というのが目的だったと思うんですけども、これって2店舗経営していたら2店舗分苦しいわけじゃないですか。この募集内容、この内容で、実際、現実に即していないんじゃないのかなあと思うんですが、いかがですか。

あわせて、そういったことも含めて、募集の際に設定する条件についてどのような議論がされたのか、お伺いたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、制度設計の際でありますけれども、事業者単位とするのか、また店舗単位とするのかという議論も行っております。最終的に、今回の事業につきましては、あくまで事業者の経営支援という制度といたしまして、店舗数や事業規模、従業員数などに関わらず、国や県の給付金と同様の形になりましたけれども、事業者単位とさせていただいたところでございます。

そして、どのような議論がされたか、さらにちょっと詳しくお答えさせていただきますと、この事業でありますけれども、単に支援金を支給するというだけでなく、テークアウト商品を購入された方がリピーターとなって、アフターコロナにおきましても売上げの増加によって持続可能な経営につなげていくと、そういう効果も期待できる事業になるような議論を重ねたところがございます。対象につきましても、先ほど申し上げましたけれども、事業者の経営支援という視点から店舗数や事業規模、従業員数など様々な議論を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

事業者ごとに設定されているんです、国や県の給付金だったり、補助金というのもですね。これ、何で事業者ごとと国や県は設定しているかというのに関しては、確認はされていますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

確認はいたしておりません。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

私、ちょっと国だったり県に、知っている議員のついでで聞いてみたわけなんですけれども、県も同じような回答でした。事業者ごとの救済が、事業者をまず助けるのが優先だというような言い方だったんですけれども、正直、分かったようで分からんような回答やなという形で、国の持続化給付金なんかに関しても同じような条件の設定があるんですけれども、正直これは、さっきは亀山の例でいうと、一人の若い方が頑張って2店舗出そうという例になってきますけれども、国で見た場合に、1事業者が物すごい数の店舗を持っているという事例ももちろんあると思うんですね。そういうことも想定した上で、正直、物すごい数持っておったとしてもその物すごい数の店舗がそれぞれ困っていると思うんですけど、財源の確保だったり、そういったところも含めて、現実的な範囲で1事業者当たりというのを国が決めていると。だから、実態に即した施策というのは、より小回りの利く地方自治体のほうでやっていってもらって構わないんじゃないかなというような意見ももらったんですけれども、実際、国はそういうふうに定めているけれども、来た補助金に関して、亀山独自のルールを定めるというのも、しかも、さっき事業者ごとにするか、店舗ごとにするかという議論がなされたということは、店舗ごとにしたとしても、例えば違法性があつたりとか、何かペナルティーがあるわけではないんですよ。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

あくまで亀山エール飯チャレンジ事業は市独自の制度でございますので、その補助金について、交付対象者を事業者単位にするのか、店舗単位にするのか、基本的な部分については当然、市が判断をしていくというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

エール飯チャレンジ、第1弾の緊急パッケージで非常に好評だったと聞いておるんですけども、ほかの救済手段ですね、市が設定している。例えば、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」なんかあるんですけども、これはやっぱり想定どおり件数がいっていないと思うんです。何でかという、3点ぐらい理由があるかなど。

30%以上売上げを落としていないと、30%未満に収めている会社はこの継続に該当しないわけなんですけど、こんだけ落ちてしまうと、そもそも会社の経営自体が危うくなってくるので、もう本当に努力で、そんなに数字まで行かないようにしているんだというところだったり、あるいは亀山版の持続化給付金でもらえる額というのが会社の規模に対して見合っていないので、なかなか申請というタイミングを見計らっているとか、あとは国の持続化給付金のほうが額が大きいので、そちらのほうが有利だということで、50%以下の売上げになる月が出るまで様子を見ているというような現状があるというふうに聞いているんですけども、このエール飯チャレンジについては終わってしまいましたが、やっぱり事業者の苦境というのはまだまだ続いていると。実際、すごくよかった支援というのがあるんですけども、やっぱり現状というのを聞いてみると、例えば、今回上げさせてもらったように2店舗以上の店に関して1店舗分しかフォローがというように、実情に合ったような支援というのをつなげてもらいたいなど。事業者というのは今日明日のことで困っている状況なので、やはり予断を許さない状況というのは続くと思うので、この事業に関しては終わってしまったわけなんですけれども、今後地方自治体の裁量で小回りを利かせる独自の条件設定でやっていくというようなことを考慮していただければなというふうに思いますね。

では、次の通告に入っていきたいと思います。

土地や空き家の整理についてというところなんですけど、土地だったり空き家を寄附したいというような問合せというのは、市役所にあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度におきます公有財産を管理いたします財務課のほうへ寄附のお申出をいただいた件数でございますが、3件ございました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それで、寄附したいという問合せはあると思うんですけども、市民の方からよっぽどのことがない限りなかなかもらってくれやんのさというような話を聞いているんですけども、寄附を受け付ける場合と受け付けない場合の条件の違いについて、ざっくりとした所感でいいんで、大体こんだけ問合せ来て、受け付けているのこんだけですわみたいな割合が分かれば教えてください。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

ご寄附の申出があった場合の対応につきましては、寄附物件を地図上で確認の上、口頭での聞き取りを行い、また場合によりましては現地に出向きまして状況を確認しております。その後、状況に応じて、関係各課に情報を提供し、取得の意向を確認しております。いずれの場合におきましても、短期、中期的な観点から市有財産として有効活用を図ることができる物件であるかどうかを総合的に判断することになります。

また、何件ほどのお申出があつてというようなことでございましたが、今、私が把握いたしておりますのは、令和元年度に財務課のほうに3件のご寄附のお申出をいただきまして、現地等を確認等をした上で、関係土地の利用が見込まれます部署に確認いたしました。いずれの利用も見込まれないとの判断でありましたので、3件ともお断りをしたというようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、特に道路用地の取得なんかについて、交渉が難航することって、上がってきた議案でこんな文言も見たことあるんですけども、交渉が難航することというのはあるんでしょうか。その際、全部土地買ってくれという話とかもあると思うんですけども、例えば、市が持っている替え地と条件が合えば譲ってもいいよというようなケースというのはあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

道路新設改良事業に伴う用地取得につきましては、必要な用地面積の測量、買収価格の鑑定、移転物件の補償調査などを行い、所有者の方々に用地交渉において協力をお願いするわけでございますが、道路の新設、あるいは改良の必要性の理解、相続などの権利関係、買収の土地価格や買収面積の大小など様々な条件がありまして、一般論でございますが、用地取得につきましてはなかなか難しいのが現状でございます。

そのような中で、バブル景気を中心に土地神話という造語ができるような時代もあり、その当時は代替地を希望される案件もありましたが、これも今では少なくなりまして、例えば事例でございますが、市道野村布気線の新設改良事業に伴いまして、操業している工場に道路計画が抵触し、代替地をもって事業が進んだ事例もございましたが、ここ数年は代替地を希望される案件は少ないのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

私も所属していた総務委員会で、市が持っている土地については、できるだけ早く処分をしていくべきではないかという提言もさせてもらったんですけども、ちょっと最近考えているのは、持っているものが条件があまりよくなかったり、持っているもの自体の動きがあんまり悪いのなら、新しいものを手に入れて、例えば持っているもの同士を組み合わせたりですとか、持っているもの同士からもう少し広げてまとまった土地にするですとか、市のほうで持っているものに関して、こういうふうに使っていかう、こういうふうに使えるんじゃないかというのを考えて、例えば開発を進めていく。昨日からの決算議案での議論の中でも、やっぱり市税収入の減少というのはずっと議論されていたわけなんですけれども、やはり人口減少になってくる中で、住民を増やす、亀山に移ってきてもらえるきっかけとして、人が住めるところというのを市のほうから積極的に働きかけてつくっていく動きというのもこれから必要になってくるのではないのかなということで、この項目を上げさせていただきました。

なかなか土地を持ったら持ったで、その維持管理というのをしていくのにも経費はかかりますし、正直、市民が寄附しようという土地というのは、やっぱり不動産屋さん売ろうと思ってもなかなか買ってもらえなかったから土地を寄附したい、もらってくれというようなものも多くなってくると思うんで、その辺りは一考の余地があると思うんですけども、今後の政策展開の可能性として提案をさせていただきました。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問します。

まず、市立医療センターの地域医療統括官と特別顧問の人事についてです。

初めに、市立医療センターでは、コロナ対策で全ての職員が日夜奮闘いただいていることに心より敬意を表します。また、県下でも最も早い時期にPCR検査センターが設置されたことは、市立医療センターが公立病院であることの利点が発揮されたものであり、引き続き公立病院として存続、充実させるように市民と力を合わせなければと、改めて思っております。

さて、今回は、この市立医療センターで4月に行われた人事異動についてお聞きします。

最初に断っておきますが、人事権は市長などの任命権者にあり、私が個々の職員の評価をしたり、人事に口出すつもりは毛頭ありません。ただ、市の要職の人事については、任命権者は市民に説明する責任がある、こういう立場で質問するものであります。

市立医療センターは、2016年度から地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行しました。この議案を審議した2015年12月議会で、櫻井市長は、新たに設置される地域医療統括官、病院事業管理者の人事について、次のように答弁しています。

経営改善を行うための手腕にたけた者で、なおかつ今日的な課題である保健・医療・福祉のネットワークの構造をしっかりと理解して前進できる、そういう力を持った人間がふさわしい。そしてこの翌年の4月に伊藤氏を地域医療統括官に任命し、任期は2020年、今年の3月までの4年間でした。

そこで、まず櫻井市長に、3月末で退任した伊藤地域医療統括官の4年間でどのように評価されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年の4月に経営形態の変更ということで、地域公営企業法を全部適用し、病院事業管理者であります地域医療統括官の任用に当たりましては、今、少し議員もお触れいただきましたように、病院経営だけではなくて、保健・医療・福祉のネットワークを強化して、地域医療を推進させるため、福祉行政にも精通した人物を適任であると考え、前地域医療統括官を任命したものでございます。

この前地域医療統括官におきましては、この4年間の任期の中におきまして、地域包括ケア病床の導入、訪問看護ステーションの設置、また全国でも先陣を切るというか、初めてのことでありましたが、医療センターの敷地内に院外薬局を誘致するなど、この地域における医療ニーズに柔軟に応えてまいりました。

その結果、決算収支におきます赤字額につきましては、全部適用前にはご案内のように2億円を超えておりましたものが、昨年度決算におきまして1億円以下に抑えるなど、医療センターの経営健全化に向けた一歩を踏み出せたものというふうに考えております。

また、これらの取組によりまして、本市の地域包括ケアシステムの確立にも寄与してまいりましたことなどから、当初考えておりました保健・医療・福祉の連携強化につきましても、一定の成果を得られるような努力を重ねてくれたというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の評価は、引き続きやってほしいと言わんばかりの、本当に立派な成果を上げられたという評価であります。

ところが、この4年間、本当に地域医療統括官を置くということが全部適用の効果という意味では大きかったというふうにも思います。

その中で、例えば昨年12月議会で、市の答弁として、全部適用になった2016年4月に医療センターアクションプランを作成して、17年にアクションプランで地域包括ケア病床を初めて設置した。18年4月には訪問看護ステーションをつくったということで、経営改善に向けて取

組を進めてきたと。少しずつではあるけれども、改善してきていると。その上に立って言われたのは、この経営体制を続けていきたいと、こういうふうと言われたわけです。これ去年の12月です。

今の市長の評価にもありましたように、やっぱりこの地域医療統括官を先頭に、しっかり経営改善も進んできたんだということが、この4年の評価なんですね。ところが、不思議なことに、この答弁をした僅か3か月後に、これだけ評価をした地域医療統括官を退任させて、新たに上田氏を地域医療統括官にしたという。非常にこれが理解に苦しむわけであります。

1つお聞きしたいんですけれども、任期は4年ですよ、統括官の。一応3月で任期満了にはなつたんですけれども、私は再任を妨げる規定はないというふうに理解をしております。そこで、具体的に聞きますけれども、伊藤地域医療統括官から辞任の申出があったのかということ、それから年齢制限などで再任ができないような、そういう条件があったのか、この2点について端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、当人から辞任の申入れはございませんでした。また、年齢の制限についてもございません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

分かりました。つまり再任を妨げる要素は何もなかった。しかし退任をさせた。実績もかなり評価をして、しかし退任をさせた。経営改善が進んでいるのに退任をさせた。全くこれは、私は理解ができません。

これは私だけじゃないですよ。多くの議員、市民の皆さんも思ってみえるところなんですよ。で、市長にお聞きしたいんですけれども、こういう4年間の実績、また本人からの再任を妨げる要素がないにもかかわらず、なぜ地域医療統括官を上田氏に交代させたのか、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、この市立医療センターにおきましては、平成2年の6月1日に開院をいたしました。以来、この地域に密着した医療を持続的に提供いたしまして、本年、開院30周年という節目を迎えたところでございます。

その一方で、昨年9月、これも議員触れていただきましたが、厚生労働省により公表されました再編統合の検証が必要な公立病院にリストアップされると。大変けしからん話やというふうに認識いたしておりますが、非常に地域医療構想も含め、先行き不透明な状況にあらうというふうに考えております。

そのような大きな節目を迎えております中で、新たな視点で病院経営や地域医療を推進してもらいたいとのことから、本年4月に前統括官の任期満了をもちまして、新たな地域医療統括官を任命いたしましたものでございます。

なぜ、この新しい統括官ということですが、新地域医療統括官につきましては、医療センターにおける経験年数が長く、病院事業を熟知していることに加えまして、市の財政部長でありましたことから財務的なスキルも備えておりますため、病院経営に関する十分な識見を有しております、今日まで積み上げてまいりました、さらに経営改善が期待できるものというふうに考えておるところであります。

また、昨年度まで健康福祉部の理事を務めておりましたことから、亀山医師会、市内福祉事業所などとのつながりも深いので、今日的課題でもあります保健・医療・福祉の一層の連携強化、2025年問題、それに向けていろんな取組を進めてきておりますが、これの連携強化を一層図ることができるものというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、最初に言いましたけど、今度の上田氏の評価を私がどうこう言うつもりはありません。だから、そこには触れません。

ただ、私が思うのは、前任の方の評価がされて、そこはきちっと実績もあり評価が高かったであれば、当然再任をするというのが私は普通やと思うんですよ。

市長の今言われた中にあるとすれば、新しい視点というぐらいなんですよ。そうなってくると、もう一度聞きたいんですけども、伊藤氏では駄目だったということなんですか、そもそも続けてやってもらうのは、評価はするけれども、次の4年間については伊藤氏では駄目だという判断をされたということなんですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

人事の案件でありますので、駄目だとかよいとか、これはいかがかというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、今日までの様々な課題にしっかりと積み上げ、解消につなげてきた。そして、先ほど申し上げた30年という節目の中で、さらなる、次のさらにこの医療センターが充実・発展ができますように、その環境変化、不透明ではありますけれども、そこに向かって新たなチャレンジを期待したいということでございますので、先ほど申し上げたような理由によりまして判断をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も、公務員として24年、仕事をした経験があります。

もし、あなたの仕事はよくやってくれたと。やけれども、君はもう新しいのに替わってもらおうと、要するに年数が来たからではなしに、突然に言われたら、例えば1年仕事をした、2年仕事をした。まだ異動の時期でもないのに、言われたら、やっぱり職員としては非常に落ち込みますよ、これ。自分なりに頑張ってきたのに、そのことも評価されたのに、なぜか知らんけれども、おまえはもう交代やと言われたら。この辺がちょっと市長の人事というのがよく分からないですね。

こういう問題は、副市長の人事でもありましたよね。何かよう分からんのやけれども、4年たったからもう交代だみたいなね。そういう人事は、私、果たして人を育てていく上でいいのかというような、そういう懸念を持ちました。

それで、そこはもう多分言っても平行線になるんだろうというふうに思いますので、7日の代表質疑のときに、私、病院事業会計を取り上げました。そのときに、全適を適用する前の27年度の決算と、それから4年間、全適を適用した4年間の経過を比較させていただきました。

全体的に見ると、入院収益は1億6,000万の増加、逆に外来収益は8,000万ほどの減少で、当年度未処理欠損金、いわゆる累積赤字は5億7,000万増加して12億8,000万になった。それから、流動資産のうちの現金預金は2億5,000万円の増加になった。ただし、これは有価証券を3億円売却したということがあって、あまり評価はできないだろうと。

こういうふうに見てみると、よくなっているとは言いがたい。上向いているとは言えるかも分かりませんが、まだまだやっぱり経営改善という点では十分ではなかったのではないかなというふうに思っています。

それで、次にお聞きしたいのは、こういう状況なんです、経営の状況が。累積赤字も年々増えているんですね。こういう経営状況の中で、今回新たに特別顧問を設置されたということですね。人件費がそれだけ増えるわけですけども。

まず、その特別顧問が一体どういう仕事をするのか。それについてまず聞きたいと思います。それから、これは人事権を持っておるのが地域医療統括官になりますので、地域医療統括官に特別顧問はどんな仕事をするということで置かれたのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

特別顧問の業務内容について、ご答弁させていただきます。

医療センターは救急の受入れも含めまして、24時間365日の診療体制を取っている中で、常勤医師、スポットで週のこまを担っていただく非常勤の先生、日当直の医師、寄附講座等々の様々な形態がございます。

したがって、三重大学の病院はもとより、他の病院も含めて医療センターに関わる全ての医師の確保に向けた業務全般を担っていただきまして、とりわけ医師確保ですので、特に人事面、採用に関する業務を特別顧問に担っていただくものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

医師確保のために特別顧問を新たに設置したという答弁でありました。

じゃあもう一つ、特別顧問についてお聞きしたいんですけども、どういう職名なのか、身分で、給料などの待遇はどうなっているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

特別顧問の処遇、雇用形態でございますが、身分は会計年度任用職員でございます。

任用期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、年間の勤務日数は204日以内で、通常は月17日の勤務としております。勤務時間が8時30分から17時15分の7時間45分、年次有給休暇が年間9日という内容でございますが、あと給料面でございますが、時間給2,277円の設定で、月額30万円程度、年間支給額が360万円、それに期末手当、年間1.45か月分を含んで、年間約400万円の年間支給額でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

特別顧問のがよく分かりました。会計年度任用職員であるということ、それから月17日の勤務であるということ、それからボーナスも含め年収で400万ということですね。

これだけの人件費を新たに医療センターが負担をするということなんですね。私は、この医師確保が特別顧問の仕事という答弁でしたけれども、医療センターに地域医療統括官を置くときに、やはり一番大事な仕事は医師確保だと。例えば今までだったら市長がトップで、市長が医師確保で走り回っているわけにいかないので、そういう権限を持った人を置いてやろうということで、やっぱりこの医師確保というのは、地域医療統括官の非常に一番重要なというのか、そういう仕事だと思うんですわな。

それを、地域医療統括官が替わって、仕事を引き継ぎながら、医師確保については別の人が担いますよということですね、特別顧問という人は。つまり、今まででしたら地域医療統括官が医師確保も含めてやっていたのに、今度の地域統括官は医師確保だけは別の人にやってもらいますということなんですよね、構造としては。

そうなってくると、これおかしなことだなというふうに思うんですよ。市長は、組織上の問題なんで、任命権者ではないんですよ、これ、直接。しかし、実質的には市長が決められたことだと思うんですよ。市長がこの特別顧問の設置についてどのように考えてみえるのか、これが置く必要があったのかどうか、その点のところの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

特別顧問につきましては、今、医師不足がこれ十数年にわたって、平成18年以降、大変な状況を踏まえて、当時前統括官は事務局長でございましたけれども、その間21年、22年の三重大学との連携強化をいかに図るか。そして、地域医療講座の設置、なおかつ各三重大学からの医師の派遣、こういうことにつきましては、前統括官は三重大学との非常に、なかなか説明しにくいんですが、三重大学の医学部に関わります、なかなか難しい世界ということでもあります。そういう中で、様々な医師確保についての関係をきっちり築いてきておるところであります。

なお、それでも大変難しい状況は変わりませんが、しかし、三重大学医学部との関係は、人と人の関係で成り立っておりますことが非常に多いということ。それから、少し大学の医学部の役員体制も、あるいは大学自体の役員体制も変わってまいる、非常にそういう変革期でもあります。

ぜひ、新しい統括官、財務のスキル、これは先ほども申し上げたような経験も深いということですが、その関係づくりのノウハウとか、医師確保の方策等につきましても、現在の統括官の部分、足りないところを補っていくという意味におきましても、前地域医療統括官を特別顧問として設置をして、それで展開をしていくということ、病院運営をしていくということの判断がなされたということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁を聞くとますます理解できないんですね。

つまり、医師確保の点で非常に力になっておる人だということですね、今回特別顧問になった方は。それであれば、4年間統括官としての実績も評価をし、医師確保もできるという人なら、そのまま続投させればいだけやないんですか。なぜわざわざ400万も人件費を上乗せしてまで人を替える必要があるのかということですよ。ないやないですか、これ。

それからもう一点、いつも地域医療統括官の人事のときに出るんですけども、市長は幅広く、民間であれ、行政経験者であれ、最適と思う人を任用したいと言われるわけですね。今回の地域医療統括官の人事でも、そういう形で幅広く検討された結果、今回の人事になったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然様々な要素を考えるわけでありましてけれども、ただ、最終的には、今先ほど申し上げたような変革期、その中で新たな病院経営の可能性、これについてつくり上げていくという中で、この判断をさせていただいた、いわゆる現統括官のキャリアも含めて判断をさせていただいたものであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、私も公務員をやっていたんで分かるんですけども、確かに元の市の部長級ということではあると思いますよ。ただ、どうしても限界があるのは、やっぱり官の中でしか生活していないので、民の視点というのがなかなか取れないんですね。だから、そういう意味でいくと、やっぱり民間の視点を持ち得る人というのも、私は一つの候補として大きい要素やと思うんですよ。

民間の経営とか、そういうもの、医療センターというのはどちらかという企業体ですからね。そういう意味でいくと、やっぱりこういうことも含めて人事されるべきであったのではないかと。どうも僕は見ている限りでは、そんな幅広くというんじゃなくして、何か3月になってばたばたという人事をされたように思うんですけども。その辺はもう、聞いても答えていただけないと思うんで。

この統括官の人事に関わっては、もう一つの問題があるんですよ。いわゆる今言われた理事の問題があると思います。

今度統括官になられた上田氏は、3月まで健康福祉部の理事職であったと。これはどういう位置づけかという、総合計画に位置づけた健康づくりや健康都市の推進という重要な事業のリーダーだと。いわゆる総合計画の柱になるような、そういう役割として設置をされて2年間務められたと。

ところが、今回上田氏が統括官になったら、理事職が廃止をされるんですよ。そんな程度の職だったのかという問題になるわけですよ。

今コロナの中で、特にこういう健康づくりとか健康都市の推進というのは、より重要なテーマになっていると思うんですよ。だから、この分野の仕事というのは、今まで以上に重要になっている。ところが、その理事がいなくなったら理事職をなくすという、こういう人事も私は全く理解できない。なぜ理事職をなくしたのか、その点について市長にお尋ねします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回配置をいたしました地域医療統括官は、病院事業管理者として病院経営全般に関わることはもちろんのことですが、先ほど申し上げましたけれども、地域医療の総括を担う立場でありますので、今おっしゃられる新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、地域包括ケアシステムの推進とか、あるいは健康都市へのアプローチ、あるいは市医師会等々、関係機関との連携など、これまで健康福祉部の理事として担っていた役割も当然その一部を担うこととなってございまして、地域医療を統括する責任者としての役割に期待をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これもおかしな話なんですよ。

以前の統括官にはそういう理事職の仕事を求めなかった。つまり上田氏が理事職でいたからね。ところが、上田氏が統括官になったら、その理事の仕事もしてもらおうんだという。だから、非常に人によって仕事が変わってくるという、本来、地域医療統括官はこういう仕事、理事はこういう仕事。それに対して誰を充てるかという考え方でいかなあかんの、この人がなったらこの仕事とこの仕事をやってもらいます。例えば医師確保ができないんで特別顧問を置きますと。こういう人事というのは、私はどう考えてもおかしいと思いますし、市民の理解は得られないと思います。

最後に、時間があまりありませんので、今回、市長の人事ということで質問をいたしました。やっぱり答弁を聞いていて、市民目線からすると、やっぱり疑問が残る人事ではなかったのかというふうに思います。

というのは、統括官を4年間実績十分、しっかりやってもらいました。医師確保も努力いただきました。けれども、辞めていただきます。で、特別顧問になっていただきます。今度なった統括官は理事の職を辞めました。しかし、理事の仕事もやっていただきます。前の人はやっていません。こういう何か行き当たりばったり、その人に合わせたような、何かその人をそこへ置いたがための理由づけのような、そういうような人事でないかなという感じが私はしました。

最後に、市長、よくイギリスの歴史家、ジョン・アクトンという方の言葉を出されます。権力は腐敗する。絶対的権力は絶対に腐敗するという言葉ですね。

私は、3期12年間の櫻井市政で今回の人事はどうだったのか、そのことはぜひ今回検証していただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

次は、JR亀山駅前再開発に伴う亀山新橋の架け替え工事についてであります。

JR亀山駅前再開発事業は、解体工事に入っています。この再開発事業では、旧国道1号線に架かる亀山新橋の架け替え工事も併せて行われます。この亀山新橋は、三笠館から駅前に向かう道路の橋で、隣の御幸橋とよく間違えられますので、写真を用意いたしました。

亀山新橋の写真をお願いします。

これ下に走っているのが旧国道1号線、その上に非常に小さな橋ですけれども、亀山新橋。これが亀山新橋です。

まずお聞きしたいのは、工事の内容と日程についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

産業建設部次長 亀淵君。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区第1種市街地再開発事業におきます公共施設工事として、亀山新橋の架け替えを含めます都市計画道路亀山駅前線の整備や駅前広場の拡張整備を進めることとしております。

亀山駅前線の整備につきましては、現在一部において一方通行となっております道路を拡幅し、双方の片側1車線の車道を整備するとともに、両側に歩道を設置し、歩行者の安全を図るものであります。

また、駅前広場の拡張整備は、駅前広場内の通行の安全確保や利便性の向上を図るため、公共交通と一般送迎者の乗降場を整備するとともに、駅前広場内に憩いの場となる広場等を整備するものであります。

その中で、現在旧国道1号線上に架かります亀山新橋につきましては、橋梁の老朽化や旧国道1号線の都市計画決定幅員の確保のため、橋の架け替えを実施するものであり、工事に当たっては、既存の橋梁を撤去し、新たな橋梁を設置するまでの期間において、先ほど議員ご指摘ございました三笠館前の亀山新橋北側の交差点からさくら理容店前の市道御幸線の交差点までの区間を終日通行止めといたしまして工事を行うものであります。

また、橋梁の架け替えに当たり、旧国道1号線については、昼間は交通を確保しながら施工することとなりますが、工事期間内の1か月程度の期間におきまして、旧国道1号線を夜間通行止めにて施工する必要がありますことから、看板等での周知も含め、安全対策を徹底してまいりたいというふうに考えております。

なお、橋梁の架け替えに当たりましては、工事期間が1年半程度を見込んでおりまして、長期の通行止めが発生することとなりますことから、工事に当たっての市民の皆様のご理解とご協力が事業推進に当たっては必要不可欠であるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

丁寧に説明いただきました。

1年半ですね。1年半、この橋を落としてしまっただけで、ここが通れなくなるという、これ本当に市民にとっては大変な事態になるわけですが、この亀山新橋というのは、駅への通学・通勤の人、そういうことを考えると本当に結構多くの市民の方が利用される橋ではないかなというふうに思います。

だから、この長期間の工事ということについては、周辺の方にはもちろん、ちゃんと広報してみえると思うんですけども、やっぱり意外とこのことを市民の方が知らないんですよ。ある日突然通行止めになっちゃったみたいな話になるといけませんので、やっぱりこれ市民に広く広報すべきだと思うんですけど、そういう考えがあるのかどうか、教えてください。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

工事に伴います市民の皆様への工事内容の周知につきましては、市民説明会等の実施による周知を検討していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、多くの市民の皆様が参加する説明会の開催が難しいため、市広報と併せて、御幸地区だけでなく、市全体の自治会に対し、工事に伴う交通障がい等の内容を示しました回覧文を配付させていただき、周知を図りたいと考えております。

また、今後も工事の進捗に合わせて、適宜交通規制等について広報を通じ回覧を配付していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

広報についてはぜひ丁寧に、そして繰り返しということで、一遍出したらみんな見てもらうというようなことにはなりませんので、やっていただきたい。

それと、この亀山新橋の架け替えに関しては、私も再開発事業自体はもうやるべきではないと思っておるんですけども、この工事だけは推進すべきだと思っています。というのは、あの架け替えによって、今下の1号線のところ、ガードレールも何もないところを歩行者や自転車が車とぎりぎりのところを通っているわけですね。

そういう部分が広げられると、橋の幅が。そのことによって下の道路に歩道をつけたりということができるといふような話を聞いたんですけど、そのことの確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

旧国道1号線、俗に言います都市計画道路国道1号という名称がついております。

以前は、20.75メートルという幅員を4車線の道路で計画をされておりましたが、この駅前の再開発事業の中で、都市計画決定の変更が行われまして、幅員16メートルということで、今後進められるものとなります。

今回の亀山新橋の架け替えにつきましても、16メートルを確保するというので、今議員ご指摘の歩道を含めた双方向で双方に歩道のついた形の幅員が確保されるものというふうに考えており

まして、現実にこの道路につきましては、今現在県道でございますので、この部分が改良されれば、三重県のほうにもそういう要望も含めてお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1年半かかって架け替えが終わって広げられた時点で、県に両側に歩道をつくるということでの要望をしていただくと。ぜひ、これ早くやっていただきたい。あそこをなぜあんな危ないところを通るかという、特に野村の方面から来た人は、エコーなり郵便局に行こうと思うと、一遍上がんなんのですね、坂道を。そして、そこから御幸橋のところからまた今度は下がって、スギ薬局ですか、要するにそこを通らなければ一旦坂を上ってまた坂を下るという、これが大変なんです。だから、平地で行けるという最短距離でということ、危険だけれども、あそこを通られるということなんです。ぜひこれを広げたことによって、そういう歩道が取れるということであれば、これはやっぱり急いでやっていただきたいというふうに思います。

それから次に、この新橋が通れなくなることによって、通学路としている小学生、中学生の通学路の変更という問題が出てまいります。

そこで、架け替えにより新橋が通れなくなるわけですがけれども、亀山西小学校や亀山中学校の児童・生徒の通学路の変更について、どんな検討がされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この整備事業によりまず道路工事が行われるということによりまして、ご指摘のように亀山西小学校及び亀山中学校の通学路の変更というものが必要になってまいります。

このことに伴いまして、去る8月3日の月曜日、そして4日の火曜日の2日間、亀山駅前周辺2ブロック地区市街地再開発組合の主催で、亀山駅周辺における道路工事の実施に伴う説明会を行ったところでございます。

そこでは、工事の概要のほか、保護者等の意見を聞く時間も設けられました。この後、該当の学校におきまして、保護者等と協議を行った結果、まず旧の1号線を渡る場所を亀山商工会議所前の信号付きの横断歩道といたしまして、そこから西に進みまして、坂道を上がって従来の通学路に合流するというコースを、工事期間中の通学路として検討いただいているところでございます。

また、西小学校の御幸地区、西側の児童につきましては、学校までの道のりが大幅に増加しないよう、地区の横断歩道の近くに一旦集合してから、旧の国道1号線を、横断歩道を渡り、その後東に進みまして、坂道を上がって従来の通学路に合流するルートを通学路として協議を進めております。

いずれのルートにつきましても、学校及びPTAから安全確保に関する要望が出ておりますので、学校や地域、PTAと連携して登下校の安全を確保してまいります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

新橋が通れなくなることで、多くは果菜彩の前を通過して、商工会議所のところの交差点を横切って渡って、そして歩道らしき歩道はないんですけれども、スギ薬局の前のところを歩いて、そこから坂を上っていくというルートがあるんですけれども、非常に危険な場所ですよ。

特に、スギ薬局さんの前辺りは、スギ薬局に出入りする車があり、それから坂道を、三笠館のところから坂道を下ってきて1号線に出る車があるし、それから1号線を走っている車があるということで、非常に複雑な交差点になっています。もし、中学生が帰りにあそこを使って坂道を自転車でびゅうっと来たら危ないというようなことも起こり得るような、やっぱりそういうことも考えられるようなところがあるんですよ。

だから、個々に考えると、いろんな問題が私はあるように思いますので、十分やっぱり検討いただきたいなと思っています。

もう一つ、亀山新橋と並行して、御幸橋というのが、今ちょっと出ましたけれども、ちょっと御幸橋の写真、お願いします。

これが御幸橋です。よく新橋と御幸橋、よく間違えられるんですよ。これ見てもらいますと、写真の左手のほうに1本側道があるんですよ。この左手の側道は一方通行で駅前から旧1号線へ出る。右側の、写真に向かって右ですけど、右側はこれも一方通行で、1号線から上がってきて駅前広場へ行くという。両方とも側道になっていますけど、一方通行の側道なんですよ。

この中で問題になってくるのが、一番写真の右の端辺りですけど、ちょっと白い建物がありますけど、あの辺りから工事車両が出入りするようになっています。そうすると、そこから出てきた車両が、例えば旧1号線に行こうとすると、御幸橋のその一番下がって南の端、南詰のところを横切って、そして左の側道を降りて1号線に入ると、こういう流れになるんだろうなというように思います。

だから工事車両がそういうふうな動きをする。一方で駅へ向かう人は上り下りがあるというような、非常に危険な変則的な道路だろうというふうに思います。

先日も、地元の御幸地区まちづくり協議会から、この変更後の通学路に安全対策を万全に期すよという要望書が出されたと聞いております。

そこで、この亀山新橋がなくなることで、交通量が増えると言われる御幸橋の歩行者、自転車、自転車というのは亀山高校の生徒さんなんかはそうやと思うんですけど、それから駅前へ自転車を置いてJRに乗られる方、こういう方は自転車で来ます。こういう方とか、それからもちろん通行車両も新橋を使っていた人が御幸橋に来るということで、どう考えても交通量が増えて、非常に危険になると思うんですけども、安全対策をどんなふうにとってみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山新橋の通行止めに伴いまして、亀山駅の利用者を中心に、亀山新橋を利用する車両や歩行者につきましては、御幸橋への迂回をお願いすることとなります。

現在の御幸橋につきましては、歩道がなく路肩部分に歩行者が通行していただいていることから、一定の安全対策が必要であるというふうには考えております。

安全対策につきましては、道路管理者であります三重県と協議を行いまして決定していくこととなりますが、現在路肩に繁茂している草を定期的に刈ることで、歩行者が車道に出ることを防ぐとともに、通行する車両に歩行者の安全確保のため、注意喚起を促す看板設置等を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、安全確保に十分注意して工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、この御幸地区のまちづくり協議会から出された要望書を見せてもらいましたけれども、具体的に交通整理員、ガードマンというのをこことこことここに置いてくれというような形で要望されております。この点についてはどうされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

工事に伴います通学路の変更に当たっては、通学路における事故が発生することがないように十分に配慮し、安全対策を図ってまいりたいと考えております。

安全対策といたしましては、変更となる通学路へのガードマンの配置や車道を通行する車両への周知看板の設置など、教育委員会や学校との協議を行いまして必要な処置を取ってまいりたいというふうに考えております。

また、工事中におきましても、追加の安全対策等が必要な場合は、学校や教育委員会との再協議を行った上で、随時対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは本当に動かしてみないと分からない問題もたくさんあると思いますので、やっぱりその都度状況を見ていただいて、それからもちろん地域の方や学校関係者の方とか、それから利用者の方、いろんな方の声を聞いて、やっぱり適宜安全対策をしっかりと取っていただきたい。

事故が起きますと、大きなこの再開発事業にとってもダメージになりますので、そういうことのないように万全を期していただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

10番、公明党の森 美和子です。

一般質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今回は、大きく4点、新しい生活様式に向けた対策について、在宅医療のさらなる推進について、お悔やみ窓口の設置について、切れ目のない自立支援についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、新しい生活様式に向けた対策についてお伺いします。

1点目の、公共施設など多くの人が集まる場所における感染拡大防止対策についてお伺いをしたいと思います。コロナ対策では、国の交付金などを活用して緊急政策パッケージ第4弾が今回の補正予算に上がっております。第1弾から第4弾まで、市独自の対策も多くされております。ウイズコロナ、アフターコロナで提唱されている新しい生活様式、手洗いうがいの励行、3密、密閉密集密接を避けるという日常生活の中で感染予防対策を個人個人が意識して実行していくことだと思っております。一方で、ビフォーコロナ、コロナ以前の状況にはなり得ませんが、公共施設など多くの人が集まる場所においては、亀山市として考えていく必要があると思っております。例えば、水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ますことができる自動化の推進や工夫など、防疫対策の必要性が叫ばれております。

そこで、亀山市における公共施設は、公共施設白書、平成29年ちょっと古いんですけど見せていただくと、164の施設があるという、箱ものだけでね。そういった中の現状と対策について、また、公園等も管理されておりますので、来年国体もあるということで、そういった場所における現状と対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

公共施設における感染拡大防止の対策といたしましては、現在国や県の指針に沿って、例えばトイレ内に設置のハンドドライヤーについては使用中止としているほか、トイレの蓋を閉めて汚物を流すような表示をしているところでございます。また、既に本庁舎などの洗面の蛇口は、センサー式のものを設置しているところでございますが、センサー式でない蛇口につきましては、計画的にセンサー式に変更できるような検討をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

都市公園施設につきましては、現在95の都市公園を産業建設部用地管理課が管理しており、そのうちトイレは18か所、水道施設については58か所設置しておるような状態でございます。設置した時代によりまして様々な形態を取っておりますが、今後も公共施設を他の施設と検討しながら整備をしてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

議会というかこの庁舎の中でもトイレはセンサー式になっておりますので、そういったことがトイレの改修と同時にやられている場所もあると思いますが、まだなかなか進んでいないところもありますので、計画的にこれから考えていくということですので、ぜひお願いをしたいと思いますし、公園はやっぱり子供たちも利用しますので、また公園のほうもお願いをしたいと思います。

次に、教育現場での取組として、水道の水栓の自動化や、さっき言ったセンサー式、それから換気を行う際の虫などの侵入を防ぐための網戸の設置等、県内でも国の交付金を活用した子供たちのための防疫対策をされていると聞いております。亀山市における学校等における防疫対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校におきます新型コロナウイルス感染症の基本的な予防対策として、手洗いうがい、こういったものが非常に重要であり有効であると認識をしているところでございます。現状では、多目的トイレなどを除いて手洗い場やトイレにおいてセンサー式またはレバー式となっていないというのが実情でございます。現在のところ、蛇口などにつきましては、手すりやノブなどと併せまして、スクールサポートスタッフやボランティアの方々により、消毒を行っているというところでございます。手洗い場やトイレの改修等につきましては、何分にも数が多い部分でもございますので、各学校の実情に鑑み、検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、教室の網戸の整備につきましては、一部の学校から要望も受けているという状況がございますので、これも各学校の実情に応じて対応を検討してまいりたいと思っております。

また、家庭科室や会議室などでの必要性についても併せて検討してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

これだけコロナが長引いておりますので、それぞれの部署で対策を取られようとされているんだろうなということは分かりましたけど、あえて今回質問として取り上げさせていただきました。

次に、オンラインツールを活用した地域活動等への支援についてお伺いをしたいと思います。

亀山市では、まち協をはじめ多くの団体が地域活動を熱心に行っていただいております。ところが、このコロナで不要不急の外出を控え、一時期地域の活動がストップしました。多くの団体などで総会の中止や決定していた行事の中止など、今回イベントの中止で補正予算も上がっておりますけど、まち協単位で見守りや支え合いの活動を行っているところでも、人に会うことができない状況になりました。集って、顔を見て、お互いを確認することは当然ですが、今回の感染症の問題を機に新たな取組で地域をサポートすることができるのではないかと思います。

現在、多くの企業でリモートで会議も行っております。会えない時期につながりを持つことや、元気を確認することなど、オンラインツールの活用も有効になってくるのではないかと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

一般のコロナ禍における地域での福祉に関わる諸活動の現状でございますが、民生委員、児童委員、また福祉委員の皆様などによる訪問活動については、対象者との密になる接触をできるだけ避けるために、電話による安否確認に切り替えるなど、様々なご苦勞をいただいているところでございます。また、ちょこボラやサロン活動においても、それぞれの状況に応じた事業の規模縮小を行いながら継続をしていただいております。こうした地域での見守りや支え合いのための活動は、人と人の触れ合い、顔の見える活動が重要ではございますが、一方で議員おっしゃっていただいたように、各種感染症などの感染リスクの高い高齢者や、児童、基礎疾患のある方などがその対象でもありますことから、万全の対策が必要となるものでございます。

そんな中、この新しい生活様式が社会に浸透していく過程において、例えばパソコンやスマートフォンなどの携帯端末などの機器を活用した新たな見守りや支え合いの活動の手法など、ウイズコロナにおける地域活動の在り方や、その支援について地域の皆様とともに今後も検討していく必要があるものだと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ、高齢者はなかなか機器の使い方がというふうなご意見もよく今まで聞いてきましたけど、もう時代が変わってきて結構高齢者の方でも機器を活用する方も増えてきておりますので、こういった対策も必要ではないかと思えます。

次に、亀山QOL支援事業についてお伺いをしたいと思います。

これ平成27年に始まったんですよね、亀山QOL支援事業。日常の健康管理と生活支援をタブレットを活用して行うものですが、私も説明会に行かせてもらいましたが、様々な機能があって、大変評価をしておりました。ただ、その当時、高齢者がタブレットを活用して取り組むことに若干反応が鈍いようなことも感じております。ただ、コロナ禍だからこそ、このような事業の意義が高まってくるのではないかと思います。今後の展開も含めてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

亀山QOL支援事業につきましては、平成27年度に株式会社シャープをはじめとする7社が参加し、共同してモデル事業を行ったものでございます。平成27年度には経済産業省から約2,000万円の補助を受け、亀山市をフィールドとして高齢者がタブレット端末を活用した認知症予防、健康管理をすることにより、在宅で安心して暮らせる環境をつくるとともに、シルバー人材センターの職員が生活支援サポーターとなり、高齢者宅を訪問し、タブレットの操作方法や買物支援などの各種サービスを提供することにより、シルバー人材センターにおける雇用の創出にもつなげることを目的として、事業の展開をしてまいりました。

事業開始当初は、参加高齢者数100人を目標にしてほぼ目標どおりの高齢者数が確保できまし

たが、タブレット操作に慣れることがなかなかできないことや、毎月3,000円程度のタブレットやソフトウェアの使用料等が必要であったことにより、年々参加者数が減少し、現在は70人程度になっておるところでございます。活発に活動していただいている地域においては、毎月例会を開催しており、高齢者のひきこもり防止にもつながっているところでございます。

今後ですけれども、決まったタブレットを使用するだけではなく、個人で所有していただいているスマートフォンでも使用できるソフトウェアの開発も、今現在シャープのほうで進めているというふうにお伺いしておりますので、今後安価で使いやすいソフトウェアにより参加高齢者の増加を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今部長のほうから説明していただいたんですけど、本当に今だからこそその射た事業だなんて、その当時はこれ高齢者の方が活用できるのかなって一抹の不安が私もありましたけど、本当に早過ぎたのか分かりませんが、今だからこそまた事業の展開も進んでくるんじゃないかと思っておりますので、今ご答弁いただいた中では安価で使いやすいスマホなどを活用したことができるというふうにならなってくるんだろうと思っておりますので、ぜひ積極的な推進を市のほうでもお願いをしたいと思います。これ認知症予防のあれにも入っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは次に移らせていただきたいと思います。

在宅医療のさらなる推進についてお伺いをしたいと思います。

コロナ禍で医療、介護に携わっておられる皆様に心から私も感謝を申し上げたいと思います。このコロナによって、施設でのみとから自宅でのみとりに変えられた方がいたと委員会で報告を受けました。理由は様々あろうかと思いますが、このコロナによって有名な芸能人が感染症で亡くなったときに、家族が関われないということなど、少なからず関係しているのかと感じております。先ほどの新たな生活様式が、入院や入所、介護といった分野でも変化ももたらしているのではないかと感じております。

亀山市は、平成26年から在宅医療連携システムをスタートさせました。そして、以前質問もさせていただきましたが、医学の発達により地域の中で医療的ケア児も増えております。

文部科学省は、障がいを持つ児童も持たない児童も、同じ空間で学べる環境を進めており、現に亀山市でも看護師さんが配置されております。

このように、高齢者だけでなく訪問看護師のニーズはますます高まっていると思っております。そこで、訪問看護師の人材育成についてお伺いをしたいと思います。

医療機関の先生との意見交換をさせていただいた中で、即戦力となる訪問看護師さんが欲しいという、必要やというご意見をいただきました。またその中で、県内では訪問看護師の育成を行っている訪問看護の事業所があると聞きました。このような機関を活用して、即戦力となる訪問看護師の育成に市として取り組むことはできないのか。例えば、研修費用の助成等ができないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケアシステムの中核をなすと考えられている在宅医療の推進につきましては、先ほどちょっと議員からもご紹介いただきました亀山ホームケアネットの充実など、市といたしましてもその推進に努めております。本年、市内に在宅医療専門のクリニックが開業されて、非常に大きな期待をしているところでもございます。

さて、在宅医療においては、在宅を訪問する医師は当然ながら、議員もご紹介いただきましたように訪問看護師が非常に重要な役目を果たしております。現在、市内には5か所の訪問看護ステーションがあり、医療保険、介護保険、障害福祉サービスとして対象者宅を訪問し、医療的なケアを実施しております。ただ、5か所の訪問看護ステーションのうち、1か所は主に障害福祉のサービスに特化しております。また、もう一か所はその訪問範囲を特定のサービス付高齢者向け住宅に限定しております。そのことから、まだまだこの市内における訪問看護ステーションのニーズというのはあるものだというふうに考えております。

議員ご質問の訪問看護師の養成でございますけれども、一般の看護師とやはり訪問看護師の業務にはある程度の差異があり、看護師がすぐに訪問看護師として対象患者を訪問して在宅でのケアをすることは困難であるというふうに認識はしております。訪問看護師養成のための補助でございますけれども、現在のところそういうふうな要望は市にはございません。補助制度ですので、補助制度を今のところつくる予定はございません。今後、市内の訪問看護ステーションの状況を見ながら判断をしてみたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

訪問看護事業所が5か所あるって、医療センターも込みで5か所ということですね。1か所訪問看護事業所を閉められたというお話も聞いておりますので、本当にしっかりとしたニーズがあって、生かされていない部分も物すごくもったいない話だなあと感じますので、地域の先生がおっしゃった即戦力となるような看護師の配置というのがこれから私は絶対亀山市にとっては必要やと思いますので、ぜひまた今後検討をしていただきたいなと思っております。

次に移らせていただきます。

お悔やみ窓口の設置についてお伺いをしたいと思います。

家族などが亡くなった後に、遺族が行う様々な手続をワンストップで行えるお悔やみ窓口の設置が全国的に広がっております。一昨年、私も父を亡くしており、慌ただしく葬儀を終えるとたくさんの手続が待っておりました。亀山市は、一覧表にまとめて、亡くなった場合はこういった資料を配付していただきますので、これだけでも本当に助かりました。全国的な窓口のたらい回しや手続漏れを防ぎ、遺族の負担軽減を図るお悔やみ窓口の設置の方向性についてお伺いをしたいと思います。

また、今国の自治体支援ナビを希望する自治体へ国のほうから提供していただけるということも聞いておりますので、そのことも含めて方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、先ほど議員ご紹介していただいたとおり、死亡届が提出された際には、死亡届後の手続をまとめましたその後の手続についてのお知らせというご案内をお渡しさせていただいておまして、そのチラシにはお悔やみの言葉とともに必要な各種手続、その手続に必要なものなどについて担当窓口の情報と併せて一覧にして取りまとめてございます。死亡届後の手続につきましては、年金、健康保険、介護保険、上下水道などの手続が必要でございますが、亀山市におきましてはご遺族の方に担当窓口までお越しいただき、職員が他の部署と連携しながら丁寧に対応しているところでございます。

中でも、後期高齢者医療の手続や葬祭費など多くの方が申請をされる必要のある手続につきましては、平成25年度から確認書1枚ご記入いただくだけで5種類の手続が簡単にできるよう事務改善を行っておりまして、ご遺族のご負担ができる限り少なくなるよう取り組んでおります。また、身体障害者手帳や療育手帳の返納などの場合でも、ご遺族の方がほかの庁舎まで手続に行かなくても済むよう、本庁あるいは関支所だけで手続が完結できるよう配慮させていただいているところでございます。

そして、自治体支援ナビのお問合せでございますが、こちらにつきましては、これは内閣府内閣官房情報通信技術総合戦略室がお悔やみ窓口を設置しようとする自治体に向けまして、その設置運営を支援するために開発、作成した無償のシステムでございます。お悔やみ窓口の職員が約30項目の質問項目をヒアリングいたしまして、入力することによって、亡くなられた方やご遺族の状況に応じて必要な手続を特定してご案内することができ、ご遺族の負担軽減を図るとともに、窓口設置を後押しするために作成されたものでございます。

この自治体支援ナビにつきましては、お悔やみコーナーを開設する場合に必ずしも導入する必要があるというものではございません。実際、県内でそのコーナーを設置しております松阪市さんや桑名市さんでお悔やみコーナーで独自のシステムを作成しまして、必要な手続を行っていると同っております。私どもの市におきましても、本庁の1階や関支所の窓口でそれぞれ手続が完結できるように、各担当部署の職員と連携して負担軽減に努めているところでございます。

そして、今後の窓口の方向性、こちらにつきましては、現在先ほど申しましたとおり本庁や関支所で手続が完結するよう既に取り組んではおりますが、今後高齢化が進展して、手続に来られる配偶者の方がご高齢であったり、また家族形態の変化によって遠方に住むご親族が手続に来られるというケースも増えることと思しますので、さらには負担が少なくなるよう、お悔やみ窓口の導入も含めて、窓口の対応の改善につきましては今後先進自治体の事例も参考にしながら調査、研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今の答弁ですと、1つ確認なんですけど、水道とか農集とかの手続もこの本庁舎でできるということですか。もう一度その点だけ聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

水道、農業集落排水の場合は、本庁1階のまちづくり協働課のほうで手続できます。関支所の場合も、もちろん関支所で手続できますので。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ということは、今回私はお悔やみ窓口の設置について質問をさせていただきましたが、亀山市としては、窓口の一元化にはなっていないながらも、この本庁舎、または関支所できちっと対応ができてきているということでもいいんですね。本当すごいなあと思うんですけど、ただ、ホームページを見ましても、先ほど私一覧表を出しましたけど、このことは載っておりませんし、それから桑名市の話が先ほど出ましたけど、新聞に大きく桑名市ではお悔やみ窓口の設置をされたというふうに、亀山市はもう前からやっているのに、だからそういう新聞とかマスコミの媒体を使って亀山市をPRするというのも一つの大きな私は市をアピールすることにもなろうかと思っておりますので、窓口の設置についてはこれから考えていただくのかも分かりませんが、やっぱりこういうことを市民サービスのために、市民の人たちの負担を軽減することを職員さんが一生懸命考えて手続の簡素化をやっているのであれば、それをやっぱり大々的にPRしていただきたいなあと思っておりますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。進んでいるということなので、安心しました。

最後の質問に移らせていただきます。

切れ目のない自立支援についてお伺いをしたいと思います。

自立支援といいますが、医療、介護、福祉の分野での支援、その中でも高齢者、障がい者、青少年、子供、独り親など様々な自立支援があります。今回一般質問させていただくのは、大きな社会問題になっております不登校、ひきこもり、ニート、ごみ屋敷、8050問題等、複合的に課題を抱え、支援が長期化する可能性のある場合の自立支援について質問させていただきます。

なぜ今回その質問のタイトルを切れ目のない自立支援としたかといえば、妊娠出産から就学前は担当は福祉部門であります。就学後は教育委員会、卒業後は青少年の自立支援で約39歳ぐらいまでは教育委員会、その後は福祉と、支援の対象機関が変わってまいります。そこで、今の支援の在り方が分断にならないのかお伺いをしたいと思います。

ゼロから18歳までの途切れのない支援、当時は途切れのない、今は切れ目のないと言いますが、当時は途切れのない支援として、平成17年、2005年に子ども総合センターを亀山市は設置をして、ワンストップの支援を開始しました。全国的にも注目されましたし、亀山市の子育て支援というのが本当に大きく注目されたと思っております。

これが15年ほど経過して、社会情勢や子供たちの状況も変化しております。その連携は多分できているんだと思います。しっかり連携は取っておるということは私もよく分かっております。ただ、教育委員会が関わっている小学校入学から39歳までは福祉の目、福祉の手が入っていない、入りにくくなっているのが現状ではないかと思い、今回少しきつい言い方ですが分断という言葉を使わせていただきました。改めて、今の支援の在り方が分断にならないのか伺います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、福祉部門におきましては、子育てや障がい、介護、生活困窮、またひきこもりなど幅広い様々な個別の問題や課題に対応した支援を行いつつ、その状況の変化や年齢層の移行に伴う切れ目のない適正な福祉サービスの提供に努めるため、担当部署間また関係機関等の情報交換や引継ぎを密に行っており、支援の分断がないように努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今の答弁ですと、分断になっていない、しっかり連携できているということによろしいのでしょうか。本当に、多分連携はできていると思います。さっきもちょっと私も言いましたけど、ただ、入り切れていないとか、中学校を卒業しますと、教育民生委員会の所管事務調査でも行わせていただきましたが、高校に入っても高校を中退して、その子供たちがどういう状況にあるのかということも把握ができませんし、それから社会に出て、つまりいて、仕事を辞めてしまっても、そこからひきこもりになったとしてもなかなか目が届きにくい。今の自立支援の方法でありますと、相談に来る人はしっかりと対応していただいていますし、相談員さんも置いていただいておりますが、なかなか見つけるということに、そういったところに目が届いていないというのが私の感想です。だからやっぱりそういうところにしっかりと福祉の目、福祉の手が入るような対策が必要ではないかと思っております。

次に、被支援者の自立が市の財政に及ぼす影響についてお伺いをしたいと思います。

このような、複合的な課題を抱えている方に、支援が届かないとか支援が遅れたりする場合、中には税を滞納したり、最終的には生活保護に陥ったり、財政にマイナスの影響があると一般的には言われております。裏返せば、早期発見し、早期支援につながれば、的確な支援の中であれば納税者になり得る可能性が大きい、財政にプラスの影響が必ず出ると思っております。その認識を私は福祉部門だけの理解ではなくて、財政を含めた市全体で共有すべきだと考えております。市全体の考え方を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、福祉部門でございますけれども、ひきこもり等による状況によりまして、実際には議員ご指摘のように就労に結びつかないまま中高年に至るといったケースも多うございます。実際には、社会福祉協議会に設置しておりますCSWにつながったケースや、民生委員さんによる情報提供により少しずつそういう方も顕在化しつつある一方で、この社会ですので非常に表面化しにくい性質の福祉課題であるというふうに認識をしております。そのため、実際にそのひきこもりの方の数や、実態の把握というのは非常に難しく、どの程度市の財政の影響があるものかというものもなかなか推計しにくいところでございます。

しかしながら、やはりそのままひきこもりのまま中高年層に至ってしまいますと、やはり将来的にも貧困や生活保護世帯の増加等につながっていくことが考えられますので、そういうことから市政に与える影響というものは大きくなってこようかと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

福祉部門に答えていただきました。福祉部門は、この福祉の問題、複合的な課題を抱えている人たちの問題は、本当によく分かっておみえになると思います。そうではなくて、私は福祉だけがこの問題をしっかりと認識するのではなくて、亀山市全体でこのことをしっかりと、これからの政策も含めて認識をする必要があると思うんですけど、どなたが答えていただきますのか分かりませんが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

被支援者の自立が財政だけではなくて市政運営全般に対して進めていくべきというご所見でございます。この被支援者の自立だけでなく、市が進める市政全般にわたりましては、やはり市民サービス、市民目線にいかに寄与していくかというその視線が非常に大事だというふうに思いますし、これもご指摘がありました、その事業が財政的に、また費用対効果が上がっておる事業なのかという判断も必要だと思います。そうした事業の優先度をしっかり見据えた上で、総合計画後期基本計画等に位置づけながら進めていくべきであろうかと、そういった視点で事業立案を考えていくべきだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最終目的は、やっぱり自立をさせていく。その自立というのは、経済的な自立だけでなく、精神的な自立もあろうかと思えます。しかも、SOSが出せる自立が私は大事ではないかと思っております。一人の人が自立をして、その方が納税をしていくところまでいくということが、その人にとっての、そのご家族にとっての幸せであり、それは亀山市にとっての幸せにもなってくる、財政にも影響を及ぼしてくる。そこまで思っただろうな施策の打ち方という。それから、いろんな施策をやるに当たって、皆さんが共通認識を、こういう人たちが亀山市にはいらっしやるということを共通認識の中で取組を行っていただきたいと思っております。

これから、施策の在り方としては、今後は実態把握もやっていただいくということも報告を受けておりますので、予算づけの動機として数というのは、どれぐらいの人がいるんだろうということを把握していくということは大事なことだと思っております。ただ、本当にいろんな部署のアンテナを駆使して、取りこぼしのない、本当に漏れのないような支援が結びつくことができるような取組を、ぜひお願いをしたいと思えます。

それから、やっぱり未然防止という、また早期発見という考え方が本当に大事だろうなあと思っております。先ほど分断ではないというお話を聞かせていただきましたが、この教育委員会の所管に、私はやっぱりしっかりと福祉がタッグを組んで関わっていく。しかも、個人ではなく家族に関わっていくということが必要だと思っております。亀山市の切れ目のない支援、15年たって当時発達障がいを持っていた人たちが、もう既に親になっております。そういった中で、また新たな苦

しみとか新たな大変さを抱えて生活をしておみえになる方もいらっしゃいますので、どうぞそういう人たちのためにいろんな施策を打っていただきたいと思います。ご所見があればお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のように、被支援者に対する市としての支援というものは、非常に多様化、または複合的な課題を抱えてみえる方が多いということもありますので、関係機関の相互の連携が大事になってこようかと思っております。そんな中、先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、社会福祉協議会の設置をいたしましたCSWを中心に、いろんな支援を総合的にコーディネートするような職種でございますので、特に教育と福祉の連携を重要と考えまして、また本年7月には市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、高等学校の教育機関に対し、連携協力を求めたところでもございます。今後におきましても、さらなる教育と福祉の連携強化を含め、多機関の連携による重層的な支援の体制の構築に取り組めたらというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ、福祉部門の方、お願いをしたいと思います。

教育委員会何かご所見があれば、教育長、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在、教育委員会といたしましては、青少年総合支援センターに専門相談員2名を配置させていただき、ひきこもり、ニート、不登校に関する問題を中心に福祉部門、適応指導教室、小・中学校など関係機関と連携して相談活動や自立に向けた支援を行っているところでございます。特に相談活動につきましては、青少年及び家族に対し、来所相談は元より、必要があれば訪問による相談にも対応しております。最近では、就労移行支援施設を活用した自立への支援も行っているところでございます。

ところが、ひきこもりや不登校に至る原因につきましては、大変複雑でありますことから、福祉部門を中心とした他機関連携、途切れのない支援は一層強力に進めていく必要があると認識しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。

3番目の、居場所づくりについてお伺いをしたいと思います。

学校や家庭、地域の中に、自分の居場所が見いだせない子供や若者たちが一定程度いると言われております。今、そのような場合の、亀山市には居場所がないと私は思っております。

現在、障がいの認定がないにしても、こういった人が一定程度いるというふうに私、この間学びましたけど、HSP、ハイリーセンシティブパーソン、非常に感受性が強くて敏感な気質を持った人というのがHSPというふうに言われていて、総人口の15%から20%いらっしゃるというふうに言われております。こういう方たちは障がいの認定を受けているわけでもありませんし、普通、通常に生活をしておみえですけど、周りの人が気づかないような小さな変化に気づく細やかな感性を持っていることから、ある方は繊細さん、繊細な心を持っている繊細さんというふうに言われているというふうにも聞きました。

そういった発達障がいの子たちに対する支援というのは亀山市にもいろいろと心を砕いていただいておりますけど、こういった、先ほど福祉の中で複合的な課題を抱えているというふうに言いましたけど、それに加えてこういった感受性の強い、本当に強い大人の方や子供さんもお見えになるというふうに学ばせていただきました。だからこそ、先ほども言いましたように、この学校や家庭や地域の中に自分の居場所が見いだせない、そういった人たちのための居場所づくりというのは私は本気で亀山市が考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

教育民生委員会の所管事務調査の中でも、提言として上げさせていただいておりますので、この居場所の確保に向けての考え方を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、ひきこもり等支援が必要な方々のご支援といたしまして、居場所づくりを含めて、先ほどずうっと教育長からもお話がありましたが、青少年総合支援センターをはじめとした各種団体、あるいは各種支援を行っていただいております機関とのやはり協議や調整を行いながら、各種の取組について今後も検討をしてみたいと思います。なかなかやはり先ほど議員ご紹介いただいたような方については、福祉のそういうふうな支援の目にかからない方やと思いますので、そういう方も含めた総合的な、重層的なご支援の方法もやはり検討してみなければならないと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先日、NPOの会に出させていただいた中で、子供さんもう30代になられているとおっしゃっていましたが、小学校4年生から不登校になって、そのまま就労もできなくて、今家にいるんですけど、いろんな医療機関にかかって、やっと事業所に今行けるようになったけど、一人では行けないのでお母さんと一緒に行かれているというお話も聞かせていただきました。その不登校になったときに、どんな支援があったのと言ったら、ほとんどその先生が代わるたびに、その子供が反応してしまって、結局適切な対応は取られていなかったということもお聞きしました。

もう一つ、私が関わっている自立支援の事業所に行かれている方が、このたび就労に結びついたという喜びの電話をいただきました。本当に大変な思いで障がいを抱えながら、その自立支援事業所に通っておられたけど、森さん、仕事に行くことができるようになったというふうに喜びの声をいただきました。でも、その方はやっぱり障がいを持っておられますので、そのこと、自立ができたということがイコール100%の自立ではなくて、やっぱり目をかけていかないといけないし、

そういった長期的な関わりというのが必要ですので、そういう人たちが休息できるような場所とかそういった場所が亀山市に本当はないので、そういうこともやっぱり必要だなあと思って今回質問をさせていただきましたので、ぜひどういう形になるか分かりませんが、亀山市の居場所づくりということを真剣に考えていただきたいと、そういうことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時56分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

一般質問、今日は2件の質問をしたいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず1点目に、西野公園運動施設等の整備についてということで質問させていただきますのでよろしくお願ひします。西野公園の整備等につきましては、私過去から幾度となく質問させていただいて、着々と整備はしてもらっているのは確認はしているんですけども、まだ完璧ではない部分もございますので、数点の質問をさせてもらいたいと思っております。

まず、1点目として、野球場の観客席、スタンドの設置についてを質問させていただきます。西野公園のほう、来年の国体に向けていろいろと整備をしてもらいまして、ところが残念ながらコロナの関係で野球のプレ大会、あるいはウエートのプレ大会が中止ということになっておりますので、ちょっと時間はあるんですけども、野球場のほう、立派な人工芝のグラウンドにさせていただきまして、プレーをする選手にとっては非常にやりやすい状況になったかと思っております。

ところが、観客席ですね、これが本当がたがたの土手といったらいんですかね、状況でございますので、あそこへやっぱりスタンド等を設けて応援に来られる方、見物の方が観戦しやすいような状況をつくってもらいたいと思うんですけども、その辺について、過去に私質問したと思っただんですけども、質問していなかったということでございますけれども、ぜひあの辺の整備をしていただいて、スタンドというものを設けてもらいたいというように思っておるんですけども、それについてお考えがありましたらまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

議員ご質問の野球場の観覧席の設置についてでございますが、西野公園野球場につきましては、来年度の国体開催に向けまして、西野公園改修事業とし、総合計画の実施計画にも位置づけ、例え

ば先ほどご紹介ございましたが、人工芝の敷設、また排水、またバックボードの改修や観覧所の整地といったことを計画的に整備を行いまして、去る3月の末に落成式を終えたところでもございます。そういったことから、現在、常設の観覧席につきましては、設置する計画は持ち合わせていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

現在計画はなされていないということでございますけれども、国体を契機ということではないですけれども、大きな大会なんかもこれから多分あの会場で開催される可能性は高くなってくると思うんですね。それであれば、本当にある程度のレベルの観客席、スタンドは設けるべきだと思いますので、できれば常設がいいんですけども、もし駄目であれば、国体に向けて仮設でもいいですからスタンドを設けていただいて、それをうまく裁量というのも考えて、今後も野球場の運営の中でうまく活用していただければ幸いだと思いますので、ぜひ積極的にその辺のところを実現に向けて努力していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次、2点目の運動広場周辺の側溝の整備について確認したいと思います。これお伺いしましたら、着々と計画は進めてもらっているということもお伺いしているんですけども、遅いんですね、手をつけるのが。過去にも、あそこは木製の側溝の蓋があったんですけども、やっぱり木製となりますと腐食して壊れたりとかということがありまして、結構溝が本当深いんですね、側溝。40センチか50センチあると思うんですけども、私も過去にはまったことがあるんですわ、膝まで。そういうこともありまして、私ら大人やから何とか笑ってごまかしておるんですけども、当然あそこの多目的広場、子供たちも結構利用しているんですね。その中で、子供らがはまる率も高いということで、撤去して新しい側溝の蓋にしてくれということを要望しておったんですけども、近いうちかどうか分かりませんが、早急をお願いしたいと。

それにつきまして、笑い話じゃないんですけども、3週間ほど前に私の知り合いのサッカーの指導者が、前田さん、二、三日前にマムシ捕まえましたわ、殺しましたわって、側溝にマムシがおったらしいですわ。たまたまマムシに詳しいわけじゃないですけども、農作業なんかもしょっちゅうやっておる人やから、ヘビとマムシの一般的な区別つくもんで、早速捕獲して殺したということを知ったんですけども、マムシというのは大体つがいでおるというのをよく聞きますので、まだもう一匹いるんじゃないかなあと思って、グラウンドへ出ていったら毎週側溝を一回りするんですけども、見つけたことはないんですけどもね。あそこで例えばソフトボールやらサッカーやらをやっておる子供たちが、側溝へ落ちたボールを拾おうと思ってぱっと側溝へ飛び込んで、そこにマムシがおって踏むなんてこともある得るわけですから、いつときも早く、側溝の蓋を設置していただいて、完璧な状態にしてほしいと思いますので、お願いしたいんですけども。

また木製の蓋になることはないと思うんですけども、どういう形の蓋で対応するかですが、それを確認したいと思います。それから、いつ頃に完成するかということも確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

議員からご指摘をいただきました運動広場の側溝の整備でございますが、今現在蓋のない状況で、コーンで危険防止をさせていただいておるとい状況でございますけれども、今年度整備することといたしております。そのスケジュールでございますけれども、設置する製品というのを既に選定いたしましたことから、現在入札に係る事務を進めているところであり、落札業者を決定した後は、できる限り早く設置できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

また、側溝の蓋でございますけれども、これまでの木製から変わしまして、今ちょうど野球場のほうにも設置をさせていただいておりますけれどもゴム製の側溝蓋、ラバーカラーゴム蓋というんですけれども、これを約370枚ほど購入いたしまして設置いたしまして安全対策に努めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。ぜひ、子供たちがマムシを気にせんでというのはおかしな表現ですけども、側溝へ飛び込んだりはまったりすることがないように、安全な状態でのグラウンド使用をしていきたいし私も、それから子供たちにさせてあげたいと思いますので、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

3番目に入ります。公園内樹木の管理についてということでございます。

これは、12月議会やったかな、私もちょっと確認の質問をさせてもらったんですけども、先週の日曜日、雨の日ですわ。ちょっと風が強いことはなかったと思うんですけども、園路を歩きましたら、やっぱりまだ倒木、30センチぐらいで直径が10センチもなかったですけど、その木が2本、多分1本が落ちて割れたんやと思うんですけども、2本落下していました、園路に。もし天気がよければ、子供らも歩いておりますし散歩しておる方もおりますので、もしそこへ落下して負傷ということになったら非常に大変だと思うので、私も非常にナーバスになっているんですけども、やっぱり枯れ木、結構公園内に多いですね。伐採するのは冬のほうが楽かも分かりませんが、今チェックしておかないと、あそこは落葉樹多いですから、葉が落ちてからではどの木がどの程度枯れている、傷んでいるというのがなかなか確認しにくいと思うんですね。ぜひ、今のうちに、葉が落ちる前に確認していただいて、そして11月でも12月でもいい、本当は早いほうがいいんですけど、11月12月でもいいですから、徹底的に枯れ木のチェックをしていただいて伐採をお願いしたいと思います。もう私、歩きに行くたびに上を見て歩くんですけども、とにかく多いと思いますので、その辺のことについてどんな計画で今おるのか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

西野公園につきましては、昨年度から令和5年度まで、公益財団法人亀山市地域社会振興会を管理者に指定して、指定管理者と市との基本協定、仕様書などに基づき管理を行っていただいております。枯れ枝などの管理につきましては、利用者の危険防止も含め、早期発見と除去を行う目的で週1回以上樹木の点検を指定管理者が行っております。また、樹木の剪定につきましても、年1回

以上の頻度で行っております。なお、高木で枯れておることが分かる枝につきましては、特に早めの除去を行うように指定管理者のほうに要請させていただいておりますのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

週に1回なりチェックするというところでございますけれども、何にも状況変わっていません。剪定とかそんなんするよりも、枯れ枝の撤去のほうがはるかに重要だと思いますので、ぜひ小まめに歩いていただいて、一目したら分かりますわ、この木危ないとかいうのは一目瞭然です。そんな木が10本、20本ありますから、ぜひ早くに対応してほしいなと思います。

西野公園につきましては、例えばトイレの改修とかをしてもらっておりますし、それから駅前の花壇も先が見えて計画どおり行ってもらえるらしいですし、着々と整備が進んでおりますけれども、やっぱりあそこも50年たっていますからね、できてから。もうあちこち痛むとかいうのはあるし、例えば樹木なんかであそこ開園以来、恐らく大規模な伐採とか、そういうのはしていないと思うんですよね。だから、やっぱりその辺のところというのは小まめにやっていただくこと。小まめに見てもらっていつでも下ばっか見ておっても何も状況変わりませんから、上を見て歩いてもらいたいと思いますので、その辺のところ指定管理者のほうにも強く申し添えていただきたいと思いますのでどうかよろしくをお願いします。

では、続いて受動喫煙防止対策について確認をしたいと思います。

一昨年だったかな、健康増進法の一部を改正する法律が施行されましたけれども、その内容についてまず確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

平成15年に施行されました健康増進法では、多数の方が利用する施設の管理者に受動喫煙防止対策に努めることとされておりました。また、平成30年7月25日に改正健康増進法が公布され、望まない受動喫煙防止を図るために、施設の区分に応じて原則敷地内禁煙や屋内禁煙にすることなどが段階的に義務づけられたものでございます。

このような中、市民の受動喫煙防止の必要性の理解を深めていただき、市民と行政が一体となって健康なまちづくりを進めるため、昨年度健都サブリプロジェクトの取組の一つとして受動喫煙防止を取り上げ、国の法規制よりも早く敷地内禁煙を実施したところでございます。

また、さらに市が積極的に望まない受動喫煙を防止する取組、目指す姿を示すことができるように、亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドラインを策定したところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

望まない受動喫煙、今本当に大きな問題になっておまして、例えば屋内は当然のことながら、屋外も禁煙という方向性が世の流れになっておまして、そんな中で、今回こんな質問をするのは、何かおまえ何考えておるんやというようなことをおっしゃられる方も多分見えるかと思えますけれど

ども、あえて今回質問をさせてもらっておりますのでよろしくをお願いします。

喫煙者の数を見ますと、平成の初め頃と今と比べたら大体3分の1から4分の1に喫煙者人口が減っていると。しかし、全国で2兆円のたばこ税収入があるということの中で、まだまだ喫煙者の数が増えてはいないですけども、あるいは本数も増えていないわけですけども、たばこ税値上げ値上げで、結局その2兆円という額を維持しているのではないかと思うんですけども、亀山市も年間、昨年かな、3億2,000万のたばこ税収入があると。それまでの間、大体3億5,000万から前後ですな、税を維持しておったと思いますし、それから近隣の市を見ておりましたも、亀山市より3倍も4倍もたばこ税収入が多いです。当然人口が多いですから、これは当然だと思えますけれども、そんな中で今回、亀山市のほうでガイドラインなんかをつくって、望まない喫煙ということでどうも進めていくということでございますけれども、この喫煙に対する亀山市の公共施設の受動喫煙防止対策、具体的に各施設でどのようなことを今行っているのかということについてまず確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

公共施設におけます受動喫煙防止対策でございますが、健康増進法の改正によりまして、学校、病院、児童施設、行政機関の庁舎などの第1種施設につきましては昨年7月から、第1種施設以外の第2種施設につきましては本年4月から、施設の類型に応じた禁煙措置を講じることが義務づけられております。そうした中、市では既に敷地内全面禁煙を実施しておりました学校、病院、児童施設に加え、総合保健福祉センターを法改正に先行し、昨年4月から敷地内全面禁煙とするとともに、昨年7月からは、行政機関の庁舎であります本庁舎、関支所、総合環境センター、亀山消防庁舎を屋内禁煙とし、屋外に設置した喫煙場所のみ喫煙可能といたしました。

また、法改正によりまして本年4月から屋内禁煙となった第2種施設に該当する公共施設につきましては、本市の受動喫煙防止対策ガイドラインにおきまして、原則敷地内禁煙といたしましたが、施設の利用形態や喫煙場所が確保できるスペースの有無などの状況に応じまして、一部の施設におきましては喫煙場所を設けておる状況でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

第1種の施設と第2種の施設と分けがしてあるということでございますけれども、一般市民は1種も2種もないんですね。施設として公共施設と言ったら一緒ですわ。そんな中、うちは第1種はこうやってやっています、第2種はどうやってやっていますと言われても、多分市民の方は分からないと思います。

そんな中で、今いろいろ答弁いただきましたけれども、敷地外へ喫煙ブースか灰皿かは別として設置するというございますけれども、どこにあるか分からないんですね、ほとんどが。例えばこの庁舎、1階に喫煙ブースが設けてあります。職員は知っていますわ、みんな。ところが、一般の外来者、一般市民の方、亀山市役所へ来訪されて、ここはたばこ吸えやんのと、どこに灰皿あるのという方が結構多いんですね。

この法を見てもみますと、禁止場所、禁煙場所、それから喫煙ブースの表示はしなさいということをやっていると思うんですけども、ないんですね、亀山なんかはどこも。だから、それはぜひ分かりやすい表示をしてもらうべきやないかと思います。

それから、西野運動公園、東野運動公園、B&G、それから亀山公園も含めて、この辺の広い公園は2種だと思うんですけども、設置場所あるのかどうか。それを確認したいと思います。相当広範囲のところですよ。それに付随する博物館とか図書館とかありますよね。その辺のところはどうなっているのか、対応をお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

現在、本庁舎、また関支所等々におきまして、屋内禁煙、屋外で喫煙場所を設けておるところでございます。その中で、本庁舎におきまして、その喫煙場所の案内がないということでございますが、本庁舎におきましては、戸籍住民グループ前に、以前喫煙場所を設けておりましたトイレのすぐ横なんですけれども、そちらが以前は喫煙場所になっておりましたので、そちらには現在の喫煙場所を掲示させていただいておるところでございます。また、喫煙をされたいという市民の方からの問合せにつきましては、喫煙場所をちょっと図面とかこういうものですけども使いまして、どちらに喫煙できる場所があるかをご案内させていただいておるところでございます。

また、喫煙場所を設けておる施設、例えば文化会館とか斎場とか、そういう公共施設でございますが、それぞれの施設に、どこに設置してあるかという案内は表示してございません。このガイドラインに、受動喫煙防止対策ガイドラインに基づきまして、各公共施設におきましては、特定屋外喫煙場所を設けておる場合には、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が掲示されていることということで、喫煙場所がここですという分かるような表示はしております。そして、そちらのほうへ喫煙を望まない方が近づかないような対策は取っておるわけでございますが、喫煙をご希望される方につきましては、ご案内とか聞いていただかないでも分かるような掲示、案内というのは現在のところはさせていただいていないということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

喫煙場所はここですという案内を、灰皿のところへ置いてもらうても意味ないですよ。どこに喫煙ブースがあるのかというのを探さないかんわけでしょう。だから、例えば極端な話か分かりませんが、この市役所であれば玄関へ出すべきとか、当然そうですね、来所された方がたばこ吸いたいなあ、あるいは帰られるときに吸いたいなあといったときに、一番分かりやすいところはどこかといったら玄関ですわね、これは別に庁舎だけじゃなしにどこでもそうですね。灰皿のあるところへ喫煙場所と案内しても意味ないじゃないですか。その喫煙場所へ行くための動線を、案内の前にこちらにありますよという案内を出さんで意味ないでしょう。そういうことをぜひ考えてもらいたい。ガイドラインにはそりゃあここは喫煙場所ですとうたってあるか分からんけれども、そんなこと言われんでも分かっていますわね、灰皿があったら、ここでたばこ吸えるんやなというのは。そんなところちょっと配慮してもらいたいなと思います。

それから、亀山公園なんか全然ないですね。それから西野公園も過去には玄関のところに灰皿が置いてありましたけれども、今撤去されています。その後どうなっておるかといったら、たばこ吸う場所はないですね。この敷地内禁煙ですという看板は出ていますけれども、やっぱりあの辺につきましてもきっちりとした喫煙ブースを、広い敷地ですから多分ガイドラインではあまり人目のつかないとかそういうこともいろいろ条件つけてあると思いますけれども、望まない受動喫煙をすることがないように、特に配慮ということもうたっていると思うんですけども、喫煙場所の区画、それから施設利用者が通常立ち入らないとか近寄らない場所へ設けるとか、それから、標識の表示というのも当然うたっていかないかと思うんですけども、やっぱりこの施設には喫煙場所がありますよというふうであれば、敷地内禁煙ですという看板を多分作ろうと思えばあると思います、小さいですけどね。それに合わせて、喫煙希望者はこちらへって標識で、矢印とかそんなふうにして案内を出すとか、そういうことをやっぱりやっつけていかないと対応できないですね。ちょっとその辺のところは、こんなこと言ったら失礼かも分かりませんが、頭使ってほしいですね。

それから、この対応、各施設たくさんありますけれども、亀山市の。どこがどうやってして管理しているのかというのをちょっと確認したいと思います。施設によって所管が違うのがあると思いますけれども、どこかで集中管理しておるのか、個々の所管で、担当のところ勝手にやっておるのか、その辺のところの内容をご答弁だけお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

各公共施設の受動喫煙防止に対します対応につきましては、先ほど申しました受動喫煙防止対策ガイドラインにおきまして、原則敷地内禁煙ということになっておりますが、施設の利用形態や喫煙場所が確保できるスペースの有無などの状況に応じて、施設におきまして喫煙場所を設けておるところもございます。それにつきましては、施設の管理者、また施設を管理しておる例えば指定管理者さんとの協議におきまして、喫煙場所を設ける、設けないということも含めまして協議をしていただき、設置の有無を決定していただいております。

また、先ほども喫煙場所の表示ということでございましたが、私ちょっと言い忘れておったか分かりませんが、申し訳ございません。本庁などでございましたら受付にお尋ねいただきましたら喫煙場所をちゃんとご案内をさせていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

案内場所を表示してほしい、すべきだと言っておるんですよ。あそこへ確認してもらったら説明しますじゃないんですわ。はっきりと表示すべきじゃないかなあと思います。

それから、今の話ですと、施設ごとに対応は違ってくるというケースが起こり得るわけですね。やっぱり、市内の公共施設全てが全施設統一した一貫した方針を出してもらわんと、Aの施設はここが所管やからこういう考えやと、Bの施設はまた別のところが所管やから違う考えというのでは一貫性ないですね。やっぱりそれやったら統一してもらわんと困るんじゃないですか。その辺は

どうですか。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

健康増進法の改正によりまして、学校、病院、児童施設など、特に子供さん方が多く利用される施設につきましては、これはもう全面禁煙という考え方でございます。この健康増進法の改正に基づきまして、私どもは受動喫煙防止対策ガイドラインをつくっております。このガイドラインに基づきまして、各種公共施設におきましては、それぞれの施設管理者及び指定管理者がその施設の利用形態などを勘案いたしまして、その喫煙場所の設置の有無を決定させていただいておるということとございまして、一つの基準となりますのは、あくまでもこの受動喫煙防止対策ガイドライン、これに基づいてそれぞれ設置の有無を決定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

私は、喫煙ブースをあっちこっちで造れと言っておるわけじゃないんですね。先ほども申しましたけれども、大体亀山市でも15から20%位の喫煙者が見えると思うんですけども、その方らの税収で3億2,000万のたばこ税が入って、それが市税の中で有効に活用されているという中で、その人らにある程度配慮することもあっていいんじゃないかなあということで、そこでガイドラインガイドラインと言われても、必ずしもそのガイドラインの中身が間違いのないものかどうか、絶対なのかどうかといったら、やっぱり疑義を生じるケースもあると思うんですよ。ですから、その辺のところは弾力性を持たせて対応していてもいいんじゃないかなあというように思います。

実際問題、今そのガイドラインに沿ってきちんとやっているかといった場合に、必ずしもそういうことやないと思います。先ほどから青木次長おっしゃいますけど、病院とか学校がとか、そんなことは私何も言っていない。公園とか、その第2種の施設なんかは、広い敷地の中で喫煙ブースが何もないとかたばこを吸うところがないということで、どういうことが起こっているかといったら、3番目の質問に入りますけれども、歩きたばこ、ポイ捨て、それから木陰へ行ってのたむろしての喫煙とか、あるいは駅前に行ったら、駅の前へ立って、立ちたばこと言ったらええんかなあ、あるいは歩きたばこ、たまに見受けられます。そういうのも、本当に防止するのは大事なことだと思いますので、ですから、そういう場所をはっきりと設けて、ガイドラインにうたってなくても対応していくことは十分可能かと思うので、その辺のところを申し上げているわけでございます。

今気になっているのは、路上喫煙、歩きたばことかポイ捨てなんかについてでございますけれども、ショッピングセンター周辺、結構車降りて、車のところにもたれて吸っている方がおります。それから、入り口の横で吸っている人。あるいは、商店街なんかもたまに歩きたばこ、くわえたばこおりますわな。それから、関宿も結構観光客の方が、歩いては吸ってなくても、どこかで立ち止まって吸っているケースも見受けられます。駅前の駐車場とか、あるいは公園なんか都市公園の駐車場なんかで吸っている方々が結構おるんですね。その方らがポイ捨てるか携帯の灰皿へしまうか、これはともかくとして、吸っていることは事実あるんですよ。

特に気になるのが駅周辺ですわ。亀山駅を降りて、JRで名古屋から乗ってきて、そんで降りて、

列車内は当然たばこを我慢しますわな。出てきてさあとと思ったら喫煙ブースと灰皿は全然ないんで、何するかと思ったら駅の前で立ってたばこを吸っていますわ。あるいはトイレのほうへ行って隠れて吸うかどうか分かりませんが、そういうケースも多々見られます。タクシーの運転手さんなんかも車にもたれて吸っているとか、そういうのがあるから、そんなのをどう、いかに、例えば歩きたばこか路上喫煙とかそんなのをなくすかということ削減に向けてしていけばいいのかということ私を私は申し上げているのであって、ガイドラインがどうのというのは深く考える必要はないと思うんですよ。そこで弾力性を持たせることはできるでしょう。その辺について、どのようなお考えをお持ちなのか、それを確認したいと思います。ポイ捨てや、あるいは歩きたばこ、あり得ると思うんですけども、その辺のところをガイドラインで何か具体的にうたったものあるんですか、ないでしょう。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

受動喫煙防止対策が歩きたばこやポイ捨てを助長しているのではないかとということでございますが、その対応といたしましては、各施設への禁煙である旨の表示等によりまして、市民の方々、利用者の方々に望まない受動喫煙をなくすという健康増進法の基本的な考え方を理解し、ご協力いただきますよう努めているところでございます。

また、市では、路上喫煙防止の条例は制定いたしておりませんが、たばこの吸い殻や空き缶等の投棄を防止し、清潔で明るいまちづくり、美しいまちづくりの推進を目的としました亀山市まちをきれいにする条例を制定しておりまして、その中では種々規定を設けておりまして、罰則も規定を設けておるところでございます。

また、その中で、第5条でございますが、市民の責においてというところで、自らの生活において生じさせた空き缶等また吸い殻等を適正に処理しというような一文がございます。喫煙をされる方のお気持ち、重々配するところではございますが、屋外で、また路上等でどうしてもたばこを吸われるという場合につきましては、受動喫煙防止に十分ご配慮いただきまして、ご自分で携帯用灰皿をご用意いただくと大変私どもとしてはありがたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

それは基本的なことであって、実際それが喫煙者への配慮になっているかどうかといったらなっていないと思うんですね。やっぱり、それをしたら灰皿を持っておったらどこで吸ってもいいんかとなるでしょう。だから、たばこが吸える区域をきっちり決めていただいて、たばこをお吸いになるんだったらここでどうぞという場所をつくるのが一番いいわけでしょう。最終そこへは、どんな場所かといったら、一般の人があまり使わないと言ったら変な言い方ですけども、通らないとかいうようなところへ持って行って、副流煙の問題とか受動喫煙の対応に配慮できるような場所を、どこでもありますわ、こんな場所は。そういうところを見つけて、そこへ設けていただいたらいかがかないかということ申し上げておるんですよ。

今の答弁やったら、そういうこと全然考えが頭がないわけですね。みんながどこで吸うたらいい

いとか悪いとか、あるいはポイ捨てはあかんとかいうことはほとんどの方が分かっています。しかし、それが守れない人も中にはいるんですね。ですから、そういう人をできるだけ少なくするために、灰皿の設置場所をはっきりと明記して、そこへ来て、ここで吸ってくださいということをはっきり申し上げていくほうがいいんじゃないかなあと、かように思いますので、ぜひその辺のところ、対応についてよろしくお願ひしたいと思います。

実を言いますと、私、先月中頃から、この周辺の四日市、それから白子、津駅、駅周辺見て回りました。やっぱり灰皿どこもあるんですね。津駅にも、それから白子の駅にも、それから近鉄の四日市駅にも。構内にはないです。しかし、駅のすぐ出て近くに、ちゃんとブース造ってございます。そこで吸えるような状態が、完璧かどうか分かりませんよ。しかし、そういう場所が設けてございます。大きい駅やから特別かと言ったら、必ずしもそれやなしに、別に小さな駅であっても、そういう場所は1か所ぐらい設けてあってもいいんじゃないかなあと。近鉄なんかやったら、電車何本でも走っていますから、1時間も1時間半もたばこを我慢することもないと思うんですけども、例えば亀山駅、名古屋から乗ってこられたら1時間以上我慢してみえて、県外からでも三重県に来県された方が、駅を降りてうろうろされますわ。たばこ吸うところないから、先ほど申しましたけれども、どこか隅っこで吸うと。灰皿はほとんどの方は持っていますよ、今日びは。ですから、そんなことよりも、できるだけ受動喫煙、迷惑にならないようにとか、副流煙に影響のないように場所を考えて吸ってみえますからいいんですけれども、やっぱりそういう場所というのは設けてあげるべきじゃないかと思ひますので、ぜひそのところを考えてほしいということで申し上げているわけでございます。

今ここで言ったところでいい答弁もらえないと思ひますけれども、公共施設への喫煙ブースや灰皿の設置についてお考えがあるのかないのか。条件は当然つきますよ、制約は。しかし、それをクリアした上で、つけることがお考えとしてあるかどうか、答弁いただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

健康増進法の趣旨でございますが、健康への影響が大きい子供や患者などに配慮し、望まない受動喫煙をなくすという観点から、施設の類型、場所ごとに利用者の違いや受動喫煙の影響の程度に応じて禁煙措置や喫煙場所の特定を行うものでございます。このことから、本市におきましても、施設の利用目的や利用者特性のほか、喫煙場所として明確に区画され、施設利用者が通常立ち入らない場所が確保できるかなど、望まない受動喫煙を防止する観点から、施設ごとに対策を講じているところでございまして、現在のところ、新たな喫煙スペースを設置する考えはないところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

望まない受動喫煙に対応できない、該当しないような場所というけど、例えば西野運動公園で、あるいは亀山公園でも結構ですわ。来所の方に影響を受ける場所ばっかですか。グラウンドの片隅とか、岩陰とか、そういうふだん一般の方が立ち入らないような場所あるでしょう。ないですか。

ですから、そういうところへでもいいから設けてもらおうと、利用者は助かるということを言っているんですよ。何も玄関のところへ置いてくれとか、駐車場のど真ん中に置けとか、そんなこと一言も言っていないじゃないですか。だから、ぜひそういうことを考えてほしいと。できるはずなんですよ。再度答弁お願いしますわ。それ、原稿読んでもらわんで結構ですわ。答弁ください。絶対駄目なのかオーケーなのかも含めて、ほかの課の担当者でも構いませんけれども。

○議長（小坂直親君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

市の運動施設や公園、特に指摘いただきました西野公園や東野公園などでございますが、第2種施設に該当し、本市のガイドラインに沿って敷地内禁煙としておる施設ございまして、逆に禁煙防止のいわゆる看板も11か所設置しておりまして、特に公園運動施設については設置する計画、予定はございません。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

私、今ちょっと手元に事務連絡ではあるんですけども、総務省の自治税務局のほうから、各都道府県の税制担当者のほうへ出しておる文書がございまして、令和2年度の税制改正大綱の抜粋やと思うんですけども、その中にうたってある中に、屋外分煙施設等の整備促進についてという文書があるんですわ。令和2年1月23日、自治税務局事務連絡として。その中に、地方のたばこ税としてうたってありまして、たばこ税云々という項目がございまして、改正健康増進法を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前、商店街などの場所における屋外分煙施設の設置が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込めることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいという、こういうような事務連絡の文書があるということを見せてもらいました。

それで、別にどこでもええでやみくもにたばこを吸う場所を設けよとか言っておるわけではないんですね。だから、一般の人はこの頃たばこというのは本当に嫌がられますから、あるいは煙たがられますから、どうでもええやないかということになるかも分かりませんが、しかし、たばこ税の収入は大きな財源になっていますし、それから、嫌煙家の方の近くで吸えと言っておるわけではないですし、できるだけそういうところへ影響を与えない場所での喫煙所を設けることは無理でしょうかということをお願いしているわけがございまして、ぜひそういうところ、今申し上げた公園とか、第2種のところを特に含めて、ブースとか灰皿設置の考えについて、早急に検討をいただきたいということを思っています。

市長も昔は吸ってみえましたんですね、特にたばこをやめた人はたばこについてきついんですな、言い方が。過去に吸っていて今吸っていない人は、何か冷たいですわ。たばこに対して冷たいという意味ですよ。市長、何かここまでありましたら、最後に一言。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もうやめて7年半ぐらいになりますけれども、今議員ご指摘をいただいた国税や税に関わる絡み、あるいは喫煙者と禁煙者、この議論の経過、それから議員のご指摘、そのご趣旨は受け止めさせていただきたいと思いますが、ただ、申し上げております健康増進法のその趣旨、さらには議員はガイドラインを気にすることないということをおっしゃられたけれども、やはり亀山市としてはこの法、それからガイドラインに基づきまして適正な環境を維持していくという基本的な考え方でございます。

いずれにいたしましても、議員のご趣旨については聞かせていただいたというふうに思います。市としても、健康都市を目指しております中で、最善の努力をしていくということに努力を重ねていかななくてはならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

健康増進法を盾に取って、非常に難しいようなことを言われておりますけれども、増進法の中にも敷地外禁煙の場合にはこういう条件で喫煙ブースを設けるといことをはっきりとうたっているわけですね。駄目とはどこも書いていない、うたっていないんですよ。だから、それに適用できるような場所の設置とかいうことを検討していただければ、喫煙者も喜ぶし、それから路上喫煙とかポイ捨ても減るしということで、ベストじゃないかなあとということで申し上げております。ぜひ、その辺のところを期待しておりますので、喫煙者が喜ぶようなささやかな喜びとして受け止めてもらえればみんな喜ぶと思いますので、ぜひ実現に向けて努力してほしいと思いますので、強くお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。一般質問させていただきます。

あらかじめ申し上げます。大きな2つ目の大質問であります新型コロナウイルス感染症対策支援について、これは3つ目の大質問コロナ禍を乗り越える持続可能な市政運営についての1番目、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、ここに組み入れますので、あらかじめ申し上げます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1つ目、急激に変化する時代の学校教育について、新しい時代が学校教育へ与える影響についてでございます。

今、私たちは未曾有の変化に直面しております。特にこのSociety5.0時代の到来により、AI、ビッグデータ、5G、IoT、ロボティクスなど、先端技術が高度化して、あらゆる産業、生活の中に取り入れられ、社会の在り方を大きく変えつつあります。ほかにも産業構造の変化による家族構造の変化であったり、人口減少、少子高齢化による地域社会の変化、地球温暖化など気候変動に伴い年々激甚化、頻発化する自然災害の脅威、そして今、何より新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う甚大な影響、新しい生活様式など、このような様々な変化が加速度的に増して、生活のみならず、経済、私たちの行動、意識、価値観にまで、多方面に大きな変革を引き起こし、複雑で予測困難な時代になっております。

そこで、まず伺いたいと思います。

このように急激に変化する時代、教育長として、子供たちのどのような資質・能力を育てるべきと考えるか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘のように、情報化、技術革新、グローバル化の進展により、社会構造は大きく急速に変化しているものと存じます。また、新型コロナウイルス感染拡大など、少し先のことであっても予測困難な状況となっていると存じます。

このような時代の中、子供たちには、未知の問題や様々な課題に対して主体的に向き合い、自ら解決しようとする資質・能力、簡単に申しますと、これからの時代を生き抜く力が必要であると考えております。そのためにも、幼少期から育まれていく自己肯定感を根幹とする人間力や、一定の体力は非常に大切であると考えております。そして、それらをベースとして、言語能力、情報活用能力、問題発見、解決能力等が必要であり、コミュニケーション力を基にした他者と協同していく力も不可欠と考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おおむね同感でありまして、やはり自己肯定感を高めるために、自分のよさや可能性、個性、そういうものを伸ばしていく。そして、また多様な人々と協同して最適解を導き出していくという、そういう能力がやはりこれから一層必要になってくると、それを前提に質問を進めていきたいと思っております。

であれば、時代の変化を踏まえまして、教育長としてどのような方針を持ってこれから教育行政に当たっていくのか、こちらを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校教育についての時代の変化を見据えた教育長としての基本的な教育行政方針や市政をお尋ねいただいているものと察します。

教育長といたしましては、教育大綱でお示しのとおり「学びあふれる教育のまち かめやま」の基本理念の下、学校教育に関わっては、2つの基本方針を掲げております。

1つは「未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現」であります。子供たち一人一人の自己肯定感を醸成しつつ、子供たちが学習する意味を理解し、学校が楽しいという姿を目指していきたいと考えております。もちろん時代の変化を見据えた新しい学習内容や方法を取り入れながらの取組になろうかと存じます。

もう一つは、「地域とともにある学校づくり」であります。子供の育ちと学びを軸として、学校、家庭・地域及び行政が一体となって教育活動に取り組むことを大切にしていきたいと考えております。これらの方針を下支えするものとして、子供たちが安心・安全に学ぶことができる環境づくりにも責務があるかと認識しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

豊かな学び、楽しい学びだったり、あと新しい分野にも取り組んでいくと、そういった中では、例えば学校教育のデジタル化、GIGAスクールとかそういった方向性もありますけれども、臨時休校の際などにも学びを保障する手段として、今大きな注目があるところかなあとと思います。

もう一つ、このコロナウイルスの拡大の影響を受けてデジタル化を申し上げましたけれども、学校教育が言わば福祉的な役割を持つ、それがまた再確認されたところではないかなあと考えております。学校が学習機会と学力を保障するだけではなく、全人的な発達や成長を保障する役割、人と安心・安全につながるができる居場所、セーフティーネット、そんな身体的・精神的な健康を保障する福祉的な役割になっているということも再確認されたのではないかなあとと思います。

そういったコロナウイルスの影響を受けて、特別、今教育長として所見がございましたら伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

コロナウイルス感染拡大の状況を経て、踏まえての思いということでよろしいですか。

安全・安心な学校、そして子供たちがそういった中でも学習することが分かり、学校が楽しいと、そういう姿は一貫したものと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、次の質問に伺いたいと思います。

教育行政において優先度の高い施策についてのところに移りたいと思います。

勉強が分かって楽しい学習活動といった、そういったところもありましたけれども、児童・生徒の時代を生き抜く資質・能力を育むために、教育長としてどのような考えを根底に教育行政に当たるのか、より具体的な施策について伺っていききたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

A I 技術が高度に発達するSociety5.0時代であっても、時代を生き抜くためには他者との関わりが必要であると考えます。具体的には、教師による対面指導や児童・生徒同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験がそれに当たります。そのためにも、亀山市学力向上推進計画第3版の取組を着実に進めながら、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりを展開していく必要があると考えています。

また、ポストコロナの学びの在り方として、対面と通信、I C Tとのハイブリッド化による対話的、協同的な学びの深化、デジタル教科書の活用なども見据えるとともに、感染症対策やI C T活用のための指導体制や環境整備も考えていく必要があるかと存じます。

さらに、持続可能な社会の作り手を育てていくためにも、地域はもちろん異校種間や福祉機関との連携の下、S D G s を意識した学習計画を作成し、教科横断的学習やプロジェクト学習の取組も推進していく必要があるかと考えています。英語や理科、算数、数学のような専門性の高い教科をはじめ、小中系統的な視点に留意した指導体制や、教育課程の編成にも留意してまいりたいと考えています。最後に、資質を育むという点につきましては、豊かな家庭教育力が不可欠との認識を持っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほどの中で幾つか上げていただきましたけど、特に家庭の教育力向上、また地域の教育力、こういったところの対面での学び合い、社会とのつながりの中での協同的な学び合いというところが特に重要なポイントかなあと考えております。

例えば、臨時休校のようなときでも自立した学びを展開していくためには、そういったつながりの中での学びをふだんから自立した学びとして子供たちが取得することによって、そういった臨機応変に対応して自分で学んでいくといった、そういった方向性に子供たちが成長していくことができるのではないかなあと感じております。

また、別の視点で先ほどデジタル教科書というものが出来まいりましたけれども、G I G Aスクール構想の実現ということに関しては、こういった方向性で子供たちの学びがあるべきと考えているか、これも教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

G I G Aスクール構想につきましては、今年度末には学校における高速大容量の通信環境と、1人1台端末の環境が整うよう現在準備しているところでございます。

国は、家庭でもつながる通信環境の整備など、ハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症発生時等においてもI C Tを活用し、児童・生徒の学びを保障できるようにしています。本市におきましても、国の補助メニューを注視しつつ、構想の実現に努めてまいり所存でございます。

議員お尋ねの実現に向けて重視すべきことといたしましては、単に各個人がネットにつながり便利になったということだけでなく、これまでの教育実践と最先端のICTとのベストミックスを図り、児童・生徒の理解度や特性に応じた学習活動を進め、求められる資質・能力を確実に育成していくこと、そして多様な子供たち一人一人の個別最適化された学習活動に近づけていくことと考えております。

指導者も子供たちも、便利と責任のはざまに立つことになろうかと思っております。したがって、情報モラルを指導し、個人情報、公開、記録、拡散、特定などのネットの特性を知りながら、周りの大人が目をかけていくことが重要と認識しております。そのためにも、大人が子供とたくさん関わったり、話をしたりする環境づくりが必要と考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

個別最適な学びという、これが一つ重要なキーワードかなあと思っております。

大きくその個別最適な学びにも2つあると思っております、まず指導の個別化かなあと思っています。ICTの活用によって、効率的に全ての子供たちに基礎的、基本的な知識・技能を確実に習得させることができるということと、もう一つが学習の個性化かなあと思っています。ICTを活用することによって、子供たちの興味・関心に応じて、その子供ならではの学習テーマや指導方法を提供する。こういった2つ、そうして個別最適な学び、こういったものをより充実させていくことが必要かなあと。すなわち、私はこの多様性ある教育というものが、このGIGAスクールによって加速するのではないかなあと思っております。

こういった先行き不透明な時代だからこそ、例えば不登校児童だとか子供の貧困、そういった子供たちの多様化、子供たち自身もいろいろ多様化している中で、みんなが一緒に同じことを同じようにやるのが全てではなくて、それぞれの子供の事情に応じて、子供の興味・関心に応じて、多様性を生かしながら個性を伸ばして教育を提供していく、これが重要な時代になっているんじゃないかなあと考えております。

そういった点で、デジタル教科書ということはありましたけれども、これからハード面は1人1台タブレットで購入されましたけれども、ソフト面、そういったところに関して、ぜひ重点的に検討していただいて、進めていっていただきたいなあと思っています。

それでは、学習活動を支える環境づくりのところに行きたいと思っております。

ここはもう安心・安全な学習活動を支える環境づくりというところになってくるかと思っております。この学びの環境を整備するために率先して実践すべき施策について、教育長としてどのようにお考えか所見を伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

私、教育長といたしましては、時代を生き抜く資質や能力を育むための学びの環境整備において、誰一人取り残さない教育を進め、子供たちが安心・安全に学ぶことができる環境づくりが必要と考えております。そのために、ライフステージのはざままで学びが途切れることのないように、異校種

間や各関係機関との連携を進め、児童・生徒の特性に応じたきめ細かな対応に努めることが大切と考えております。そして、不登校児童・生徒や特別な支援を要する児童・生徒、日本語指導を必要とする児童・生徒等に対応できる指導体制や指導方法の充実に留意していく必要があります。

ハード面につきましては、GIGAスクール構想の実現、特別教室への空調整備をはじめ、手洗い場、水道蛇口の改良、トイレの洋式化、教育研究センターの設置等を考えております。また、老朽化した学校教育施設の改修や建て替え、長寿命化の計画的な取組が求められているものと認識しております。体育館につきましては、避難所としての役割を有することから、関係部局との調整が必要かと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

いろいろとハード面も含めておっしゃっていただきましたけれども、1つちょっと気になったところ、体育館の話もありましたけれども、学校教育系施設の老朽化した施設の管理についてなんですけれども、長寿命化の方針というのは公共施設総合管理計画、または個別施設計画に記載がされておりますけれども、小学校共通、中学校共通といった、そういった表記で、より個別の施設については方針が示されていません。なので亀山中学校の体育館、ここをよく指摘されるところでありますけれども、個別施設ごとに管理計画、長寿命化計画、こういったものが必要になってくるのではないかなあと考えておりますけれども、教育長としての見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

亀山市公共施設等総合管理計画の公共建築物個別施設計画に基づき、計画的に進めるべきだと考えております。したがって、学校教育施設、社会教育施設に関しまして、個別の長寿命化計画を作成していく必要があるかと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ進めていていただきたいと思います。

また、学習活動を支える環境という意味で、今回の議会でもテーマに上がっております中学校給食についても少し伺いたいと思います。

今日も午前中の答弁でもありました、教育委員会で秋から年度末にかけて協議をして、もう一步踏み込んだ見解を出していくという、そういった教育長の答弁がございましたけれども、では教育長として、中学校給食を協議していく上で何を軸に検討をしていくのか、教育長としての基準というものを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育長としてということですので、お答えさせていただきます。

今後の中学校給食の在り方の検討につきましては、保護者のご意向という面も当然考慮すべきとは思いますが、まずは子供にとって何が大切なのかという子供ファーストの考え方に立って、多面的な検討が必要と考えております。

まずは、保護者、児童・生徒、教職員に向けてのアンケート実施とか、その分析、また様々な方式、財政的な面も含めましてシミュレーションを試みて、教育委員会で検討の場を持ち、必要があれば、総合教育会議の市長との意見交換もあり得るかと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

あくまで子供ファーストということで、私もそこに関しては賛同するところであります。子供にとって何が一番いいのか、子供目線というところで考えていただきたいと思っております。また、今日見る教育長からも示していただいております教育のこれからの方向性というところも、ぜひ踏まえた上での決断をお願いしたいなあとと思っております。

また、その際に、亀山中学校と中部中学校の2校のみの問題で判断するわけにはいかない問題だと、私個人としては考えております。亀山市内の小・中学校全てに影響を与える問題だと思っておりますけれども、この辺り、教育長としての所見を伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

中学校給食を一步前に進めると、たとえしたときに、既に亀山中学校には自校方式での調理場を建設する場所はないです。したがって、亀山中学校と中部中学校を考える場合、少なくとも亀山中学校は自校方式はあり得ないと思っておりますので、他の方式を小学校も含めて考える必要があらうかと。これは公共施設の在り方としても、まないたの上に乗せて議論が必要かと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ慎重な議論をお願いしたいと思います。

時間がないので次に行きます。

引き続き公共施設管理の問題なんですけれども、今度は社会教育系施設のほうなんですけれども、現図書館施設、新しい図書館ができれば旧図書館になりますけれども、その図書館の活用をどのような方針で検討されているのかというところなんですけど、これは先ほどからちょっと申し上げております亀山市公共建築物個別施設計画、これによりますと、市民の知的探求を支援する役割を担う歴史博物館が近隣に位置することから、その関係にふさわしい施設への転用、複合化を図りますとあります。

では、具体的にどのような施設を検討しているのかでありますけれども、ここはちょっと私から提案したいんです。

私、新たな教育施設に期待する機能、先ほど教育長も研究機関というような言葉があったと思うんですけれども、子供たちの多様化、先ほどもちょっと申し上げました。あと、誰一人取り残さな

い学習環境づくり、この拠点となる施設が必要ではないかなあと思っております。

ご存じのとおり、本市ではいじめの認知件数は増加しております、不登校児童・生徒数も増加傾向にあります。総合的な子供の貧困調査も昨年から本市でも始まっておりますし、先ほど森議員がおっしゃってございましたHSP、また発達障がいの子供たちだとか、そういった多様化する子供たち、これは重要なキーワードで、激動する時代の中、教育行政というものは家庭への社会経済的背景や発達段階、障がいの状況、個別の教育ニーズを小まめに把握して、一人一人の可能性を伸ばしていくというのがさらに求められる。これは先ほどの議論から通じるものかなあと思っております。

そんな誰一人取り残さない学習環境づくりの拠点が亀山市に必要なだと思っております。隣接する青少年研修センターや社会福祉センターとも一体的な運用も行えるようにしつつ、学校教育は福祉的な役割も担う実践として、教育と福祉の連携として総合子供教育支援センターのような、名称はこだわりませんが、そういった施設への転用をぜひ進めていただきたいなあと考えておりますけれども、教育長としての所見を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現図書館の活用につきましては、既に平成29年7月に教育委員会が策定いたしました亀山市立図書館整備基本構想におきまして、適応指導教室、青少年総合支援センター、中央公民館等を統合した総合教育研究センターのような現在の図書館所在地の文教エリア的な雰囲気は損なわないように配慮した再利用方法を同時に検討する必要がありますとしております。これは、ホームページ等で公になっているものでございます。

ここからは教育長としての思いでございますが、議員からご提言がありました教育と福祉の連携によって、誰一人取り残さない学習環境づくりの拠点となるような機能への転用は、現図書館の活用の方針として、その方向性は一致するものと存じます。

とりわけ、不登校やひきこもりへの対策支援としましては、継続的な支援が求められているところでございます。支援を要する方には、学校や社会に結びつくキーパーソンとなる人が不可欠との認識を持っております。そのキーパーソンとなる方が見つけたり、調整したり、コーディネートする役目も必要かと思いますが、そういった関係の方が拠点となる、またそこへ集まることもありですし、アウトリーチ活動の拠点となることも可能かと考えますが、そういったセンター的な場も必要と考えておるところでございます。先ほどハード面で優先すべきというところで教育研究センターと申し上げたのは、このことを私指しております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひそういった地域を挙げてのそういった子供たちを支える場、その拠点として、またデジタル化が進んでいる中で、例えばクラスジャパンというようなネットスクールの存在があったりとか、そういった傾向が今あるというふうに伺っております。そういった拠点ともなるような総合的な支援センターとして、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

最後に、教育長の考えとして、限られた財源を優先的に充てて、この充てていくべき優先度の高い教育行政の施策、今日上げたものの中でも結構ですし、それ以外のところからでも結構です。子供目線で必要な施策、また限られた予算ですので費用対効果も考えて、どういったものを教育行政の優先度として高いものか、それを最後に教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

これから学校教育ビジョンも、今年と来年度をかけて作成する計画を立てております。同時に総合計画が今年度と来年度で策定されていくと、そういう時期ですので、一つに絞ることなく、先ほど申し上げた点を総合計画や学校教育事業に組み入れられることを願っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私なりに、いろいろと優先度的なものを考えたところ、やっぱり個別最適な学び、あと社会とつながる協同的な学び、この2つが特に大きいところではないかなあと考えております。やはりここに特化した指導と多様化する子供たちの個性を伸ばす教育、これが個別最適な学びと。社会とつながる協同的な学び、これは郷土の豊かな自然・歴史、伝統・文化、そういったものを含めた全ての実社会に関わる課題、子供たち同士の協力や、家庭・地域の方々の関わりの中で探求していくような学び、この個別最適な学びと社会とつながる協同的な学びの相乗効果、これを実現していくことが亀山の教育、これからの教育として必要なことではないかなあと考えております。

そう考えると、個別最適な学びを実現するGIGAスクール構想の実現、社会とつながる協同的な学びを実現する家庭・地域の教育力の向上、そして安心・安全な教育環境を整備する、教育施設の老朽化対策であったり、空調整備、この辺りが優先すべき施策だと考えておりますけれども、これに関して、もう一度だけ教育長の所見をいただければと思います。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員申されたことと、ほぼ私申し上げたことは一致しているんじゃないかなあという思いでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これから学校教育ビジョンと総合計画と後期基本計画と検討していく中で、いろいろとこれからも議論を進めていければなあと考えております。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

コロナ禍を乗り越える持続可能な市政運営についてでございます。

まず、コロナ禍が市政運営に与える影響についてということで、どのような影響を亀山市が受けていると認識されているか、まず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ちょっと一般的なお話ということでさせていただきます。

本年1月16日に日本で初めて感染が確認をされました新型コロナウイルスに関しましては、現在まで全国で7万人を超える感染者が発生しております。国は感染拡大を抑えるため、4月7日に緊急事態宣言を発表して、人の移動の規制や飲食店の夜間営業の自粛を要請してまいりました。そのことによりまして、旅行業、飲食業、サービス業、流通、小売業、建築業など、様々な業界に少なからず影響があったと考えられております。そのような業績が下降した事業者に対しまして、国において支援策を実施、当市においても支援のための対策を緊急政策パッケージとしてまとめ、事業を実施しているところでございます。

また、学校等においても、全国的に1か月程度の休校措置が取られ、その影響で夏季休業期間が短くなった学校も多く見られます。

日本全国の方々が、今まで誰も経験をしたことのないような時間を過ごして、新しい生活様式としてほとんどの人がマスクを着用し、隣同士での距離を取り、頻繁に手洗いをするような生活に変化をいたしております。

今後、ウイズコロナとして、しばらくはコロナと共に過ごす社会が続くと考えられております。不自由な生活が続きますが、感染拡大防止に緊張感を持って取り組まなければならないと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

地域経済の影響や個人の家庭の影響というものも、やはり大きいものがあるのだと認識しております。

その辺り、ちょっと順番を変えて入れさせていただくんですけども、住宅リフォーム補助金交付事業、これの提案でございませう。

住宅リフォーム補助金というものは、市民の家計に対する直接の支援にもなりますし、外出を控えがちになるこのウイズコロナの今、せめて自宅で少しでも快適に過ごすための支援にもなり、また家庭内感染予防にもつながるものだと考えております。また、コロナ禍の影響を受ける地元の建築事業者の事業継続支援にもなりますし、当然リフォームに伴う建材などはもちろん、電化製品など関連産業への経済波及効果というものも期待できるものであります。

前回、亀山市でもリフォーム補助金が行われた際には、窓口で列ができるほど申請が殺到したという実績もあり、市民のニーズも高い事業だと認識しておりますけれども、住宅リフォーム補助金交付事業を今こそ実施をぜひ検討していただきたいなあと考えておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

住宅リフォーム助成事業であります。本市では平成23年度から平成25年度の3年間におきまして、緊急経済対策の一環として実施をしております。

当時の事業概要でありますけれども、住宅のリフォームで工事費30万円以上のものを対象としまして、工事費の10%、上限10万円を助成するというものでございまして、高齢者や障がい者のバリアフリー化に関するものは工事費の20%、上限20万円としておりまして、3年間で助成総額2,000万円を事業を実施しております。なお、申請件数については167件ということでございました。

現在、各地方自治体におきまして、新型コロナウイルスに対する感染防止対策のほか、緊急に必要な様々な施策を実施されておるという中で、亀山市におきましても、第1弾から第4弾までの緊急政策パッケージを効果的に実施するところとございまして、その中で、地域経済の支援といたしまして、例えば亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」や、これは予算額1億500万円を計上しておりますし、亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」につきましては1億8,000万円を取組を進めまして、その経済効果は6億5,000万円を見込んでおるところでございます。

今回、コロナで大きな影響を受けられた市内事業者の皆様には、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」を活用していただきたいと思っておりますし、また運転資金まで拡大をするとともに、5年間に限り利子を全額補給して、実質無利子化を図りました小規模事業者経営改善資金、通称マル経融資でありますけれども、そちらを活用していただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

既存の支援制度を利用させていただきたいということでもありますけれども、今後状況次第では、ぜひこの検討もまた進めていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、次に行きます。

持続可能な市政運営に必要な施策についてですけれども、このコロナ禍の影響、先ほどいろいろと述べていただきましたけれども、その影響を受けて、来年度の税収の見込みについて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新型コロナウイルス感染症拡大によります市税への影響でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行され、担保なしで1年間、税の支払いを猶予する新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられました。

新型コロナウイルス感染症及びその拡大防止対策のための措置の影響を受けて、収入が急減した方、具体的には納期限までの一定期間——1か月以上でございますが——におきまして、前年同期と比較しておおむね20%以上の収入減となった場合が対象となっております。

対象となる税目につきましては、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来します全ての税目、市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税が対象となること

ろでございます。

令和2年8月末日現在で30件の申請があり、総額で約8,402万円の税を徴収猶予いたしました。そのうち、約7,048万円分の納期限が令和3年度に延長されるため繰越しとなり、本来令和2年度の収入となるところでございますが、その分が令和3年度の収入となるところでございます。このような影響があるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回の決算審査でも、市税の収入減少が問題視されておりますけれども、来年度そういった徴収猶予の影響、コロナの影響も色濃くなるということでございます。

それを受けて、今後健全な財政運営のために、ひいては将来にわたって必要な市民サービスを提供し続けるために安定的な税収を確保するためには、こういった施策が必要と考えますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

税収の確保につきましては、亀山・関テクノヒルズへの進出企業が操業に向けまして施設の建設や設備投資に期待するところでございますが、税収確保の取組につきましては、収納率を向上するため、コンビニ収納やクレジット収納などの納めやすい機会づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

企業誘致の話が出ましたので、少しそこを詰めていきたいんですけれども、新たな企業誘致について、こういった検討がなされているのかというところでございます。

国は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、東京の一極集中を是正するという閣議決定をいたしました。具体的には仕事の地方移転、そしてまた社員の地方移住、こういったことを掲げております。市税収入、特に経済状況とか、立地企業の経営状況にも左右される法人市民税とか固定資産税、この減収が問題視されている亀山市にとって、今はまたとないチャンスではないかと考えております。

果たして、では今この亀山の産業団地に、そのチャンスを受け止めるだけの受皿があるのかどうかというと、十分な受皿が用意できていないのが現状ではないかなあとと思います。今こそ、この新しい産業団地が必要とされているんじゃないかと思っておりますけれども、この見解を伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

企業誘致ということでありまして、コロナ禍の影響もありますものの、本市や産業団地の販売事業者に対しましては、複数の問合せもあるところでございまして、また今後、働き方にも変

化も生まれますし、企業の地方移転も促進されるものと考えておるところでございます。

現在、亀山・関テクノヒルズの方譲状況でありますけれども、10区画のうち残り2区画、新区画以外の分譲地も含めまして残りは僅かとなっておりますところございまして、まずは新区画を含めた既存区間、残っているところへの企業誘致を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

また、今後でありますけれども、亀山市都市マスタープランにおきまして、亀山インターチェンジ周辺を新たな産業拠点にふさわしい用途地域の指定や、適切な土地利用制度を検討する地域としております。このことから、さらなる企業誘致を進めていくためには、この地域も含めまして、新たな産業団地の検討及び調査を行っていく時期にはなってきていると、そのように考えておりますので、引き続き県や事業者と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

新たな産業団地を意識してその調査を進めていくということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。また、産業団地、新しいものを造るとなると、やはり大量の工業用水が必要ということもあります。そういった調査も含めてお願いできればなあと思っております。

次、産業団地の話、企業誘致のお話をいたしました。大局的な視点ではリニア、やはりこの経済波及効果、こういった長期的な持続可能な市政運営にはリニアを生かしていく、これが必要であると思っております。

報道でもありましたけど、また現況報告にもありましたけれども、三重県の期成同盟会にて知事の会員市町からの意見を得ながら、駅位置の候補案をまとめていく作業に取りかかっている、そういった旨の提案があったということですが、その後、本市から三重県に対してどのような対応を行っているのか伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

去る7月14日に開催をされましたリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の令和2年度総会におきまして、会長であります三重県知事から、今後の取組として会員市町からの意見をいただきながら三重県内の駅位置候補案をまとめていく作業に取りかかっている旨の提案がございました。こうした動きは、概略ルートや概略駅位置が示されていない名古屋以西におきまして、本県のリニア整備が新たなフェーズへと進む契機となるものと期待をすところでございます。

本市におきましては、今後も四半世紀以上にわたる活動を礎に、リニア三重県駅の候補地を目指すべく、その取組をさらに強化してまいりたいと考えておりますし、このことにつきましては、県と十分話し合いをさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ三重県、またJR東海と連携をしながら、これから積極的に、またリニア誘致活動を進めて
いっていただきたいなと思います。

市長に改めて伺いたいと思います。

ちょっと時間がないのでまとめて伺いますが、前回も少し伺った内容でございますが、中・長期的なアフターコロナの社会において、国の方針として東京一極集中是正、この方針が強まっているということも踏まえて、リニア中央新幹線によってどのように亀山市の発展を描いているのかというところ、前回も伺ったところでございますけれども、中・長期的なアフターコロナの視点を踏まえた、そこをぜひしっかりと今回は聞きたいなあと考えております。

どのような都市機能を誘致することができれば亀山市の持続可能な発展が可能なのかというところ、1つに私が考えるのは、若者が集える高等教育機関といったものが必要ではないかなあと考えております。若者の交流が生まれ、定住促進して、まちの活性化にもつながる高等教育機関の誘致でございます。東京一極集中の是正と地方創生を考える上では、これは常にセットで考えられてきたんですけれども、少子化社会の中ではなかなか理想論のような印象がございました。しかし、このアフターコロナの東京一極集中是正の推進というのは、この理想を現実にするチャンスだと考えております。これも含めて、市長の所見を伺いたいなあとと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

1分30秒でありますけれども、まず先ほど新型コロナのアフターの都市づくり、あるいは社会全体の構造転換、これにしっかりと適応していく必要があると思いますし、東京大都市圏の脆弱性がかかなり明確になってきておりますので、長いテーマであります。地方分権、地方創生をしっかりとこれは物にしていくチャンスであろうというふうに思っております。

あわせて、今、亀山市は、以前にも申し上げましたのでちょっと時間の関係で、ぜひそういうものを生かして、リニアも含め、その環境を整えていくということで、まちづくりを最大限前へ進めていかなければなりません。高等教育機関の誘致につきまして、市としての考え方でありませけれども、教育環境の充実とか定住人口の増加をはじめ、ご指摘のような若者等の定住による地域活性化、地域人材の確保、地域課題解決につながるシンクタンクの機能や研究開発フィールドの充実、様々なステークホルダーとの連携強化など、これは波及効果を生み出すことが可能であろうというふうに思っておりますし、ハードルは高いだろうというふうに考えておりますけれども、そのような視点も踏まえた、何が現時点で可能か分かりませけれども、政策のアプローチは必要であろうかというふうに思っております。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時45分 休憩）

(午後 3時54分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

今回はいっぱいありますけど、まず行政評価の現状と課題についてと人事評価と人事異動についてということで、当初は行政評価の現状から入ろうと思っておりましたけれども、人事評価と人事異動についてから質問させていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

人事評価と人事異動について。まず1番として、人事評価について、評価制度の現状と意義について、また公平な評価について、評価の活用についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

それでは、たくさんいただきましたが、まず一番初めに、人事評価の制度の現状と意義についてご答弁申し上げます。

現在の人事評価制度につきましては、平成21年度に人事考課制度として導入をいたし、それ以降、評価や運用方法を見直し、平成28年4月施行の地方公務員法の改正を受け、制度の名称を人事評価制度と改めて今日に至っております。また、平成30年4月から組織機構の再編に伴い、評価者等の改定を実施したところでございます。

評価制度につきましては、目標管理の達成度を評価する実績評価と、個人の業務能力を評価する能力評価と、部下から上司を評価する多面評価の3つの評価要素により構成をしております。また、評価制度実施に当たりましては、人事評価マニュアルを作成いたし、制度を改正した場合はそのマニュアルを改正し、適宜研修を実施し、職員はこれに基づき制度を実施しているところでございます。

次に、この人事評価が公正な評価となっているのかというところでございますが、これにつきましては2つの考え方がございまして、1つは明確な評価基準の作成ということで、人事評価のポイントといたしまして、公平・公正性、透明性、客観性及び納得性の4点を確保することが重要であると考えております。そのような認識の下、公正な評価制度の運用を図るため、実績評価については目標の難易度と達成度に基づく評価決定基準により、目標管理シートで評価をいたしております。また、能力評価及び多面評価につきましては、それぞれ評価シートを用いて評価をするようにいたし、極力簡単で明確な評価基準を作成しております。

次に、評価者のレベル統一という点でございまして、人事評価制度に対する職員の理解を深め、制度の運用を円滑に実施するためには、評価者間による評価のばらつきをなくす必要がございますので、毎年評価研修を実施し、本年度は8月31日にグループリーダーを対象とした研修を行ったところでございます。

最後に、評価の活用というところでございますが、現在、本市で運用しております人事評価制度は、上司と部下のコミュニケーションの機会をつくり、職員の意識改革を促すとともに、人材育成を通じた組織力を高めることにつながるものと認識をしております。この人事評価制度については、現在のところ、昇給、昇格などの処遇面には反映をいたしておりません。しかしながら、評価結果を処遇に反映することは、職員の業務に対するモチベーション向上にもつながるものと考えておりますことから、評価結果に対する公平性・公正性が担保できる制度として、今後検討していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

公平な評価制度の現状と意義につきまして、個人の業務能力を評価する能力評価、部下から上司を評価する多面評価とあるんですけども、大体、上の人が下を見るというのは分かるんですけども、部下から上司を評価する多面評価というのは、これはどういうことをやっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

部下から上司を評価する多面制度というのは、確かに本市の特徴的な人事評価制度の一つでありまして、なかなか上司が部下を評価するということは一般的にはあるんですけども、上司から部下を見る目と部下から上司を見る目というのは、やはり少し同じ見方をしても評価がばらつくところがあったり、逆に部下から上司を評価するときには厳しい評価が入ったりというところで、やはりちょっと視点が違いますので、部下から上司を見る目というのも一つ評価の中に入れて公平な評価制度といたしたいという、そういう考えで進めております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

このような公平な評価についてということで、上の方も下の人を見て、下の人も上を見るという両面があると思うんですけども、上から下を見るのは楽なんですけど、部下から上司の評価というのは、どのような評価を基準にしておるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず部下から上司を評価するときに、一番大切なことは、部下が評価した内容を上司に見せないというところでありまして、そうしないとなかなか正当な評価ができませんので、部下から上司を評価するときは、必ず総合政策部のほうに送っていただいて、まず秘密の保持ということを大切にさせていただいております。

それと、部下から上司を評価したとき、それを上司にどのように伝えるかということでございますが、これにつきましては、基本的に部長級の評価については、副市長から部下からの評価を見て

いただきまして、それを公平な判断によって副市長から劣っている部分、優れている部分、こういったものを副市長により評価して、副市長から伝えていただいておりますというところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

部下が1名しかこういう訓練にというか、それで上司の方に語ったことは必然的に誰がしゃべったかというのが分かることになると思うんですけれども、その辺はどのように考えておるのか教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おっしゃるように、この多面評価の中で部下を少人数しか持っていないところ、例えば部長ですとたくさんの評価がありますが、課長、グループリーダーまでになりますと、例えば1名とか2名の部下ですと、おっしゃるように評価した内容が、もうAさんというところで特定がされますので、そういうような部署については、具体的な伝達はせずに、一般的な形でその人が特定されないような内容で、伝達の仕方を変えて、抽象的な方法で上司に伝達をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

このところで、人事評価制度の中で、昇給、昇格への活用がないというようなことなんですけど、これは何で、人事評価した後で昇給や昇格などの処遇面に反映していないということはどういうことなんですか。評価の活用ということは、評価をするということは、出来のいい人は給料が5段階上がったとすると、平凡な方は3つ上の給料とかいうふうに、そういうように活用は全くしていないのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この人事評価制度の最終的な目標は、やはり議員ご指摘のように昇給、昇格に反映をすることが最終的な目標であり、これにつながるように今後も進めていかななくてはならないというふうに思っております。

これにつきましては、やはり給料とか期末手当なんかには反映するときにつきましては、やはりその評価結果に対して公平性・公正性というのがしっかり担保できる制度であることがまず第一でございますので、この制度の内容をしっかりと高めて、公平性・公正性がしっかり担保できた後には、昇給、昇格に反映をさせていただきたいというふうに考えております。

また、現在の運用といたしましては、先ほども申し上げたように、上司と部下とのコミュニケーションの機会をつくり、職員の意識改革を促すとともに、人材育成を通じた組織力を高めることを目的として、現在の人事評価制度については運用させていただいております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

何のための評価というのは分かりませんが、同じレベルでやった人もやらない人も、同じように上がるというのはどうかと思うんですけど、次の項に移りたいと思います。

人事異動について、異動の基準・考え方について、まずこれをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の人事異動の考え方といたしましては、職員のキャリアの意識の醸成のため、計画的なジョブローテーションを行い、幅広い知識や経験が得られる人事異動を行うため、市職員として経験年数の浅い職員についてはできる限り多くの部署が経験できるように、三、四年程度で異動するようなジョブローテーションを実施しているところでございます。そのようなジョブローテーションの中で、中堅職員として配置していく際には、個々の職員の適正に応じた人事異動を行っております。

また、管理職には、これまでの経験が活かせるよう以前配置されていた部署へ戻る場合もございしますが、本市のような組織規模では、特定の部署内のみで人事異動を行うことは困難であるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

私は民間で定年までいたんですけども、約40年ぐらい働いて、入ったときは資材関係で七、八年やって、その後は全部総務関係のところまで定年までやったんですけど、場所は蒲田とか本社とかいろいろ変わったんですけども、そういう部門内で、部内で動いておれば、よく中身の分かることがあるんですけども、部の違うところをどんどん飛んでいる人は、部長になってこういう場に出たときに経験が浅いとアドリブも利かないし、過去の経験がないと、やっぱり人の納得するような説明というのはできないと思うんですけど、その辺のことを捉えて、どのように考えてみえるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃるように、例えば部長級でありまして、こういう議場の場でご答弁をさせていただくときに、やはり今まで経験をした部署のようなご質問であれば、そのときの経験を生かしてお話することもできるかと思えます。ただ、なかなか今も申し上げたように、本市のような5万人の人口規模で正規職員が600人程度のまちでありますと、なかなか経験した部署が、その部長職に充てられるという人事異動は理想ではあると思うんですが、全てが全てでそのようにいくということではありませぬし、また部長職につきましては、やはりそういう経験も大事ですけども、やはりマネジメントする力というのも非常に重要であると思っておりますので、そうしたところも生かしながら対応させていただきたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

亀山にある会社で、250人で総務という、課長を除くと、実際にやっているのは多いときで3人で、2人でやっているんですね。ここは600人という話なんですけど、埼玉にいる頃は500人近くいたんですけど、それでも3人ぐらいで回しているということで、それで場所が変われば人数が多い少ないであれなんですけど、実際に係長入れて3人ぐらいでも500人で回していたんですけど、ここもできないとは多分。

こうやって成績についても全部評価のいいやつは多くなり、賞与のときには歩合でも大きくなるし、4月の昇格のときでも、ランクが分かれて上のほうへ行けば大きい金額になるし、現状でとどまると現状並みということになるんですけど、そういったこともやっぱり取り入れて、こういうようないろんな公平な評価というのは分かるんですけど、やっぱりこういったことも、人事異動についても、やっぱり自己申告をやってそれがどういうことかということで、それが反映されないのなら、そんなことは無駄なことはやめてもいいとは私は思うんですけども、次のことに入ります。

次は、適材適所の配置についてということで、オールラウンドにできる人もおれば、やっぱりその範囲内というプロフェッショナルのどちらかを目指すということで、性格やその考え方によって変わってくるかと思えますけど、どのような適材適所というのに、どういうふうに対応しておるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず先ほど議員からご指摘のありました人事評価でありますとか人事異動につきましては、やはり公務員的な視点で今まで対応しておった部分もございますので、例えば企業が行っておるようなものについても積極的に取り入れて、これはもう、今後また検討させていただきたいというふうに思っております。

また、ご質問のオールラウンダーかプロフェッショナルかというような人事配置についてでございますが、亀山市といたしましては、まずは若い年代につきましては計画的なジョブローテーションを実施いたしまして、将来的には職員の持つ能力を発揮でき、適性のある業務へ配置をしていくこととなりますが、多くの職員につきましては、キャリアアップをしていく中で、職階に応じた役割を果たす必要があるというふうに考えております。

そのため、基本的には、ほとんどの職員は分野を限定せずに広範囲な知識、技術、経験を持つゼネラリストとして人材育成を望んでいるというふうに考えておりますが、例えば専門職でありましたり、本人の強い意向によりまして、特定の分野に深い知識や優れた識見を持つスペシャリストとして望む場合については、そういった人事異動についても考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に移ります。

組織と体制について、現行の部・課・グループ制の評価について、この3層体制になってから3年目であるんですけども、どのように評価されているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成30年4月に実施をいたしました組織機構再編の目的は、第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織体制とするため、それまでの部・室制の2層体制から、部・課・グループの3層体制へと再編をいたしましたところでございます。この体制は本年度で3年目となりますが、これまで第2次総合計画に位置づけた事業の着実な推進を図ることができているものと認識をしております。

一方で、現在の組織機構の検証につきましては、管理職に対するヒアリングにおいて実施しているところでございますが、現在のところ、部長・課長・グループリーダーの3層体制に移行して、大きな問題が起こっておるということはないものというふうに認識をしております。しかしながら、組織の機能をより高めるためには、課やグループの在り方については、引き続き継続して検証を行う必要があるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

組織の見直しについて、昔のように主査、主任主査の働き盛りの若い年代から、係長職のようにマネジメントをさせるような組織体制をつくっていただきたいと思うんですけど、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘をされているのは、グループリーダーの部署のところかというふうに思いますが、平成18年に部・室制を導入するまでは、亀山市も課・係制というのを導入しておりまして、そのときには係長という中間マネジメントを行う職がございまして、係長を発令するのは大体三十七、八歳でございました。

今回、平成30年度の改正におきましてグループリーダーを配置いたしましたのも、やはり中間管理職としてのマネジメントを行うことにより、管理職前の職員を育成するというのが大きな目的でございまして、そういったことでグループリーダーの職を設けたところでございますが、この職につきましては、今は45歳前後が発令の時期ということで、やはり七、八年、以前に比べて発令の時期が後ろへ行っておるという状況でございますので、ここをご指摘いただいておりますが、市といたしましては、なるべくグループリーダーの発令につきましても若い年代で発令をいたしまして、極力中間管理職としての育成を強めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

以前のように、主査、主任主査の働き盛りの若い年代から係長職のようにマネジメントをさせる

ような組織体制というのは、以前のことも分かりませんが、この辺について、またどのように考えてみえるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

やはり以前係長という職、先ほど三十七、八歳と申し上げましたが、30代でやはり部下を持ち、また係の中のマネジメントを行うということは、人材育成にとっても非常に重要であると思いますし、管理職になる前の育成として、そういったことは非常に重要なことであるというふうに認識しております。

先ほども申し上げましたが、今配置をいたしておりますグループリーダーにつきましては、もう少し若い年代で発令ができるように、少し年齢構成も含めて組織を見直す必要があるものと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、行政評価の現状と課題についてに質問を移させていただきます。

行政評価の目的と現状について、行政評価の目的についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の行政評価システムは、第1次総合計画前期基本計画のスタートに合わせて、平成20年度からシステムの運用を始めており、行政の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革、行政活動の改善と施策の推進、この3側面を主眼といたし、総合計画に掲げる施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、実施をいたしているものでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

続きまして、行政評価の現状についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

行政評価は、前期基本計画に掲げる30の基本施策を対象として、評価担当部長が評価を行う施策評価と、実施計画に位置づける主要事業や、その他標準事業を対象として担当課長と担当グループリーダーが評価を行う事務事業評価の大きく2つで構成をされております。

これらの評価方法につきましては、まず施策評価につきましては、評価内容の具体性、客観性、信憑性を高めるため、成果指標の達成度や事務事業評価結果、市民アンケート調査結果などの複数の評価要素に基づく総合評価を基本としております。また、事務事業評価につきましては、取組実績や成果を中心に、各事業に設定する指標の達成度を踏まえて総合的に評価することといたし

ております。さらに、評価結果につきましては、施策評価につきましては、主要事業の成果報告書として取りまとめ、毎年度、今議会の決算認定資料として提出をさせていただいておるところでございます。また、事務事業評価につきましては、事務事業の改善や次年度の予算編成において活用するほか、施策評価を行う上での評価判断要素としても用いているところでございます。

なお、評価結果につきましては、市ホームページを通じて広く市民の方々に公表をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、評価システムを見直した成果についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

行政評価システムの評価結果の客観性を高めるため、第2次総合計画策定時におきまして、評価システムの見直しを行ったところでございます。

その主な改定内容といたしましては、施策評価につきまして、施策の方向別にその進捗状況を明確にし、また事務事業評価につきましては、活動実績と成果に分けて評価することといたしております。これらの改定により行政活動の見える化を一層進めるとともに、施策体系や成果を重視した評価につながっているものと認識をしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に移ります。

主要施策の成果報告書について、第2次総合計画前期基本計画も3年が経過したが、今回の主要施策の成果報告をどのように評価しているかということをお聞かせ願いたいと思います。

ちなみに基本施策の総合評価というと、平成30年度のときにAが5、令和元年度で5、Bが25であり、平成30年度ですね。令和元年度で25、Cがゼロ・ゼロであって計が30・30になっております。また、施策の方向の個別判定として、Aが平成30年度では37、それでBが72で、Cが1ということで、トータルは110なんですけれども、これが令和元年度になってAの37が44に増え、Bの72が66に減っております。1個減らしてCがゼロに、トータル110になっておるといようなことで、これについての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和元年度は前期基本計画の3年目として、また第2次実施計画の初年度として、前期基本計画に掲げた30の基本施策を着実に推進してきたところでございます。

この中で、30の基本施策をAからDの4段階に評価した結果、総合判定A「順調に進んでいる」というものが5、B「まずまず進んでいる」というものが25であり、これは議員からもござ

いましたように前年度と同様の結果となっておりまして、全ての基本施策がD以上の評価というふうになったところでございます。

また、基本施策ごとに掲げる合計110の施策の方向の個別判定を見ましても、「順調に進んでいる」とするA判定のものが、平成30年度の評価から37から44に増加しておりまして、反省点や課題、改善すべき点はございますものの、これらを総合的に見まして、おおむね順調な施策推進が図られたものと、このような認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

B判定の25は、Aになるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の行政評価は、施策及び事務事業の実施年度に応じて単年度評価として実施をいたしております。そのため、5年の基本計画期間の積み上げ方式ではなく、当該年度ごとの取組実績や成果を評価しておりますので、一概に計画期間が進むにつれて評価結果が上がってくるという性質のものではございません。

しかしながら、行政評価システムの実施目的の一つとして、PDCAマネジメントサイクルに基づき毎年度行政活動を改善し、効率的かつ効果的な施策推進につなげていくことを掲げております。こうした観点からも、個々の施策や事務事業にはそれぞれ課題や問題点はございますが、前期基本計画のさらなる推進に向け、多くの施策や事務事業がよい判定となるように改善を続けていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

評価の基準についてなんですけど、ABCの判断基準と評価者の評価レベル、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず施策評価の総合判定につきましては、今議員からご指摘ありましたように、A「順調に進んでいる」、B「まずまず順調に進んでいる」、C「あまり進んでいない」、D「進んでいない」、この4段階に分類をしております。その判定につきましては、事務事業の評価結果や成果指標に対する達成度、市民アンケート調査結果など、複数の評価要素に基づく総合評価を基本としており、基本施策ごとに定める基本施策の目指す姿を見据え、評価担当部長が施策の進捗度合いを総合的に判断し、定性的に評価を行っているところでございます。

次に、評価者の評価レベルのばらつきのご指摘でございますが、施策評価は、評価担当部長が自己評価を行い、これらの評価結果を基にサマーレビューを通じて、市長、副市長と評価の考え方に

ついて意見交換を行い、評価内容の妥当性等に関し全体的な確認を行うなど、評価結果の適正化の維持に努めているところでございます。

このほか、評価事務の詳細を記した行政評価システム実施マニュアルの庁内共有をはじめ、評価システム見直しの際に、部長級会議において評価者に対する説明を行うなど、制度の定着と評価の平準化につなげておりますが、評価者研修の実施など評価レベルの向上に向け、さらなる取組が必要であるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど部長のお話ししたように、まず制度の定着と評価の平準化、これが大切になってくるのだと思いますので、ぜひともこういう訓練をやっていただいて、誰がやっても同じような評価が出るように努めていただきたいと思います。

それでは、施策の評価が前年度から下がることについて、こういったことはあるのかどうか、どのように考えておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の行政評価は単年度ごとの評価を基本としており、評価対象年度の取組実績や成果によりまして、前年度より評価が下がる場合もございます。

令和元年度の施策評価では、スポーツの推進と広域的な交通拠点性の強化、この2つの基本施策について、いずれも総合判定が平成30年度のA評価からB評価に下がっております。

そうした評価となった理由でございますが、まずスポーツの推進につきましては、国体の開催に向け施設整備など順調に事業を進めることができたものの、成果指標でありますスポーツ大会、教室への参加者数、スポーツ関連団体の構成者数が目標値には達しておりますものの、平成30年度よりも減少したことから総合判定がB評価となったものでございます。

また、広域的な交通拠点性の強化につきましては、市民の意識高揚や機運醸成を図るため予定をしておりましたリニア亀山市民会議主催のシンポジウムが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催ができなかったことから、リニア中央新幹線市内停車駅誘致の推進に係る活動と成果がB評価となり、総合判定もB評価になったものでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、主要事業評価シートについての質問に入らせていただきたいと思います。

第2次総合計画前期基本計画第2次実施計画初年度の評価結果についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和元年度決算に係る事務事業評価のうち、主要事業分につきましては、97事業について評価を行っております。

これらの評価結果の内訳でございますが、まず事業計画に対する事業の実施度合いを評価する活動判定につきましては、A「計画どおり実施できた」とするのが66事業、B「まずまず実施できた」とするものが31事業でございます。また、事業活動の結果から得られた成果を評価する成果判定につきましては、A「十分な成果を得た」とするものが53事業、B「まずまず成果を得た」とするものが43事業、C「あまり成果が得られなかった」とするものが1事業となっております。

これらを総括いたしますと、全体97事業のうち96事業で成果判定がB以上となっておりますので、問題はございますが、おおむね事業進捗が図られたものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

評価の基準についてお聞きしたいと思います。

活動成果判定AからDの判断基準について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

主要事業等の事務事業評価につきまして、事業計画に対する実施度合いを評価する活動判定と、事業活動により得られた成果を評価する成果判定で構成をいたしております。

その評価基準でございますが、活動判定はA「計画どおりに実施できた」、B「まずまず実施できた」、C「あまり進んでいない」、D「進んでいない」の4段階に分類をいたしております。また、成果判定につきましても、A「十分な成果を得た」、B「まずまず成果を得た」、C「あまり成果が得られなかった」、D「成果が得られなかった」の4段階に分類をしております。

なお、事務事業評価につきましては、活動指標や成果指標の達成度などの定量的要素を踏まえつつ、そのほかの取組実績や成果も含め、総合的に評価することといたしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

評価レベルのばらつきがあるというふうに映るんですけども、この事務事業評価は、課長、グループリーダーによる自己評価となって、評価経験によってばらつきが出ているというところがあるんですけども、こういったことをばらつきがなくなるようなことについてどのような対応をしているか、対策を打っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

このばらつきをなくすためでございますが、まずこれにつきましては評価者の熟度を高めるため、評価の実施に当たりましては、評価マニュアルを作成するとともに、評価後におきましては毎年度

一部事業を抽出し、副市長ヒアリングによる内部検証を行うとともに、行政評価外部評価委員会におきまして外部評価も行っているところでございます。

事務事業を適正に評価することは、行政活動を改善する観点からも重要な側面となりますので、評価者研修の実施等を通じて、評価者のスキルアップと評価の平準化に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、事業の目的と成果指標の設定についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

主要事業における成果指標につきましては、事業目的の達成度合いを示す指標として設定しており、基本的には整合が図られているものと認識をいたしております。なお、一部の成果指標により評価対象事業の行政活動の成果全てを定量的に数値化することは難しいことから、あくまでも成果指標は事業の成果を図る一要素として用いているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

中には数値化していない評価対象事業があるんですけど、これについてはどのように考えているんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、成果指標というのは、できることなら定量的な評価というのが分かりやすく、例えば70%の達成度であればAで、50%の達成度であればBと、このように定量的に示される指標というのがベストというふうに考えておりますが、それぞれの事業の中には、その事業の組立てといたしまして、なかなか定量的な評価を出すことが難しい事業もございますので、そうしたことがそれに該当するものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

具体的に事業の評価について、婚活支援事業についてお聞かせ願いたいと思います。

婚活支援事業が安心して結婚や子育てができる環境づくりの推進になるのか、人口増と移住促進ではないかと、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

婚活支援事業につきましては、結婚や出会いを望む人が希望をかなえられるよう出会いの機会づくりへの支援を行うとともに、結婚に関する意識啓発の機会を提供することによって、安心して結婚や子育てができる環境づくりの推進を図ることを目的といたしております。さらには、議員ご指摘のとおり、定住人口の増加にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

本事業におきましては、男女の出会いの機会づくりにとどまらず、本市への移住・定住による人口増加が最終的な目的でございますが、成立したカップルに対し、その後の結婚、移住や定住につなげるためのフォローアップ調査も行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

婚活の成果指標はイベントの回数でなくて、結婚の実績を数値目標として立てるのはそうだと思いますけれども、そのことについて、どのような考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご所見のとおり、事業目的が結婚定住であれば、成果指標はマッチング数や結婚した人として事業の成果を図ることができるものと考えられます。しかしながら、婚活イベントの参加者へのフォローとしまして、結婚の際には本市へご一報いただくよう依頼も行ってまいりましたが、カップル成立に至った参加者が成婚に至ったかどうかの報告を必ずしもいただけていない状況にございます。

また、本市への定住に結びついたのかどうかという点につきましても、一部プライバシーに関わることもございますので、本事業の範囲内で調査をするということについては限界があるものと思料いたしているところでございます。

今後も、プライバシーには十分配慮しつつ、参加者に対し、本市の魅力や定住につながる施策等をPRするなど、さらなる取組を展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

時間が短いですが、婚活をやらなければ本市の魅力や定住につながるPRということをするのができないというんですけど、そうでなくても十分に本市の魅力や定住につながるようなPRは婚活をやらなくてもできることだと思いますので、婚活も人を集めてお互いに紹介してとあって、これはもう何年たつのか分かりませんが、あまり、170万ぐらいでしたかね、予算があって、高い金を使って、もうかれこれ5年か何年かやっていますが、成果が上がらんもんはもう途中でやめて、また違うことに充てていただきたいというふうに申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。

(午後 4時45分 散会)

令和 2 年 9 月 1 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和2年9月10日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局	長	井分信次	書	記	水越いづみ
書	記	西口幸伸	書	記	大川真梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

おはようございます。

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨日の森 美和子議員の質問にもございましたけれども、新型コロナウイルスによって、私たちの生活は大きく変わってまいりました。新しい生活様式が示されて、マスクや手洗い、3密を避けるなどということは随分と定着をしてまいりました。また、テレワーク、時差通勤、オンライン会議なども大都市を中心に取組が進んできております。これらは感染症対策の一時的なものなのか、それとも今後も定着が進んでいくのか、まだ未知数なところもございますが、今までの働き方や地域活動の在り方について議論するべきときであるということ間違いなく思っております。

亀山市においても、感染症対策を前提としながらの行政での業務の効率化、それによって従来の仕事を整理して、市民のニーズをキャッチするという機会を増やして、それと同時に、地域では自立を進め、継続した地域活動を推進する。この両立を目指すことで、持続可能なよりよい生活、そして非常時にも機能する仕組みになるのではないかと考えております。

そこで、亀山市における新しい生活様式についてをテーマに一般質問をいたします。

未知な部分ではあると思っておりますけれども、ウイズコロナ、アフターコロナにおける市政全般について、市の考え方、かじ取りの方向性をお伺いいたします。現状はあまり変えずに、コロナが終息をするのを待つのか、それともコロナが終息したとしても、新しい生活様式であったり、働き方改革を進めていくのかというところを市長にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今ご指摘をいただきましたような、今回の新型コロナウイルス感染症、これの感染防止のために新しい生活様式が全国的に広がったところでありまして、触れていただきましたような、3密を避けるとか、あるいはテレワーク、オンラインでの会議、時差出勤、あるいはオンラインでの教育等々、これは急速に進んだところでもあります。また、ほとんどの方がその感染防止ということと、それから日常の社会経済活動とのバランスを本当に賢く取っていくような新しい日常の習慣が、段階的ではありますが、今の問いにもございましたけれども、進んできておるといふふうに認識をいたしております。おっしゃるように、こういう局面の中で、一人一人が感染の予防とか、今後の社会全体の在り方を考えるという意味では、大切な時期だといふふうに思っております。この感染症がいつ終息を迎えるかは不明であります。この新しい生活様式、これはコロナの感染症だけではなくて、他の感染症の予防にも効果的でありますし、社会の様々な価値観の変化やライフスタイルや行政やビジネスの在り方、そういうパラダイムの転換につながっていくものといふふうに思っております。

いずれにいたしましても、終息後のアフターコロナを見据えまして、この我々が感染症と対峙したことによる価値観の変化とか、イノベーションなどによって生まれた新しい日常を定着・発展させることは、地域社会にとりまして意義深いものといふふうに考えておりますので、今、市政全般のかじ取りの方向とご質問でございましたけれども、私どもは、既に様々な分野でこの胎動が始まっております。さらに大きな変化、好むと好まざるとに関わらず、この変化が進んでいくと、そのように思っておりますので、本市におきましても、この環境の変化にしっかり適応して、持続可能なまちづくりへもつながるような、その視点の一つであろうと思っておりますし、大胆にこの転換の時期を適応する必要があるといふふうに認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

環境に適応して進めていくというお話やったと思います。また、それもまた状況を見てということにもなるかと思っておりますけれども、これから掘り下げて質問をしていきたいと思っております。

まずは、市役所等の行政施設における業務についてでございます。

この感染症予防対策で、今までと変わったところ、対応、いろいろしていただけてはおりますけれども、具体的にどのようなところが変わったのかといふところをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、目に見えないウイルスが人から人へと感染していくことを防ぐためには、接触の機会を可能な限り減らすことが有効であると言われております。こうした状況の中で、本市におきましては、窓口に感染防止パネルの設置や、消毒液、マスクの着用、換気のアナウンスなど新たな取組を行ったところでございます。

また、手続等が可能となるICTの役割が一段と重要性を増す中で、新たな取組として、10万円の特別定額給付金の申請や児童手当の現況届などにマイナンバーカードを活用したオンライン手続を可能とする取組も行っております。ほかにも、事業者や他自治体とのウェブ会議の実施や、ウ

ウェブ会議の仕組みを活用したオンライン研修の受講、遠方の講師によるオンライン研修の開催などを実施いたしております。ウェブ会議の仕組みを活用することにより、実際に人が移動することなく研修の受講や会議の出席ができるため、交通費の削減や移動時間の短縮など業務の効率化も図られたものと認識をしております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

パネルの設置ですとか、接触をできるだけ少なく、感染しないようにというところと、マイナンバーなどを活用する、それからオンラインの研修も進めていただいているということなんですけれども、コロナ以前からも働き方改革と言われておりまして、この数か月で大きく変わってまいりました。

私の友人もテレワークになりまして、通勤時間がなくなって自分の時間ができたということで、新しいことを始めるという準備をしているようなんですけれども、私も会議や打合せなどはオンラインを使って、試みているんですけれども、やっぱり実際やってみると、通信状態によって不都合があったりですとか、複数が同時に話せないということもありましたけれども、やっぱり会議の前後に時間が取られないということ、それから人が話しているときに話を遮られにくい、遮りにくいということで、一人一人の話がちゃんと聞けるということ、話せるということは、大変メリットがあったと思います。それから、相手の話を聞いているときに、自分の顔も分かりますので、そこを意識して、しっかり反応をするということもするように感じております。また、自分の意見を最後まで明確に伝えるということが必要になってくるので、曖昧なコミュニケーションでは、やっぱり通じなくなると感じてきております。移動をしなくても、相手の顔を見てしっかりコミュニケーションを取ることができますし、曖昧なコミュニケーションにならずに済みますので、進めていただくのはすごくいいなと思っております。

市においても、従来から、やっぱり市役所の本庁、それからあいあい、関支所に距離がありますので、移動を伴うやり取りというのは、やっぱり移動時間に無駄があるなと思っておりました。それに、庁内でありまして、例えば市長、それから部長が一堂に会する会議で感染があった場合などは問題がありますけれども、これは今後もやはり働き方改革ということで、庁内であったりとか、市外、県外もありますけれども、オンライン会議というのはこのまま進めていかれるのかどうか伺います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

庁内外のオンライン会議の活用につきましては、現在総務課においてウェブ会議システムのライセンスを購入いたしまして、使用を希望する部署に貸し出す仕組みを今準備しているところでございます。準備が整いましたなら、各担当部署において様々な業務で利用が可能となりますので、今後幅広い活用を検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

幅広い活用をということだったんですけれども、市民サービスの点からも、子育てですとか、生活相談は、やっぱり時間をかけて丁寧に対応していくことが必要でございます。これもまたオンラインで対応して、進めていくということもできるかと思うんですけれども、従来でしたら、窓口で相談の方が見えて、カウンター越しに相談をするということなんですけれども、小さいお子さんを連れて見える方ですとか、やっぱり相談に集中をするのが難しいですし、小さい子供には聞かせたくないわという話もあると思います。それに、窓口ですと、誰が見ているか分からないと、それも相談をしにくい、来にくいというところもあると思います。感染予防であれば、電話でということになるかもしれませんが、やはり電話ですと、一対一でしかやり取りができませんし、表情、非言語的なコミュニケーションというのも十分に行えないという問題もあります。

埼玉県の神川町というところでは、オンライン子育て相談が始まっております。保健師が会議アプリのZoomを使って、子育てに関するオンライン相談を行っております。亀山市でも、以前オンラインでの家庭学習について、小・中学生の保護者向けアンケートで、95%の家庭がインターネット環境があると回答していることから、ほかの一般家庭にもかなりの率でインターネット環境があると推測されます。オンライン相談は、業務の効率化と市民ニーズを把握する機会を進める上で、考える余地があるのではないかと考えております。また、インターネット環境がない場合であっても、例えば各コミュニティセンターにモバイルの機器を用意して、貸館業務と一緒に、会議室などと部屋ごと貸し出すようにすれば、プライバシーの配慮になりますし、機器の使い方などは、常駐の事務員さんにサポートしていただければ使えるような環境を整備すれば、十分可能であるんじゃないかと考えております。これらは子育てに限らず、高齢者の方ですとか、どなたにでも言えると思うんですけれども、自宅ですとか、コミュニティセンターなんかで、オンラインで相談をできるようにするというのは、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、市民の方々からの様々な相談業務につきましては、議員もご指摘のとおり、対話や電話、あと電子メールなどで対応しているところでございます。一方で、ご指摘のオンラインの相談業務でございますが、これもご指摘がありました、デリケートな個人情報を取り扱う、そういった場合もございますので、そのような情報がほかに漏れないように細心の注意を払う必要があると思います。こうした問題をどう解消するか、前向きに検討していく必要があるものと考えております。

また、ほかにも運用するに当たって、整理すべきことも多くございますので、現在のところは、従来のやり方で、フィジカルディスタンスを確保した上での対応ということになってまいりますが、現下のコロナ禍において、もう一步前に相談業務を充実させていくという点につきましては、ご指摘のオンライン業務につきましても、鋭意研究をする必要があるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。個人情報は、やはり注意はもちろん必要だと思うんですけれども、個人情報だから

ということで思考を停止するのではなくて、各部署の業務を精査して、可能性を探っていくということも必要だと思います。

それから、全国にはオンラインで移住相談をするということも出てきております。住民の話をいろんな形で聞ける、話を聞いてもらえるという体制があるというのは、自治体間競争という点においてもメリットはあるのではないかと私は思います。

全てをオンラインにするというよりも、そういう選択肢もあるということで、広く市民サービスを使っただけのようにするという必要もあるのではないかと私は思います。

ここでは、オンラインを使って業務の効率化、それから市民サービスの向上を図るということをテーマに質問をさせていただきました。これを行うことで、従来の仕事を整理して、市民のニーズをキャッチするという機会を増やして、それが特に、次から質問させていただきます、平時での地域活動、それから非常時での地域活動の助けになるものと考えております。

それでは、次に防災についてでございます。

ウイズコロナにおける市の防災の考え方についてお伺いをしていきたいと思っております。

夏から秋にかけての風水害の注意喚起のために、6月の広報にも示されておりますけれども、改めて何が変わったのかということをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

風水害時の対応につきましては、風水害発生時の避難行動における新型コロナウイルス感染症対策と題しまして、広報「かめやま」6月1日号及びZTV、ホームページで市民の皆様に周知させていただいたところでございます。

従来からの具体的な変更点につきましては、市民の皆様の避難行動について、指定緊急避難所、現在風水害時の指定緊急避難場所と指定避難場所は同じ施設でございますが、避難することといたしているところが、避難所の3密を回避するために、洪水・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の方等、安全が確保できない方については、国の発表に従い、指定緊急避難場所だけではなく、安全が確保できる知人や親族宅等を避難先の選択肢に加えることを周知させていただいているところでございます。

また、避難所における新型コロナウイルスの感染予防の観点から、避難の際のマスクやウエットティッシュ等、非常持ち出し品への追加、避難時の検温等も新たな災害対策としてお願いしているところでございます。

次に、避難所運営についてですが、同じく新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、受付時の検温、問診、発熱等風邪の症状のある方の専用スペースの確保、可能な限りの換気、消毒作業、フィジカルディスタンスの確保等を従来の避難所運営に加えて行うこととしております。既にこれらの対策を踏まえた避難所運営対策要領を策定し、感染防護衣の取扱いを含め、関係職員への研修を実施し、また必要な資機材の確保を行っているところでございます。

なお、大規模災害時、在宅避難されている方への対応につきましては、従来と変更なく、地域の方々のご協力をいただきまして、対象避難者の把握、情報の伝達、避難所における物資配給等を行うこととしていただいております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

避難所における対応としては、従来のことにプラスして感染対策をしていくということで、一般市民の避難をする側としては、持ち出し品を、そういう感染予防のものを用意してもらったりとか、避難先を避難所だけじゃなくて、いろんなところに分散をさせるということかなと思うんですけども、風水害の場合は、指定避難所のほうにすぐに移動していくということで、地震のほうは、避難する側としてはあまり大きく変更がないということなので、地震が起きたら、一次避難所に行って、それから指定避難所に行くという流れだと思うんですけども、風水害と地震などの大規模災害で、まず最初の避難先が違うというのは、ちょっと分かりにくいと思うんですよね。避難先も同じにしたらどうかということなんですけども、亀山市の指定避難所15か所というのは、全て大きな体育館か学校の体育館でございます。そもそも体育館に避難するのはなぜかというところをお伺いしたいと思います。

何か避難所といえば体育館みたいな認識になっているんですけども、これは昭和初期から変わってないんですね。でも、よくよく考えたら、この令和の時代に、何で生活するには適当でない体育館に、知らない人と雑魚寝をしているのが当たり前なのかということなんですけども、この新型コロナウイルス対策において、避難所運営で最も危険なのは雑魚寝なんだそうです。床に近づくほど、ほこりと一緒に細菌ですとかウイルスが多いので、それで感染を引き起こしやすいということなんですけども、そしてエコノミークラス症候群、こちらの原因にもなります。このエコノミークラス症候群と新型コロナウイルスを併発すると、重症化の危険性が高まるということなんですけども、体育館で雑魚寝をするというのは、海外で大きな災害が起きたときでも、あまり報道で見たことがないんですね。欧米では、新型コロナに関わらず、72時間以内にテント、トイレ、ベッド、キッチンなどを用意するのが義務化をされているそうです。報道では、広い広場にテントが並んで、キッチンカーが来ているのを見たことがございます。そういった中で、なぜいまだに体育館に避難をするのか。何かそこには理由があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

大規模災害時についてお答えさせていただきます。

地震災害時においては、基本的には自治会単位で決めている安全な広場など屋外の指定緊急避難場所、一時避難場所と申しますけど、へ避難としているため、コミュニティセンター建物内への避難はないものと認識しております。

一方、指定避難所につきましては、学校施設内等、市内15か所の、先ほどもご答弁させていただきましたけど、15か所の施設を指定しております。これらの施設への避難をお願いしているところですが、大規模災害時に長期にわたる避難生活を送る場合には、災害対策本部との情報連携、食料や物資、トイレやベッド等資機材の確保、医師や保健師の巡回等傷病者対応、高齢者や障がいを持たれた方の専用スペースの設置等の要配慮者対応、ペット対策等、様々な対応を地域の方々を

中心とした避難所運営組織にて行ってもらうこととなります。当然、新型コロナ禍において、避難スペースの確保の問題等もございますが、やはり様々な対応を考えますと、この15か所の指定避難所にて運営を行っていくことが望ましいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

物資の配給ですとか、また機材の確保、それから連絡のための対応が取りやすいということなんだと思うんですけども、これは別に体育館でないとできないことはないと思うんですね。どちらかというと、市側からの理由だと思うんですけども、体育館とかでないといけないという法的な理由は何かあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたように、理由はございません。法的には理由はございません。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、法的には理由はないということなので、市のほうで定めているんだと思うんですけども、亀山市の防災マップに、避難生活の心得として、避難所では、避難してきた人たちみんなが災害に遭い、みんながつらい思いをしています。こんなときだからこそ、一人一人が思いやりを持ち、協力し合いましょうとございますけれども、これは贅沢を言うてはいけない、みんなが我慢しているという必要以上の我慢を強いることにもなりかねません。

災害ですとか紛争で、避難所の国際基準というのがございまして、スフィア基準という基準なんですけれども、これは人道憲章と人道対応に関する最低基準で、避難者はどう扱われるべきか。個人の尊厳、それから人権保障の観点から示しているものです。ここには避難者の自己決定権が尊重されて、避難所は快適であるべき。快適であることは、安心と安らぎを与える、明日のことを考えることができる。つまり、避難所では、しっかり体と心を休めて、厳しい現実に向き合って復興する力を養おうというものです。

内閣府のガイドラインでも、質の向上がうたわれております。ここでいう質の向上とは、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるかという質を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される生活水準とは全く異なる考え方であるため、贅沢という批判は当たりませんとしております。

また、段階的かつ確実に質の向上を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を行う市町村の責務と言えるとありますけれども、市長、避難所の質の向上を目指すという市の責務について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもとしても、避難生活での様々なご心痛やご労苦、ここを和らげたり、あるいは不安を解消したり、そういう意味では、避難所の質の向上と、このことは当然極めて重要なことというふうに考えて、特にこの防災の施策の取組の中でそれを積み上げてきたところでもあります。

少し触れられました、例えば今、体育館等々で寝て、感染症なんかへの、地べたへ寝るということについては、ちょっと今回の緊急パッケージ第3弾でしたかで、いわゆる段ボールベッドの予算を先般議会の皆さんにも議決をいただいたところではありますが、一気になかなか全て今ご指摘のようなものは、拡充に予算のこともありますし、スペースの問題、その他様々な事情がありますので、段階的になりますけれども、その質の向上につきましては、今後におきましても重要な視点というふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市長としても、質を向上させるというのは重要であるという認識を持っていただいていると思います。また、段ボールのベッドでありますとか、トイレも段階的にそろえていただいております。

特に、今回感染症予防という観点から、そのトイレについて取り上げさせていただきます。

私、市内で大規模災害での避難所のシミュレーションをワークショップ形式で何度か行ったことがございますけれども、やはり問題になってくるのはトイレなんですね。トイレ自体が地震の被害で壊れたりとか、人がたくさん使って壊れたり、流れなかったり汚れたり、シミュレーションの中では、貼り紙をしてトイレを使えなくしておけばいいとか、外でしたらいいんじゃないとか、そういう意見で済んでいってしまうんですけれども、実際は女性、それから子供、お年寄りの方ですとか、病気やけがなどいろんな事情を抱えた方が見えますので、実際そういう対応ではいけないと思うんですね。トイレを我慢して体調を崩してしまうということもよく報道されております。

この熊本地震の際に、熊本県立大学の大学生がボランティアをした記録があるんですけれども、これによりますと、学生が夜通し掃除をして回って、震災においてトイレなどの衛生面が整わない場合、トイレが汚くなるにつれてみんなの気持ちも落ち込んでいく。ただ、学生が頑張ったおかげで、その避難所はほかの避難所に比べて明るく活発な方が多かったとしております。

市として、災害が起きてから何とかするというのは、もちろん難しいことは十分承知しておりますけど、ただトイレの問題というのは、もう既に予見されたものですので、備えておくことができると思うんですけれども、今このトイレの問題の状態、現在の状態と、また今後について伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

トイレのことについてご答弁させていただきます。

大規模災害時の避難所におけるトイレ対策につきましては、避難所施設のトイレが使用できない場合は、それぞれの避難所及び市内3か所の防災倉庫に備蓄している簡易トイレを使用することと

しております。現在合計で144基を備蓄しており、これにより、内閣府の避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインにて目安とされている災害発生当初の避難者約50人当たり1基の基準は満たしているものの、さらなる避難者の増加等における二次的な対策として、市内レンタル機材業者との防災協定により、仮設トイレの確保を行うこととしております。

また、避難所のトイレをきれいに保つ必要があるとの議員のご指摘につきましては、まさにそのとおりであると認識しているところでございます。避難所の活発化・活性化への効果のほか、排せつの我慢による体調悪化防止にも有効であろうと思っております。避難所運営マニュアルにおきましても、トイレの点検作業の実施や衛生管理の徹底、避難者への周知等について明記させていただいており、引き続きしっかりと周知を行ってまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今の答弁ですと、避難所の運営マニュアルにトイレのことについて明記をしてある、周知をするということだったんですけれども、その避難所の運営マニュアルというのは、誰が実行をして、誰に周知をするのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

誰にといいますと、指定避難所代表者の方とか、指定避難所における管理者の方、それと指定避難所の職員等に周知させていただくものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

避難所の管理者などということなんですけれども、基本的には自主防災とか、そういうことになってくるのかなと思うんですけれども、そうすると自主防災の存在というのが大事になってまいりますけれども、今、現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

自主防災組織につきましては、第2次亀山市総合計画の安全・安心まちづくりの推進の施策の方向として、自助・共助を基本とした防災対策の推進を掲げ、その中で同組織の強化や防災リーダーの育成についての書き込みをさせていただいております。特に、自治会連合会及び地域まちづくり協議会等との協働による事業展開により、防災・減災を考え、今後においても市民と地域を守る災害に強いまちづくりを進めようとするものでございます。

まず、亀山市内の自主防災組織の現状を申しますと、現在市内247自治会中、単独または複数の自治会で自主防災組織を結成している自治会は201自治会となっております。取組についてでございますが、本年1月19日には、地域まちづくり協議会関係者、自治会長、指定避難所代表者、指定避難所指定職員、指定避難所施設管理者の方々を一堂に会して、研修会を協力・連携し行いま

した。こういった取組を繰り返し行うことで、皆様に気づいていただき、地域防災力の強化に努めていただければと考えております。

最終的には、地区内にお住まいの方々が自発的に地区それぞれの特性や想定される災害時を勘案し、災害時にどのように行動し、助け合い、また常日頃から準備し、訓練を行っていただくことで強いまちづくりが進めていければと思っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

自治会連合会ですとか、まちづくり協議会とかで進んできているというお話やと思うんですけど、先ほども申し上げましたように、この風水害と大規模災害ですね、最初の避難先が違うというのはとても分かりにくくて、そして指定避難所、先ほども言いましたけれども、全て体育館でございます。これは収容人数が多くて、トイレの問題もより深刻になってまいります。

実際、亀山で避難所を開設したときに、避難される方というのはかなり少ないと聞いております。それならば、より小回りの利く、何よりご近所同士で顔が分かるという最大の利点がある公民館ですとか、コミュニティセンターをまず頼りにする避難所にして、それから人数が増えてきたら、移動ができる方であったりとか、自宅の被害が少なく、長期間の避難にならないような方から体育館のほうに、避難所に移っていただいたほうがよいのではないかなと思うんですね。そのほうが自治会とかまちづくり協議会で取組の進んでいる自主防災とかにも生きてくると思うんです。

これはたらい回しにするということではなくて、体育館のほう収容人数が多い分、設営に時間がかかります。それから、体制を十分整える時間をつくるということも必要があると思います。それから、学校再開をスムーズに行えるという利点もあるかと思っておりますけれども、最初の避難先として、公民館とかコミュニティセンターをとというのは、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたんですけど、大規模災害時には、長期にわたる避難生活を送る場合に、災害対策本部との情報連携、食料や物資、トイレやベッド等資機材の確保、医師や保健師の巡回等傷病者対応、高齢者や障がいを持たれた方の専用スペースの設置等の要配慮者対応、ペット対策等、様々な対応を地域の方々を中心とした避難所運営組織にて行っていくこととなります。ですので、体育館としておるところでございます。

各集会所やコミュニティセンターが指定避難所と同様の機能を有することは非常に困難となりますが、指定避難所のみで対応困難である場合のその他の避難所としてコミュニティセンターを指定しているとおり、避難所として利用させていただく場合もあります。指定避難所を中心として、それぞれの施設を連携させ、この地域の避難対応が円滑に行えるように、それぞれの施設の機能の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

体育館をということなんですけれども、体育館ですと、いろんな自治会、それからまち協が入っているんで、それこそまち協は22か所ありますけど、体育館は15か所です。なので、今自主防災を自治会単位、それからまち協単位でしているのに、体育館ですというのとは、また整合性が取れないんじゃないかなと思いますし、感染症の対策の話、それから質の向上というところとの整合性はどのように取っていかれますか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほども感染症対策としてのご答弁はさせていただきましたが、避難所運営についてですけど、同じく新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受付時の検温、問診、発熱等風邪の症状のある方の専用スペースの確保などに努めて、質の向上等々努めていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

その役割を今自治会単位、まち協単位で研修なりされているのに、いざとなったら誰が担うのかというのは、ちょっと連携が分かりにくくなるんじゃないかと思っております。また、現在の体制ですと、非常食とか物資は市から運ぶという考え方だと思うんですけれども、実際市からの援助を待つよりも、各コミュニティセンターですとか、体育館にも物資を配備しておいて、またはまち協などに防災用の予算をつけたりとかして、それをどうやって使っていくのかというのを地域に委ねていく、そういう管理をするというふうにシフトをしていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういった考えはございませんでしょうか。これ多分まちづくりの方と防災の方と部署をまたいでいくと思うので、市長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の物資の配備の仕方についてのご指摘ですが、私どもの考え方として、当然3日分を各個人で何とか、いざというときに備えて、食料等々必要なものは防災グッズとして、非常持ち出し用袋として準備を市民の皆様をお願いをしておるところであります。あわせて、少し大規模なケース、あるいはかなり問題が、かなりダメージが大きい、そういうときの避難所で食料等々の問題が生じるケースがある場合、私どもとしては、3つの中央防災倉庫でこの食料の備蓄をしていくと。これは温度の管理とか、様々配慮をさせていただいて、集中的な管理をしていくと。いざそういうことが起これば、この中央から各避難所へ応援をしていこうという、そういう基本的な考え方の下に今日まで準備をしておるところでありまして、それを避難所単位で備蓄ができないかというお尋ねですよね。

したがいまして、今それぞれの避難所で備蓄をいただくというよりも、個人として、その食料の3日分ぐらいは何とか準備をいただくというお願いを一方です。各地区の自主防災、あるいは自治会、コミュニティにおきましては、例えばそういう炊き出しのための機材をこの20年ぐらいで

随分整備をしてきていただいたりとか、いろんなことはいざというとき、少し長期になるようなケースも含めた準備をいただいておりますが、今亀山市の食料の備蓄としては、今後におきましても中央で一括管理をしていくことが最も最適ではないかというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

自分たちで準備をするというのはもちろんのことなんですけれども、やっぱりせっかく自主防災を育ててきていただいているので、そうやって任せたほうが、地域も自分事としてしっかり捉えることができると思うので、より育つと思うんですね。またそのようなことも考えていただきたいと思います。

次に参ります。

地域活動についてでございますけれども、この非常時の活動というのは、やっぱり日常からのつながりが基本であると考えております。この新型コロナウイルスの影響で、地域のつながりというもの薄くなるということが懸念をしているところではあるんですけれども、非常時に機能するためには、やっぱり普段からの自立した地域づくりが必要だと考えておりますけれども、その役割というのは、まちづくり協議会であったり、様々な市民団体が担っていると思うんですけれども、このまちづくりと防災とのリンク、今もちょっと話させていただきましたけど、そこをどうリンクさせていくという考え方はございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市では、平成22年に亀山市まちづくり基本条例を制定しておりますが、その中で9つのまちづくりの基本原則を規定しており、その1番目に協働の原則を位置づけてまちづくりを推進しているところでございます。市民と行政がそれぞれ持つ特性を生かしながら役割分担して、住みよいまちをつくっていくということでございますが、この辺につきましては、やはり先ほども議員おっしゃいました防災と共通するものがございますので、この考えで進めていくべきであると考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

防災においても、まちづくりとリンクをさせていくべきということだと思います。しっかり進めたいと思うんですけれども、また平常時ですね、平時なんですけれども、先ほど協働という言葉も出てまいりましたけれども、協働、行政と一緒にやるということなんですけれども、と聞いても、行政とまちづくり協議会ですとか市民団体とか、やっぱり対等にはいかないと思うんですね。どうしても責任ということを考えてしまうと、行政にお伺いを立ててしまうみたいなのところもあると思うんですけれども、特にまちづくり協議会とかは、市の手足というわけではなくて、自立した地域の拠点であると思うんですけれども、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど、議員は対等じゃないというふうな感じでおっしゃいましたんですけど、協働という形で、市民の役割といたしましては、まちづくりにおける自らの知恵と工夫をもって取り組んで、協働の推進と公共の福祉の増進に努めることになります。また、行政のほうの役割といたしましては、市民活動やまちの状況を的確に把握して、行政の事業計画や進捗状況などの情報を市民の皆さんに提供して、市民・行政双方に必要な知識習得の機会を設けて、協働できる環境になっていくように努めることと考えております。

亀山市まちづくり基本条例におきまして、市民尊重の原則として、まちづくりに当たっては、市民の自主性が尊重されなければならないと規定しておりまして、そのほかにまた地域尊重の原則として、まちづくりに当たっては、地域の個性が尊重されなければならないとも規定してございます。地域まちづくり協議会につきましては、地域において多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念と民主的な運営の下に地域課題の解決に取り組む自治組織でございまして、市といたしましては、地域まちづくり協議会の自主性や自立性を尊重した上で、必要な支援のほか、必要に応じて助言を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

私も、もちろん行政と市民、それからまちづくり協議会の市民団体ですね、行政と対等であるべきだと思います。ただ、やっぱり自覚を促していかなければ、やっぱり市にお伺いを立ててしまうというところになると思うんです。行政のほうは、答えはこうですとか、指示を出してしまうのは簡単なんですけれども、そこはぐっとこらえていただいて、地域の自主性ですとか自立性を育てていっていただきたいなと思っております。自分たちで判断してもいい、自分たちで判断していかなくちゃいけないというところを育てていってほしいなと思っております。

それから、時間が少なくなってまいりましたが、まちづくり協議会については、自主性・自立性、育てていくことが必要と今申し上げましたけれども、一方で、自立した地域をつくるために必要な市民団体ですね、こちらへの支援ですね。特に、市民活動応援券を利用している団体は、今コロナ禍でイベントが少なく、市民活動応援券を集められずに困ってきているという話も出てきております。この市民活動応援制度ですね、市民力で地域を高めるまちづくりを進めるために、平成25年度から始まった制度ですけれども、この市民力・地域力が必要な今、そういったところへのサポートというのとはどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

これまで各地域まちづくり協議会から市民活動応援制度の登録団体へ事業等の実施をお願いしまして、その事業を実施していただいたお礼として、市民活動応援券を団体へお渡ししております。しかし、この新型コロナウイルスの影響によりまして、各地域まちづくり協議会において事業が中

止されることが多くなり、市民活動応援券があまり使用されていない現状もございますが、地域まちづくり協議会それぞれで工夫されまして、様々な事業も行われつつある現状でございます。そういう事業を開催して、参加していただいた場合には、参加された住民の方々に市民活動応援券を配付していただいている地区もございます。引き続き各地域まちづくり協議会に対しましては、市民活動応援券の活用方法を提案させていただいて、市民活動団体を支援できるように努めてまいりたいと考えております。

また、そのほかに市民活動の継続支援といたしましては、市民参画協働事業推進補助金もございますし、また一方で奇数月の第3火曜日に限定されますが、市民協働センターにおきまして、市民活動なんでも相談として、専門のコーディネーターが市民活動に関する相談に応じて、活動が発展するように支援もしてございますので、そちらのほうのご利用もご検討いただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、通告に従いさせていただきます。

今議会に亀山の学校給食を考える会、じゃがまる会から請願書が出され、また教育長のほうに中学校給食、早期に実施することを求めて署名が出され、市長にも要望が出されたところでもあります。中学校給食を全ての学校で早期に実施することについて今から質問いたしますが、質問の前に何点か基本的なことの確認をしたいと思います。

確認の1つ目、学校給食の根拠法は学校給食法で、そこには設置者に学校給食の設置義務が、地方公共団体には学校給食の普及と健全な発達を図ることが規定されていること、学校給食がただお昼ご飯を食べさせればよいというものではなく、教育と位置づけられていること、これについて間違いはありませんね、確認をいたします。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校給食につきましては、学校給食法におきまして、設置者、いわゆる自治体の判断による努力義務になっております。

また、教育かというようなことでしたが、一日の学校教育活動は全て学校教育と言えそうです。そのわけでございますが、働き方改革が国からも、それについての見解が出されておきまして、その

中に、基本的には学校以外が担うべき業務、また学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、例えば掃除です、清掃指導です。そして、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、ここに給食時の対応というものが位置づけられておるところでありまして、教員の働き方改革の観点から、何もかも教育で全てを請け負うという流れは変わってきている状況にはあろうかと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

常識でそうですと答えられるもんだと思いましたんで、通告はいたしておりませんが、学校給食が教育でないとおっしゃいますか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

そうとは申しておりません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

食育基本法にも触れたいと思います。学校給食や地産地消が書き込まれております。

この中に、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものとあります。昨日、知育のことについて、学力のこととかも議論がありましたけど、それら全ての教育の基礎となるのが食育だということですね。ここに見解の相違はありませんね。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

通告にない質問が続きますが、その根幹となるものが食育であるということは、昨日、草川議員のご質問の中で申し上げてはいません。体力ということをおっしゃっていただきました。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

別に私草川議員の質問のことを言っていないけれども、食育が教育の基礎となるべきものということについて、見解の相違はありませんねということをお伺いしたんですが。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育の根幹と申しましょうか、これは学校教育全てで担うべきものではないと。家庭と広く考えれば地域社会も含めて、学校も担うべき一端を担っていると、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

教育委員会は給食を担っているんですから、食育基本法についても少しは勉強していただきたいと思います。ここに書いてあることについて違うとおっしゃるんなら、また後ほど伺いたいと思います。食育基本法について異論があるならまたおっしゃってください。

次に、亀山市での中学校給食の実施について、今までの経過を確認したいと思います。

資料を出してください。ちょっと細かくて申し訳ありません。

2005年からデリバリー給食に至るまでの経過も上げましたが、本日の本題は赤字で書いたところです。

2015年12月の学校給食検討委員会の第2次意見書、この中身は、中学校給食について完全給食の実施が望ましい、自校方式による完全給食が理想と考える、実現まではデリバリーを継続するという中身のものです。そして、2016年3月にはこれを受けて教育委員会が、亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましいと考えます、完全給食実現まではデリバリーを進めますとの方針を取りまとめられました。2017年3月には第2次亀山市総合計画前期基本計画に、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うと位置づけられました。ここで使われている完全給食という言葉は、全員が同じものを食べる給食のことを意味しており、今回の署名や請願書の中では、みんなで食べる給食と表記されております。

そして、表には入れませんでした。2008年、教育委員会から幼稚園と小学校の給食の実施方針が出ております。当時の関幼稚園の給食は継続、旧亀山市の幼稚園については弁当持参を継続、関のセンター方式の給食も継続、自校方式の小学校の給食について、給食による地域交流としての食の提供や災害時における避難場所である学校の食の提供も進めていくためにはこの方式が最適であるということで、小学校の自校方式継続という方針です。これ、教育委員会が出されていますね。この流れ、間違いありませんね。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

亀山の学校給食につきましては、関町との合併時を経まして様々なプロセスが、議員、表にされたようにございます。その中で、現在の亀山市教育委員会の見解はと申しますと、平成28年3月の教育民生委員会にも提出資料として出させていただいておりますが、第2次意見書を受けての見解が全てであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

教育委員会も亀山市もたくさん署名を寄せた市民もじゃがまる会も同じ山を目指している、完全給食に向けてということで、目標は一緒だということを確認いたしました。

そこで、昨日の草川議員の中学校給食の検討について伺います。

中学校給食の検討について質問されました。全小・中学校に影響を与える問題ではないかとの質問に対し、教育長は、小学校も含めて考えるべきとお答えになりました。これね、市民が待ち望む中学校給食そのものについては、検討、検討と答えをいつまでも先延ばしにしながら、自校方式を継続するとご自分たちが方針を出されている小学校の給食について突然言及するというのは、これ

はどういうつもりなんですか。

また、2015年の学校給食検討委員会の第2次意見書には、自校方式による完全給食が理想とまで書かれています。意見書のとおりにはいかないということは、それは検討の結果ではあるでしょう。しかし、検討の経過も結果も示すことなく、亀山中学校での自校方式はあり得ないと明言するなど、検討委員会の委員の方々の思いを踏みにじる、あまりにも無責任な発言です。昨日のほかの議員の質問に基づくものでありますので、本日の質問の中では議論できません。申し述べるにとどめ、答弁は要りませんが訂正をするべきです。

次に、今回じゃがまる会が取り組んだ署名の意味を説明したいと思います。

これは、市も教育委員会も完全給食に向けて検討中であることは理解する。しかし、合併して15年もたつたから、もっともっと早く取り組んで給食を実施していただきたい。市内3校、義務教育なのだから、格差のない教育をしてもらいたい、そういうことです。

昨日、市長でしたか、明確に強い思いの方が取り組んだんだろうとか、そういうことを言われていましたけれども、何にも特別なことではない、当たり前でささやかな願いです。だからこそ会員以外のたくさんの方が自ら署名に取り組まれたんだと思います。

昨日、この9,525筆寄せられた署名に対してどう受け止めているのかという今岡議員の質問に対し、これほどたくさんの署名を寄せてくれた人に対して、署名に込められた願いに対して、何の答えもありませんでした。また、署名があろうがなかろうがやることは同じだとの答弁もありました。給食は、先ほども言いましたけど、教育ですので、署名があったからするとか、アンケートの比率で決めるとか、そういう単純なものではないことは理解しておりますが、まるで署名を軽んじるような言いようとは感じました。改めて教育長と市長がこの署名に関してどう受け止めておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

このたび教育委員会へ提出された署名につきましては、市民の方々からのご意見の一つとして受け止めております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、これは教育委員会へご提出をいただいた署名活動に対しては、大変なご尽力をいただいたというふうに、本当に敬意を表したいというふうに思っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この署名を始めたきっかけは、給食をやってほしいという要望を聞いたことがないと教育委員会の方から伺った、それがきっかけで、あ、要望を知らんのかと、じゃあ皆さんの要望を伝えようやないかということも一つのきっかけでした。これだけたくさんの方が要望を寄せたということに対

して、はあ、ご意見の一つでございますと、それだけですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

署名をたくさんいただいたというのは、コロナ禍の中、また6、7、8月の時期ですので、猛暑の中、これだけの数を集められたということは大変なことであつたらうなと思っております。

一方で、昨日、初めて私署名というものを受け取った感想を言わせていただきましたが、お一人の方で家族や市外、県外を含む親戚の方までの名前が書かれているという状況、あ、署名というのはこういうものなんだなというのを初めて目にして、素直な感想を言わせていただいた次第でございます。

要望を受けていないというのは誰が言ったかは分かりませんが、いわゆる教育に関する要望というのは、きちんと教育関係団体、市P連、PTA含めて、教職員組合とかそういったところを含めて、要望の機会を、市長も同席の上での教育委員全員そろった教育懇談会という場で、そういう要望の場も受け付けております。私、学校教育室長を10年ほど前、5年間やっております、校長に少し出ておりましたが、自分の記憶する限り、この10年間で市P連、教育関係団体から中学校の、いわゆる小学校のような給食の要望実現は一度も出ていないのが事実でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この署名をしていて、ここで私たちの要望を表せばいいんだと喜んで署名を集める方々がたくさんおられました。これでこれだけの方が思いを持っているということが伝えられてよかったなと思っております。こんなにたくさんの方の思いをしっかりと受け止めましたと言言ってほしかったです。

次の質問に移ります。

学校給食における格差について伺います。

関町のセンター方式の給食とデリバリー方式の給食と、それぞれの公費投入は喫食する中学生1人当たりに換算すると幾らになりますか。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

あくまでも試算という形になりますけれども、関学校給食センターの施設費を40年償却と想定して、年間の延べ食数を基に算出し、かつ運営経費を含めた1食当たりの公費負担額を算出いたしますと235円となります。また、デリバリー給食の業務委託から1食当たりの公費負担額を算出いたしますと591円となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

1食当たりですね、センター方式は235円、デリバリー方式は591円、これだけが税金、公

費から投入されている。毎日毎日お弁当を作っている方にはゼロ円です。これは本当に明らかな格差が生じております。給食を用いた食育がこれほど求められる中、これで公平だとは言えないと思います。

次に、給食費の減免について、県内市町の状況を伺います。

もともと制度で減免しているところもありますでしょうし、このコロナ禍で子育て世帯を応援するというところで、全国では給食費を無償にするとかやっているところもありますので、コロナ禍のこともあるのなら、特別にまた伺いたいと思います、一緒に。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、他市町の状況でございます。県内の29市町の状況を調査いたしましたところ、従前から学校給食費の一部無償化や補助を行っている自治体は、県南部の2市6町ございました。

また、新型コロナウイルス感染症対策関連の一部無償化や補助につきましては、2市7町が実施している状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

県内にも既に教育の無償化、子育て支援の意味で給食費の減免をしている市町がこれだけあるということが分かりました。全国では給食費の完全無償化をしている市町も増えております。亀山市の中学校のように学校によりばらばらではそのようなこともできません。全ての学校に同様の給食をするということは、現在給食がない学校のためだけではなく、既にセンター給食を食べている関中学校の子たちのためにもなると思います。

次に、市長のマニフェストについて伺いたいと思います。

初立候補時の2009年のマニフェストには、全ての中学校への学校給食を導入しますと明快に書かれております。3期12年の終盤にかかる現在、これについてどう評価しているのか伺います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これまでに私の公約といたしましては、先ほどお示しをいただいた中学校給食に関わる本市の経過につきまして、当然教育委員会の政策課題でありますけれども、21年、さらには29年、公約を示させていただいたところでございます。そして、教育委員会中心の中で議論を重ねていただき、現在の、今日の状況があるというふうに理解をいたしております。

29年の選挙公約についてということでしたか。

（「2009年、一番初め」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

一番初めの平成21年の公約につきましては、中学校への学校給食の導入ということを申し上げてきたところであり、併せて29年につきましては、中学校の完全給食化への検討を掲げてきたところでございまして、現在、そのマニフェストの考え方と、現在もその考え方でおるところであり

ます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それぞれのマニフェストに整合性があるかどうかとかそういうことではなくて、最初に全ての中学校への学校給食を導入しますと言ったこの目標に対して、今の段階でどういう評価ですかということ伺いたかったんですけども、もう一つ併せて伺いますけど、地産率を50%にしますということがありますね。地産地消を高めるというのは本当にいいことだと思います。なかなか50%にはなりません。センター方式、自校方式、デリバリー方式、市長にお伺いしますが、どの給食が一番亀山の地産率が低くなると思いますか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在の状況について申し上げます、いわゆるデリバリーの給食が比較的低いのではないかなというふうに思っております。あわせて、当時の公約との話であります、例えば地産率の50%ということには達していませんが、21年度からかめやまっ子給食ということで、小学校の給食には、初年度は4日で行いました。これは本当に、各八百屋さんや肉屋さんやパン屋さんや牛乳、様々な皆様のご努力もいただいて、現在、年間20日のいわゆる地産地消給食が実践できるように、大変、教育委員をはじめ関係者、努力いただけてきたというのもあります。そこは大きな課題であろうというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

お答えいただきましたように亀山の地産のものを給食に入れようとしたら、どうしても自校方式が一番と言われます。でも、亀山市のセンター方式は自校並みの食数ですので、もしかしたら一緒ぐらいかもしれません。ただ、デリバリー方式となりますと、やはり広いところから食材を集めなくちゃいけないということがありますので、地産率を高めるならば、やっぱりセンター、自校を用いて完全給食をするというのが最適なんだろうと思います。

文科省の平成30年5月の学校給食実施状況等調査によると、全国の中学校でセンターやら学校などで、そういう自治体が給食室を設置して、全校生徒を対象にみんなで食べる給食を行っている学校、学校数で数えてパーセンテージを出しますと87.9%、ほとんど9割と言っていると思いますが、9割の学校が完全給食、全てのみんなで食べる給食を行っている。残りの1割ちょいがそうではない、うちの2校がそこに入っているわけですけどね。子育て、安心の亀山とうたうこの亀山市で、いつまでも3分の1しか完全給食がない、いつまでもその1割の側に入っていてよいのだろうか、私は疑問に思います。

署名をお願いする中でよく聞く声ですけども、まだないの、何でせえへんの、誰が反対しとんの、お金がないの、これぐらいかな、こういう声を聞きます。それで、センター方式や自校方式による建設・経費コストの比較が第7回の検討委員会で見られておりますので紹介したいと思います。

センター方式、これは亀山の規模で換算して6億円程度、自校方式は1校につき2億5,000万、また教育委員会で視察に行かれた報告を見ると、奈良市の自校方式は1校当たり1億9,810万円ということが出されておりました。亀山の規模ですと、いずれにしても4億円から6億円ぐらいかなと思います。市の財政で、亀山市の財政規模でこのお金がないとは信じ難く、やる気があればできるものと私は感じます、思います。

今までの今日の議論から、給食の実施が学校給食法に定められていること、そして多くは言いませんでしたが、2009年の4月にこの学校給食法の改正があって、地元食材を用いた学校給食を活用した食育指導の充実がうたわれて、かつ学校給食実施基準など、今まで省の告示だったものが法に入れられて、全国の給食の水準を保つように法制化された。また、義務教育であるのに、亀山市では市内学校別に教育の格差が生じていること。そして、今回たくさんの市民から願いが寄せられたことから、スピード感を持って真剣に検討して、早期の実施に取り組むべき、今まで署名があろうとなかろうとやるつもりやったというそういうのではなく、この署名の意味は、今までの計画よりももっと早うしていただきたいという願いですので、これを早く実施するために取り組むべきと思うんですが、再度の教育長、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

昨日も申し上げましたが、今年と来年で次の総合計画や学校教育ビジョンの策定作業に入っております。したがって、そこにどのような思いを書き記していくかということも迫られておる状況でございます。したがって、遅くとも年度末に教育委員会において中学校給食の在り方についての一步踏み込んだ見解を示そうと考えておるところでございます。一日でも早くということは、現在のところ考えておらないところでございます。弁当は弁当のよさがあるのは事実でございます。

私昨日、家庭教育力というものを強く強調させていただいたと思いますが、お弁当作りについて、家庭の、また親子の絆、そういったところで物すごく大きな力を発揮していただいている自治体であると。そういう思いは、教育長ということでしたので、教育委員会と言わんといてくださいね、教育長としては思っております。

昨年度の青少年育成市民会議の明るい家庭づくりの作文でも入選に入っておりましたが、その入選作品は弁当と母の真意という題名でございました。弁当はあなたが作るのよとお母さんに言われたと。冗談だと思っていたら本当に私が作ることになったと。しばらく作っているうちに母の真意が分かってきたと。そういうようなことも出ておまして、第2次意見書にも、その弁当には生徒を思う保護者の愛情が感じられ、親子のつながりにおいて大変意義深くという文は意見書に入っておりますので、そういったことも申し述べておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中学校給食も含めまして給食を充実していくと、そのことは本当に全ての願いであろうというふうに思っております。あわせて、先般、じゃがまる会の皆さんとか、代表者の役員さんともお話をさせていただきましたけれども、議員も同席をされておられましたので、そういう思いもお伝

えをさせていただいたところであります。現在、教育委員会におきまして多面的な検討を行い、そして今後、やっぱり中期計画の中でどのように、様々な政策課題がありますので、教育の中だけでもたくさんありますし、その中でどのようにそれを考えていくのか、今はそういう検討の段階でまず教育委員会やっていただいておりますというふうに認識をいたしておりますが、現時点でそのように理解をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

署名をされた市民が今の教育長と市長の答弁を聞いておられると思います。私は教育長に教育長個人の思いを聞いているわけではなくて、やっぱり教育委員会を代表するという意味での教育長に物を聞いておるわけですから、自由闊達にそう物を言われても困るなあという感想を持ちました。

この給食は非常に格差があるということで、困っておられる家庭もある。例えば学校に行きづらい子、一生懸命親が弁当を作るけれども、弁当を毎日毎日作ってもらうごとに学校へ行け行けと言われておるような気がしてつらいという子供もいます。関中のように、当たり前、あ、行けたというときに当たり前前に学校に給食があれば、こんなつらい思いしなくていいのに、そういう声も聞きました。また、障がいのあるお子さんが、小学校でも給食のときは教室に行けて、一緒にみんなで仕事をできて、何かすごくそこが成長できる、うれしいという声も聞きますし、メニューを見て、行きづらいなと思っても背中を押してもらう、そういう声もあります。また、大学生になった子供さんが今でも、ああ、あのときの小学校の給食はおいしかったなあと今でも言うと言います。

教育のこういう給食について、お金で判断したり、いつ効果がどうやということをいう方もありますが、いつ効果を見るのか、どこで効果を見るのか分かりませんが、丁寧に一生懸命することが本当に亀山の子供を育てる、これこそ子供ファーストだと思います。ぜひとも早期に実施するよう取り組んでいただきたい、市民の思いを受け取っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

少人数学級についてお伺いしたいと思います。

ずうっと共産党は少人数学級を求めて、県会でもその要望が出たら頑張って、一生懸命市民の皆さんとも頑張ってきたところですが、このたびコロナということを受けて、全国的にも少人数学級大事だよねという流れが出てまいりました。今、子供たちはどういう環境で勉強しているのかということをもっと聞きたいので、国・県・市の学級編制基準についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、国の小・中学校の学級編制基準につきましては40人学級となっております。ただし、小学校1年生につきましては35人学級が基準となっております。また、県のみえ少人数学級編制基準といたしましては、小学校1・2年生は30人学級、中学校1年生は35人学級とし、どの学年におきましても、下限は25人となっております。さらに、市といたしましては、国・県の少人数学級を補完する形で、35人以上の過密学級解消に向けて少人数教育推進教員を配置しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

35人学級ということは、意味の説明ですけど、要するに35人を超えて36になったら2つに分ける、40人やったら41人になったら2つに分けるという意味ですね。今、分かりにくかったのが、県の小学校1年、2年は30人で、中1が35人やけども、下限25というご説明がありました。この意味について伺いたと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

県の下限25人と申しますのは、少人数学級編制としたときに1学級当たりの人数が25人以上でなければならないということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

1学級のクラス編制25人以下。でも国の基準で、例えば35人学級という国の基準だと、36人になったら2つに分けて18人になりますよね。国やったらいいわけですね。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

国はいいことになっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、国や県のいろんな縛りの中で、25人以下でも大丈夫なクラスと25人を下回ってはいけないクラスというのが、いろんな制度の中であるということが分かりました。

そもそもですけど、小学校1・2年生、中学校1年生はなぜ少人数ということを規定しているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小学校生活の始期に当たり、学校生活への適応及び教科などの学習への円滑な移行、そして基礎・基本の定着を図る重要な時期であります小学校低学年の1・2年生及び中学校生活への適応を図る中学1年生については、特にきめ細かな指導を必要としているからでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

特にきめ細かな指導が必要だからということでした。

ちょっと聞き漏らしましたが、市の制度については、クラスを分けるとかそういうことではなくて、35人以上の過密クラスについて、先生をそこに複数で配置するという意味ですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

市の少人数加配教員、かつてのふるさと先生でございますが、学級担任をも持てると、分けて学級担任になれるというものでございます。そうしなくてもいいんですが、分けることもできます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは、亀山市の小・中学校のクラス編制の現状について伺いたいと思います。

亀山市はそのように、それは基準があるんですから基準どおりされているでしょうけれども、その下限25とかいうところで、少人数になれそうでなれないクラスというのがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、少人数学級の対象校となりましたのは、小学校1年生が1校、2年生が3校、中学1年生が1校でございます。逆に、下限25人の条件によりその対象となっておりませんが、小学校1年生で3校、それから中学校1年生が1校でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

小1で3校、中1で1校がこの下限25というのがなかったら少人数になれるというクラスですね。

このコロナ禍で、6月あたりに少人数教育というか、クラスを分けたりとか、分散登校ですか、そういう形で少人数でクラスを見ていただいたことがあったと思うんです。三重県下でも、非常にやっぱり子供の顔がよく見えるとか、教えたことが入っているなど感じるとか、先生の声を聞いたことがあるんですが、実際亀山市の先生方の実感、もしお聞きしていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校再開後の分散登校期間、中規模、大規模校につきましては、教室内の密を避けるために、地区別や出席番号別などで分散して登校をしておりました。そのため、1学級当たりの人数は20人程度の少人数となったところでございます。小・中学校の教員からは、平常時と異なる環境下ではございましたけれども、少人数であったため、一人一人の子供たちへの丁寧な声かけができ、ささいな変化や心身の状況の把握に努めることができた。また、子供たちも落ち着いて学習に取り組め

ていたという声を聞いているところでございます。しかしながら、少人数に分けて一斉に指導するには、教室数や教員数が不足するため、日や時間を分けて担任が同じ授業を繰り返し行わなければならないという、そういった苦労もあったとお聞きしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

この少人数、今ちょっと課題みたいなことが、今の状況でやるにはこういう課題があったということをお伺いしましたが、実際少人数学級をやっていくに当たってどういうことが課題だと思われるか、まず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、やはりまず教室数、そして絶対的に今教員数が不足しているという、そういったものが一番大きな課題になろうかと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

教育長にお伺いしたいんですけれども、今この少人数学級を進めようという動きが一部じゃなくて、国のほうでもそういう動きがある。あと、あるいはいろんな市長会とかいろんなところから要望も上がっておるといような状況があるのはご存じだと思うんですけれども、そういう動きについてどう捉えておられるか、ちょっと所感をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学級編制及び教職員定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により定めておまして、平成23年度に小学校1年生の学級編制の標準が初めて40人から35人に引き下げられましたが、小学校1年生だけで止まってしまっていて現在に至っております。

そのような中、議員ご案内の緊急提言がなされました。これに呼応する形で、教育再生実行会議が新型コロナウイルス感染拡大により学校における3密解消の対象として、小・中学校における少人数学級編制が検討されることになりました。これは、大きな前進であるとの認識を持った次第でございます。小学校2年生以上の学級編制の標準改定や教職員配置の改善に向けて、法制上その他の必要な措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に向けて、いわゆる教室を増やしたら校舎を増築しなければならないこともありますし、教職員も、今教員が不足している中、それをどうするのかとか、そういった抜本的なことを含めて、総合的に早急に改善の実現を目指していただきたいと強い思いを持っております。教育長会も引き続いて要望してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本という国は教育に対する公的支出が非常に低いと、OECDの加盟国の中でもどべから2番目やと聞きました。こんな中で、やはり国が変えてもらうことやないと、やっぱりきちんとした正規の先生もいらっしやらないし大変だということで、国や、今の下限25がありますので、県へも声を上げていく必要があると思うんですけども、そこら辺でどういうことができるかとか、どういう機会があるかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、少人数学級の実現に向けて今後できることという、そういったことであろうかと。まずは国の学級編制の基準というものを、そこがまず直していただく必要があるのかなというふうに思っております。当然、それと教職員の定数の改善、これは強く要望してまいりたいというふうに考えております。あわせて、教科指導における学級分割によります習熟度別学習や課題別学習に取り組み、きめ細やかな少人数指導を継続、充実してまいりたいと思います。

また、児童の学力向上及び小学校から中学校への円滑な接続、さらには教員の働き方改革の面からも、小学校高学年における教科担任制の実施を検討してまいりたいと思います。また、教科担任制により教科指導の専門性、授業の質の向上も期待でき、複数教員が授業を通して関わることになり、多面的な児童理解にもつながると考えているところでございます。加えまして、学校運営協議会を通じて、教員免許の有無に関係なく、地域の皆様や保護者、さらに学校外の皆様にも教育活動に参加していただくと、そういった機会の創出についても検討してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

先ほどお聞きした下限25で少人数になれない学級が、小学校1年生で3クラス、中学校で1クラスあるということでしたけれども、本来、国・県のされることでしょうかけれども、県ができない間、1つのクラスでも状況を見ながら市単で少人数学級に取り組むということについては、先ほど、35以上やったら市で担任もできるよということもありましたけど、そこも含めて、この下限25でかなわないところについて、どういうお考えか伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在の市の加配教員により、市内で35人という学級が1クラスありますが、それ以外は35人未満が実現されています。一層努力します。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

傍聴席の風景が午前中とがらりと変わった中であっても、たくさんの市民、あるいは職員の方が、ケーブル、あるいはネットの中で見ていただいていると確信をしまして、一般質問をさせていただきます。

私の今日のテーマは、早期に方向性を示すべき市の計画及び事業について、たくさんある中で、今日は公共下水道事業関係、そして市の電気の関係、そして認定こども園等の子ども・子育て環境、この3つについて質問をします。

まず、一番初め下水道関係ですが、議長にお断りをしまして、2番、1番という順番にさせていただきます。お願いします。

初めに、費用対効果と地域住民の理解の中で、新たな整備手法を決断する時期ではないかという項を設けました。

令和元年、昨年9月の委員会の中で、国土交通省の大臣の通告に基づきまして、流域関連亀山市公共下水道事業計画の見直しについての報告が上下水道部からございました。私の認識ですと、現在の計画は、県のアクションプログラムにより整備完了は令和17年となっているが、全国的な普及率がもう90%を超えている今となつては、既存の設備の維持管理、あるいは更新だけで現予算、国の予算をほとんど消化してしまうと。よって、国は地方に対し、下水道事業を令和8年までとすると、大幅な前倒しの整備を求めてきたと。こうその通達によれば理解をしておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

議員ご認識のとおり、全国的に見た下水道事業につきましては、汚水処理人口普及率が90%を超え、既存施設の老朽化対策が急激に増加する中、国の予算については、令和9年度以降は既存施設の更新、維持管理費のみで現予算額と同程度の事業費が必要となることが予想されるため、地方に対して人口減少、経済性、整備時期等を踏まえた下水道区域の見直しを求めています。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

そういう認識だということなんですけれども、この整備計画事業のスケジュールについて確認し

たいと思います。

まず、昨年末から意向調査、アンケートを実施したと。この結果についても議会に報告をいただきました。そして、この6月から10月にかけて、まさに今が真っただ中だと思いますが、事業計画を検討し、12月までにはこの案をつくって、それから対象者への住民説明会をやると。そして、来年3月には亀山市下水道事業計画を策定し、県に提出をし、三重県のアクションプログラムの中で整合を図ると、そういうプログラムといいますか、スケジュールというか、認識をしていますが、それでよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今年度見直しを進めています生活排水処理アクションプログラムの検討資料となるアンケート調査を昨年度行い、6月の産業建設委員会で調査結果を報告させていただきました。今後のスケジュールとしましては、現在、生活排水処理アクションプログラムの見直しを行うための事業計画の検討を10月末までの完了を目標に進めております。また、その結果を基に、年内に対象住民に対し説明を行い、年度内に計画を策定できるよう鋭意努力してまいります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

スケジュールについても共通認識だということですね。

まず、アンケート、意向調査をしましたがけれども、この対象地域、どんな地域の方にアンケートを取ったか確認をお願いします。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

アンケートの対象地区につきましては、現計画で公共下水道整備が令和8年度以降になる地区で、かつ事業効果の再検討が必要な地域にアンケート調査を行いました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

令和8年度以降の整備予定、その中でも事業効果の再検討が必要と。この再検討が必要という要件といいますか、どういう根拠といいますか、地域なのか示していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

再検討を必要とした根拠でございますけれども、河川や鉄道敷をまたぐ下水道本管の整備には多額の整備費を要しますことから、地域的に事業費が高額と予想される地区に関しまして、再検討が必要であると判断しました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

接続に当たって、本管が鉄道とか大きな川をまたぐ、それにかかるであろう地域を対象と。

ずうっと言ってきましたが、今回実施したこのアンケート、国の環境、前倒し、それから県ももう来年までにアクションプランをつくるんだ、市もそれをやる、そういう様々な環境をスケジュールも含めてしっかりと伝えた中での意向調査なのか、地域の方に今の環境が伝わっているかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

アンケートの案内文に、公共下水道事業については、事業費も多額となるため国補助金を受けて事業を進めていますが、近年の人口減少、既存施設の老朽化対策等の維持管理費の状況により、より一層効率的な事業計画への見直しを国より求められていますと、現在の社会情勢を記述いたしております。また、亀山市の生活排水処理方法として、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による処理について、それぞれの処理方法と個人負担となる金額についても記述させていただき、対象となる自治会に対し、説明または各戸配付により伝えさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

確かに今答弁で、より一層効果的な利用計画への見直しを国から求められているという項はあるんですけども、私は、国は令和8年までにしろという前倒し、ひょっとしたら令和8年以降補助金が大幅にカットされる可能性がある、市としても来年の3月には計画案を策定して、6月には県と協議して変更するんだという、そんなことどこにも書いていないんですよ。ひどいのが、ここに設問、いいですか。設問、問12ですよ。公共下水道整備は令和8年から17年の予定となり、受益者負担等の個人負担も必要になります。3つの中から公共下水道、合併浄化槽、どちらでもいい、こういう設問です。令和8年から17年の予定ということを言っておいて、すぐさま令和8年以降、補助金が出ないとか、そういう緊迫感、今の環境を住民と共有していないですよ、これ。それで、スケジュールどおりにできて、住民……。これは、全く失礼ですよ。何か答弁できますか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、このアンケート調査を配付させていただくときに、対象となる自治会等、地元説明会をさせていただいた地区もごさいます。また、各戸配付させていただいたときにも、必要に応じて説明等もさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この項のまとめの質問をさせていただきたいと思います。

私、この質問を用意した後、亀山市以外の他の市町がどんな対応をしているのかなあと感じまして、県土整備部の下水道課の計画担当の主幹、係長さんなんですけれども、お話をする事ができました。話の要点は2つなんです。

1つは、かなりの割合で公共下水道計画区域を見直し、他の整備方法に見直されていると。言ってみれば、公共下水道を外して市町設置型なのか、あるいは個人なのか知らんけど、合併浄化槽に変更が見られたと。

2つ目は、かなりの市町が公共下水道事業計画の前倒しをし、社会資本交付金の重点配分に見合う計画を打ち出してきたと。

私は、このかなりの割合、かなりの市町がという、かなりという言葉がかなり気になったんですけれども、かなりという言葉は公のこういう場で言ってもいいのかと言ったら、構いませんということで、今、報告したんですけどね。

市長、あるいは副市長でもいいです。今の様々な国の事業の前倒しの姿勢、あるいは通達、あるいは費用対効果の中で変わるいろんな現象、あるいは今のスケジュール、こういう中にあるのは、当然これは地域住民の理解の上で、一定の方向性を出す時期ですよ。言ってみれば、行政的といいますか、政治的な判断をしなければいけない時期なんです。もう10月にまとめるんですから、今、9月ですよ。どう整理していくか、方向性を示していただきたい。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

議員がおっしゃいますように、公共下水道に対して、国は国費を新規設置事業から既存施設の維持管理費に投じる方針へと転換するものでございます。

毎年、産業建設委員会には提出をさせていただいておりますが、所管事務概要書の中で、年度末現在の全体計画区域、あるいは供用開始区域の面積はお示しをさせていただいておりますが、最新の数字を申し上げますと、昨年度末で今後整備すべき面積はまだ750ヘクタールほどございます。先ほど上下水道部長が申し上げたように、今後、川を渡ったり、鉄道敷を越えたり、あるいは周辺地区へ行きますので当然人口密度も少なくなって整備費効果も低くなっていくということでございます。全体的な事業費も莫大なものというふうに考えております。

すなわち、この国の方針の変換と今後の整備の考え方を合わせて、この整備手法、議員おっしゃるように、整備手法を考え直すことは当然のことかと思えます。現時点で、公共下水道に代わる整備手法と申せば、合併処理浄化槽しかないのは自明の理でございます。

しかしながら、さきの理由によって、整備手法の変更を直ちに行うことは少し拙速ではないかというふうに考えております。といいますのは、公共下水道は公の管理でございますが、合併処理浄化槽は原則、個人管理でございますので、今、市内に何千という合併処理浄化槽、あるいは単独処理浄化槽がございますが、そのうちの7割程度は管理が行き届いていないという報告も受けておりますので、その辺の問題もでございます。

いずれにいたしましても、この方針の転換につきましては、市にとっても、対象である市民にとっても、非常に大きなこと、重要なことというふうに考えておりますので、早急にではあります、しかしながら、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この期に及んで、今こんな議論をしていたら、僕はいけないと思うんです。これ、前倒しの方向性は、もう平成28年、29年辺りから国のほうから来ていますよ。今、こんな議論をしていたら駄目だ。本当に早急に方向性を示さなければいけない一つだと思います。

それでは、次に1番目のテーマですね。

豪雨災害に下水道事業は貢献できるかという、豪雨災害関連ですが、あえて上下水道部長に聞きたいと思います。よく新椿世地区の冠水が、椋川の氾濫だけでなく、高台にある住宅、あるいは田んぼ、農業用水、これから流入をして、大きな冠水の原因であるということは知っていますか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

亀山市につきましては、地形条件から高台に住宅地が多くあり、その下流域において排水路の排水能力を超える、あるいは河川の水位上昇に伴い、排水できない状況になることで浸水被害が発生していることは認識しております。

議員ご指摘の新椿世地区の冠水につきましては、平成24年9月30日の台風17号によりまして、椋川の氾濫も同時に発生した影響もあったと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

平成24年、私も忘れません、当時の自治会長、それから地区の防災担当の役員の方が、とにかくもう上から来るんだ、田んぼから来るんだということで、市の職員を通じて、災害対策本部のほうに連絡をしまして、土のうを積んでいただいたという経験があります。付け加えるなら、何もこの24年が初めてじゃなくて、その前も何度もそういう光景が見られたということだけは。

その次の質問ですが、下水道法第2条には、下水とは汚水と雨水とされている。そういうことから、当然、下水道部は汚水処理のみならず、雨水の流れ、あるいは安全で有効な管理をしていると思っていいですか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

亀山市におきましては、公共下水道事業や農業集落排水事業の汚水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の設置への支援を優先的に進めてきております。一方、雨水に関しましては、必要に応じて、排水路の整備や修繕、土砂撤去などを行っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

亀山市だけでない全国的な傾向ですが、やっぱり公共下水道、あるいは農業集落排水、汚水処理

を優先し、雨水に関しては、残念ながら手当て、対応が薄かったという確認をさせていただきました。

確かに所管事務事業概要の中にも、雨水のうの字も入っていない。そういう意味で、亀山市には雨水の流れを示したマップ、あるいは排水計画みたいなものがあるのかというのと、今までに雨水に関連した計画、あるいは予算措置を講じたものがあるか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

平成5年度に策定しました公共下水道事業基本計画に雨水幹線の排水路について、流域範囲と排水経路を示したものがございます。また、排水路整備につきましては、近年で申しますと、都市下水道事業で平成24年度に能褒野地区浸水対策検討業務を実施し、策定した整備計画に基づき平成28年度に能褒野神社西側の排水路の整備工事を実施しております。ほかにも主なものとして、平成21年度に日東電工北側の排水路や、平成16年度に本町地区の排水路などの整備を行っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

平成5年に公共下水関連で排水経路を示したものがあって、平成5年って何年前、27年か8年前ですよ。近年では、能褒野地区、27年、28年、これは私も覚えているんですけどね。まあ、全体の排水経路を示したものがないという確認をさせていただきました。

そんな中で、第2次実施計画の変更ということで、本年急遽、私、急遽だと思っているんですけども、浸水対策計画策定事業、1,000万程度計上をされます。その背景はどうか。それから、委託事業、丸々委託だと思いますが、心配なのは、よく言う単なるマップ作りに終始しないのかという心配をしているんです。だから、なぜこの事業を上げてきたか、そしてその成果品がどんなもんか、示していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

近年の多発する集中豪雨や台風の大型化等により、全国的に浸水被害が発生しておりますことから、本市におきましても、浸水被害の軽減を図るため、近年の浸水被害の発生実績を基に、その発生箇所に関する流域範囲を対象区域として浸水シミュレーションを行い、浸水対策の計画策定に向け業務を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

能褒野でやった委託業務、私その方法とか、ちょっと資料を頂いて読んだんです。

非常に、第1段階としてバイパスを、ここの地域はバイパスを造る、ここまでの段階ではこれが修復できる。第2段階として、バイパス管に流入する支線の修復をすとか、それやるとここまで

畑、ここの管理の畑はいいです。第3段階は、もう主要路線に流入する支線。これほどの精度のある成果品を期待していいんですか、この現状の中で。単なるマップ作りだけではなく、これだけのあれをもらえるか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

能褒野地区浸水対策検討業務と同様に、対象地域の浸水被害を想定してリスク評価を行うとともに、浸水シミュレーション結果を反映した浸水想定区域図を作成し、浸水対策の計画策定を行います。成果も同様のものと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

成果もその程度のもので、僕は非常に期待しているんです。

今からパネル見てもらいますが、本当言いますと、能褒野をやったとき、むしろ能褒野よりも先んじて、今からパネルに示す地域をやっておかなければいけなかった、もう10年遅れているというのが私の意見なんですけれども。見てください。パネル、ちょっと見にくいなんですけれども、下のほうが隠れていますけれども、上のほうから1番は、田村町の東野という地域にありまして、ここ今、大きな開発、ショッピングセンター等、計画されています。2番目は、ここですね。井田川小学校の下、ここも活発に宅地が林立しているというのは大げさですけれども、かなりあれです。3番目が今、話に出しました椋川、ここにも38軒、あるいはもうちょっと、リカーマウンテンの下のところにも20軒ぐらい開発、その排水が全部椋川に流れるんですけれども。それから4番目、5番目は、北鹿島、あるいは居住誘導地域の駅前等、東御幸、これが上がっているんです。

なぜ、これ、地図に出したかといいますと、これら調査をし、検討を図る地域というのは、今も紹介をしたように開発がどんどん進んでいる地域と一致していると。もちろん、全国的にも浸水被害の予想される地域に新しい開発がそれ以外のところと比べて伸びているということが示されています。既存の町なかよりも権利関係が複雑でない、あるいは造成しやすい等の理由かと思います。

そこで、2年前の産業建設委員会の調査、研究では、開発と災害防止の観点から、3つぐらい提案をしましたが、その2つについて担当部から説明を受けたいと思います。

1つに、不動産取引時における重要事項説明に際して、洪水ハザードマップ等いわゆる浸水被害予想が購入予定者にしっかりと提供される仕組みを整えてくださいというのが1つ目。

もう一つは、1,000平米未満の土地であっても、いわゆる貯水池設置が義務づけされていない場所であっても、浸水の被害を受ける可能性のある地域住民にも交渉段階から情報を共有する仕組みをつくってくださいという申入れをしました。これに対しての今、どういう対応をしているか、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

1点目の浸水想定区域内の宅地建物の購入者への情報提供というようなご意見だと思いますが、

浸水想定区域内の開発行為につきましては、宅地建物の購入者への情報提供が、先ほどおっしゃられたように課題となっておりますが、本年7月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、水防法に基づく水害ハザードマップ内での対象物件のおおむねの位置を説明することが重要事項説明の対象に追加されております。この改正は、先月28日に施行されており、不動産取引時の情報提供が法的に整備されたところでございます。本市といたしましては、従来から市内の開発においては、協議の中で業者へ説明を行うよう求めてきているところでございます。今回の法整備により、購入者は契約の前に重要事項の説明の内容を書面により認知することとなっております。

2つ目の浸水想定区域内の開発についてのことでございますけれども、開発行為時の地域住民への情報提供につきましては、従前から市に提出する開発行為計画書に隣接する地権者や関係地域代表者、それから水利団体等の利害関係者との協議書を添付させることとしております。さらに、開発行為計画書の審査において、関係地区に対し十分な周知が行われたかどうか、確認を徹底しております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

亀山市、従来から業者に対して確認しなさいと。私が一番心配しているのは、業者に対して、ハザードマップを示して、購入予定者に見せてくださいと言うだけで、果たして購入予定者がそれを見る義務づけがあったのかということが非常に心配だったんですけれども、今の説明ですと、書面をもって購入予定者も確認をしたことをもって法改正に準じられるみたいな、そういうことでよろしいんですね。購入予定者も明らかにそれは見るというところまで、法律によって追えるわけですね。それだけ確認します。

○議長（小坂直親君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

先ほどもご説明させていただきましたが、浸水想定区域内の建物、それから土地等の購入者につきましては、今回の法整備により、購入者は契約の前にその重要事項説明の内容を書面により認知することとなっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

先ほど紹介しました椋川の氾濫時でお会いした自治会長と、たまたま1年ぐらい前にその新しい宅地開発場所で会ったんです。その会長さん、一言、また大きな貯水池が取られたわみたいな、潰されたわみたいな、そんな表現をしておりました。

計算では、時間当たり20ミリの雨が降った場合、1平米、1メートル四方に大体20リッターの雨水が貯留されるというわけでありまして。当然、これ、1,000平米ぐらい、全部それも椋川に流れる。一方で、下水道部は雨水の管理を適切にしなければいけない。一方で、亀山市は民間の活力である開発行為に対しては、法の認める中で、それは一定の支援をしなければいけない。非常に相反するニーズをどういうふうに対応するか悩ましいことだと思いますけれども、やはり最近の気象変動による豪雨、あるいは突風とか竜巻、こういうことを考えますと、やはり命、あるいは安

心して暮らせる、そういうことを考えますと、おのずと優先順位は出てくるのかなあという思いをします。

この雨水管理について、ちょっと余談ぽくなるんですけども、「水は誰のものか」という本を読ませていただいたんです。雨水利用、いろんな様々な実用的な利用をここで紹介しようと思ったんですけども、これは単なる雨水利用だけ、災害対応だけでなく、環境とか、あるいは一部健康ゾーンにも寄与できる有用な事業であると思い、1つだけ確認をします。

雨水利用促進法というのが2011年11月に成立をしたんです。国の責務を定め、雨水利用施設の設置目標の設定を盛り込んでいると。地方自治体においても、努力義務ではありますが、国に準じて目標を設定しなさいということになっているんです。雨水利用、亀山市はどんなスタンスか、聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

議員ご紹介の雨水利用促進法につきましては、雨水の貯留及び雨水の水洗便所、散水等への用途への使用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに、河川等への雨水の集中的な流出を抑制することを目的に定められたものと認識しております。

国では、雨水を水資源として有効利用することを推進していますことから、その手法等について調査してまいります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ちょっとかけ離れた質問で、さっきの浸水対策計画、あるいは対応、大きな貯水タンクが必要になるかもしれない、それをまたどういうふうにご利用するか、これも環境創造の視点で、あるいはSDGsみたいな、考えなければいけない。

電気の関係をやります。

亀山市業務継続計画についてということで、電気なんです。

昨年9月、そして今回の代表質疑でも議題になっておりました指定避難所に対する空調設備の問題です。

服部議員、このような質問があったかと思えます。西野公園に設置してあるように指定避難所には極めて有利な防災・減災事業債があるんだから早急に設置すべきだと、そういう意見。そのとき市長、こう答えたんです。今も関東で台風被害により数十万軒が停電していると。体育館避難所の空調機より電気、発電をどうするか、水道とか電気とかライフラインの体制をどう整えるかを考えることが肝腎だという答弁ですね。

私も考えたんですけども、確かに電気がなければ空調機、動かないんです。だけれども、電気があっても空調機がなければ体育館は冷えないんです。空調機を作っているシャープであっても電気がなければ空調機できないということで、電気の勝ちかなあというふうに思ったんですけどね。

それはいいですけども、質問は、災害時に限らずこの1年、インフラ、特に電気に関し、発電、備蓄電気に関して庁内のどんな議論があって、どの程度進んだ、進展したか聞きたいんですよ。

空調より電気だ、電気重要論、よほどの裏づけ、自信があって、あるいは実践があつてのことだと私は思うんです。議会名うての論客、服部孝規までも一蹴したこの電気重要論に対して、どう進捗しているか聞きたい。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

非常時におけます電源確保の重要性は認識いたしております、停電時におけます電力の早期復旧や確保につきましては、民間事業者との連携強化に努めてまいっております。また、施設設備の充実による電力確保につきましても、費用対効果も踏まえ手法等を検討する必要があると考えております、本庁舎に限りましては新庁舎整備の検討段階におきまして、業務継続に必要な電力確保に必要な設備の設置等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

業務継続計画とは何かとか、あるいはこの想定はどういう想定かとかいう質問を用意しましたが、時間の関係上、過去最大クラスの震度6、あるいは理論上最大の震度6強の中で、どう対応するかということだと思います。

それでは、これ質問します。

不幸にも理論上最大クラスの地震が起きた場合、停電の予想期間あるいは時間、空調はどうなるか、上下水はどうなるか、情報システム、通信はどうなるか、被害想定を述べてもらいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の被害想定につきましては、本計画におきましては、平成25年度の三重県被害想定結果を引用しておりますが、停電率につきましては、発災直後89%、1日後80%、1週間後0%となり、以下、上水の断水率は99%、96%、66%、下水の機能支障率は6%、82%、2%、固定電話の不通回線率は89%、81%、0%となっております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

では、この庁舎の非常用発電設備について質問をします。

市の主な施設にはディーゼルの水冷式の非常用発電機があると思います。能力について確認をします。燃料として軽油60リッター程度、満タンでね。この燃料で、どこが使用可能なんですか。庁舎の中で、どこが電気が使えるんですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

本庁舎の非常用発電設備の稼働可能時間につきましては、まず2時間から3時間と想定しているところでございます。そうしたことから、長時間にわたる停電により非常用電力が継続的に必要な場合は……。失礼いたしました。非常用発電設備によります使用可能となりますのは、災害対策本部を設置いたします本庁舎3階大会議室の照明及び一部コンセントのほか、庁舎2階の市長室、副市長室、第2応接室の照明及び1階の電話交換機室のコンセントでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

市長と副市長、第2応接室、非常用の照明です、そこ。それから大会議室の非常用の照明とコンセント、それから言ってみれば、今、災害対策本部の大会議室の横の幹部会が開かれているあそこは何も電気がないんですよ。非常用コンセントもない。いいですか、ほかに電気の中にあるバッテリーがこのフロア1階に対して五、六個ぐらい、それも2時間か3時間です。

執務環境、いいですか、基本的には大規模発生時についても引き続き各部が平常時と同様、執務場所にて業務を行うこととすると。電気も使えない、パソコンも使えないところで、これ、どうやって執務するんですか。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

議員ご指摘のとおり、大規模災害時におきましても平時と変わらず同様の業務を執行できることが一番望ましいとは存じますが、現状におきましては、大規模災害時、平時に使用しているような同等の電力確保は非常に困難であることを認識しているところでございます。

しかしながら、本計画にもあるとおり、市自体が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下に、いかにして行政機能を維持するかという観点から、例えば、ポータブル発電機の使用、パソコン自体、数時間単位で充電機能を備えていますので、その充電設備の活用、懐中電灯や投光器といった照明設備の活用等、組織一体となり創意工夫を行いながら、非常時優先業務を執行することになるかと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

組織一体となって創意工夫してと。あのね、30年11月に消防庁の通達があるんです。地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について、これ、要約しますと、平成28年に内閣府において大規模な災害が発生した場合には、物資の調達、あるいは輸送がもうできないから、72時間は外部の供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくと。これ、28年に来ている。その後、長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が出ないよう業者等との協定を結びなさいと。この通達の主なのは、非常用の電源の整備は、緊急の防災・減災事業債の対象であるから、その活用により早急に整備を図るよう検討せよというの、これが30年11月の通達なんです。

それで、時間がありませんので紹介をしますが、この業務継続計画の中で、こういうのがあるんです。現状の本庁舎において災害対策本部の業務執行に係る電力は一定確保できているが、できていないですよ、いるが、それぞれの執務場所に非常用電源を確保するためのコンセント類等が設置されておる電力はほぼ賄えない状態になっていますと。対応策としてどうなるんだと、新しい新庁舎ができたならこれらを鑑みて整備する。新しい庁舎って何年、7年、8年先ですよ。このままやるんですか。電源、いわゆる非常用電源を確保しないまま、新庁舎ができるまで、さっき職員、組織一体となって、何、創意工夫をして、そのままにしておくんですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

非常用電源につきまして、長時間にわたります停電により非常用電力が継続的に必要な場合には、三重県石油業協同組合亀山支部等からの応援によりまして燃料を確保し、継続稼働をさせていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

72時間は地方自治体の責任なんです。その後は協定を結べと書いてある。

いろいろやりたいんですけども、項目に、最後にちょっと、子ども・子育ての事業計画の確認だけさせていただきます。

これも早期に方向性を示すべき重要な案件と思い用意しました。

3月議会でもただしたとおり、現行の主要事業計画では認定こども園整備事業について、南崎に建設予定園は1年見合わせて、来期より再検討にしたとするような状態になっちゃってるんです。当支援事業計画の説明の中では、構想段階とはいえ、南崎よりも先んじて川崎南の拡大、認定こども園化、その後、みずほ台幼稚園と井田川幼稚園の合体、という方向性を私は聞きました。ひょっとしたらそういう大きな計画が、9月の今議会に、教育民生委員会辺りに一定の方向性が示されるべきだと私は思っているんです。方向性がいまだ示されていない理由、要因、新たな方向性、あるいはもっとダイナミックな構想でも考えているのか、これだけ確認したいです。

○議長（小坂直親君）

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

まず、この子ども・子育て支援事業計画におきましては、教育、保育の利用ニーズや将来人口などの予測を基に今後の保育所、幼稚園、認定こども園などの提供する教育、保育の受皿についても量的に示しているところです。

お尋ねの施設整備、受皿となる就学前の施設整備を計画的に進めていくため、現在、中・長期的な視点に基づく全市的な施設再編の考え方を整理しておりまして、具体的な事業につきましても、これと並行して検討を進めておりますので、できるだけ早くお示しできるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私が今いろいろ名前を上げた幼稚園、保育園に限らず、施設の問題だけではなくて、アクセス道路とか解決しなければいけないことたくさんありますよ。だから、時間を重ねている分、充実した重層的な計画を捻出してください、早めに。終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時01分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

それでは、一般質問させていただきます。

3つの大きな視点から質問させていただきたいと思っています。

子ども・子育て支援事業計画について、それから新型コロナウイルス感染症拡大防止について、それから災害発生時の対応についてということであります。

まず1つ目、子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

先ほど鈴木達夫議員も、こちらについては時間のなかで質問させていただいておりました。少しさらに議論を深めさせていただきたいなというふうに思っています。

まず、幼稚園・保育園再編についてでございますが、実は私、この8月に第二愛護園の、これは本町四丁目にあります第二愛護園ですが、こちらの保育園のほうの駐車場増設ということを強く要望されておりまして、今年度に入って強く要望を受けて、それでいろいろ調べておりまして、その中で8月末には市長にも要望書を出させていただいたところでもありますけれども、その過程でいろいろ調べてみますと、この第二愛護園については、過去から議論されておる中で、市立の東幼稚園と第二愛護園との合築というものが検討されておったということが分かってまいりました。それがいまだ進んできていないというわけであります。

その経緯を含めまして、この幼稚園・保育園の再編について、現状どのような取組をされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

先ほど議員申されました第二愛護園、それから亀山東幼稚園、当時合築のお話があったということは承知しておりまして、ただなかなか地域、あるいは敷地の問題、場所の問題、そういったとこ

ろで計画がなし得なかったというところまで大まかに承知しておるところでございます。

現在、平成27年度からの子ども・子育ての新制度、これにおきまして、認定こども園化というところになってくるわけなんです。私どもといたしましては、現在、まず施設の状況として、市内の公立保育所・幼稚園については、建築から30年以上経過した施設が多く、いずれも計画的な改修の必要な時期が近づいておるといこと、それから社会環境的には、長期的な少子化の進展や生活スタイルの多様化、あるいは幼児教育・保育の無償化の開始などによりまして、就学前の子供における利用ニーズにも大きな変化が見られるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、これの受皿となる計画的な施設の改修を進める際には、幼稚園・保育園の統廃合を含めた再編が必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご答弁いただきましたけれども、この第二愛護園と東幼稚園の合築の検討というのは、平成17年等からこの議会でも議論されておったという経緯がございます。その中で、当時、東幼稚園の耐震を進める必要があるというところの判断、あるいは合築するにも一定の用地が確保できないというところから、個々にそれぞれ対応するというような判断をされたということは理解しております。

すなわち、もう15年を経過しているわけでありまして、非常に時間がかかっています。非常に難しいことだと認識しておりますが、こちらはやはり急いでいただく必要があるのではないかなあというふうに思っています。

この子ども・子育て支援事業計画には、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めますということ、それから長期的ニーズ予想を踏まえた再編の検討を行いますということが明記されております。ただいかにせん時間がかかり過ぎているという感は拭えません。

しっかりこれを進めていただく必要があると思うんですが、加えて、認定こども園の設置でございます。南崎の認定こども園の話がございました。こちらにつきましてはすぐには難しいということは、住民の意向もあって難しいと認識しております。ただ、子ども・子育て支援事業計画の中にも、令和5年度までには3つ、6年度までに4つという明記がしてございます。現状、それに向けてどのように進んでいるのかということを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

現在、本年度4月からスタートをさせました第2期子ども・子育て支援事業計画において、施設の必要な整備事業などをお示ししております。

その中で、先ほど森議員言われました認定こども園については、令和5年に1つ増、令和6年にもう一つ増という計画を示してございます。この計画におきましては、中期的な対策として、保育園、幼稚園の統廃合などによりまして認定こども園化を進めることとしておりまして、整備に当たりましては、今後もニーズ増の予想される低年齢児の受入れ規模の拡大への配慮を行うと、低年齢児の受入れ拡大を図っていくということにしております。

現在、この具体的な事業実施に向けて、どうしても全市的な再編になりますので、計画的な実施が必要ということで、まず考え方の整理、その整理と併せて事業化に向けて検討を行っている段階でございます、今後も計画実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先ほども言いました第二愛護園の駐車場の件も触れさせていただきましたが、過去の議論を見ておきますと、例えば川崎南保育園等も非常に駐車場が狭いというようなことで、後ろに控えておられます先輩議員、森 美和子議員も質問されておりました。そのような経緯がございますが、非常に時間がかかっています。駐車場の整備含めて解決するには、やはり一定規模の駐車場がある認定こども園の設置というのは必須だと思います。やはりこの市内に幾つか候補地を早い段階で決めていただいて、効果的に設置していただく、進めていただく必要があると思います。

今、駐車場の話をさせてもらいましたが、今は車社会でございまして、皆さんやはり車で移動される方が多いわけでありまして。その中ではやっぱり一定規模の駐車場を確保した用地が必要です。1つ、第二愛護園にも近い、隣接している和田保育園でいいますと、和田保育園につきましては駐車場が確保されたという経緯もございます。ただ、今回の議案でもありました、例えば和田住宅の跡地利用という話もございました。やはりそこも住み替えを進めていただいた上で、一定の用地をきちっと確保した上で、目に見える形で計画をつくっていただきたいということを切にお願いしたいというふうに思っております。

こちらの項目は以上とさせていただきます。

続いて、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてということでございます。

その中で1つ目が、小・中学校における新型コロナウイルス感染症発生時の対応についてということで、8月11日に教育委員会から公表されております。こちらの公表に至った目的、経緯、確認させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、新型コロナウイルス感染症発生時の対応につきましては、市の教育委員会といたしまして本年7月27日に亀山市における学校の臨時休業の判断についてを、さらに学校のほうへの発出でございすけれども、8月5日に学校等における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応についてというものを策定し、児童・生徒、または教職員が濃厚接触者やPCR検査を受けることとなった場合及び感染した場合の対応について、これらを市内小・中学校、幼稚園に通知をさせていただいたものでございます。

これらは、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づいて策定し、感染者が確認された場合にも直ちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、学校における活動の対応、そして接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を踏まえ、感染拡大の可能性について検討し、学級単位、学年単位、または学校全体など、臨時休業の範囲を判断するというものでございます。学校におきまし

ては、基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供たちの健やかな学びを保障していくという考え方に基づいて策定したものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご答弁いただきましたけれども、今社会は、この3月、4月あたりの一斉休業等の、完全に社会活動を一旦封鎖といいますか止めて感染防止に徹底するところから、今は社会活動を継続しながら拡大防止に努めていくという、そういったフェーズに変わっているということは認識しています。その中で、文科省からの管理マニュアルがあって、それを受けて亀山市教育委員会としてガイドラインを策定して公表したということかと思えます。

私、このホームページを見させていただいたんですけれども、このマニュアル、ガイドラインがあることによって、万が一あったときのそういった動きが取りやすくなる。これにつきましては、非常に学校関係者、生徒含めて安心ができるような材料がきちっとそろったといいますか、示されたのではないかなあというふうに思います。ないにこしたことはないといいますか、ないことを祈るばかりなんです、万が一あった場合ということの対応では、やはりマニュアルがないと慌てる形になるんですが、こういう形できちっと示されることによって臨機応変に対応できるということであるということで非常に私としても評価させていただいているところであります。

1つ、児童・生徒または教職員の感染が判明した場合の学校の対応についてという中の5つ目のところで、児童・生徒または教職員の感染が判明した場合の学校名の公表ということがございます。これは、自治体によっては学校名を公表しているところ、あるいは全くしていないところもございます。こちらについて、もしそのようなことがあった場合には公表するのか、あるいはしないのか、その辺り亀山市はどういう対応をされる予定なのか、確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

SNSなどで瞬時に情報が拡散する現在、感染者について誤った情報や臆測が拡散し、いわれない誹謗中傷につながることを防ぐため、原則として感染者が確認された場合は学校名を公表することとしております。ただし、学校名の公表に当たっては、事前に当該児童・生徒と保護者、PTA役員、学校運営協議会役員に学校名を公表することについて説明し了解を得るなど、丁寧な対応を行うものとしておるところでございます。

学校運営におきましては、感染や差別がいじめにつながらないように日頃から感染症に関する正しい知識や人権への配慮について、子供たちの発達段階に応じた指導を行っているところではございますが、今後、学校、園において万が一感染者が確認された折には、感染者の人権の尊重及び個人情報保護の保護、学校の風評被害防止についてご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

基本は、感染者が判明した場合には学校名を公表するということの中で、ただし地域であったり保護者であったり、そこに確認をした後に公表する。これは非常にやっぱり慎重な判断が必要かと思えますね。少し公表までには時間がかかる、これは致し方ないと思えます。慎重に判断をしていただきたいというふうに思えます。

公表すると、やはり今部長の答弁がありました誹謗中傷が非常に心配されるところであります。誹謗中傷がないようにしていくために、日々教育されていると思うんですけども、その取組についてどのような取組をされているのか、確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

各学校におきましては、全国各地で起こっている新型コロナウイルスに関する差別事象を自分たちの身の回りで起こっている人権侵害と捉え、道徳の時間を中心に児童・生徒の発達段階に応じて指導を行っているところでございます。

さらに、各学校での実践を後押しする目的で、今年度より任用しております社会教育推進員を各学校における人権教育の講師として派遣することを各学校に通知をいたしましたところ、早速複数の小・中学校から新型コロナウイルスに関する人権侵害防止をテーマに講演の派遣依頼がございました。これらは、各学校における実践の一例ではございますが、今後も地道な活動を継続し、差別等の防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その社会教育推進員の方も派遣いただいてそういう講演をしていただいているということでありました。

授業の教育課程の中で道徳という科目があると思えます。人権教育等も当然道徳科目の中でされていると思えますが、道徳教科の中でこういうことも取り組まれているのか、全くコロナに関しては別で取り組まれているのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、コロナの感染症に対する人権問題というものにつきましては、当然日常的な子供たちの観察の中での指導、それと併せて道徳の時間、これだけに特化することなくその関連する教科も含めて学習の一つの大きなテーマとして取り上げているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

それでは、2つ目の幼稚園、保育園、認定こども園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応についてというところに移りたいんですが、先ほどは小学校、中学校、あるいは幼稚園ということかと思えます。教育委員会所轄の対応かというふうに認識しております。そのほかの保育園、

認定こども園における新型コロナウイルス感染症発生時の対応については、マニュアルあるいはガイドライン等があるのか、それを運用されているのかどうか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

国等の示す指針はあるのかということで、保育所における新型コロナウイルス感染症の発生時などにおける対策につきましては、厚生労働省の示す「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」として示されております。このQ&Aにおきましては、園児が感染者となった場合、濃厚接触者に特定された場合などの対応に関することが示されております。

また、認定こども園につきましては、幼稚園型の利用をする1号認定児と、保育所型の利用をする2号・3号認定児が利用する施設でありますので、厚生労働省の示す考え方に加え、幼稚園に対する文部科学省の示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」も含めた対応が必要となってくるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

私が気にしているところは、教育委員会所轄のところと、福祉所轄の厚生労働省、言うならば。その所轄のところできちっと連携取れて運用ができていけるのかなというふうに気になってございました。今、認定こども園というところも含めて、そのQ&A含めてきちっと策定をしているということでありました。少し安心したところなんです、それを踏まえて、万が一があった場合にはこういう形で対応しますということを保護者の方にもきっちり説明をいただくというような対応はしっかりお願いしたいというふうに思います。

それから、3つ目のほうに移ります。

特別教室への空調設備設置についてであります。

こちらは、昨日の質問の中でも特別教室の空調設備設置等については非常に必要ではないかという話があったと思います。現在、設置が全て終わっているわけじゃないと、一部にとどまっているという認識であります。

この学校運営に当たっては、やはり特別教室への空調設備も必須ではないかというふうに思いますが、その辺りどのような考えなのか、確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在のところ市内小・中学校の特別教室のうち、音楽室、パソコン室、図書室については空調機の設置が完了しておりますが、それ以外は多くの学校において未設置となっております。特に空調機のない理科室や図工室、家庭科室などを使用するに当たっては、各学校において、実験や実習など特別教室の使用が必要となる授業の実施時期を入れ替えるなどの工夫をいただいているところでございます。

特別教室への空調機設置につきましては、コロナ禍の下、その必要性は痛感しているところでご

ざいます。できるだけ早期の実現を目指したいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

早期実現という話がありました。これは私必要かと思っています。本当に気温が年々上がっているところでもあります。授業の年間での工夫というところも、特に学校の先生の対応含めてなかなか難しいところもあると思いますので、特別教室への空調設備設置は進めていただきたいというふうに思います。

こちらが進みますと、今日も防災の議論がありました。学校での、今日も指定避難所という話がありましたが、分散避難というところが今キーワードで言われておりますけれども、この特別教室を避難所にするということも今後考えられていく話じゃないかなというふうに思うわけですね。ただ、一次避難所の体育館等の空調設備設置を含めて、これは所管が違うので連携が必要ですよという答弁もあったと認識しておりますけれども、そういうことを踏まえてでも進めていくべきものではないかなあというふうに思っていますので、子供たちの学びの保障、加えてそういった対応も考えていただいて、特別教室の空調設備設置ということは進めていただきたいというふうに思います。

4つ目のほうに進めさせていただきます。

行政手続のオンライン化でございます。

今日の午前中、中島議員のほうもこのオンライン化についての質問がございました。私は、行政手続のオンライン化についてということで、そこに特化して質問させていただきたいと思います。

年度の施政方針でも、市長の方針でも新サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換ということスタートさせると、その中で社会情勢の変化や国・県等の動きを踏まえ、AI、RPA等の新たなICT技術の導入を図るということを明言されております。やはり今の世の中、ICT技術ということ、この技術が確立されてきておりますので、これをいかに行政に取り入れているかという観点は非常に必要になってきていると思います。さらに、このコロナ禍においては、行政手続をオンライン化することによってかなりメリットが増えてくるのではないかなあというふうに思います。

現在、コロナ禍において、亀山市の職員の方も働き方が変わっているというふうに認識しています。例えば出勤率を70%目標にしているということでもあります。ただ市民の方は、何ら平時と変わらず来庁して手続をされているものというふうに思います。やはりその中で、直接の面会等の機会を減らした対応というのは、市民の利便性の向上に必ずつながるものというふうに思います。

その中で、質問させていただきたいんですが、石川県加賀市なんですが、資料をお示しいただけますでしょうか。

ちょっと字が薄くて見づらくて申し訳ないんですが、石川県加賀市においては、LOGOフォーム電子申請の利用というものが導入されましてオンライン化を図ったということでもあります。これは、ホームページから申請ページにアクセスしていただいて電子申請ボタンを押していただく。そうすると、このxIDというのはアプリのことですけれども、このダウンロードしたアプリでPINコードを入力して認証、本人確認をする。その後、電子申請でつくられた各種申請フォームに入力して電子署名ボタンを押すと。そうすると、マイナンバーとリンクされておりまして、名前、住

所、それから性別、生年月日が自動入力されるということになります。その後、さらにP I Nコードを入力することによって電子署名が実施されると。それが確認処理後、申請内容確認画面で送信されるということです。それが市のほうに送られて、市のほうでは管理画面において承認ができると。そのような仕組みになっているものであります。

このように、スマートフォンなどを活用して市民の方がオンラインで電子申請を行うということによって、利便性は格段に向上するものと、これは確信するものであります。

こういった現状を捉まえて、亀山市においてもこういう取組はしていくべきかと思っておりますが、亀山市の現状においてはどうか、確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現下のコロナ禍におきまして、対面をしなくてもコミュニケーションや手続が可能となります。ICTの役割は一段と重要性を増していると認識をしております。本市におきましても特別定額給付金の申請でありますとか、児童手当の現況届など、マイナンバーカードを活用したオンライン手続を可能としたところがございます。またほかにも、図書館の図書貸出し予約や運動施設の予約、地方税申告手続などオンライン手続が可能となっております。

今、石川県加賀市の例をお示しいただきましたが、今後におきましては市民の皆様がスマートフォンやパソコンから24時間いつでもどこでも申請をできる環境をより多く提供できるよう、マイナンバーカードを活用した電子申請については、さらなる拡充をしていく必要があると思えますので、今お示しをいただきました事例も含めまして検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

加賀市さんでは、人間ドックの補助金申請、これから始められるということでもあります。

まずこの電子申請が実現すると、住民のメリットとしましては、待ち時間がゼロになります。それから、面倒な入力が不要、それから判こも不要であります。また、自治体のメリットとしましては、マイナンバーカードの普及率の向上ということ、それから職員が行政申請のデジタル化が図られることによって業務の効率化が図れるといったことでございます。

このようなメリットがある。マイナンバーカードにつきましては、たしか普及向上も含めて新たな窓口を設置するというふうに聞いておりますけれども、それも含めてこういった未来像といたしますか、そういうのも示しながらマイナンバーカードの取得によってはこういうメリットも将来ありますよというようなこともPRに役立てることができるのではないかなというふうに思います。

そのような形でこの提供事業者、トラストバンクさんが取り組まれて、導入は石川県加賀市さんがされておりますけれども、こういったものも活用をにらみながら取り組んでいただきたいというふうに思っています。

この導入によって、さらには市の職員の方の働き方改革にも必ずやつながるものと思えます。今は出勤率、昨年から休んでいられる方もいらっしゃるかと思えますが、その方も自宅でそういう業務が当然可能になってきます。在宅勤務ということも可能になってくるでしょうし、そういうこと

ができます。

住民のメリットも先ほど申し上げましたけれども、やはり1つ難点といいますと面会が直接できない、丁寧な説明の対応ができないということかもしれませんけれども、それは住民の方が選択をされると思います。当然窓口へ来て対応してもらいたいということを思われる市民の方もおられますし、わざわざ行かなくても申請できるのであれば当然自宅でやりたいという方もおられるかと思っておりますので、そういう大きなメリットがあると思っております。

また加えて、ホームページにそういうことをアップすることによって、やはりホームページへのアクセスが圧倒的に増えてくるんじゃないかと思っております。ホームページの情報の収集を含めて、やはり市民の方が役所庁舎に行く前にまずホームページを見ようというふうな動きに変わってくるのではないかなあというふうに思っております。

そのような状況をつくり出す点からも、こちらにつきましては、行政手続のオンライン化ということにつきましては推し進めていただきたいというふうに思っております。

こちらの項目としては以上とさせていただきます。

続いて、災害発生時の対応についてでございます。

指定避難所の環境整備についてということです。こちら午前中、指定避難所の話がございました。私のほうとしましては、指定避難所の環境整備においても特に空調設備の設置というものが、これは今の世の中必須じゃないかなというふうに感じているところであります。

この環境整備の一つとして、指定避難所に空調設備の設置についてはどのような考えであるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市におきましては、指定避難所15か所のうち西野公園を除くいずれの体育館におきましても、空調設備が設置されていない状況でございます。一方、各避難所における避難者の生活につきましては、良好な環境を保つ必要があることは十分認識しているところでございますが、現段階におきましては、防災協定によるスポットクーラーや冷温水対応のウォーターサーバーの確保等、避難所環境の向上に努めてまいりたいと存じます。

しかしながら、近年の災害におきまして、大規模な停電により長期に及ぶ電源確保が困難な状況となり、機能しない事態が各地で起こっております。今後は、それぞれの避難所施設への空調機の設置を検討していくべきではあります。電気設備、ライフラインも含め何が優先すべきかを各関係部署と連携を図り、環境整備を中長期的に検討してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

中長期ということでございました。当然時間がかかる話かと思っております。

ただ、一気にやるというのは当然財政的なことを考えても無理でございます。例えば、指定避難所の中でも収容人数が多いであろう箇所から先に進めるであるとか、あるいは空調設備自体の導入は難しい場合に、その前段階として、例えば局所的に冷やすような、そういったものの導入である

とか、そういうことは可能かと思いますが、その考えにおいてどのような考えをお持ちなのか、改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

議員ご提言の収容人数が多い箇所の避難所とか、そういったところを先に優先すべきだとは承知しているところですが、先ほどもご答弁させていただきましたんですけど、防災協定による協定も結んでおる中で、リースで借りるとか、そういった方面からも検討もしてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

例えばスポットクーラー等のそういうリース等の対応ということになるわけですかね。それは既にされているのかどうか、これから協定結んでということも検討の余地があるのかどうか、それはどちらか確認させていただけますか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

協定のほうはもう結んでおります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

既にスポットクーラー等は市内の業者の方等で協定を結んでいるということであると思います。一定程度安心できる材料がありますけれども、費用対効果といいますか財政面も当然あると思いますので、長期的な視野を含めて検討いただきたいと思います。

この議案でも、代表質疑等でも議論されておりました。市債が減額をずうっと連続でされてきているという中で、必要なものは使っていないんじゃないかということで減災対策債等は使えるという提案がございました。このようなものが使えるものになってくるといふふうに思いますので、必要であれば有利な対策債を使いながらということも含めて検討いただきたいと思います。

続いて、防災無線に代わる情報伝達についてというところであります。

先日も台風10号等のところで、エリアメール等があって、直接亀山市は関係ないところではありますが、そういう緊急的な連絡があったというようなこともございました。そういう避難を伝えるという意味では非常に大事なツールの一つではないかなというふうに思っているところなんです。亀山市として、例えば防災無線に代わるものが今後情報伝達として必要じゃないかなというふうに思っています。

その一つ、GIGAスクール構想の中で、ちょうどこれは子供の子育て世代でありましたけれども、スマホ等のタブレットを含めて導入されている方がもう90%を大きく超えておったというような数字が出ていたと思います。これは全世帯がそういうことということは申し上げられませんけ

れども、かなりスマートフォンの普及率が上がってきていると思います。これを活用するのが非常に効果的であるのかなというふうに思っています。

防災無線等に代わる情報伝達の一つとして、スマートフォンを活用できる亀山独自のそういう情報伝達システムをつくれぬのかどうかということをご提案させていただきたいんですが、その考えは亀山市はどういうふうに思っているのか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

現在、本市は災害発生時等の緊急時における市民への情報伝達方法として、緊急速報メール、かめやま・安心めーる、市ホームページ、ケーブルテレビのL字による文字放送、広報車による広報のほか、関地区においては防災行政無線や山間部の世帯に配付しております戸別受信機等により行っております。

しかし、現状の防災行政無線機に関しては、平成7年に導入されたもので、既に24年以上が経過し老朽化が進んでおります。また、防災行政無線については、天候や地域環境によって感度が左右されることもあるため、情報伝達への支障を来すおそれがあります。そこで、これらの情報伝達方法について見直し、重層化を行うとともに、災害対策本部に関する情報の一元化を目指し、亀山市総合計画の防災環境の充実に係る施策として総合的な防災情報システムの構築を掲げて検討を進めているところでございます。

現在、多種多様なシステムのICT技術につきましては日進月歩であり、具体的な手法につきましては、初期投資、維持管理コストの費用対効果も含め、亀山市に一番適した情報伝達システムについて検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

防災無線等は、長期にわたっているということで、そういったことから含めてもう一刻の猶予もないということかと思えます。したがって、亀山に適したそういう情報伝達については、重層化含めてきっちり検討いただいて効果的に進めていただきたいなというふうに思っています。

本当に災害が頻発しておりますし、高齢者の方を含めて対応できる、そういう亀山全体のシステム構築を急ぎ取り組んでいただきたいというふうに思っています。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時44分 休憩）

（午後 2時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井です。

一般質問をさせていただきます。

1つ目の項目として、二元代表についてどのように市長が考えてみえるかお伺いしたいと思います。

行政と議会の在り方についてという形で、議会に対する審議資料の不備や開示拒否、または事前発注や市長定例記者会見の新聞報道等について、議会の議決権が必要な事項を事前に公表されたりそういうようなことをしますけれども、櫻井市長も市議会議員4年、県議会議員3期半務められて、審議する立場で県執行部ともいろいろやり取りもされたんですけども、当然資料等の提出等も求めているんな審議されて、議会議員として採決に賛否をされたと思うんですけども、この議会の議決権をどのように市長としてお考えになっておるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

二元代表制に基づきまして、議会と執行部の関係については、これまでも本会議で申し上げてまいりましたように、地方自治体における公を担う議会と、いわゆる執行部は、それぞれが直接選挙で選ばれて、共に住民の代表であるという視点から、公の議論を通じて意思決定を行って市民の負託に答えていくということであろうかと思えます。

また、いわゆる執行部と議会、議決権を持つ議会と、予算編成権、あるいは執行権を持つ首長、執行部とは、これまたそれぞれの権能がお互いに違いますので、しかしお互いがそれぞれの権能を尊重し合って、公の議論を通じてその地方自治体の意思決定を行っていくということ、そして議会と首長の相互の均衡、いわゆるチェック・アンド・バランスによりまして、その自治体としての機能を担保していくということであろうというふうに思っております、従来からそういう考え方で今日まで対応させていただいてまいったところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に市長さんは予算の提案権、議会はその議案に対する議決権という2つで二元代表制になっているんですけども、当然予算関連で各種団体に予算の積込みをやりまして、予算提案されると。その予算を受ける団体、組織、そこら辺の議論をするのに議会はどのような立ち位置におるものやとお考えですか。公の立場なのか、個人の立場なのか。市長として、予算をあてがう団体の組織は、どのような立場であるというふうに考えてみえますか、議会での立場は。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょっとご質問のご趣旨が正確に把握できておりませんので、反問権を活用したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

また反問権を使われるんですけれども、要するに議会で審議した予算が一つの団体に交付されるわけですね。その団体の使途目的、使途内容、そのことについて、資料の不備があった場合には当然それは議会が請求させてもらおうと、資料を。それに対して、その付与されておる団体が拒否をされていると、今回の件でも、駅前再開発の件ですよ。そういうようなときに、市長はその必要性を認めないのかということです、議会に対して。その団体にそういうようなことを言えないのかということを知りたいんです。分かっていますか。

というのは、その団体に運営の運営費も、十何年か知らんけど1億以上の運営費用が亀山市から付与されておるんですよ。それでその事業は動いておるんですけれども、それに対してどうなんですかというようなことです。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この議会におきまして、政策等に関して様々な角度から、当然公の場での議論を通じまして審議いただいて議決をいただくと。それに基づいて予算が執行されるわけでありますが、執行された予算が補助金なり交付金なりで提供された、いわゆる補助金をもらう側の立場の情報について、それは議会の予算の審議を通じてオープンな場で議論をして、それに関連する資料、あるいはそれにつきましては可能な限りその審議の過程でご提出をさせていただいてまいったと思っております。

しかしながら、議会からの一般的な資料請求に対しましても、当然法令等の規定によって公にすることができない法令秘の情報でありますとか個人情報が含まれるものなど、情報公開することが適切でないものにつきましては、資料の提供ができない場合もございますので、その点をご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

なお、多分議員のご指摘、駅前の再開発と絡んだ先般からご指摘をいただいている件と今理解をさせていただきましたが、その件につきましても、従来申し上げてまいりましたそのような立場からお答えをさせていただいてきたところがございますので、そこは少しご理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

駅前に特化するわけじゃないですけど、もう駅前一本でいきますけれども、先般も私も特別委員会に参入させていただいておりますので、そのことについてちょっと。

そうすると、この令和2年7月17日に亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合理事長、小林昭一さんですか、そこで都市再開発法第134条において、利害関係者限りがその簿書を閲覧することができますよというようなことが書いてあるんですけれども、国の都市再開発法のそこに抜粋もあるんですけれども、そこに関係簿書の備付けと書いてあるんですけれども、第134条、施

行者は、国土交通省令で定めるところにより、市街地再開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならないと。2、利害関係者から前項の簿書の閲覧または謄写の請求があったときは、施行者は、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと。

そして、前記に書いてあるのは、提供開示の場合は、21条ですけれども、(1)で本所の事業の施行を目的として、国、三重県、亀山市に提供する場合と。そうすると亀山市というのは、執行部だけなんですか。亀山市議会は亀山市に当てはまらないのですか。そういうような解釈を組合はされておるんですか。そういうような認識を持っているのか、市長は。それを確認したいんですけど。この亀山市とは何ぞやということ。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前にもそこは答弁をさせていただいてまいっておるところと思います。また、その背景につきましても、これも今少し触れていただきましたような市街地再開発組合における文書等の提供及び開示については組合の処務規程によって文書を本事業の遂行を目的として、国、県、市に提供する場合等を除き文書等を提供、開示してはならないとされております。また、市に提供された文書等を第三者に提供、開示する場合は、組合理事会の意見を聞いた上で理事長の承認が必要とされておるところであります。

一方で、市の情報公開条例第7条の規定におきましては、法人その他の団体に関する情報につきましても、法人における通例として公にしないこととされているもの等については、非公開とする旨の記載をいたしておりますことから、組合施行の市街地再開発事業に関する情報を非開示として取り扱うことは問題ないものと考えておるところであります。

なお、組合の補助金や公共施設管理者負担金の執行に関する内容につきましては、予算の執行に関することとございますことから、市において議会へ随時資料を提出してまいっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、さきの特別委員会で解体工事費、当初1億6,000万、私委員会で質問させていただきました。解体費用が2億2,000万になったと。そのときに市長は、今後その6,000万の差額については補助金等のことはやらないでしょうと言ったら、それは駅前開発の部分でやりますというようなこととお答えになったと、委員会でね。そうしたら、やにわに担当の亀淵次長が出てきて、14メートル道路の解体部分に関わる部分については、解体費用の一部に入るもので、補助の対象物件になりますのでうんちくというというような回答がございました。

そうすると、市長と担当部局とずれがあるのはどういうことですか。当然、6,000万上乗せになったのは、確かにそこにもアスベストがあるというような話で出たんですけども、そうすると道路拡幅の部分、それは議会に開示する義務があるんじゃないですか。そうでしょう、違いますか、今の方法では。あなたが言うには、組合は組合でやっておるんだから、組合の部分については

開示ができないと規定してあるものであれですけれども、あのときに14メートル道路にするときに5メートル分2ブロックのその建設エリアの中に入っていくと。亀渕次長は、その部分については解体工事費の範囲に、補助金に入ってきますよと答弁は市長の答弁と全然違う答弁を返しました。

それなら道路分の解体の費用の開示は、市としてはできるん違いますかな、今の論法からいくと。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前回の特別委員会におきまして、議員より解体除却工事の参考概算額よりこの請負額が増加したことについて、一部の原因でありますアスベスト除去に関する増額について、その費用の負担先のお問い合わせをあの場でいただいたところでもあります。その際、私のほうから組合が負担するものであるとの回答をさせていただいたところでもあります。解体除却工事につきましては、発注者が組合であり、発注者であります組合がまず工事請負契約の中で負担する必要があると、その旨の回答をさせていただいたところでもあります。

一方で、それも今触れていただきましたが、都市計画道路整備に係る既存建物の解体除却に当たって必要となる費用は、アスベスト除去も含めまして公共施設管理者負担金の対象となりますので、組合からの実績報告に基づき負担金支出をすることとなりますことから、担当者亀渕のほうから補足をさせていただいたものでございまして、負担金の対象となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから負担金の額について開示するんやったら、資料が議会に示されて当然やないですか。違いますかな。それをただ最初は1億6,000万でしたと、アスベストがちょっと出てきたのであと6,000万要りますよと。そうしたらその6,000万が交付対象になるんでしたら、その交付対象に対する金額が幾らであるかということは議会に当然示さなあきませんやんか、補正組むんやったら。違いますか。私間違っていますかいな。

それは組合がする仕事やで、組合が契約者やでお金だけ渡すんやと。その6,000万の出場はどこですかと。全体で、1.2ヘクタールの中で解体工事をやって、十何棟の今解体工事をやっていますよ。11月21日までね。その中で道路分の解体の部分についての当然補助金を出すんやったら、その明細を議会に出しても当然やないですか。何で出せないんですか。そうでしょう。私間違っていますかな、見方が。どうですかな。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この問題というか、その取扱いにつきましても、その後特別委員会、正・副委員長をはじめどのように取り扱うか協議をさせていただいて、今その状況の中にあるということでございます。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

前々回の特別委員会の中で、私のほうから解体除却工事につきまして契約額等のご報告をさせていただきました。その時点の中で、当初のプロポーザル時点の参考価格と今回の発注金額といえますか確定金額との差額についてお示しをさせていただきました。そのときに私のほうから口頭で、概略のアスベスト等が増えたとかそういう内容についてはご説明させていただいたところでございます。

前回、そういうところの委員会の中で内容が明示できないかというお話が出ておりましたところ、まだ組合のほうと最終的な資料の確認ができていなかったというところもございまして、その部分で非開示という回答が来たところでございますけれども、その部分を前回の委員会後に前田委員長をはじめ理事会と協議をしていただいておりますという状況でございまして、私自身、できれば大内訳等の提示を求めて今いるところでございまして、その分につきましては、極力開示といえますか提示できるように進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それならもっと大きく言いましょうか、大きいというか、そうすると最初に開示請求をやったときには、市長名でやってもろうたんですけども、国・県・亀山市には開示できるけれども、第三者には開示できないと。そうすると第三者というのは議会も第三者になるんですかな、市長。その扱いですか、議会は。

今も言われたように、二元代表制の中で議会と執行部は、提出者、それから審議者、採決できる中で、そうすると、亀山市駅前整備組合からいくと議会というのは第三者という立場におられるわけですか。そういうふうに理解させてもろうてよろしいかな、議会は。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

組合が第三者という表現でお返事をいただきましたけれども、その意味合いというのは、当然先ほどの前段おっしゃられました自治体としての機構として、執行部、議会、その機能は当然市としての行政体の組織としての形でありますけれども、実際予算の執行を踏まえて、予算を執行する立場、あるいはその事業を進めていく立場において、協議をしたり執行していく、いわゆる執行部、国・県・市という執行部という意味合いで組合としては理解をされておられたと思います。

当然、議会の議決権やそういうことも十分組合としても理解をされておられるわけでありまして、当然この国・市の公費がかなり入っておりますので、当然その公費によってこの事業が動いておるといっても十分組合の皆さんは理解をされておられると思いますので、そこは直接また確認をいただけたらというふうに思っておりますけれども、以前申し上げたような、そのように感じておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

わしは頭悪いもんで、そうすると保留床で、この議会、この駅前再開発、54億を皮切りに66

億8,000万と来て72億2,000万と、年々上がってきておるんですよ、これね。確かにそのときの当初計画から道路とかそういうのもみんな入っていますけれども、7号線とかそういうのも入っています。駐輪場も入っています。だけど、議会の審議を経た後に、組合の皆さん方に市長として議会の資料請求については何とか出してくれということができないか。それで副市長が理事で入っておるんですから、副市長は理事会に出ていってその書類を当然持ってきておるんですよ、1億6,000万、2億2,000万と内訳を。それを議会に出せばええですよんか。そうでしょう。何か不都合があるんですかな、これ、市長。あなたの代わりに副市長が出ていっておるんで。

だから、その中でアスベストの問題でもざっと考えたら、これ5棟ですよ、5メートル間隔で。それは明細を出さんならんですよ、これは当然。出してしかるべきやんか、議会に。

というのは、前も言いましたように、卓上シールドもそうですよんか。いつの間にか発注しておって、それで議会に出てきたときにはもう既に発注しておったと。この頃そういうようなことが多いんですよ、あなたには。だけど、これは子供たちのためやと。今回またインフルエンザのことをやりますけれども、インフルエンザのこともそうですよ。何かて議会の審議を経る前にいかにも決まったようなことを言うているから審議が妨げられるわけや。だからもう少し議会の審議というのをさせてもらうのに、私らに情報提供をもっとしていただくわけにいかんかなと思うわ、あと残り僅かやけど。いかがですか。

この議会は第三者なんですか。まずそこから聞きたい。組合が第三者と位置づけたもので、そうですかと、そうすると組合の意向に沿うのですか。議会のほうの意向は無視するんですか、市長として。当然議会の意向を尊重していただければ、何としても組合を、やっぱりこの6,000万の増額については、当然今も言うた14メートル道路にアスベスト除去のお金も要るんやから、どうしても増額補正をせんならんと。だから出してくださいと、そういうようなことをあなたが言えないのかな、市長から。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議会のご意向も含めまして、市長名で組合に対しましてその資料の提出のお願いをいたしております。その結果、組合としての理事会等々で、多分処務規程等々の規定に基づき様々な協議を経た結果、議会の皆さんにご提出させていただいておりますが、組合としての見解が示されたものでございます。

またその後も、これも委員会等々で申し上げてきておりますが、当然可能なものについては出していただき、というのは当然組合という民間の別法人でありますので、その意思決定は当然行政であっても尊重する立場でありますけれども、副市長が理事として入っておりますので、そういうことも含めまして市の考え方もお伝えもさせていただいてまいりました。

そういうことも含めて今日まで委員会の過程を通じましても、その考え方や経過をお伝えしてきておるところでございますので、そこは改めてご理解をいただく必要があろうかというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

組合の意向は尊重するけれども、議会の意向は尊重しないというふうに理解させてもろうてもよろしいかな。駅前再開発をやらなあかんといって桑名さんが立ち上げられて、今は亡くなられてお見えになりませんが、その後小林さんがやられておるんですけれども、あそこには準備組合、設立の以前からもう1億以上のお金はその準備会に入っておるんですよ、市のお金が。市民の税金が。そのあなたが言うマニフェストの中で駅前再開発事業ということをやりたい文句の中で事業をするのに、その準備組合の事務費として県外視察とかあちこち行くのに1億の上の事務費相当が入っておるんですよ。

それで今、基本設計を経て解体工事に入っておるんですけれども、決して駅前再開発をするなど私は言うていませんわ。だけど、するんやったら議会に対して明朗な資料、組合を尊重するよりも、議会の意向も尊重した中でやっぱり審議をしていかんことには、これから駅前のあの全体に、今2ブロックですけれども、1ブロック、3ブロック、4ブロック、4Aブロックを除いた4.数ヘクタールの開発をしていかんならんのですよ。それにはようけ予算が伴うんですよ。もう2ブロックが終わったらそれで終わりかなというもんじゃないと思うんです。やっぱり駅前は1ブロックから4ブロックの全部のブロックがやっぱり整然とした形になってこそ駅前の再開発なんですよ。

図書館ができた、裏に15階建てのマンションができた、そういうような問題ではないんですよ。それで道路が広がった、橋の架け替えもした、駐輪場も造った、けどあの4.何ヘクタールの全体があつてこそ亀山駅周辺整備事業という大きなプロジェクトが動いておるんですよ。それを今から、次に私はおるかどうかわかりませんが、その事業を審議していかんならんのですよ、これから議会は。

それでやっぱり組合を尊重して、ある資料は出すけど、この資料は組合があかんと言うもんで出せんということでは議会の審議ができませんやんか。そうでしょう。あなたも県会もしたし市議会議員もしたと思う。立場を代えて私の立場になってくださいよ。ほかの方はどうか知りませんが。私は一議員として、市民の負託を受けた議員として、こうやってこの演壇に立たせてもろっておる立場として、やっぱり納得した予算で納得した理由で予算の審議をして採決に臨みたいと思っておりますけれども、あなたもそういう立場をおやりになったやんかな。市長の立場も執行者の立場も11年やられた。けど議員の生活も15年やられた。そういうような経験を踏まえた中で、やっぱり議会が求める資料は全て出して、慎重審議をしていただくという姿勢を、あなたが組合のほうに説得するのがあなたの仕事と違うかな、市長の。あなたがせんとな誰がするのや。そういうような気持ちありませんか、もう。なかつたらこれは駅前再開発に対する審議はできんようになるぞと私は思う、今後。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この駅前再開発、平成26年から、あるいはその準備段階からはその前段階から当然私どもとしても中心市街地再生の大事業としてサポートしたり、我々やるべきことを進めてまいりました。国・県のサポートもいただいて今日に至っております。当然この間で、国費もそうですし、公費が入ってまいりますので、この議会での審議をしっかりといただいて、可能なことも、資料や説明に

の方を入れると1万7,087人かな、それぐらいになるんですよ。残り3万2,000ぐらいですか、3万2,563人ですよ。その人らにせめて2,000円補助したら6,500万要るんですよ。1,500円やったら4,880万ですよ。そうすると、接種率52%となると2,700万の金が不用額で上がってくるんですよ、予測からいくと。そうするとかなりの、市民の半数以上がインフルエンザの補助金を活用させてもろうて、コロナ対策、インフルエンザ対策に適用できるんですよ。それがトータルでいくと5,800万ぐらいのお金でできるんですよ。そういうような手法を考えられなかったんですかな。

確かに人数分からいくと5,734万2,000円要るんですけども、接種率52%やったら全市民、その人らは無償でよろしいやろう。けどほかの中間層の7歳から64歳までの市民に1回につき2,000円の補助金、例えば1,500円の補助金、接種助成金を出せば全市民を対象として、全市民対象も1億の金があったらできるんですよ。そういうような議論はされなかったのか。

この間の鈴鹿でも残念ですけども、50歳のインフルエンザにかかられた方が亡くなりました。基礎疾患はゼロという話ですわ。これは鈴鹿厚生病院で入院されておった方が分かりませんが、やっぱり若い世代、働き盛りの方、高校生、中学生、小学生、それから大学の子は外へ出ると分かりませんが、それからその子供たちの親、中間層の一番働く年代の人にも、この52%の接種率やったら何とでも対応できると。なぜもう少し拡大するように1年限りやったらしなかったんですか。そういうようなことを考えませんでしたか、一つも。

無償化するのはいいですよ。私も1,000円の口ですから。孫の2歳の子は2,000円の口ですけど、なぜ全市民を対象にしたコロナ対策のことを考えなかったのか、考えていなかったらいないと言ってください、時間ちょっとないもんで。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

同様の質問も含めまして、この補正予算につきましては、代表質疑の中でもお答えをさせていただいてまいりました。改めてこれは緊急対策でありますので、この新型コロナウイルス感染症対策の緊急の対策として行うもので、この秋冬に予想されております季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療の混乱と重篤化を防ぐために、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者に対して従来からの施策をさらに後押しをして、その56%という接種率を高めようと、これを意図するところのものであります。

あわせまして、今年の冬に供給されますインフルエンザワクチンの国全体の見込み量につきましては、これは政府が……。

（「分かった、もうええ」の声あり）

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから考えなかったんだったら考えなかったと言うて終わりなんやわ。ただやっぱり働き盛りの人らにたとえ1,500円から2,000円の接種を、緊急パッケージという、これもう武漢で始まって、去年の春から始まって、これずうっと来てもう9月なんですよ。もう秋になってくるんです

よ。田刈りも済んだで。だから遅いんですよ、やり方が。

できたらもう一遍考え直してくださいよ、12月に。恐らくインフルエンザ、量が足らんといってもそれは政府が段取りしたらいいんですよ。政府のけつをたたけば。当然菅先生がまたやられると思いますけど、それは国がこれをやりますよ。

今、コロナワクチンのあれでも6,000万人分をイギリスで確保するのにやったと。イギリスの臨床実験でちょっと不具合が出てきたもんで今止まっていますけど。政府が6,000万人分を確保しておるんですよ。当然インフルエンザも、大体日本の人口が1億2,500万ぐらいですよ。そうするとそこの高齢化率が28.何%ですよ。残りの部分については当然確保しますよ、政府が、と思います。

プレミアム商品券はできやんもんで、市の施設及び車両についてちょっとお伺いします。

まず、関文化交流センターです。暖房器具は先般から止まっています。これは改修を早期にしてくれるんですか、市長、予算化して。今聞きますと、ホールは空調機が止まって冷房ができない。2階、3階は24時間運転で休館日もつけて回しておると。今も災害等の話も出ましたけれども、早急にその予算を組んで、恐らく五、六千万ちょっとかかるかも分かりませんが、早急に対応できるかどうか、一言でよろしいで。もう8分しかないので、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

空調機の修繕につきましては、来年の冷房期間に間に合わせるためにも早急に空調方式の調査検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

調査検討する必要はないのや、もうつけるかつけやんかだけの話なんです。やるかやらんかです。どっちなんです。やらんならんのです、あれは。関としての長いことのあるあの町民会館で、いろんなことをやってきたイベントの会場ですし、あそこは関宿まち協の施設なんですよ。だから早いところやってくださいよ。今の機能ではあきませんのやで。検討する必要なしです。

それから、アスレの車両ですけれども、今、車検は通ったけれども壊れたけれども、市長にちょっと聞きたい。何やら教育委員会の施設やもんで教育委員会のスクールバスの代行運転をうんちくとやっておるらしいですけれども、アスレのバスを買うのか買わんのか、どっちですか。もうそんなに時間ないので頼みますわ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前段を抜きますけれども、なぜすぐに新しいバスを購入せえへんのかというご質問でございますけれども、旧関町時代に運行開始してこれまで長きにわたって園児の送迎に活用いただいておりますが、このことについては保護者の方への負担軽減としての役割を果たしてきた部分が多かろうというふうに考えております。しかしながら一方で、現在の未就学児の施設利用におきましては、

車社会の中で、保護者の自家用車での送迎が一般的な状況となつてございますので、関認定こども園アスレのみが園児バスでの送迎を行っている状況ということでございます。

こうした状況につきまして、しっかり勘案をしつつ公立園での送迎サービスの是非についても検討した上で、しかるべき対応を行う必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

しかるべき対応というのはええ言葉なんですけど、しかるべき対応は是か非かどちらですよ。しかるべき対応といたら、要は認定こども園アスレだけの送迎ですから、ほかはしておらんと。ほかの幼稚園と格差があるのでやめるという結論が出るわけですか。そうかな、是か非は。ちょっと教えて。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新車を購入するかということは考えておりませんが、今やっぱり園児の皆さん、保護者の皆さん等々のご意見も伺ってまいりました中で、代替運行の調整を現在行っておるところでありますので、近くこれは開始できる見込みとなっておりますけれども、先ほど申し上げたような全市的な状況の中で、今後の公立園での送迎サービスの在り方につきましても検討した上でその結論を出していく必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それならちょっと言葉を返すと、ほかの園もやっていないから廃止の可能性もあるという考え方やと、均衡性を図るためにとということだな。そんなんやったら、今日、昨日といろんな質問をされた学校給食の件、これは関がやっておるんやったら亀山中、中部中もやらな、均衡図れまへんやないかな。それ違いますか。そうですやろう、あなたが言う均衡を図るというんやったら。

だけど、アスレのバスというのは、関町が昭和40年ぐらいから始まっておるんですね。これの目的は、在所——遠隔地ですが——にも孫を連れて帰ってきてもちろんと園児バスがあるから、久我や越川や金場とか周辺部のところの子供たちが、おまえさんら帰ってきててもええよと、その代わり園児バスでちゃんと送迎を町がしてくれるからということ、それですうと来た制度なんですよ。

旧亀山はしていないと、だから今度壊れたで旧関もやめやという考え方やったら、中学校給食もそうですやんかな。関中学校がやっていたら亀中も中部中もせなあきまへんがな、均衡を図るんやったら。そうでしょう、違いますかな。私はそこら辺がはっきりしていないもので、これはなくしてもろうたら困ると思います。

もう残り3分ですからちょっと2つばかり残しますけれども、ぜひアスレのバスは、中古でもよろしいですわ。今のスクールバスでは3歳児の子供は乗れんのですわ、シートベルトができません。園児用のバスのシートにせんことには乗れんのですわ、普通のマイクロでは、スクールバス

のあれでは。そこら辺一遍見ておくんなはれ、もう。

最後になりますけれども、林業総合センターについてちょっとお伺いしたいんですけれども、これは市長避けておるんか知らんけど、7,000万の賠償金、一つも言わん。どないなっておるのこれ。あなたもう任期終わるのやけど、このぐらい片づけていってもええやないかな。たとえ3,500万でも4,000万でもええやないかな。回収してくださいよ、その7,000万。そうでしょう。

その中で、今加太林業センターでいろんな活動をしてみえるチームがあるんですけども、あそこで地区の要望で加太のまち協の事務所をつくった中で、いろんな娯楽をやってみえる方が締め出された。そのときに市長にお会いになった。そのときに市長はどのようにその方々にお答えになったのか、ちょっと教えてください。2つな、簡潔にな、あと2分やで。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さきの林業総合センターについては、現在裁判の途中でございます。

また、2点目の林業センターにつきましては、これも過去からの経過はもう説明省きますけれども、この8月3日に地域のサークル活動団体の皆さんとお会いをさせていただきました、平成24年度に林業センターにコミュニティの事務室として新たにあれを使わせてほしいということで、その事務室を機能いただいてまいりました。この事務室をサークル活動に使用してほしいとのお話がございました。現在までその事務室の中でサークル活動も併存しておる状況でございましたので、地域のサークル活動を行っていただく場合は、林業総合センター内の別の部屋をご使用いただきたいというお答えをさせていただいたものでございます。

そういう過程におきまして、いわゆるまち協の事務局はもっと小さいスペースでもいいので、事務局が別の部屋に移っていただいて、今の事務室を利用できないかというご提案がございました。しかし、もうそのときその段階で、これは林業センター自体は鈴鹿森林組合、あるいは加太出張所、研修室等を備えた複合施設でありますし、今後の施設の扱い方につきましては、当然まちづくり協議会のご意向もあらうと思えますし、市としての全体の扱いもありますので、そこは少し検討する必要があるので、即答はできないということを申し上げましたが、今回はその事務室でのサークル活動は分けていただきたい旨をお伝えさせていただいたところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

林業総合センターの立ち上げから私ずうっと関の議会におらせてもろうたんですけれども、加太地域の方が一つの憩いの場所として和やかに、目くじら立てやんと使えるようなシステム構築をしてください。

議長にお願いしたい。

市長の駅前関係の発言で、私が駅前再開発に反対しておるようなことを言われたもので、それだけは訂正してくださいよ、それお願いしますわ、市長、この場で。私は駅前再開発に反対したことはないですよ。予算の執行が悪いので、あなたはいつも反対されていますという言葉だったですけ

れども、それちょっと訂正してくださいよ、ここで、あなた。それできやんのそれ。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時50分 休憩）

（午後 4時04分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

市長から、先ほどの櫻井議員の一般質問に対する答弁において、その一部を取り消したいとの申出がありました。この取消し申出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

市長からの発言の取消し申出を許可することを決定しました。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の一般質問は大きく2項目上げましたが、まず最初に、企業誘致の考え方についてお聞きいたします。

この9月定例会で、代表質疑においても、多くの議員から実質単年度収支の赤字についての質疑がございました。その中でも市民税の減、特にそのうちの法人市民税の大幅な減収は深刻な問題です。令和元年度決算は新型コロナウイルス感染症による影響を受ける前のものでもあり、来年度の落ち込みは必須であるという中の状況で、この結果はかなり厳しいと言わざるを得ません。

そこで今後はこの減少している自主財源を立て直すためにも、一層の財政健全化の対策や新たな財源確保が必要となってまいります。自主財源を確保するための施策として、亀山市は企業誘致を第一に上げておりますけれども、今回、その企業誘致について市の考え方を聞いていきたいと思っております。

まず初めに1番、企業誘致の現状ですが、亀山市では平成29年4月に産業振興条例が改正され、亀山市に進出また市内に増設する企業がより多く利用できるように緩和措置がされておりますが、その主な改正点、そして条例改正後の活用状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の産業振興奨励制度でありますけれども、亀山・関テクノヒルズの新区画完成を控えました平成29年度に適用要件を見直しております、中小企業者でも利用しやすいより優れた制度に改

正をいたしております。

これによりまして、土地取得価格相当額に対します助成率につきましては県内トップクラスの25%、さらに新規雇用を促すために、立地等に伴い新たに市民を雇用していただいた場合には3,000万円を上限といたしまして、市内雇用者数1名につき30万円を交付するという制度としたところでございます。

土地の販売価格につきましては、通常造成前の土地の買取り価格に造成費や諸経費を加味して設定されるために、民間または公的工業団地のいずれでありましても販売価格を下げるということは難しいものでございます。このことから他市町との誘致競争を行っていく上では、やはり土地取得価格相当額に対する助成を行う産業振興奨励制度は有効なものであると考えておりまして、進出を決定いただく一助になっておると考えておるところでございますが、この本制度でありますけれども、操業開始した日から30日以内に奨励金の申請をしていただくという流れとなっておりますために、まだ改正後に操業を開始された事業者はございませんので、これまでの産業振興奨励制度、新しい奨励制度を使っていたいただいた実績はございません。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

平成29年に条例が改正されて、それから今活用状況についてということでお聞きしましたが、今のところ操業開始の件数がゼロということで実績というのは聞くことが今現在できておりませんが、この産業振興条例の改正について、これの効果があつたとみなすということによろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

効果につきましては先ほど少しご答弁させていただきまして、進出を決定いただく一助になっておると考えておるところでございますが、亀山・関テクノヒルズにつきましても、新区画10区画のうち8区画が既に完売しておることから効果はあつたと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

効果はあつたということでお聞きしました。

それでは、その効果があつた産業振興条例のことですけれども、広報については一体どのようにしているのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

例年は東京や大阪で開催をされます三重県主催の企業フェアなどに参加をいたしまして、本市の優位性を含めてこの産業振興奨励制度もPRをしております。

さらに三重県や産業団地の販売事業者とも連携をしております、ホームページでの情報発信を行っておりますし、雇用対策協議会での既存企業への案内、問合せをいただいた企業に対しての制度の紹介などを行っているところでございます。引き続き、様々な形で企業誘致活動のPRを積極的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに今コロナの影響を受けておまして、外に出るとか企業フェアに参加するという事はなかなか難しいと思います。

亀山市のホームページも見せていただいておりますけれども、亀山・関テクノヒルズの販売事業者、リンク先が住友商事さんになっておりましたけれども、やはりそちらのほうのリンク先に飛んでみても大手企業であり、ページには亀山市の誇る立地環境やスマートインターからのアクセスのよさだけでなく、例えば津波浸水予想区域とか液状化危険度イメージなどを載せることで亀山市の立地がいかにか安全であるか、こういったことにもうまくアピールをされておりました。このように企業側も土地を売るために様々と広報をしておりますけれども、同じ目的のために上手な見せ方、亀山市としてアピールしたい部分を企業側に伝えるなどの関係をつくっているのか。

そこで次の質問に移りたいと思うのですが、企業誘致後の取組についてということでお聞きをしたいと思います。

企業誘致後の取組、企業を誘致するに至るまでについては今までも何度か聞いてきたんですけども、誘致をした後のことについて、亀山市に来てもらってからの企業との関係性についてはあまり聞いたことがなかったのでお聞きさせていただきます。亀山市は進出企業、今ある企業に対して何か取組、アプローチなどはしているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

企業誘致後に進出していただいた企業の競争力を高めていくためには、企業の抱える課題の解決に向けまして支援をさせていただくことが大変重要であると考えておるところでありまして、具体的な取組といたしましては、本市が事務局を預かっております亀山市雇用対策協議会の事業といたしまして、今年度につきましては新型コロナの影響で開催できなかったところでもありますけれども、毎年、高校の進路指導の先生と企業の採用担当者において就職懇談会を開催もさせていただきまして、企業と高校生のよりよいマッチングをするための情報交換というものをしております。

また、昨年度でありますけれども、こちらで開催できなかったところでもありますけれども、一昨年度に初めての試みとなりました高校2年生とその親御さんを対象として、親子と企業の就職懇談会を開催させていただきまして、本格的に就職活動が始まる前の勉強会という形で行っております。これらの懇談会につきましては大変好評をいただきまして、コロナ禍の状況にもよりますけれども、本年度も開催を予定しておるところでございます。

そのほか、主に中途採用を目的としております亀山地域企業就職面接会、こちらはハローワーク鈴鹿に開催をさせていただきまして、本市といたしましても進出企業に積極的に声をかけさせていた

だきまして、参加されるよう働きかけを行っているところであります。さらに、企業が活用できる有益な情報につきましても県と情報共有を行っておりまして、今後もこうした情報を積極的に提供するという支援助を行っていききたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

本当に様々な取組、亀山市としても事務局となっていただいているということでお聞きをさせていただきました。

この質問、企業誘致を進めるための優遇措置については、亀山は本当に多くあるんですけれども、数ある候補地の中でやっぱり亀山市を選んでいただいて、誘致をするまでが一番大変だとは思いますが、やはり選んでいただいた後、亀山市に根を張っていただいた後の関係を築いていくというのもとても重要であると思います。こういったことは移住政策とかでも見られますけれども、誘致後の取組というのは重要だと思いますので聞かせていただきました。

あと、私、常々協働のことについては大事だよということで質問させていただいております。協働の在り方や協働の必要性について、企業との協働についてもお聞きします。

企業も現代社会においてはCSR、社会貢献とか社会責任とかそういった視点を持って、従業員のみならず顧客やコミュニティなど社外の人々をも自社のCSR活動に巻き込んで、環境やその地域の社会の持続性に貢献しようとしております。そこで、亀山市ではそういった企業との協働事業というのは今までにあったのでしょうか。また、今後行う予定や展望はあるのかお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

企業との協働につきましては、地域のイベントとかクリーンキャンペーン、公園等の環境美化に関しますアダプトプログラムなどの企業と行政の様々な取組を行っているところでございます。

また、中学生や高校生の職場体験やインターンシップを受け入れ、さらに小学生を対象といたしましたカメジョブキッズなど子供たちのキャリア教育につきましても事業者、商工業団体、行政が一体となって進めておるところでございます。今後におきましても、企業と行政がそれぞれ持っております特性を生かしながら協働を進めてまいりたいと、そのように考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

はい、分かりました。

それでは3番目、今後の方向性についてということで、最後に亀山市の企業誘致の今後の考え方についてお聞きします。

最初にも申しあげましたように、亀山市は現在自主財源が大幅に減少しており、来年度は新型コロナウイルス感染症の影響も加わり大変厳しい状況であると思います。自主財源が減少した一要因として、確かに国による法人市民税の引下げもございましたが、もう一つの要因として、先日の答弁で上げられておりました一部大手企業の業績低下というのがございました。世界中が今まだコロナ禍から

抜けられていない中で、この混乱がいつまで続くかというのはまだ分かりません。また、いつ同様なことがこれから起こるかも分かりません。

こういった中で、今までのような亀山市の企業誘致の在り方だけでいいのか、将来的にこれらもずうっと工業中心の大手企業誘致ばかりのこの在り方でいいのか、もっと多様性に富んだ土台を固めるような対策も必要ではないのかという視点に基づいて質問を進めたいと思います。

こちら平成28年3月議会の一般質問、また同じく28年9月の予算決算委員会で、私、主に工業に特化した産業振興条例をより門戸を広げ、中規模商業店舗などを対象とする商業振興条例と言ってはなんですけれども、そういった今まだ亀山市が取り組んでこなかった分野にも目を向けてはどうかという提案をさせていただきました。

当時いただいた答弁では、工業は設備投資や正規雇用の創出が多く、商業と比較して市の産業経済の振興といった目的を達するためにはより大きな効果が見込める、よって商業は対象外であり、工業にインセンティブを設けて誘致を促進しているというものでした。

しかしながら、現在、法人市民税の3割減の主な要因の一つに、一部大企業の業績が下がったことによる影響ということが分かりました。工業に依存する体制には大きな経済効果が見込めますが、景気悪化の場合は逆の影響を受けるということはもう亀山市は何度も経験していることでございます。今こそ方向転換、今までの考え方について一度立ち止まって再考するときではないでしょうか。

再度お尋ねしますが、今こそ工業だけに特化した産業振興条例だけでなく、商業などあらゆる業種も利用できる事業者誘致制度を考えていくべきだと思いますが、市の見解はどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市の商業誘致の考え方ということだと思いますけれども、まず近年の新たな商業施設の状況でありますけれども、オークワやマルヤスなどの大型スーパー、またウェルシアとかココカラファインなどのドラッグストアなど、特に国道306号沿道を中心に商業施設の立地が進んできておるところでございます。

その一方で、市内事業所の大半を占めます中小企業者、小規模事業者につきましても、地域経済や雇用を支えていただく重要な存在であると認識をしております。亀山商工会議所と連携を図りながら公的創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」の活用とか創業セミナーを継続して開催する、また資金繰りなど積極的な支援を進めさせていただいております。

その結果でありますけれども、過去5年間で新たに創業していただいた方ありますけれども、把握している数といたしまして19件、そのうち創業セミナーを受講された方は12件というところでございます。

以上のように、ここ数年で大型商業施設の進出だけではなく、個人の創業につきましても着実に増加をしてきております。このような商業の充実は、やはり工業中心の亀山市の産業構造に厚みを持たせていくと、そのように考えておるところでございます。今後におきましても商業施設は市民に、特に市民生活に身近な施設でもありますことから、引き続き商業施策も進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに小規模店舗、少しずつ増えている印象を私も見ていてすごく分かります。商工会議所と連携しながら小規模店舗であったり商業店舗のフォローアップもされているということは存じ上げておりますけれども、ただ小規模店舗と大企業の工業の優遇措置があっても、その間にある、その狭間にある中規模商業施設にはどうなんでしょうか。

例えば先ほどにも306号沿いに近年多くの店舗ができたり、また新装されたりもしていました。今オークワさん、マルヤスさん、ウェルシアさんと名前が出てきましたけれども、車販売ディーラーであったりスーパー、ファストフード店、コンビニなどこういった店舗は市民にとっても生活をする上ではとても重要で利用しやすい存在であります。こういった商業施設や店舗に対する優遇措置というものは亀山市にあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の産業振興奨励制度でありますけれども、商業につきましては対象としていないところがございますので、優遇措置はないというところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

やはり亀山市は工業中心、大手企業を中心とありますが、今の体制は景気の影響を受けやすいということが今回の決算でも表れております。産業について、工業だけでなく広く商業または農業などについても優遇施策としての振興条例や活性化計画などは必要ではないでしょうか。

私がこの提言を続けている背景には、亀山市の都市計画の在り方、当時から言い続けているコンパクトシティ・アンド・ネットワークを実現することがございます。当時の都市マスタープランにあった4つの環状道路、今和賀白川線がつながりまして環状道路が出来上がりましたけれども、これが大きな動線となって意味を持つべきだと私は今も思っております。

道路は道として通過するだけの機能でなく、道路ができることでそこに家が建ってまちができて、そして企業や店が張りついていく、そこに経済の流通がつくられるという視点で考えております。その流れが町なか居住につながり、人が増え、そしてバスとか公共交通にまで好循環が生まれていく、この流れが自然とコンパクトシティ・アンド・ネットワークにつながっていくと思います。それをつくっていくための制度の必要性について、都市計画的な視点から市長の見解もお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

28年にも議員にご提言をいただいて、当時としてもお答えをさせていただいた記憶がありますが、おっしゃるように今後の都市の形状、都市計画上、既存の都市基盤を活用していく、そういう都市形成が大変重要になってくるというふうに認識をいたしておりますし、いわゆるコンパクトシ

ティー・アンド・ネットワーク、それから中心市街地の再生、それから誘導、そして幾つかおっしゃられました様々な商業開発とか民間の住居の誘導という視点から、大変重要な視点であろうというふうに思っております。

そのためにも、先ほどの議論もそうですが、本市の産業構造をしっかりと、何と申しますか製造業としては私どもの強みでありますし、他市さんと少し違うのは、例えば自動車だけに偏っておるといふ産業構造でもありません。非常に多様な、電子から自動車もありますし、非常に多様なものづくり企業に亀山市は立地をいただいておりますというのは製造業の強みであります。

その一方で商業系、サービス系、流通系、ここが全体の構造上非常に薄いという中で、ここはやっぱり厚みを持たそうというのがここ数年の本当に展開であります。少しずついろんな芽が出始めてきておりますけれども、しっかりそれが都市計画、都市の土地利用を含む形成上しっかりリンクをしたような、そういう都市政策として展開をしていく必要があるかと思っておりますので、マスタープランを初め関係する様々な施策・事業をさらに連動しながら、より本市の活力や魅力が増すようなまちづくりを進めていく必要があるかと思っております。

まだまだネットワークは課題がたくさんございますので、今後も新たな企業進出の誘導、それから生活しやすい都市として何とか成長させていかなければならないという思いで、全庁挙げて今後も引き続いて努力を重ねてまいります。議会の皆様にも、引き続いて様々な企業誘致の情報をいただくとかいろんなことも案内いただいておりますが、ぜひご提言や情報提供よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

本当にますます工業の強み、本当に亀山市というのは工業の強みが本当に強いんですけれども、それに加えて生活の利便性、質を高めるような底の厚みも持たせていただくために、ぜひまたご一考お願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。

総合計画におけるデジタル改革の必要性についてとタイトルを打たせていただきました。

第2次総合計画後期基本計画の策定スケジュールが先日議会にも示されました。来年には計画の骨格が出てきて、議会としてはその概要を聞き、次に中間案が出てきた後で内容を聞いてその意見を提出する、そして、それを踏まえて最後に最終案が提出され議会で諮るといふ流れになると予定されていると思っております。

ここ数年で社会全体の構造が世界規模で大きく変化しております、その影響を亀山市も今大きく受けております。中でも特にデジタル化の進みは大変早く、既にこの視点は欠かせないものとなっております。そこで、新たに後期基本計画が策定に入ろうとしている今の段階で、特にデジタル化への対応のみに限定して、総合計画におけるデジタル化の位置づけについて、亀山市の方向性を提言も踏まえて聞いてみたいと思っております。

まず最初に、現在の総合計画において、このデジタル変革の取組というのはあるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在の第2次総合計画の前期基本計画におきましては、ICTの利活用につきましては、施策の推進や目的達成を図るための効果的な技術的手法であるとの基本的な考え方にに基づき、ICT利活用を様々な分野にわたり横断的に捉えた中で施策体系や関連施策に位置づけを行っております。

そのため、前期基本計画ではICT利活用に特化した基本施策というのは設けてはおりませんが、一部の個別施策にはICT利活用を盛り込んだものがございまして、その主なものといたしましては、子供たちの学びの展開における児童・生徒のICTを活用する力の育成や情報モラルの向上、また地域まちづくり活動の活性化におけるICT利活用による地域まちづくり協議会の情報発信の促進、また市民参画や協働の促進におけるICTを活用したコミュニケーション機能の充実、また行政情報の適正な管理におけるマイナンバーカードの活用やオープンデータ化の推進、さらにはクラウドコンピューティングの活用などが上げられるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに現在の総合計画の中では、ICTに特化したものではなくても様々な形でICT活用というのは行われておりまして、もうずうっと言っていますオープンデータとかも少しずつ増やしていただいていたりとか、取り組んでいただいているんですけども、総合計画の中に特化はしていなくても、亀山市では平成29年の4月にICT利活用計画というのを別途作成していますよね。この計画については私も何回か質問をさせていただいておりますけれども、様々な計画が動く中で、このICT利活用計画の位置づけがなかなか分かりにくいと以前から思っておりますので、総合計画とICT利活用計画との関連性について、次にお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、平成29年度から令和3年度までの5か年計画として策定をしております亀山市ICT利活用計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づきまして、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、市域の特性を生かした実質的な施策をまとめた分野別計画でございます。

この計画策定の際、総合計画や関連する分野別計画との整合を図っておりますので、総合計画との相互関係といたしましては、前期基本計画に位置づけた様々な分野の施策を具現化するに当たり、情報通信ネットワークの側面から下支えをするために策定をいたしました具体的な事業展開につなげるための計画でございます。

他の自治体には、総合計画の中にICT利活用計画を盛り込むといった事例もございますが、私どもの場合は、総合計画の政策を下支えをする一部の計画という位置づけで今日まで対応させていただいております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほど答弁していただきましたとおり、総合計画と利活用計画というのは分離されていて、総合計画の外側から関係分野をICTで下支えをする形でこの計画がつけられている。

私がこの質問をするに当たり、先月、福島県の磐梯町のデジタル改革について研修を受けました。受けてきましたというか、コロナ禍ですので、オンライン研修で自宅で研修を受けたんですけども、磐梯町は今年の3月総合計画を策定しております。先ほどの山本部長の答弁にもありましたように、こちらの磐梯町の総合計画は既にデジタル変革をうたっておりまして、亀山市とは違って総合計画の施策体系の中にこのデジタル変革が入っております。

ここで少しIT化とデジタル化の違いというのを申し上げたいんですけども、ITというのはどちらかというと業務の効率化、これが目的となっております、デジタル化、今はデジタルトランスフォーメーションとかDXとかそういう形で言われていることが多いんですけど、こちらのDXというのは、それをITの業務効率化、こういった技術を利用して変革を起こして、最終的に新しい価値を生み出すというのがDXのほう、デジタル化のほうなんですけれども、これができていく新しい仕組みの中で、磐梯町では総合計画の4つの基本目標のうちの共創・協働のまちづくりという柱の中にこのデジタル変革を位置づけて、庁内にデジタル変革戦略室を設置し、磐梯町デジタル変革推進計画をこの7月に策定しています。これを勉強してきたんですけども、そして、ここでは職員全員に対して、こういうデジタル化を誰一人として取り残さずまち全体で取り組んでいく、住民本位の行政をつくるというのが目標になっております。

このデジタル化を進めることによって、どのような価値を生み出し、市民への新しいサービスを提供するのかについては、亀山市が今後考えていくことだと思います。私が今回受けた研修で、この磐梯町で最高責任者を務めている方に教えていただいたんですけども、このデジタル化の目的、何をどうしたいのかという目標が大事だということを強くおっしゃっていましたので、この辺しっぴかりこの1年かけて考えていっていただきたいと思います。

そこで亀山市に聞きたいのは、現在運用中のICT利活用計画にのっかってICTを生かすことで何を求めているのか、その目的についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、現在進めておりますICT利活用計画の大きな目的といたしましては、先ほども申し上げましたが、第2次総合計画をICTの側面から下支えをするということが大きな目的でございます。

これは、ICTの利活用の新たな視点で取り組むために、またICTの効果的・効率的な利活用を進めるために行っておるものでございまして、最終的には職員の事務の効率化ということになりますが、その先にはやはり最終市民サービスのさらなる向上というのがICT利活用計画の大きな目的の一つであるというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今、新型コロナウイルス感染症の拡大によって本当に世の中の仕組み、世の中自体が変わってきております。特に住民サービスに特化する自治体という仕事の中で、住民に対して様々なサービスを提供するはずの自治体は本当に今後の在り方、どうするのかを考えていかなければなりません。

そこで2点目に移っていくんですけども、現在亀山市において、このICT利活用計画に基づいてICTを利用することによる現状の課題というのは何だとお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ICTを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応するためには、まずは人材などの資源、リソースが必要であるというふうに認識をしております。そのためICTの特性を理解し、効果的に利活用することができる人材を育成することが必要であり、本市では職員それぞれのICT利活用のスキルの必要性から、その職員のスキルに合わせた段階的なICT利活用研修を実施しているところでございます。

また、地方公共団体情報システム機構が実施をしておりますeラーニングを積極的に活用し、職員全体のICTリテラシーの向上を図っておるところでございまして、まずもって職員がこのICTの技術をしっかり身につける、全ての職員が今ICTリテラシーを持っておるという現状ではございませんので、やはり課題といたしましては、職員全体が一定程度のスキルを持ち合わせるということが今後の課題であり、目標であるというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

亀山市のICT利活用計画の第5章のところにも確かにそのことが書いてございまして、やはりデジタル化を進めていく人材不足というのがこれからやっぱり指摘されていますし、これからだけでなく今もそういうふうな状況だと思います。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、そこが大事なところであると私も認識をしております。

先ほど磐梯町の事例を挙げたんですけども、磐梯町のほうの総合計画の中でもやはり人材育成が大事だということで、全庁を挙げて職員全員がそのデジタルリテラシーというのを向上させていく、それだけでなくやはり住民にも一人一人に、誰一人残すことなくデジタル化の恩恵を与えていく、そしてデジタル化について学んでもらう、そういった取組をしていこうということを書いてございました。

そこで最後の今後の方向性についてなんですけれども、やっぱり大事なのがICT、デジタル技術を使うことによって何がしたいのかという目標を持つことだと思います。これは今後考えていってほしいというふうに今言ったんですけども、どのような視点でデジタル変革を行っていくのかという視点みたいなものがあるんでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今後の、あえてデジタル化と言わせていただきます、デジタル化の視点でございしますが、第2次

総合計画後期基本計画策定に向けては、このデジタル化の視点というのが非常に検討の中心になるものであるというふうに思っております。例えばですが、コロナ禍の経験による社会、価値観の変容を受けた視点でありますとか、市民の皆様が行政サービスを有効に活用できる視点、こういったものは全てデジタル化なくしてなし得ないものだろうというふうに思っております。

また、令和元年12月にデジタル手続法が施行されまして、デジタル技術を活用した行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることとされましたことから、個々の行政手続や行政サービスが一貫してデジタルで完結するいわゆるデジタルファーストの視点も重要であると認識をしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今回、私磐梯町の事例を挙げさせていただきましたが、そのほかにも様々な自治体に取り組んでいらっしやって、大事な視点だということで今後必ず活用していかねばならない将来になっていくと思います。

例えばですけれども、平成30年に議会のほうで提案させていただいたアプリでF i x M y S t r e e t、こちら既に亀山市も導入自治体としていただきましたので、今私の住む地域のほうでも現在テスト的に利用させていただいております。どうなのかというと、天神・和賀地区に住んでいるんですけれども、ここは自治会が12地区に分かれておりまして、まちづくり協議会の運営委員会で様々おのおの地区の課題や問題が上げられてくるんですけれども、地域が違うとやはり分からないとか知らない、そこ知らないよということが結構あつたりします。

具体的には、最近、天神地区の鈴鹿川沿いに川の一里塚公園がございますが、そのトイレがもう去年ぐらいから壊れています。だけど川の一里塚公園といっても地域の方でも知らなかったり、ただ鈴鹿川の亀山橋の近くだよと言うと分かってくださったりするんですけれども、故障したままであったために、その場所をF i x M y S t r e e tのアプリを立ち上げまして、そこに地図にプロットしまして情報を入れて写真も入れてというふうにしたことによって、みんなで同じ場所で画像を含めた情報共有をしながらどのようにじゃあ対応していこうかということを経験するなど今使用させていただいております。

いずれはまちの課題を自治会の役員だけでなく、スマホを使って住民の方や住民以外の方でも共有できるように、情報共有できることによって、例えばその課題が解決するのに専門的な人がいたらいろんなアプローチでアイデアを集めるとか、いろんなまちをよくしていくことに使っていく、まちづくりにまた参加してもらおう、こういったことにつながっていけばと思っております。

これは一事例ではありますけれども、私は、できればこの地域住民の方にもこのデジタル変革の恩恵があるような亀山市にしてほしいと思っております。そのためには、やはり組織をつくっていただくこと、それから市民だけでなく行政の皆さんもこういったことに取り組んでいただく、意識を持ってもらうということが大事になると思います。

最後に、市長にお聞きいたします。

今後進んでいくデジタル化について、私はただデジタル技術を使えばいいとか、言葉だけで何か実がないものにしてほしくないという思いでいるんですけれども、そのためにはこうしたいという

確かな目標・視点、そういったものが大事だと思うんですけども、これから総合計画を、亀山市をこうしたいという思いでつくっていくわけですが、市長はどういう目標を持ってデジタル化を進めていくのか。つくっていくのはこれからではございますが、こうしたいという目標があれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

好むと好まざるとに関わらず、このデジタル化あるいは高度情報社会の進展、あるいは Society5.0、この社会の大きな流れの中で私どもは生活をし、あるいはまちを育んでいくということが今問われております。

おっしゃるように ICT の技術で業務改善とかいろいろ働き方改革とか、コロナ禍におけるいろんなことも少しいろんな新しい動きが胎動を始めておりますが、しかし、おっしゃるようなデジタル改革が社会全体の新しい価値観とか新しいビジネスモデルとかライフスタイルを支えていくような、何ていいますか、パラダイムの転換のようなことをやっぱり目指していくべきであろうと思います。

ただ、亀山市という地方の中小都市の中で大きなそのうねりに、おっしゃるように人材の、職員もそうですし市民の皆さんもそうですが、そのリテラシーを高め、同じように同じレベルでこれが上がっていくような状況というのはまだまだ課題があると思いますので、少し事例をご紹介いただきましたが、磐梯町の事例とかその他幾つか、山本部長を先頭に研究をしっかりとさせていただきながら、今後の総合計画あるいは今後の ICT の利活用計画の中で、しっかりそれは中へ組み込んでいきたいと思っております。

先駆けて、行財政改革の中に亀山市としてはスマート自治体への転換というような大きな柱を組み込ませていただいて、RPA や AI の活用とか、あるいは将来的な文書管理の在り方とか、マイナンバーをはじめとします今日ご提案いただいたような手続のさらなる効率化を目指す努力をやっぱり今しっかりやっていると。そして新庁舎ができるときには、そういうデジタル変革や Society5.0 にふさわしいような行政体として機能できるような今検討を進めておるところでございますので、ぜひ、今日幾つか、私どもも多分、どちらかというと比較的まだまだ力を入れてやっていかななくてはならないような分野の一つがまさにこの領域であろうと思いますので、しっかり研究もしながら前へ進めていく必要があるというふうに思っております。

どういった目標を持ってということでもございましたけれども、現時点でそのような考え方でこの時代に臨んでいかななくてはならないと思っております。

○議長（小坂直親君）

8 番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

以上で、日程第 1 に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日 11 日から 24 日までの 14 日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

明日11日から24日までの14日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの25日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時52分 散会)

令和 2 年 9 月 2 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和2年9月23日（水）午前10時 開議

第 1 議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長 井 分 信 次 書 記 水 越 いづみ
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第6号により取り進めます。

日程第1、議案第69号を議題といたします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第69号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,095万円を追加し、補正後の予算総額を280億8,051万5,000円といたします。

今回の補正予算は、関文化交流センターの空調機が故障したことから、市民サービスの低下を招かないよう改修を行う経費について、追加議案としてご審議をお願いするものでございます。

補正内容は、歳出において、第2款総務費の関文化交流センター費に改修工事等に伴う設計監理等委託料及び工事請負費の合計7,095万円を計上し、歳入において、今回の補正財源として、第19款繰入金、財政調整基金繰入金に7,095万円を計上いたします。

また、繰越明許費補正では、改修工事等に時間を要し、年度内の完成が見込めないため、事業費の全額について繰越明許費の追加をいたします。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第69号に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

俗に言う文化交流センターの空調機の故障で、早急にこのように手当てをしていただくというこ

とは、私も関町におりまして、なれ親しんだ町民会館が文化交流センターになっておるんですけれども、8月7日でしたか、止まってこのような状態になったと。それで、早急にこういうふうには補正対応でやっていただいたということは感謝しております。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、財源として財政調整基金繰入れ、確かに前年度繰越金が底をついておりますもんで、財政調整基金を充てられたということであれですけれども、その7,096万の費用がかかったと。多額の費用がかかるんですけれども、それでちょっと確認をしたいんですけれども、まず工事工程表を拝見させていただきましたら、設計が4か月、入札事務が1か月、工事期間が4か月というふうになっております。

大体この工事概要書を見せていただきますと、多目的ホールでは床に置いた空調機10台、天井にファンを10基設けると、それから2階のそれぞれの、全館改修じゃなしに、個別改修でやっていただくということで、この方式が一番基本的に安価であると。確かに既存の施設は、多目的ホールにおいては、フロンガスを使用した水を冷却して回しておるといような状況で全館空調をやっておったんですけれども、その機器の故障でそのようになったと。個別単位でその多目的ホール及び2階、3階の各部屋に壁かけ、もしくは天井につり下げたやつです。

ここで、大体の概要書をこの図面にも示していただいているもんで、できましたら、完成が6月の末になっておるとい状況ですけれども、やはり今年の気候、確かに地球温暖化に基づいて、5月ぐらいにはかなり暑かったという状況で、関宿の利用者が、これはホールについては関地区の市民が使われると。2階、3階に各部屋がありまして、図書室、それからあそこは関宿まちづくり協議会の拠点施設になっておると。以前、木崎、関中央、関新所、泉ヶ丘・富士ハイツの4つのコミュニティが合体してあの施設を利用しておるんですけれども、やはりできましたら、この工期期間はせめて、この大体の方針ができておった中で、設計業務に490万ばかりの予算が計上してあると。工事費は残り6,000万弱の今日の予算が組んであるんですけれども、その既存施設の撤去等も含めて設計をされるかどうか分かりませんが、せめて設計期間を3か月に短縮し、入札も一月も見ておると。入札も大体短縮できると思うんですけれども、そうすると、前倒しで行くと、5月中旬までにこの施設の改修を考えられなかったのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

おはようございます。

まず、この期間がかかるということでございますが、現在、全館空調方式を行っておりますが、今度は個別空調方式ということで、現在と全く違う方式で改修を行いますので、各部屋の状況の確認、例えば空気の流れとか換気や照明との兼ね合い、その辺の検討も必要ですし、建物が経過年数から詳細な確認も必要かと思われますので、基本設計と実施設計で通常6か月必要というところなんですけど、何とか短縮して4か月でやっていただけるのではないかとということで見込んでおります。

また、工事のほうでございますが、工事の規模から一般競争入札になりますので、一般競争入札になりますと、少なくとも1か月ほど期間が必要になってまいりますので、工事を発注してから4

か月見込んでおるわけなんです、工事を発注してからキュービクルとかのエアコン等の機器の納入を待つ間、例えばその間に石垣の工事とか前準備を進めまして、できるだけ効率的に進めてまいりたいと考えております。全部で今のところ予定しておるのは、9か月程かかると予定しておりますが、工事が終わった部屋から順次使えるような形でしていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、そういうような事情があると思いますけれども、多目的ホールが床に置いたあれと、天井に吊り下げる扇風機というんですかな、シーリングファンというんですか、10台あると。これによって空気の流れをある程度うまく循環させてやるんですけれども、2・3階の各部屋ですけれども、基本的に壁かけ、もしくは天井吊り下げということで、これは壁かけのクーラーと埋め込みのやつとなると、かなり単価が変わってくると思うんですわ。恐らく天井につり下げた場合には、天井裏から潜って配管もせんならんと。やっぱり基本的に廊下というかロビーというんですか、そこら辺は私は、何ぼきちっとやってもらうのはありがたいですけれども、天井につり下げたら、クーラーを置く、その機材を置くスペースを確かに有効利用できるんですけれども、やはり財政的な面から見たら、壁かけでええやないかと私は思う。やっぱりその壁かけをやって、確かにどんだけの穴を開けて、あれは昭和40年でしたかな、建てられた代物ですから、やはり穴を開けて何かするのは大変かと思っておりますけれども、天井つり下げやと、恐らく通常の機器のこの機械だけでも大体1.8倍ぐらいの費用がかかると。やっぱり少しでもほかの施設にお金を回すためにも、この選択の段階で、もう壁かけでええやないかと私は思いますけれども。

それで、既存の施設、その撤去をされるのかどうか。いつまでも置いておくわけにいかんのか、その内容も恐らく図面はあるとは思いますが、それで、この設計期間を何とか5月の下旬に間に合わせてもらいたいと思うんですけれども。

それで、この入札の考え方ですけれども、確かに分離発注というのは可能やと思うんですけれども、そこら辺は多目的ホールと、それから2・3階の各部屋を分離発注すれば、やっぱり一気に物ができるやろうというような考えを持っておるんですけれども、そのようなお考えはないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、関文化交流センター、旧の関町民会館でございますが、これは昭和54年に完成してございます。その当時からつけております既存の空調設備、例えば配管等ございますが、それについては今回の工事では撤去しないということで考えております。

また、天井からつり下げる空調と壁かけの方式でございますが、確かにおっしゃるとおり壁かけのほうが安いと思います。この辺については、今のところ天井からつり下げる方式と壁かけと台数を分けて計算してございますが、またこの基本設計、実施設計を行う中で、この辺はその状況に応じてまた変わってくる場合もございますことをご理解いただきたいと思います。

あと、入札方式でございますが、おっしゃるとおり、例えば1階と2階・3階とに2つに分けた

場合のほうが、設計等、若干期間は短くなるとは聞いておりますが、その辺につきましては、今後またちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まず、私が申し上げておるのは、7,096万の補正を組んでもろうてあるんですけども、入札によってはかなりこれ、私は5,000万ぐらいでできへんかなと思っておるんですけども、やっぱり5,000万ぐらいに圧縮するためには、どうしても天井つり下げは極力避けて壁かけ方式をやると。例えば、3階のところですけども、図書室、それから小会議室、その奥に和洋室があると、そういうような形になっておると。下の2階の事務室があると。それで、事務所の前の横に会議室があると思うんですけども、そして横にホールがあるというような形で、確かに部屋数としては大体10ぐらいやと思っとるんですわ、ホール以外はね。だから、その各部屋部屋を結ぶ通路の空調はどういうようにするかということも考えてみなあかんと思うんですけども、私が思うのは、何せその工事期間の短縮をしていただきたい。やっぱり5月上旬までには完成していただきたい。そうせんことには、6月末やと、やはり一番暑いときにちょっと辛抱してもらわんならんですかね。ホールは、涼しくなってきたら今後開放もされると思うんですけども、暑いときにはホールを中止されとると思うんですわ。だから、5月の中旬、前倒しを基本的に、再度お尋ねしたいんですけども、やっぱりこの期間はどうしても必要な期間なんですかな。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

私どもではどうしても夏に間に合わせたいという考えで、今回の議会の追加提案ということでご無理申し上げたわけでございますので、何とかこの設計、入札事務、そして工事と続きますが、その中で、少しでも早くなるような形で進めさせていただきたいと思っております。

頑張って9か月という形で聞いておるわけなんですけども、個別で各部屋、どんなぐらい早く整備できるかということによって、また使える状況は変わってくると思っておりますので、できるだけ早くできるよう努めたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もうこれで最後にしますけれども、市長にちょっと、本当にありがとうございました。この定例会で質問もさせてもらいましたけれども、早急に対応していただいたと。

それで、8月8日でしたかな、あそこで健康診断をしたんです、定期健診、関地区の市民の方の。担当部局が扇風機を10台ぐらい用意して、私も現場を見に行っただけですけども、やはりどうしても関地区の人には町民会館、今の文化交流センターですが、あのどんちょうを見てもらうと、東海道五十三次のどんちょうがあると。なじみ深い場所ですもん、やっぱり早急に使っていただくために、市長からもう少し担当部局に指示を出していただいて、5月上旬までに何とか改修せよと、段取りをせいと。私の考え方を押しつけるわけじゃないですけども、やっぱり多目的ホール

と2・3階の各部屋、特に会館の事務所、それから子供たちがよく使っておる、学生も使っておりますけれども、図書館の改修、それから関宿まち協の活動できる場所の確保、そこらをやっぱり充実していただけるよう、もう少し市長としてチェックしていただいて、指示を出していただけないか、いかがでしょうか、櫻井市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この期間の短縮、それからコストの縮減、これらも含めまして、速やかに議員ご案内のように設計、入札、工事と、このプロセスを経ますが、何とか来年の夏時期までにこれを改修したいという思いで準備を進めてまいりました。

場合によっては、この9か月間ということであれば、例えば12月議会とか、この11月の臨時議会での対応もあったかと思えますけれども、しかしこれでもぎりぎりということで、今回追加提案という形を取らせていただきました。お認めいただけましたら、しっかり、先ほど部長が答弁いたしましたけれども、期間の短縮、それからコストの縮減、方式が昭和54年以来の、いわゆる1階は水冷の方式から、2階・3階は従来の方式から替えるという大きな改修でございますので、いずれにいたしましても市民の皆さんに愛されてきた活用いただく施設でございますので、議員のご指摘も含めまして、しっかり進めてまいりたいというふうに私どもも考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

亀山市関文化交流センターの空調機改修工事についてということで、まずちょっと基本事項を教えてくださいたいんですが、この関文化交流センターは昭和54年に建設され、空調設備も恐らく同時期にされていると思うんですけども、これはいつ故障したのか、また今まで故障や修繕というのはあったのかどうか、お聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

豊田議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃるとおり、これは昭和54年6月30日に建物は完成してございますが、それ以来、空調機についてはほとんどそのままという状況でございます。

故障の状況でございます。

こちらのほうの関文化交流センターの空調機につきましては、全体空調方式と申しまして、夏は

全体空調用のチリングユニットというもので冷水を、そして冬は暖房用ボイラーで温水をつくりまして、館内に鋼管が引いてあるわけでございますが、それを通じて建物全体に冷水または温水を送りまして、各部屋に設置のファンコイルユニットなどの熱交換器で部屋の空気を冷却または加熱して空調しておるものでございます。

機械の故障につきましては、8月7日に1階の多目的ホールの冷房空調機、これは水冷式パッケージと申しますが、それが作動しなくなりまして、また25日にはチリングユニットが故障しまして、2階と3階の冷房運転もできなくなったものでございます。そのため、空調点検業者に原因を確認してもらいましたところ、多目的ホールの空調については経年劣化により冷媒フロンガスが漏れており、たとえ注入しても1日も持たないという状況でございました。

また、2階・3階につきましては、1階にございます全体空調用のチリングユニットが経年劣化により作動しなくなっておりましたので、これについてはその点検業者のほうで一旦動くようにはしていただいたんですが、ただその運転を停止させてしまうと、チリングユニット内の水温が高くなりまして、冷却するのに圧力がかかるため、作動しなくなってしまうことが考えられましたので、業者により何とかつけていただいた後は、その運転を継続しておる状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大体お話を聞いて分かりました。

それでは、この施設自体なんですけれども、今までも皆さん、町民の方とかがご利用されていたわけなんですけれども、これは現在ほどのような利用がされていて、工事期間、先ほどの答弁の中にも、全事業に9か月かかるというふうにありましたけれども、この期間の利用者への影響についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

8月26日に多目的ホールでがん検診が予定されておりましたので、そのときには、先ほどの議員のお話でございましたとおり、扇風機を10台搬入して、予定どおり実施していただいたところでございます。

そのほかに、多目的ホールを定期的に使用されていた団体につきましては、活動場所を館内の別の部屋に移られたり、またほかの施設で活動されている団体もございます。ただ、今年は新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、多目的ホールを使用する団体やイベントは全体的に少なくなっております。大きな混乱は生じなかったところでございます。

今後につきましては、その工事中の間ですが、それぞれの部屋に室内機を設置したり、配管等を行う工事が必要でございますので、その間ご不便をおかけしますが、使用できなくなる期間も出てまいります。ただ、この辺につきましては、実際に工事を行う段階になりまして、詳細が分かり次第、関係する方々にご案内してまいりたいと考えております。

あと、周知でございますが、こちらにつきましては、できる限り施設のご利用に影響がないよう努めてまいりたいと考えておりますが、先ほど申しました一部の期間、ご利用いただけない部屋も

出てしまうことが想定されますので、長期間ご利用いただけない場合には、市のホームページやケーブルテレビの文字情報、安心メールなどを活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それじゃあ、ちょっと考え方についてお聞きしていきたいと思います。

予算決算委員会でもちょっと公共施設の管理計画の話をお話しさせていただいたんですけども、亀山市の中で公共施設等総合管理計画というのがあります、その中で点検、診断等の実施方針というのが示されているんです。その中で、設備や機械の点検や法定点検、これは建物やインフラのみで多分書かれているのかなと思うんですが、こういった必要不可欠な空調などの設備についてというのは、いつも、毎年というか、点検は随時されているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

空調の点検については毎年契約を行っておりまして、年2回保守点検を行っておる状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

年2回の点検を行われているというふうにお聞きいたしました。

それでも今回故障してしまう。実際そういうことはよくあると思いますけれども、公共施設の在り方として、この関文化交流センター、同時期に設立された公共施設というのが一番多い時期にあって、例えばプールであったり、中部中であったり、井田川小学校、関小学校とか、この辺かなり同じ時期に多施設あるんですけれども、こういったことがまた起こり得るのではないかというふうな懸念がございます。

空調等の設備の故障による修理費が多額であったりとか、今回のように古いもので部品がなく、全面改修となった場合の判断など、施設自体の建て替えという選択肢もあると思いますが、このような判断の基準というものはあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、公共施設の総合管理計画の中で、まずこの関文化交流施設については存続をしていくという形で位置づけをさせていただいております。そのような中で、関文化交流センター、54年度の建築ということで、耐用年数もまだ十数年ございますので、維持管理をしながら現在のところは存続に向けて進めていくというところでございます。耐用年数が経過いたしました段階で、それよりももう少し前だと思いますが、その後については新しく新庁舎の建設等もございますので、その中でまた判断が必要になってくるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

まだ確かに期間はあるということですが、亀山市の公共施設白書、これは平成26年なのでかなり古いんですけども、ここの中には、この関文化交流センターは2026年から2030年ぐらいの間に建て替えの検討、そして12億400万円ぐらいかかると。これをずっと維持していくと、年間で1,250万円ずつかかるというふうな記述がございました。そういった中で、設備の維持管理費に係るコストや建て替えのコスト等の比較というのはこの中でしたのかどうか、確認をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今議員がご指摘いただきました公共施設の総合管理計画の中では、まず建物を建て替えたときにどれだけのコストがかかるかというのを前提に考えておまして、その上で、維持管理費等を考え合わせて、再建築単価等を算定しながら、建て替えをすることが有効なのかどうか、そのような検討もしておるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、この施設につきましては、方向性、存続としながら、おおむね令和10年の新庁舎の開庁に向けた段階で、関支所の行政機能集約等、そういった在り方について検討を行っていくということになっておりますので、今おっしゃられた検討につきましては、再度その段階で進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、財源についてお聞きいたします。

今回、財政調整基金繰入金を使うというふうにありますけれども、これは例えば基金とか補助金とか、いろいろ考えられるものはあると思うんですけども、こういったほかのお金を使うということはなかったのかどうかお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回、財源といたしまして財政調整基金のほうを使わせていただくということで、繰越金のほうも全て使っておりましたもので、今回財政調整基金ということになったんですが、議員おっしゃいましたように補助金等々も、今そういうものもございませんでしたので、財政調整基金となったわけですが、今議員おっしゃいましたように、いろんな基金というのがございますので、例えば市民まちづくり基金を活用するとかということもあろうかとは思いますが、こういう基金につきましては、それぞれ基金の活用指針におきまして、その目的なりが定められておるところでありまして、また例えば市民まちづくり基金で申しますと、それにつきましては、いわゆるソフト事業に活用するというので、その市民の皆様方の活動の支援に充てるというようなことで、現在のところはソフト事業を対象とした基金という考え方でありますことから、今回は財政調整基金を財源

として使わせていただくというところでございます。

○8番（豊田恵理君登壇）

以上で終わります。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田議員の質疑が終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第69号に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第69号につきましては、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、所管する予算決算委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（小坂直親君）

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの25日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午前10時36分 散会）

令和 2 年 9 月 2 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 7 号）

●議事日程（第7号）

令和2年9月25日（金）午前10時 開議

- 第 1 議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 2 議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 5 議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 6 議案第55号 令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第56号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第57号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第58号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 11 議案第60号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第61号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 13 議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 14 議案第63号 財産の取得について
- 第 15 議案第64号 財産の取得について
- 第 16 議案第65号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第66号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第67号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第68号 専決処分した事件の承認について
- 第 20 議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第 21 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 22 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 23 請願第 3号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 24 請願第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 25 請願第 5号 亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書
- 第 26 議案第70号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 27 議案第71号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について

- 第 28 議案第 72 号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 29 議案第 73 号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 30 委員会提出議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 第 31 委員会提出議案第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 32 委員会提出議案第 3 号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 33 委員会提出議案第 4 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第 34 委員会提出議案第 5 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について
- 第 35 議員提出議案第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第 36 常任委員会の所管事務調査の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	古 田 秀 樹 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	服 部 政 徳 君
総合政策部次長	青 木 正 彦 君	生活文化部参事兼 関 支 所 長	辻 村 俊 孝 君

健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る8日及び23日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第50号から日程第20、議案第69号までの20件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第50号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第63号	財産の取得について	原案可決

令和2年9月15日

亀山市議会議長 小坂 直親 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

- | | | |
|--------|--|------|
| 議案第51号 | 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第52号 | 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第64号 | 財産の取得について | 原案可決 |

令和2年9月14日

教育民生委員会委員長 今岡 翔平

亀山市議会議長 小坂 直親 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

- | | | |
|--------|-------------------|------|
| 議案第53号 | 亀山市営住宅条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第65号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 議案第66号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 議案第67号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |

令和2年9月11日

産業建設委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議員 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第54号	令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
議案第55号	令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第56号	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第57号	令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第58号	令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第59号	令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第60号	令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第61号	令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第62号	令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認 定
議案第68号	専決処分した事件の承認について	承 認

令和2年9月18日

予算決算委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議員 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

原案可決

令和2年9月23日

予算決算委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第50号亀山市職員給与条例の一部改正については、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者、またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときには、特例として本条例に規定する上限額を超えて防疫手当を支給することを可能とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号財産の取得につきましては、消防力の維持を図るため、35メートル級はしご付消防自動車の取得について、令和2年7月1日付で仮契約したので議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、現在配備されているものと今回取得するはしご付消防自動車との機能の違いについて質疑があり、これについては、はしごの長さが30メートルから35メートルになるほか、はしごの先端が折れ曲がり、要救助者をより安全に救出できるようになるとの答弁でありました。

次に、はしご付消防自動車の管理に関する質疑があり、これについては、亀山市では亀山消防署、

鈴鹿市では中央消防署に負担割合に応じて配備する。亀山市では、1年のうち139日程度の配備を計画しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第51号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、府令基準が改正され、特定地域型保育事業における特定教育・保育施設等との連携に関する基準が見直されたことに伴い、市における当該連携に関する基準も同様の基準を定めるとともに、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第52号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、省令基準が改正され、保育所等との連携に関する基準等が見直されたことに伴い、市における当該連携に関する基準も同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

これらの2議案については関連があることから、一括して審査を行いました。

審査の過程では、3歳未満児の卒園後における連携施設の確保を不要とすることで、卒園後の受皿が不安定になることに関する質疑があり、これについては、単に利用調整を行えば連携施設を持たなくてよいということではなく、卒園後、しっかり入園を確保する措置を利用調整において行うのであれば、連携施設を持たないことができるという意味である。また、利用調整における優先の確保については、運用上詰めなければならない部分はあるとの答弁でありました。

次に、兄弟を同じ園に入れたいという保護者の希望はかなえられるのかとの質疑があり、これについては、利用調整基準においてどこまでの優先度を持たせるかということになるが、兄弟で別々の園に行くということは避けたいので、考慮すべき基準の一つになるとの答弁でありました。

次に、小規模保育事業所A型等の保育士の配置要件を一定程度柔軟なものにするとあるが、その内容と、保育士は国家資格であり、保育の質の面で問題はないのかとの質疑があり、これについては、必要な保育士数の3分の1未満の人数に限って、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有する者を保育士資格とみなすことができるもので、一定程度の担保はされている。また、この規定は従うべき基準として、条例改正に際し、国の基準が条例の内容を直接的に拘束し、異なる内容を定めることはできないとの答弁でありました。

次に、保育士以外の者が保育に携わる場合の研修等は考えているのかとの質疑があり、これについては、現在市内の事業所では、必要数は全て保育士となっており、みなし保育士は想定していないが、運用上資格に関わることであり、国や県の情報はしっかりつかんでいくとの答弁でありまし

た。

次に、これらの議案については、3歳未満児の卒園後の受皿となる連携施設の確保を不要とすることで、市の利用調整はあるが、希望する園に入れるという保証はなく、兄弟で同じ保育園に入れないことも起こり得ること、さらに保育士は専門性のある国家資格であるということを考えるならば、保育士の配置基準の緩和はすべきでないなどの理由から反対討論が、また今回の改正は、省令基準等の改正により示された国のルールに基づくもので、やむを得ない改正であるとの理由から賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号財産の取得については、小学校及び中学校に児童・生徒1人1台の端末等を整備することにより、情報活用能力の一層の育成を図るため、タブレット型パソコン等の取得について、令和2年7月27日付で仮契約したので議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、落札業者の過去の実績について質疑があり、これについては、亀山市では平成30年度にタブレット型パソコン238台、その他学校用等で40台ほどのパソコンを納入した実績がある。また、県外では和歌山県立和歌山聾学校や大阪府の聴覚支援学校に緊急情報ネットワーク表示システムを導入しているほか、県内では松阪市立三雲中学校や木曾岬町小・中学校、松阪市立幼稚園、三重県環境保全事業団、四日市市南部埋立処分場等への納入実績があるとの答弁でありました。

次に、納期に間に合わなかった場合の約定に関する質疑があり、これについては、契約条項第23条の損害賠償請求等の項目の中で、納入期限内に物品を納入することができないときのことが定められているとの答弁でありました。

次に、この議案については、国のGIGAスクール構想の一環で、亀山市の子供たちの将来のためにきっちりとやらなければならない事業であるが、執行部の説明があまりにも不十分で、入札にも疑問があるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、執行部におかれては、議案の審査に当たっては十分な資料を準備した上で臨みたいとの意見を申し添えます。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀産業建設委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、11日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第53号亀山市営住宅条例の一部改正については、昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅は、耐用年数が経過し、亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とする判定を行

っており、既に入居者が退去した2戸の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。また、亀山市民間活用市営住宅事業により、新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市営住宅の地域的なバランスに関する質疑があり、これについては、今後用途廃止を予定している住宅の住み替え用としては、極力利便性の高い都市機能誘導区域内になってくると考えているとの答弁でありました。

次に、住宅を取り壊した後の空き地の管理に関する質疑があり、これについては草刈りをシルバー人材センターに委託しているとの答弁でありました。

次に、今回新たに借り上げる栄町北住宅8戸の入居者に関する質疑があり、これについては、和田住宅からの住み替えの方が優先となるが、入居者が8戸に満たない場合は、新たに募集する予定であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第65号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である徳原38号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道路線の認定に時間を要した理由に関する質疑があり、これについては、平成26年に完了公告をして、3年経過するか8割入居すれば引き継ぐことになるが、業者から引継書が提出されず、5年たってようやく1回目の引継検査を行った。また、検査後、舗装等の手直しを指導し、6年越しで引き継いだとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である能褒野49号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である能褒野50号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、中崎孝彦予算決算委員会委員長。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第54号の令和2年度補正予算関係議案、議案第55号から議案第62号までの令和元年度各会計決算8議案及び議案第68号専決処分した事件の承認についての合わせて10議案の審査に当たるため、17日及び18日の2日間にわたり、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号令

和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第60号令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第61号令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第62号令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定についての8議案の審査を行いました。

その結果、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、財政調整基金が年々減少している中、実質収支で6億5,000万円の黒字となったが、真の自治体の実力を表す実質単年度収支が前年度の5億円の赤字から10億円の赤字へと大きく増え、このまま推移すれば来年度以降予算編成ができなくなる可能性があり、市長は健全な財政であると強調されたが、この決算をよく分析すれば、危険信号が出ており問題であるなどの理由から反対討論がありました。

次に、議案第56号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、被保険者にとって高過ぎる保険税を値下げすべきであるのに、それどころか値上げをした決算であるなどの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第57号から議案第62号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に取り組むとともに、行政評価の成果及び課題を十分に精査し、現在策定中の第2次総合計画後期基本計画に反映されたい。

一つ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後税収の減少が懸念される中、財政運営の基本である歳入に見合った歳出の実現に向け、的確な事業の選択と集中を行うとともに、経費の削減や基金の有効活用を図り、持続可能な健全財政に取り組まれない。

一つ、不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じて、さらなる市民サービスの向上のための予算措置を講じられたい。

一つ、決算審査に必要な資料については、詳細な内容を事前に議会へ提出されたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第54号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について及び議案第68号専決処分した事件の承認についての2議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受けました。

各分科会長の報告に対する質疑及び討論はなく、議案第54号及び議案第68号の2議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、23日の本会議で当委員会に付託のありました議案第69号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についての審査に当たるため、同日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳入の繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金及び歳出の総務費、総務管理

費、自治振興費、関文化交流センター費の増額補正について、関文化交流センターの空調機改修工事の財源に、財政調整基金ではなく市民まちづくり基金や関宿にぎわいづくり基金を活用できないのかとの質疑があり、これについては、両基金は償還を完済していることから、令和元年度から法的にハード事業に充てることができるが、条例及び基金活用指針の改正が必要であるとの認識の下、今回は財政調整基金を活用したとの答弁でありました。

次に、これらの基金については、平成28年3月議会において、ハード事業への充当も含め、幅広く効果的に活用できるよう活用方針の見直しも含めて検討していくと答弁していることについて質疑があり、これについては、これまで検討してこなかったが、今後ハード事業に充てられるよう積極的に改正を行っていくとの答弁でありました。

次に、個別空調方式による改修とした理由に関する質疑があり、これについては、費用面や工期を考慮するとともに、今度改修が必要となった場合に部分的に取替えができ、改修費用が安くなることから選択したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第50号から議案第69号までの20件について討論を行います。

通告に従い発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第51号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第52号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第56号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての4議案に反対の立場で討論します。

まず、議案第51号と議案第52号の特定地域型保育事業などの条例の一部改正です。

今回改正しようとする2つの条例の狙いは、国が進める大都市における待機児童を解消するための規制緩和をさらに進めるものです。しかし、亀山市のように保育園などの認可施設を移転、改築することで定員を増やすことで、十分待機児童を解消できますので、特定地域型保育事業などを実施する条例そのものが不要なのです。このため当議員団は、こうした条例改正には反対をしてまいりました。

今回の条例改正では、幾つか問題がありますが、特に重大な問題を指摘します。

まず、3歳未満児の卒園後の受皿となる連携施設の確保を不要にするということです。

市は、3歳未満児の卒園後の受皿について、市の利用調整があると答弁していますが、希望する園に入れる保証はありません。兄弟で同じ園で保育をという保護者の切実な願いもかなえられないことが起こるのです。市は、3歳以降も引き続き保育の利用を希望する保護者に対して、必ず利用できるという仕組みをつくるべきであり、3歳未満児と3歳以上児を別々の施設で保育するというやり方をやめるべきです。

もう一つ大きな問題は、保育士の配置基準を緩和し、必要な保育士の人数に保育士以外の方をみなし保育士として加えるという緩和策です。そもそも保育士と他の専門職とでは、その専門性が異なります。保育士は零歳児からの子供の発達や、発達を促す遊びや学びを、保育を通じて行う保育の専門家です。今回の保育士の配置基準の緩和は、こうした保育士の専門性を他の専門職と混同し、保育の質を低下させるものです。以上のような理由により反対します。

次に、一般会計決算の認定です。

令和元年度の決算には、10月からの消費税10%への増税分が含まれています。予算決算委員会では、この増税により、歳入歳出決算差引きで5,800万円の市の負担増となったことが明らかになりました。消費税増税が、市の財政に重くのしかかっています。決算では、実質収支が6億5,000万円の黒字になりましたが、真の自治体の実力を表す実質単年度収支が前年度の5億円の赤字から10億円の赤字へと大きく増えています。この赤字が特に問題になるのは、財政調整基金が年々減少している中での赤字だということです。このまま推移すれば、来年度以降予算編成ができなくなる可能性も出てきます。櫻井市長は健全な財政であると強調されましたが、この決算をよく分析すれば、危険信号が出ていると言わざるを得ません。

次に、市が重点施策とする亀山駅周辺整備事業ですが、平成30年度に続き、令和元年度の決算でも執行率が19%と異常に低く、予算の8割以上を翌年度に繰り越しています。異常な決算が続いており、到底認められません。

また、職員体制も問題です。県内トップの非正規職員率や、正規職員が必要な専門職での正規化が進んでいないこと、また総合計画の重点である健康づくりと健康都市の推進として設置した理事の職を僅か2年で廃止するなど問題があります。

さらに、市が重点として推進しているリニア中央新幹線亀山駅誘致事業ですが、コロナ禍によりJR東海の収益が大幅に落ち込み、リニア事業の財源確保の点で厳しくなっていることや、静岡県での大井川の水問題や沿線各地での残土処理問題など、事業を進める上で障害となる課題、問題が山積しています。こうした問題に目を向けず、ただひたすらに積み増しするリニア基金も問題です。

その他の決算では、作る必要がない市勢要覧など、無駄な支出が多かった市制施行15周年記念事業。十分な検証をすることなく続けられている指定管理者制度。完全給食とすることが決まったのに、検討するだけという中学校給食。待機児童がゼロにならない実態があるのに、認定こども園による整備にこだわって老朽化した公立保育園の建て替えを行おうとしない保育園など、問題のある決算が含まれています。

以上のとおり、駅前再開発やリニア駅誘致などの大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応えておらず、問題のある個別の決算を含むこの議案の認定には反対するものです。

最後に、国民健康保険事業特別会計決算の認定です。

今回の決算は、ただでさえ高く払えないという国民健康保険税をさらに値上げした決算です。国民健康保険税額は、被保険者にとってあまりにも高く、値下げするべきであるのに、さらに値上げをしたことが反対の理由です。

被保険者を所得階層別に見ると、所得33万円以下の世帯が35.5%、所得200万円以下の世帯が77%を占める状態であり、毎年傾向は変わりません。また、例年に比べ医療費がかなり増加しています。入院に係る医療費の増加とのことですが、保険税を払えないがために医療にかかれず、疾病の早期発見ができず重症化するようでは本末転倒です。コロナ禍でもあり、被保険者の医療アクセスを保障する意味で、全ての被保険者に保険証を届けることは急務です。短期証の発行をやめるよう求めてきましたが、改善されておられません。

以上の理由により、この決算の認定には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第50号から議案第69号までの20件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第51号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第51号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第52号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第52号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第55号令和元年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第56号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第56号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第64号財産の取得について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第64号財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第50号、議案第53号、議案第54号、議案第57号から議案第63号まで及び議案第65号から議案第69号までの15件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決、認定及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第50号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第54号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第57号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和元年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第60号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第61号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和元年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第63号 財産の取得について

議案第65号 市道路線の認定について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 市道路線の認定について

議案第68号 専決処分した事件の承認について

議案第69号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

は、いずれも原案のとおり可決、認定及び承認することに決定しました。

次に、日程第21、請願第1号から日程第25、請願第5号までの5件を一括議題とします。

請願5件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和2年9月14日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
紹介議員氏名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
紹介議員氏名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	令和2年8月27日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 西村昭伸 他2名
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、鈴木達夫、福沢美由紀、尾崎邦洋、岡本公秀、前田 稔
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 5
---------	-----

受 理 年 月 日	令和2年9月4日
件 名	亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市野村一丁目1-7-2 亀山の学校給食を考える会（じゃがまる会） 代表 曾我部まゆみ
紹 介 議 員 氏 名	中崎孝彦、伊藤彦太郎、服部孝規、森 美和子、前田 稔
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	亀山市教育委員会に対し請願書を送付し、次期定例会開会日までに処理の経過及び結果の報告を求める

○議長（小坂直親君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願5件に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第1号から請願第5号までの5件について、起立により採決を行います。

まず、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第5号亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施す

るよう求める請願書については、採択することに決定しました。

お諮りします。

ただいま採択することに決定しました請願第5号については、教育委員会に送付し、次期定例会の開会日までにその処理の経過及び結果を報告されるよう請求することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号については、教育委員会に送付し、次期定例会の開会日までにその処理の経過及び結果を報告されるよう請求することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第26、議案第70号から日程第29、議案第73号までの4件を一括議題とします。市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第70号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の須川幸弘氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第71号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の上原つゆ子氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第72号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の関 弘江氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市山下町314番地22にお住まいの表 典子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の西川省三氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市

本町二丁目8番5号にお住まいの櫻井好基氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第70号から議案第73号までの4件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第73号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第70号から議案第73号までの4件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第70号から議案第73号までの4件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第70号から議案第73号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、議案第70号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第70号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第71号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第71号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第72号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第72号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第30、委員会提出議案第1号から日程第35、議員提出議案第4号までの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号から委員会提出議案第4号までの4件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされています。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっています。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源でなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症対策の措置として、全国の学校が「臨時休業」となり、国、各都道府県においてオンライン教育を進めるための環境整備が行われましたが、都道府

県間格差、市町村格差は大きく、子供たちの学びの機会は均等であるとは言えません。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度のさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

子供たちの姿を出発点とした、主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つだと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校など、学校現場はこれまでにない対応を行ってきました。文部科学省がまとめた「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」において、人的・物的体制整備を含む取組を示すとし、このような緊急事態において教職員が足りていないことが露呈しました。

もともと、日本の1クラス当たりの児童・生徒数は、小学校27人、中学校32人で、2019年経済協力開発機構公表値と比較すると、どちらも大きく上回っています。

教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。また、どのような事態であっても適切かつ円滑に対処していくためにも、そして、子供たちが安心・安全に学べるようにするためにも、新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、「OECDインディケータ」において、「高等教育段階の教育支出においては、53%が家計負担、17%がその他私的部門によって賄われ、公財政支出が占める割合は僅か31%で、OECD諸国の中で最低水準の国の一つである」と指摘されています。

教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は、増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれる中、人的配置をはじめとする財政措置は、いまだ不十分であると言わざるを得ません。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考えます。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第3号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

防災対策の充実を求める意見書。

県内において、子供たちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されますが、501校中117校の小・中学校が津波浸水想定区域内に立地し、うち107校は避難所に指定されています。

2015年に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災地域づくり推進計画」の策定は、全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和等、支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、今年は、全世界で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっています。2016年に内閣府が策定した避難所運営の指針では、感染症患者は専用の部屋を確保すれば避難所に滞在できるとしていましたが、政府は2020年4月、新型コロナウイルス感染症の感染者は、避難所以外に滞在させるよう通知を行い、「指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所開設を図る」としました。その後、発熱・せき等の症状が出た方や濃厚接触者とされる方とやむを得ず同室となる場合のレイアウト例等も示されていますが、施設やスペース、資材、人材が足りない自治体も少なくありません。

災害や感染症は、いつ発生するか分かりません。性やプライバシーに関する課題や、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しており、政府の責任において、安心して被災者が避難できるよう備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、子供の貧困率は13.5%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯より著しく厳しい経済状況に置かれています。

2020年3月に策定された「第2期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」を目指さなければなりません。支援を必要とする子供たちに対して、相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、極めて重

要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から、私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額が引き上げられ、いわゆる「無償化」とはなりましたが、一方で、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならないなどの課題もあります。また、高等教育の就学支援新制度がつくられ、改善・充実してきていますが、全ての大学・短期大学、専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる緩和・拡充を求めているかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と、就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀産業建設委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第5号防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出については、産業建設委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書。

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は、依然として喫緊の課題です。

現在、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下、「3か年緊急対策」という。）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施していますが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要です。

本市でも3か年緊急対策を活用し、強靱化対策を強化してきたところですが、想定される大規模自然災害や南海トラフ地震などに対して事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性はいまだ高い状況にあります。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市部への過度な一極集中から脱却するためにも、地方の強靱化対策は必要不可欠です。

よって本市議会は、国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の

措置を講ずることを強く求めます。

記1. 令和3年度以降においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見通しの下、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠予算による必要かつ十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。

2. 地方公共団体が、策定・見直しを進めている国土強靱化地域計画に基づく取組を、迅速かつ確実に実施するために必要な予算の総額確保を図ること。

3. 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。

4. 令和2年度で終了とされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策等については、地方自治体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。

5. 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員や体制の維持及び拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ただいまから、上程をいただきました議員提出議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。

地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっています。

地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られており、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填

措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理と合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税でもあり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第1号から委員会提出議案第5号まで及び議員提出議案第4号の6件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第5号までの5件については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

続いてお諮りします。

議員提出議案第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第4号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第5号まで及び議員提出議案第4号の6件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第5号まで及び議員提出議案第4号の6件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の

提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第3号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第5号防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議員提出議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第36、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

本市においては、住宅密集地や狭隘道路が多く存在する中で、一度火災が発生すると周囲への延焼被害が拡大する可能性が高い状況にあります。特に、関宿伝統的建造物群保存地区では、旧東海道の宿場町の中で歴史的な町並みが残ることから、個々の住宅における延焼防止対策や地区での防火対策を今後も強化していくことが重要であります。

そこで、総務委員会では、火災の被害拡大防止をテーマに計7回の委員会を開催し、調査研究を行ってきました。現状把握のため、消防行政を担う消防本部から、本市における火災被害拡大防止対策の概要、消防団の現状、消防組織、消防用設備の現況等について資料を求め、聞き取りを行い検討した結果、本市の消防職員数及び消防水利箇所は、消防力整備指針の算定数より少なく、また他市と比較しても充足率は低い状況にあることなど、6つの課題・問題点を抽出しました。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症の影響により先進地視察等の十分な調査研究ができなかったため、市への提言までには至りませんでした。この研究結果については各委員が今後の議員活動の中で活用していくことといたします。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

亀山市立医療センターは、平成2年に開院し、平成28年に地方公営企業法を全部適用するとともに、平成29年からは地域包括ケア病床を設置するなど病床稼働率の向上や経費削減等を図ってきましたが、昨年9月、厚生労働省により、再編・統合の検証を求める病院に上げられました。

そこで、教育民生委員会では、地域医療の充実のため、亀山市立医療センターの可能性をテーマに計7回の委員会を開催し、調査研究を行ってきました。現状把握のため、医療センターアクションプランに基づく取組について確認するとともに、法の全部適用の効果等について検証しました。

委員会では、新たな診療科や女性専門外来を設置することなどについて委員から意見がありました。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、医療センターに早期から地域外来・検査セ

ンターが設置されたことをはじめとして、地域医療を支えるため、医師、看護師、事務局が一丸となって取り組まれていることを確認しました。さらに、三重短期大学生生活科学科教授の長友薫輝氏を講師に迎え、地域医療における自治体病院の存在意義などについて学ぶ機会を得ました。

感染症対応には、余裕のある病床確保とスタッフの充実が重要であり、今後は効率性、採算性という指標だけで病院経営を判断することは難しいと思われます。そして、未知の感染症である新型コロナウイルスに医療センターがどのように対峙し、自治体病院としての役割を果たしていくのか、最大限注視し検証していく必要があります。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民団体等との意見交換が実施できなかったことから、課題・問題点の抽出と市への提言までは行いませんが、今回調査研究したことを各委員が今後の議員活動に生かしていくこととします。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀産業建設委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

道路施設の効率的、計画的な管理を進めるためには、道路状況を的確に把握し、最適な対策を講じることが重要であり、これまで道路管理者が点検、補修を実施して道路の安全確保を図ってきましたが、今後、国や地方公共団体の限られた予算や人的資源で道路の維持管理を適正に行っていくことは困難になることが予想されます。

そこで、産業建設委員会では、これからの道路管理をテーマに計7回の委員会を開催し、調査研究を行ってきました。現状把握のため、道路障害への対応、交通安全施設の整備及び修繕、道路改良、道路の不備に係る通報システムの導入について産業建設部に資料を求め、聞き取りを行い検討した結果、住民参加やICT技術の活用など、新しい道路管理体制を構築すべきであることなど3つの課題・問題点を抽出しました。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民団体等の意見交換が実施できなかったことから、市への提言までは行わないこととしますが、今回調査研究したことを各委員が今後の議員活動に生かしていくことといたします。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事は全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和2年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会とします。ご苦労さまでございました。

(午前11時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
令和2年9月25日

議 長 小 坂 直 親

4 番 今 岡 翔 平

13 番 伊 藤 彦 太 郎